

平成 22 年 3 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成22年 3月 4日 開会
平成22年 3月16日 閉会

飯 島 町 議 会

平成22年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年3月4日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置について
- 日程第 5 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 第 2号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 第 3号議案 課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 4号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第 6号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第 7号議案 本郷第六地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 第 8号議案 飯島町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第 9号議案 飯島町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第10号議案 平成21年度飯島町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 第11号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第16 第12号議案 飯島町道路線の認定について
- 日程第17 第13号議案 飯島町道路線の変更について
- 日程第18 第14号議案 財産（土地及び建物）の取得について
- 日程第19 第15号議案 上伊那広域連合規約の一部変更について
- 日程第20 第16号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第21 第17号議案 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第22 第18号議案 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 中村明美 |
| 3番 坂本紀子 | 4番 浜田 稔 |
| 5番 堀内克美 | 6番 倉田晋司 |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 北沢正文 |
| 9番 竹沢秀幸 | 10番 宮下 寿 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

⑩本会議に職務のため出席したもの

- | | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 折山 誠 |
| 議会事務局書記 | 千村 弥紀 |

本会議開会

開 議 平成22年3月4日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、ただ今から、平成22年3月飯島町議会定例会を開会します。

この定例会においては、平成22年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されており、議員各位、理事者並びに説明員には会期中を通じて慎重なご審議と円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いいたします。

それではこれより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からご挨拶をいただきます。

町 長 おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成22年2月15日付飯島町告示第16号をもって、平成22年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず、全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。また林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、杉原農業委員長さんには、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今年の冬は心配をされました大雪の被害や凍結による被害もほとんどなく、3月を迎え日一日と温かさが感じられ、南の方からは桜の便りも聞かれる季節となつてまいりました。今後安定した気象状況が続く、春の農作業が順調に進み、豊作の秋を迎えることを切に願っているところでございます。

さて2010年冬季オリンピック、カナダのバンクーバーで2月12日に開催し、カナダ西部の都市に史上最多の82カ国、国や地域から約2,600人の選手が集まり、17日間にわたって7競技86種目の競技が行われました。特に日本人の活躍はメダルの獲得数こそ少なかったものの国民に多くの感動を与えてくれたものと思われまふ。またこの12日からは障がい者スポーツの祭典でありますパラリンピックが3月21日までの予定で同じくバンクーバーで開催をされます。障がい者の皆様が様々な障がいや生活環境を乗り越えて、多くの人々に支えられ、一生懸命に頑張っている姿が多くの国民に新たな感動と生きる力を与えてくれるものと思っております。

さて、政府は最近の経済雇用情勢を踏まえて、景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、明日の安心と成長のための緊急経済対策を着実に実施し、これに伴う平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することといたしております。特に平成22年度予算におきましては、子育て、雇用、環境、科学技術に特に重点を置き、国民の負託にこたえて主要施策の実施に取り組むとともに、新成長戦略の推進を通じて成長のフロンティアを拡大し、新たな需要と雇用を創造していくとしております。さらに経済成長と財政規律を両立させ、経済成長や国民生活の安定、セーフティネットの強化という観点からも財政の持続可能性を高めていくこととしております。この予算が一昨日衆議院を通過し参議院での審議が始まりましたが、これにより新年度予算の年度内成立が確実となり、引き続き厳しい経済雇用情勢の中にあつて、さらなる景気浮揚の足掛かりとなることを切に期待をしておるところでございます。

こうした中で平成22年度の飯島町の予算はさまざまな社会情勢や国の施策を踏まえて、

「町を元気にみんなでつくる思いやり予算」と位置付け、町が自立し持続発展可能なまちづくりを目指した5年目の予算であるとともに、施策の基本は10年計画であります第4次総合計画に基づく中期計画の後期編に置き予算を編成をいたしました。これら長期構想及び中期総合計画は平成22年が最終年度となりますので、次年度におきましては飯島町の向こう10年間を見据えた第5次総合計画の策定のため、議員各位をはじめ多くの町民の皆様の建設的な意見を賜りたいと思っております。予算のポイントといたしましては7項目を施策の重点に限られた財源を有効に生かすために重点的・効率的な予算配分に意を払うとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨にも意を払って、将来に向けて足腰の強い財政基盤を確立するための財政対策も引き続いて盛り込んだところであります。詳細につきましては明日の提案時に申し上げます。

本議会定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が2件、条例案件7件、補正予算案件2件、新年度予算案件8件、その他案件9件の28件であります。さらに最終日に契約議決案件1件を追加を提案申し上げる予定でございます。いずれにいたしましても重要な案件でございますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして、適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会招集のごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、8番 北沢正文 議員、9番 竹沢秀幸 議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 堀内議会運営委員長。
会期につきましてご報告を申し上げます。去る2月23日に議会運営委員会を開催しまして本定例会の会期につきまして協議をいたしました。案件の内容からして本日から3月16日までの13日間と決定されましたのでご報告を申し上げます。以上です。

議 長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議なしと認めます。従って会期は本日から3月16日までの13日間とすることに決定しました。堀内委員長自席へお戻りください。
会期の日程については事務局長から申し上げます。
事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。初めに町当局からの報告を求めます。
町 長 それでは私からは3件についてご報告をさせていただきたいと思っております。先ず、飯島町土地開発公社の平成22年度事業計画及び予算についてでございます。飯島町土地開発公

社の平成22年度事業計画及び予算につきましては、去る2月18日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし、議決をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定によりましてご報告を申し上げます。初めに、平成17年度から始まりました国道153号伊南バイパス改築工事に伴う用地の先行取得についてであります。おかげさまで順調に買収が進み、平成20年度の繰越事業分も今年度末には終了をする予定であり、平成21年度をもって公社の代行買収は終了することとなりました。今後は平成24年度までの再取得事務、これはいわゆる国庫から入金精算の事務でございますけれども、この事務を残すのみとなっております。しかし企業誘致をめぐる環境は極めて厳しい状況に置かれております。わが国がこれまで経験しえなかった厳しい経済状況に直面しながら1年以上経過いたしました。一部明るい兆しもみられるものの、いまだ多くの企業で収益が減少している状況でございます。そのような中であっても平成21年6月には当公社が土地を用意した栗加工販売施設が竣工をし、その後12月には久根平工業団地の拡張用地を既存企業へ売却をすることができました。今後は残されました陣馬工業団地への企業誘致を積極的に進めるほか、柏木工業団地につきましても当初の計画通り用地につきまして町と連携をして国県との調整を進めてまいりたいと思います。また現在保有をしております東小段の共同墓地につきましては計画的に町に売却するとともに、未販売の分譲住宅用地につきましても精いっぱい努力して売却をしてまいります。

次に予算概要について申し上げますが、主な収入見込みといたしまして平成18年度から20年度に取得した伊南バイパス用地を、国に446,000,000円で売却をするほか、工業団地及び住宅分譲の宅地等の売却による土地造成事業収益を172,000,000円など見込んで、収入合計では624,000,000円余りを予定いたしております。これに対し支出の見込みとして、伊南バイパス用地取得原価446,000,000円、土地造成事業原価170,000,000円など事業支出の622,000,000円余りを予定しております。この結果単年度収支では2,000,000円ほどの黒字となる予算でございます。詳しくはお手元の事業計画書並びに予算書のとおりでございますので、後刻ご覧をいただきたいと思っております。

次に、財団法人飯島町振興公社の平成22年度事業計画及び予算についてでございます。平成22年度飯島町振興公社予算につきましては、去る2月18日の振興公社理事会において審議をお願いしご議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づいてご報告申し上げます。平成22年度の振興公社事業は町の指定管理業務が4年を経過し、与田切公園の指定管理業務が再指定となります。これに本郷道の駅産地形成促進施設指定管理業務、千人塚公園指定管理業務、図書館の指定管理業務を加えた4業務と、山岳施設の管理業務、道の駅本郷の管理業務、観光業務、観光協会事務局業務、信州飯島桜守事務局業務を実施しつつ、収益事業として千人塚公園のマレットゴルフ、釣り、オートキャンプ事業を行ってまいります。これらを行う予算の概要についてでございますが、主な収入は指定管理料の収入、施設利用料収入、委託料の収入、マレットゴルフの事業収入、キャンプの事業収入など、総額で40,100,000円余りとなっております。支出につきましては、事業費として先ほど申し上げました指定管理業務を中心とする受託事業支出が36,300,000円余り、これに一般管理費及び収益事業支出等3,800,000円余りを加えて、収入予算と同額にしてございます。事業費の総額を前年度と比べますと99%の事業規模となっております。各種管理業務の履行はもとより今後も更なるサービスの向上を図り、飯島町振興公

社の目的達成のために努力をしてまいります。この公社予算内容につきましてもお手元の予算書事業計画のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思っております。

最後に株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成22年度事業計画及び予算計画について申し上げます。株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成22年度事業計画及び予算計画につきましては、去る2月26日開催の同社取締役会において議決をされておりますので、地方自治法の規定に基づいてその概要をご報告をいたします。最初に平成21年度の事業及び決算見込みであります。事業につきましてはほぼ計画通りに進んでおります。特に10月からは平成23年7月からのテレビの完全デジタル化に向けた対応としてデジタルチューナーの取り付けを進めております。決算見込みにつきましては各事業がほぼ順調に進んでいることもあって黒字決算となる見込みでございます。

次にお手元に配布してございます事業計画及び予算計画であります。平成22年度の基本方針及び運営方針としては地域情報機関として加入者の多様なニーズに応えるとともに、地域経済の発展に寄与し、きめ細かな生活情報の提供と新規加入者の拡大による経営の安定化を図ることとしております。また主たる事業計画の中ではデジタル放送普及推進事業計画としてデジタルチューナーの無料配布を平成22年度中に一部を除きほぼ全市町村の加入世帯に設置することと計画しております。予算計画といたしましては収入としては利用料収入及び通信料収入が中心であり、売上高は609,200,000円を見込んでおり、さまざまな諸経費を差し引いた後の損益は94,170,000円を見込んでおります。なおデジタル化対応につきましては169,000,000円あまりを見込んでおり、その経費の財源はほぼ全額を借り入れによる計画としております。以上、株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成22年度事業計画及び予算計画の概要でございます。こちらにつきましてもお手元の資料を後刻ご覧をいただきたいと思っております。以上3点につきましてご報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長 ただ今報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。

次に議長から申し上げます。まず、請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査の結果について報告いたします。12月から2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

林代表監査委員、杉原農業委員長、市村教育委員長には今会期中ご出席を願いますがよろしくお願いをいたします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。お諮りします。本件については別紙のとおり議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、平成22年度飯島町各会計予算及び予算関係議案をこれに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って本件については議長を除く11人の委員で構成する予算審

査特別委員会を設置することに決定しました。

ここで予算審査特別委員会の開催について申し上げます。明日本会議終了後において正副委員長選出のため予算審査特別委員会を開催いたしますから委員の皆さんはご承知おきをいただきたいと思います。

議長 日程第5 第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命する任期3年の委員でございます。現在、新田耕地の湯澤敏美氏が3期目、日曾利耕地の吉川雅治氏が1期目の2名が在任中でございます。最近における人権擁護を取り巻く案件の増大とこれに伴う全国的な擁護委員の増強傾向の中で、当町でも現職お2人の委員の意向をも踏まえて法務省に増員協議をしましてまいりましたところ、新委員の候補者の推薦をするよう依頼がございまして、これによって当町では3名体制でお願いすることといたしました。これを受けて新委員候補者として本郷第六耕地の米山まつゑ氏を人格識見とも適任者として法務省に推薦をするにあたり議会の意見を求めるものでございます。なお法務省の手続きは任命までに3ないし4カ月ほど必要となり、法務省の任命後の任期は平成22年7月1日から3年間となりますので、今議会でご審議をいただき全員の賛同をもってご推薦決議いただきますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を省略しこれから第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

議長 [賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。従って第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。暫時休憩とします。そのままお待ちください。

(暫時休憩)

議長 再開いたします。ここで只今推薦同意されました米山まつゑさんからご挨拶をお願いいたします。米山さんどうぞ。

米山まつゑ氏 [米山まつゑ氏登壇]

ただいま人権擁護委員に推薦いただきました本六耕地の米山まつゑでございます。保健師としての経験を生かして人権についてわたし自身がこれから学びながらお役に立てるよう努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 [米山まつゑ氏退席]

議長 再開いたします。

議長 日程第6 第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題としま

事務局長

議長

町長

議長

す。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有するものの中から、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任をすることとされ、任期は3年とすることが地方税法に規定をされております。現在、宮脇幸男氏、堀越寿一氏、上原 勇氏の3名が在任中ですが、宮脇幸男氏が平成22年3月31日に任期満了となります。任期満了後の委員として引き続き田切在任の宮脇幸男氏を適任者として選任をするにあたり議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議をいただき全員の賛同をもってご議決いただきますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

町長 討論を省略しこれから第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 ありがとうございます。起立全員です。従って第2号議案は原案のとおり同意することに決定されました。

議長 日程第7 第3号議案課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

事務局長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第3号議案課設置条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。本条例は国の社会保障制度改革によりまして、この4月から子ども手当制度が創設されるという準備が国においてなされております。このためこの事務の所管を住民福祉課と定めることと致します。よって本条例の住民福祉課の分掌事務に子ども手当に関する事項を追加するものでございます。合わせまして同条例中に漢字表記で「障害者」という表記がございしますが、このうち「害」の字をひらがなに合わせて改めるようお願いをしております。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

町長 この条例に対して一言ちょっとあのご質問いたします。改正する条例についてはこれは社会保障制度改革に準ずるもので、内容については疑義はございません。しかしこの昨今の福祉医療の職務はほんとにたいへん煩雑であると理解をしております。従ってこの上にこの子ども手当に関する事項が加わることによって、これは職員に対するこの対応はどのように考えているか、これは条例でありますから予算も伴うものでありますからちょっとこの点について質問いたします。

副町長 今回予定されております子ども手当につきましては、現在制度としてあります児童手当、この制度がなくなって新たに子ども手当制度に移行していくということになるかと思いません。ただ平成22年度は変則でございまして、児童手当と子ども手当が並行して実施されるということになるかと思いません。従いまして23年度からはこれが新たな法律の下に子ども手当に一本化されるものというふうに理解をしております。したがって従来の児童手当の事務の分が子ども手当ので事務に移っていくということになるかと思いません。それから今までありましたその所得制限制度だとかいったその制度上の複雑さも子ども手当の制度の中には省かれてくるということになりますので、その辺においても事務の軽減がされていくというふうになるかと思いません。更にこういったあの企画的な事務につきましては電算事務がフルに活用できると、そういったメリットもございまして、その辺も活用しながら職員の事務の軽減に努めてまいりたいということでご理解をいただきたいと思いません。

議 長 他に質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第3号議案課設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 第4号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第4号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。条例に定める組合休暇につきましては登録職員団体の構成員、一般的に組合員というふうに言われておりますが、この職員が勤務時間において職員団体業務に従事する場合には町長が許可できるというふうになっております。しかし国の方からの指導がございまして、この組合休暇につきましては無給休暇と規定すべきであるというそういうご指導をいただいております。このためこの件につきまして職員団体と協議を進めてまいりましたが、このたびその協議が整いましたので組合休暇を無給休暇に加える改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第4号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第5号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第5号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被扶養者から国保被保険者となったものに係る国保税について、資格取得から2年間後期高齢者医療制度と類似の保険税軽減措置を現在実施をしております。今回の改正につきましては高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正によりまして、この軽減措置がこの期間が当分の間延長されるということになりました。従いましてそのための条例改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第5号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第6号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例。

議 長 日程第11 第7号議案本郷第六地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について。以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 只今一括上程されました第6号議案及び第7号議案の提案理由の説明を申し上げます。最初に第6号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。平成21年度地域介護福祉空間整備事業により本郷第六耕地の高齢者支えあい拠点施設、田切地区交流センター及び本郷地区交流センターが施設整備され、平成22年4月から供用開始となるため関係条文に当該施設を加える、そのための条文を整備し、合わせまして関連する議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例について関係条文の整備を行うものでございます。

次に第7号議案でございますが、本郷第六耕地高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてでございます。平成21年度地域介護福祉空間整備事業によりまして平成2

2年4月から供用開始されることとなりました。本郷第六地区高齢者支えあい拠点につきまして設置目的を効果的かつ効率的に設置するため、本郷第六耕地が管理することがより事業効果が期待できると判断をいたしました。従って本郷第六耕地を指定管理者の候補者として選定をいたしました。いずれも細部につきましてご質問により当該担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 7番 三浦議員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

それでは質問をしたいと思います。町内各所に高齢者支えあい拠点施設ということで整備をされております。高齢者地域支えあい拠点施設としての国の方針にのっとった活用がまず第一に目的とされるべきではないかというふうに考えております。そこで指定管理者にどのような説明をして管理を委託するのかということについてお聞きをしたいと思います。

住民福祉課長 それではお答え申し上げます。ご指摘の件でございますが、過日2月の15日、2月16日の2日間にわたりまして、今まで指定管理をお願いした3耕地、それからこれから第二次・第三次要望の内定をいただいた12耕地の皆さんに集まっていたいでそれぞれ説明会を行っております。今、議員ご指摘の通り、施設の設置目的それから指定管理者制度による管理、あるいは利用計画及び実際の利用の場面の状況等、あるいは利用率の設定これは会計検査の対象でございますので当然利用率の設定等についてもお願いをし、また実績報告等についても周知をしたところでございます。

議 長 4番 浜田議員 他にありませんか。

ただいまの件について関連して質問いたします。この事業が地域介護福祉空間整備事業であるということで、その事業の内容は文書をもって指定管理者に通知されているという理解でよろしいのでしょうか。それとも一つはそれは指定管理者との契約の中に明文化されて盛り込まれているのかどうか、この2点についてお尋ねします。

住民福祉課長 それではお答えします。この件でございますが指定管理につきましても基本協定書の締結を町長と地元の総代である者が取り交わすことになっておりまして、その協定書の中に今ご指摘の通りの条文が入っておる次第でございます。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

4番 浜田議員 ただ今の質問によってですね、町側としてはこの趣旨を徹底させる努力を十分に尽くしておられるということは認識しました。しかしながら現実に私どもの耳に入ってくるころの一部にはですね、これはあの集会所の新設であるとまあそのような認識が依然として残っています。ぜひこういった認識をはがすような努力をですね今後とも続けていただきたいということを申し上げたいと思います。

議 長 4番 浜田議員に申し上げます。賛成か反対討論か、どちらでしょうか。

浜田議員 失礼しました。賛成討論でございます。

議 長 はい他に討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例、第7号議案本郷第六地区高齢者支えあい拠点施設指定管理者の指定について、以上2議案を一括して採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第6号議案、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第8号議案飯島町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第8号議案飯島町都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は飯島町都市公園であります与田切公園の観光客の誘致を促進するというために、乗車定員10名を超えるバスの駐車にかかる多目的広場の使用料の徴収を廃止するよう条例の改正をするものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 7番 三浦議員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ただいま有料公園施設の使用料の廃止という提案だというふうに受け止めましたけれども、この改正によって誘客を推進できるというふうなことですけれども、その根拠ということについてどのような認識でおられるのかお聞きをしたいと思います。年間を通じてこのようなことが期待できるのか、またあのこの条例の中には有料公園の施設ということで野外ステージが載っておりますけれども、この部分についての検討はされたかどうかについてお聞きをしたいと思います。

産業振興課長 それではあの先ず最初の関係でございますが、誘客への根拠ということでございますが、まああの一つの例をとってみますと、平成18年に指定管理とともにこの多目的広場に駐車するバスについて有料にするという形でまあ4年ほど経過しておりますが、まあその中で当初はまあ数十台と来ておりました。その中でその後数年経った後、一気に減少しております。ということはまあ一つ有料になったということとともに、例えば高遠の後、飯島の方へ来て合わせて桜を見たいという問い合わせがバス会社ないしは観光会社の方から来ております。その中で実はここがバスが有料だという話をすると「あ、わかりました」という形で来ないというのが現実で、実際バスの駐車台数が減っております。まあここら辺の含めたなか、それから「おもてなしの心」という心の中でも含めまして今回こういう改正にさせていただきました。それから野外ステージの関係でございますが、この関係につきましてはやはりあの施設自体がまああの利用度が若干少ないわけでございますけれども、駐車とは違いましてやはりああいう施設については有料にした方がいいという考えを持っておりますので、今の段階では有料という形で内部ではそういう形でしております。

議 長 他に質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

7番
三浦議員 この条例改正によって是非あの飯島町の与田切公園に桜を見に来ていただける方が多くなることを期待いたします。それと合わせて野外ステージの利用法方について、せっかくそうした施設があるのでまあ利用者が少ないと言わずに、まあ利用していただけるようなそうした取り組みも是非進めていただきたいということを付け加えて賛成といたします。

議 長 他にありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第8号議案飯島町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 第9号議案飯島町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長 第9号議案飯島町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は親町コミュニティ消防センターが国の経済危機対策臨時交付金事業によりまして、現在保健センター東側に新築移転中でございます。この4月から供用開始となること、それから田切のコミュニティ消防センター用地が国土調査によりまして地番が変更されているということに伴いまして、それぞれの設置地番について変更をするよう条文整備をするものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第9号議案飯島町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第10号議案平成21年度飯島町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第10号議案平成21年度飯島町一般会計の補正予算(第8号)気について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ27,058,000円を減額をし、歳入歳出それぞれ5,239,813,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては平成21年度の当初予算及び補正予算により各種の事務事業を進めてまいりましたが、決算を迎えるにあたりまして事業実績等の見通しにより必要な補正をするものでございます。なおこれから3月末にかけて流動的な事務事業もありますので、必要に応じて3月31日付で補正をしなければならないもの、また繰越明許費として次年度に亘って事業を実施するものが見込まれておりますので、精査のうえ必要な措置を講じてまいりたいと考えております。この他に主な補正につきましては循環バス運行事業と地域医療費の給付事業の財源として地域福祉基金の繰り入れを予定しておりますが、この取り崩しをやめまして一般財源で賄うこととし財源組み替えをいたしました。この財源組み換えにより特別地方交付税として措置される額が増えますので併せて地方交付税の増額を補正することといたしました。またCATVのチャンネルリース料がエコシティ駒ヶ岳の決算が黒字となる見込みとなりましたので、リース料を支払わずにその額を将来に備えた高度情報化基金への積み立てをすることといたしました。その他来年度から支給されます子ども手当と現行の児童手当のシステムを再構築するための経費や、町が独自で行っております75歳以上の方を対象にした肺炎球菌の予防接種について県の広域連合からの補助を得ることができましたのでその収入を計上いたしました。また債務負担行為の補正といたしまして地域有料賃貸住宅建設事業など2件の追加と、伊南バイパス建設用地取得関係など4件の変更を補正をすることといたしました。地方債の補正につきましては堂前線の関係事業費の変更に伴います地方債の減額を2件以上お願いするものでございます。このほか細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、スムーズな補正予算の執行ができますようご理解とご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時25分といたします。休憩。

午前10時09分 休憩
午前10時25分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。

総務課長 (補足説明)
住民福祉課長 (補足説明)
産業振興課長 (補足説明)
建設水道課長 (補足説明)
教育次長 (補足説明)
議会事務局長 (補足説明)

議 長 以上で提案説明を終わります。
4番

浜田議員 ここで動議を提出したいと思います。ただいま議題となっております第10号議案、この中に債務負担行為の項目がございます。でこれは新年度予算における地優賃住宅の一部を成すものだというふうに私自身は理解しております。で、これに関連いたしまして、本件に関連して一般質問あるいは請願陳情等も予定されております。従いましてですね、この件は分離して議論するにはふさわしくなく、むしろ本年度予算全体を通しての議論の中でですね、制約を受けることなく議論されるべきものではないかと、そのことによって慎重審議が可能になるとこのように考えます。従いまして新年度予算に関係するという意味で予算審査特別委員会に付託して審査することを望みます。

議長 ただいま浜田議員から第10号議案については予算審査特別委員会へ審査を付託することの動議が提出されました。ただいまの動議に賛成される方は、

7番 三浦議員 賛成。

議長 この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。浜田議員の動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり第10号議案の審査を特別委員会への付託にすることに賛成の方はご起立願います。

議長 [賛成者起立]

議長 お座りください。起立少数です。従って第10号議案については予算審査特別委員会に付託することは否決されました。

1番 久保島議員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

建設水道課長 ただいまのですね債務負担行為、地域優良賃貸住宅の件なんです、ここで予約をするものというふうに課長の方から説明がございました。そうすると予約をするのであれば既に入札行為が行われているという中で、少し順序的ですね逆ではないかというふうに感ずるところもあるわけなんです、そこら辺について流れについてご説明をいただきたいと思いますが、

建設水道課長 それでは私の方からあの最初に若干の経過を含めてご説明をさせていただきます。今回の地優賃住宅の建設につきましては、その町の中期総合計画の中で重点施策として人口増活性化の一つの柱として掲げた、若者向けの安価な賃貸住宅の整備、これに基づきまして国の地域住宅交付金事業を活用して平成19年度に鳥居原の旧東部保育園跡地に建設した特公賃グリーンリーフ12戸の第2弾として建設するものです。なおこの地域住宅交付金事業につきましては、平成19年から23年までの5カ年の計画で、既存の公営住宅の再生整備と合わせまして、若者定住向促進の賃貸住宅2カ所を平成19年と22年に建設するという計画での認可を受け、継続して実施している事業です。更に既に19年度から実施している特公賃グリーンリーフを含む既存の町営住宅の再生整備事業に、今回建設する地域優良賃貸住宅の分の交付金も前倒しをして交付を受けておる状況でございます。こうした経過を踏まえまして昨年秋2回の全員協議会、また12月議会の一般質問等の答弁におきまして、住宅の建設場所と規模、9月の完成に向けて住宅供給公社に実施設計と工事に入ることについてご説明し、十分ご理解をいただいく努力をまいりました。その中では議員の皆さんから異論はなく、全体として10月1日の国勢調査に入居に間に合うように努力してほしいという意見や、住宅整備、周景施設等への希望など積極的な意見が多

く出されておりますし、まあそういうことで今後新年度予算の中でまた審議、それから条例等で入居条件、家賃等の審議、それから9月には正式に買い取りの仮契約に基づいて9月定例議会で財産の買い取りの議決等をお願いをしていく形になっております。そういうことで今回の部分については当初はこの4月から住宅供給公社による実施設計、工事着手というような予定でございましたが、今まで議会全員協議会の中でご説明した通り、急きよ9月の入居に間に合わせるということでございますので、そのために今回の債務負担行為という形になったということでご理解をいただきたいと思ひます。

議長 他に。

7番 三浦議員

ただいま経過については説明がありましたけれども、実はあの説明を受けましてまあ住民の皆さんからもいろいろなご意見を伺っておりますが、なかなか皆さんもいろんなご意見があつて、住民の皆さんの合意が得られているというふうにはこう実感として受けておりません。あの実はいろいろ社会情勢も変化を大きくしております。そういう中で雇用が不安定でありまたそういう中で収入も不安定であるという社会情勢もありますし、またそういう中で飯島町に移り住んで安定した職を持ちながらここで暮らすことができるかどうかということへの保証があるかどうかということも問題になっていると思ひますし、町内のアパートを見ればまあ派遣の社員の方が減ったとはいうものの、25%から50%台の入居率というふうにお聞きをしているところで、まあ新たに建設することで入居者が確保できるかどうかということは大変に不安なことだと思ひます。その見通しがあるのかどうかお聞きをしたいと思ひます。

建設水道課長

この地域優良賃貸住宅につきましては前にグリーンリーフ、鳥居原で建設した特公賃もそうですが、若者定住向の賃貸住宅ということで、先程経過の中で申し上げましたように、いくつもの機会の中で飯島町にその若者が住みたい住宅、いわゆる安価で中堅所得者層向の良質な住宅がないというようなご意見の下にこの計画が立てられ、また町の先ほどから言っております重点施策の中での人口増を図るために計画を立ててきたものですが、特公賃住宅では2倍以上の応募がありまして、すべて町外、UターンIターンJターン、いわゆる町外からの入居の皆さんにより満杯に埋まって現在もおります。で当初入ったときから既に4人ほどお子さんが誕生されておりまして、人口増活性化にはつながっております。で今後のこの部分につきましても、やはり魅力は公共施設、特に小学校中学校それから保育園に近い、役場に近いというこういった立地的な利便、そういったものも考えますと、あのそれとやはりその先程言いました子育て支援、今度の住宅については一つの目的が子育て世帯の支援ということも一つの大きな柱になりますので、そういった意味で非常に良質な住宅それから家賃をある程度抑えた形でいきますので、その点については応募があるというふうに思っておりますし、その募集についても力を入れていきたいというふうに考えております。

議長 他に。

4番 浜田議員

まず第1点、全員協議会等で説明をいただきました。ただあの当然のことですけれども全員協議会は議会とは違います。従いましてそこでの意見の異論の有無がですねそのまま議会の意向であるというふうな認識は私は正しくないのではないかとこのように考

えております。まあそういった前提の中で先程の質問に関連して質問いたしますけれども、これはグリーンリーフ以来の既定の路線であるというそういうお話でありますけれども、一方でこの間経済情勢は激変しております。で一つの事業を行うに当たってはですね普通はフィージビリティスタディと言いますか、その事業がほんとに実現性を持っているかということのを慎重に調査しなければですね、やはり事業は極めて危うい状況になりうるとそのように考えます。従いましてですね普通であれば例えば現在のこの地域の住宅事情、入居事情、それがどういった動向にあるのか、そういった調査を改めて行ってですね、現在のこの時点でそれが適切な事業であるのかどうかということのを改めて判断するだけの慎重さを求められるのではないかとそのように私は考えます。従いましてそのような改めての調査が行われたのかどうかこの辺についてお尋ねしたいと思います。

建設水道課長

今、浜田議員の言われるような動向調査、意識調査等そういったものは実施はしておりません。

議長
9番

他に。

竹沢議員

それでは地優賃はよろしいでしょうか。次の課題、歳入の19ページ歳出にも一部ありますけれども、私もあの一般質問で政策提議いたしまして肺炎球菌の予防接種、高齢者を中心に500人以上の方が接種されまして、また幸か不幸か県の広域連合の方から3,000円の補助をいただけるということで大変ありがたいことだというふうに思っております。ところでですねこの町内の医療機関で接種するにつきまして、医療機関によりましてですねこの料金が違うわけです。ご案内かと思っておりますけれども、でこのワクチンそのものは我が国で1社しかございませんので、原材料の仕入れは同じということでドクターさんのまあ報酬の部分で差異があるのかなというふうに思うわけですけれども、まあこれはあの今後の検討課題ということでは是非お願いしたいんですけれども、あの医療懇談会ですねあると思いますので、そういう中で町民の方がその同じ肺炎球菌ワクチンを接種するのにね、町内の医療機関によって金額が違うということは、問題があるということで、ちょうどあの補助金と同じあの3,000円のできる医療機関もございますしそれより高いところもございます。ということで是非あの医療懇等を通じてですねできれば足並みをそろえて予防接種料金を統一していただけるようお願いしたいなということが1点であります。これ町長から答弁を求めます。

続いて細かいことで恐縮ですが、地域福祉基金には繰り入れをよしてですね一般財源を充当することによって地方交付税をいただけたらということで財源関係をしたいた、このことはいいんですけれども、その前段の先ほどの16ページの方にありますけれどもその基金の利子ですけれど800,000円減額になっておりまして、これはですね私単純に思いますと元金は減らないのに利子がこんなに800,000円も少なくなるということは、当初の予算見積りに甘さがあったのではないかとこの疑惑を持つわけでありまして、このことについて説明を求めます。

会計課長

利率につきましては竹沢議員のおっしゃったとおりでございますが、当初は0.6%くらいの利率を予定しておりましたけれども、景気後退で一気に今は0.1ないしは0.15という利率に下がっておりますので、その分が減額になるということでございます。

住民福祉課長

ご指摘のありましたとおりあの町内の肺炎球菌の予防接種の料金につきましては、私の

承知しているところでは5,000円から高いところでは8,000円ぐらいのという実情は把握をしております。議員ご指摘の通りこの3月の末に医療懇談会に町長出席をして懇談の場がございますので、その場で先生方をお願いする場面があるかと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

議長
8番
北沢議員

他にありませんか。

それではあの若干細かいことで恐縮でございますが、初めての内容でございますのでお願いをしたいと思います。一つあの幼稚園就園奨励費の関係でございます。町内には幼稚園という施設がないわけでございます、これはあの近隣の町村で行っている幼稚園への就園の奨励ということになるわけでございますけれども、対象者がどのぐらい何人ぐらいいらっしゃるかということについてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つはあのふるさと飯島応援基金の関係でございます。1,000,000円の増ということで大変ありがたいことでございますけれども、今年度この事業につきましてはふるさと応援基金を寄付いただいた皆様にまあひとつのお返しとっては語弊があるんですが、まあそういった事業を新しく起こされたという経過もございます。この1,000,000については対象人員が何人で、まあそういった事業の効果があつたのかどうかそんなような点について感触をお持ちになっておりましたらお願いしたいと思います。

教育次長

幼稚園の就園奨励費の関係でございますけれども、今、議員さん言われたように町内には幼稚園はございません。それであの近隣の幼稚園に飯島町に居住する幼児の保護者に対して入園料あるいは保育料を減免した場合に、減額あるいは減免した場合にその額を払うこととなりますけれども、今年度につきましては駒ヶ根市の聖マルチン幼稚園、ここで4名の方がいってございますので、この方たちに対する部分でございます。以上でございます。

総務課長

1,000,000円の寄付については2名の方でございます。それからあの今年からあの寄付金をいただいた方々にですね5,000円以内で飯島町のこの特産品を贈ろうということで計画をいたしました。この特産品の中にはまああの選択肢があるわけでございますけれども、飯島町のPRのパンフレットとかそういうものを入れてお贈りをしました。これなぞ5,000円かっというあの、所得税とか住民税の控除の時に5,000円をカットされてしまいますので、カットされてまでその寄付金をするかっていうとなかなか心理的にはそういうわけにいかないの、その分をまあ補てんしようということと、飯島町のPRをしていこうという二本立ての目標がありましてやっておりました。でそれを行ったところ数名の方から文書でですね丁寧にお礼の手紙がきました。これかなりそういうことをすることで飯島町の気持ちも分かってもらえるし、飯島町をまたPRしていくし、また続いて寄付をさせていただくというような方もおいでになりましたので、何もしなくて寄付金を募るといふ従来のスタイルを変えまして、その方がいろんな面でこの効果があるのではないかとこのように現在思っております。以上でございます。

議長
3番
坂本議員

はい他に。

37ページですね道路維持費の除雪なんですけれども2,400,000ということなんです、これはプラスですね。これは今年はそんなに雪は降っていないと思うし、この増えた

建設水道課長 っていうのはどうしてなのでしょう。

除雪費の関係、委託費の 2,400,000 の増額の関係だと思いますが、これにつきましては道路除雪これが当初 513,000 円の予算に対して 2月1日までの除雪で 900,000 円、で差額が 387,000 円ほどもう不足をしております。それから融雪剤散布につきましては当初 600,000 ということで、現在あの現在までの状況ではまだ余裕がありますが、現在までということはこの補正予算を提出した時点での関係でございます。その後何回か融雪剤散布それからあの広域2号線に設置してあります「まきえもん」これの融雪剤もその中に含まれております。そういった自動散布される部分もありましてそれに対して不足する部分を今回お願いをしたということでございますのでよろしく申し上げます。

議 長 他に。

7番 三浦議員 33ページの合併浄化槽の補助金について質問をしたいと思えます。他の合併浄化槽にかかわるものでなく滞納など税の滞納などがあると、それによって補助が打ち切られるというふうにお聞きをしました。それであのそうした補助の打ち切りがどのくらい件数が今あるのかお聞きをしたいと思えます。それでやっぱりそうしたそれぞれの実情があると思えますが、その辺についてはどんなふうな対応をされているのかもお聞きをしたいと思えます。

建設水道課長 合併浄化槽のこのここに書いてある補助金については設置に関する補助でございまして、維持管理に関する補助ではございませんので、よろしいですか。ああ関連してですか。維持管理に関する補助金についてはあの 10,000 円、やっぱり合併処理区域の皆さんについては 10,000 円補助を出しておるわけです。でこれにつきまして今ご質問の滞納されている方、それから一応あの法定の年3回の保守点検とかそういう適正な管理がされていない方についてはお支払いをしております。でそれについては平成20年に庁舎内というか役場関係のすべての補助金について滞納等があるものについてはこれを交付しないというような要綱を、すべての補助金について適用したと思えますが、それに基づくものでございます。件数についてはちょっとここで把握しておりませんが、ちょっとはっきりしたことは言えませんので現在ここで数字は把握しておりません。

議 長 他に。

5番 堀内議員 それでは37ページの県施行の事業の負担金の関係、それと企業誘致のところの農工のことについてちょっとお伺いをしたいと思います。竜東線の設計に対して負担金15%ということでしたが、これ工事費にも同額の負担があるのかということと、もう一つは実施設計がなされておって地元説明では3月には出来るということで、田切区内の皆さんは3月に説明会をしてもらえるような気持ちであります。でその説明会がいつできるのか、その点についてをお伺いをしたいと思います。またあの農工実施計画変更というのはちょっと分かりにくいので是非フルネームにやってもらいたいということですので、その辺についてもお願いしたいと思います。以上です。

建設水道課長 竜東線の詳細設計この負担金の関係でございますが、一応この詳細設計、用地測量に関しては本来ならあの国の認可事業化を受けて交付金事業等を活用すればいいんですが、その事業化が一応新年度平成22年度の事業化ということで、それ以前に県単の道路改築事

業を使ってやっております。その関係で15%の負担があるということで9月議会にも説明したとおりでございますが、用地の購入費とか、事業化以降ですが工事については一切これは負担金は入りません。それから説明会の関係につきましては実は今日あの伊那建設事務所の方から午後詳細設計ができたということで役場の方へ説明がありますので、それを受けてまた地元と相談して説明会に入りたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

産業振興課長 あの農工の実施計画のこのフルネームということでございますが、まあ企業誘致するにはまあこの農村地域工業導入計画というのがありまして、あのまあちょうど飯島町農村地域ということなんですけれど、そこに企業を誘致するにはその今まで企業を誘致してきたところの中で計画があります。それに対して新しい企業が来るにはその計画を変更しなくちゃならないわけでございます。その計画変更ということで今後フルネームで予算書の方に載せていただきますのでよろしく申し上げます。ただあの新年度予算もひょっとしたらちょっと見てございせんがフルネームになっていないかもしれません。よろしくお願いたします。

議 長 他に。

11番 平沢議員 各課にちょっと共通しておりますがちょっと委託料についてちょっと3箇所ちょっとお聞きをしたいと思えます。最初に24ページの循環バス運行事業、先ほど減額になった理由といたしまして入札差金といったようなこともお聞きしております。それでこのそれぞれの関係の中でこの委託計画、この方法についてちょっとそれぞれの課で回答いただきたいと思えますが、まあこれは単なるまあ随意契約で遂行しているものか、それともこの見積もり合わせをしてやっているものかということで、この1193、それから2921の塵芥処理費この関係です、それから併せて先ほど同僚議員坂本議員の方からありましたこの4221です、この道路維持費この関係については私はこの除雪業務については路線ごとにまあ業者を決めて委託しているのが通例と理解しております。それで今年はまだ先程言ったように雪が少なかった、これで当初の積載根拠についてはこれはどういうふうな形でやっているか、これは毎年いつもあの減額じゃなくて増になっているんでね、この点について3箇所の委託料について質問をいたします。

総務課長 循環バスについては方式が変わりまして予約制等になりましたので、その回数が予算編成当時の見込んだ回数との差異というのが当然出てくるかと思えますし、随意契約する段階でかなり厳しい交渉をしております単価の。そうしたあの当初予算に比べての差額というものが減額になってきていることでございますので、ただ見積もりをもらってそれで契約するというのではなくて、その間にかかなり厳しい交渉を行って契約に結び付けているということでございます。

住民福祉課長 それでは32ページの2921塵芥処理費の6,590,000 円に関連して減額に関連してのご質問でございますが、主な内容につきましては4種目ございまして、古紙、それから可燃・不燃、ビン、缶の4種類でございます。ともにあの指名競争入札で行いまして、6,459,000 円の中の一番大きいものは古紙でありまして、これは0 円入札でございました。それから可燃ごみ不燃ごみ、ビン、缶につきましては年間の契約、ごみの量がいくら出てこの金額で請負という指名競争入札を行いまして、可燃ごみで約 1,900,000 、不燃ごみ

建設水道課長 建設水道課長 建設水道課長

で約980,000、それからピン、缶で200,000等の減額の内容でございます。

先程の除雪、融雪剤の関係の委託料でございます。これについては町の方でそれぞれ設計単価に基づいてそれぞれの機種ごとに算出をしております。でこれの金額については実はあの上がっているんじゃなくて18年からずっとこの単価は下がってきております。まあそれはあのちょっと今の経済情勢とかいろいろの関係があると思いますが、今年度は設計単価が下がっております。それから年間のその除雪費の金額、毎年補正するということですが、例えば20年でいくと年間4,500,000ほど掛かっております。19年が8,800,000ほど掛かっています。そういう面からいうと今年はかなり少なく、雪の量も少なかったということ、それに気温も温かかったということで少なく抑えております。以上です。

議 長 他にありませんか。

4番 再び予算書6ページの債務負担行為の中での賃貸住宅の件でありますけれども、先ほどのお答えでは市場調査は最近はしていないというお話でありました。私自身は若者定住住宅による人口増というのは大変賛成であります。しかしこれが事業として成り立つかどうかということには大きな懸念を抱かざるをえません。それは先程お話ししたような経済雇用環境が大変懸念されるということなんでありますけれども、一旦事業としてスタートしますとですねやはり町としてはこの入居率を100%に上げることに全力を挙げることになるかと思えます。で元々あの若者定住住宅は町内からの要望がスタートであったというふうに先般も説明を受けておりますけれども、現在の運用はですね町外者からの入居という前提になっております。もし仮に100%入居が成り立たなかった場合にですね、入居条件を引き下げるような判断がありうるのかどうか、これはあの実は民間アパートとやり方を間違えると競合関係になる懸念がある中でですね、非常に大きな問題じゃないかと思えますので、これに対するお考えをお聞きしたいというふうに思います。でそういう経済環境を考えますとですね、本当に今の建設スケジュールが最も妥当なのかという点も私は大変懸念しています。それはあの民業圧迫ということも含め、あるいは事業として成り立つかどうかということも含めてですね、本当に妥当なのかということについては実はもっと深掘りしていただきたいという思いであります。で早める理由としてですね国勢調査に間に合わせたい、まあこんなことが議論されておるようでありますけれども、私はこの理由ももう一つよく理解できません。で国勢調査がですね地方交付税の交付の基準の中に人口に比例する率が入っていて、でこれが非常に有利に働くとまあこんな説明を私聞いたことがあります。で実際に算定基準を私なりに試算をしてみますと人口1人当たり約年間160,000円強ですか、ですので仮に1世帯3人としますと500,000円、1人が入居すれば500,000円ずつ財政的に強化されるとまあこんな話じゃないかというふうに思うわけですけれども、実はこれはですね算出基準を考えれば人が1人増えればですねその分、例えば教育費、福祉費、あるいは消防費そういった人口1人を賄うために当然町が支出をするであろうと、従ってその分町の実力に沿わない部分ですね国が交付するとまあこういう理屈になっているわけですから、その金が交付されたところで町に余裕の資金があるわけでも何でもないので、その方々を養うための当然の出費としてこれが使われるわけです。でこの条件を抜いてですね1人当たり500,000円歳入が増えるという議論はこれは町民を

ミスリードするような言い方ではないかというふうに私自身は理解をしております。ということで今の質問はですねまとめますと建設スケジュールの先送り、タイミングについて考慮されたのかどうか、それから基準を変更する可能性があるのかないのか、それからもし最後の私の質問に間違いがあるのならばそれを訂正していただきたい。以上でございます。

建設水道課長 質問に対する答えにちょっとそここのところ分かりませんが、先ずこの地域優良賃貸住宅、今回建てる住宅については特定優良賃貸住宅の供給に関する法律に基づいて建設されるというか、その法律に基づいた一つの補助制度要綱として地域優良賃貸住宅というふうに謳われております。これについてはあの前鳥居原の特公賃のグリーンリーフでの時もそうですが、その中の要件として当然町内からの入居も受け入れなきゃならないと、これはあの鳥居原のときもそうでしたが、その中で例えばU、I、Jターンなど町のいわゆる人口増活性化とかそういう施策としての枠取りは最高2分の1までいいですよというようなそういう一つの国とのやりとりの中で、2分の1は町外者を優先しますよというような形でたった経過があります。でたまたまあの町外者が2回目の抽選の方でも町外者の方が多くて町外者が全員入ったという、結果的に町外者が全員入ったという形でございます。で今回の地域優良賃貸住宅につきましても基本はそういうことでございますので、町の施策としてU、I、Jターン町外からの若者を引っ張ってくるという、ひとつのこれについては変わりはございません。ただ町内で居て、例えば二男の方とかそういう人が結婚したときに町外の例えば駒ヶ根市とか松川とか隣接地のアパートの方がいいということで、転出されてしまうとこれは若者定住につながらないわけです。ですからその部分での流出防止に歯止めをかけていくようなことは考えていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、この部分についてはまたあの今後審議いただく部分が機会がいくつもありますので、その中で十分ご審議いただければと思いますが、一応考え方はそういうことであります。

4番 100%に満たなかったら基準の見直しをやるということ。

浜田議員 いや、ですからその基準というのは今言う町内者も当然入れますから、町内者も入れてその100%にならないというそういう意味でしょうか。

建設水道課長

4番 その条件で応募して、7～8割しかいかなかったら、レベルを下げて100%になるようなことを一部なさいますかということ。

浜田議員

町 長 この新しいと申しますか第2期目になる住宅建設政策の問題について私の方からちょっとまあ総括的にお答えをしたいと思います。まああのこうした経済状況下、それからまたあの一部にアパート経営の皆さん方の心情というものも十分受け止めております。でただあの町のこの根幹事業としての人口増活性化に向けての基本構想、中期総合計画それからまたその個別計画であります住宅のストック計画だとかいうようなことを総合して今まで取り組んできた施策でありますので、何としましてもこれは計画通り推進していきたいということでもまあ是非ご理解をいただきたいと思っております。であのまあ現在の現状いろいろあるかと思えますけれども、例えばまあ現在のアパート経営の皆さん方の心情も察すること十分余りあるわけでありまして、これはこれとしてまた情報を共有しながら町としてできる対策は講じてまいりたいというふうに今考えております。で計画どおり

進めていってこれが100%に満たなかった場合にどうするのかというようなご質問でございますけれども、是非まあ100%になるようなひとつの取り組みの中で満杯になるように期待をしながら事務を進めてまいりたいというふうに思います。それからまあ国勢調査うんぬんの問題がございました。わずかな期間のところでのこの国勢調査の基本的人口というのは5年間これにまあ拘束をされるわけでありますので、是非ひとつまあ浜田議員もこの人口を増やすことがいろんな意味で、単なる交付税だけの問題ではございません。それにまつわるいろんな町の活力活性化にもつながってくる一つの施策につながる課題でございますので、わずかなところでこれが間に合うか間に合わないかというのはやはり大きなこれはインパクトのある問題であろうというふうに私も思いますので、是非ひとつ今までも全協等でご説明申し上げてまいりましたけれども、計画通り進めるようにご理解をいただきたいと思います。それからあの若干交付税の1人当たりの単位の捉え方について試算をされておるようでございますけれども、もう少し詳しく町の方から総務課長の方からご説明させていただきたいと思います。

総務課長

地方交付税は浜田議員がおっしゃられた通りでございますけれども、交付税はこの非常にその複雑ですね、簡単にちょっと1-2分で説明するという内容ではありませんが、いろんなあの基礎数値によってきますが、主に人口によってくる部分というのはかなりありまして5年間左右されてしまいます。ですので1人も漏れの無いように調査はしたいというふうに思っておりますし、この確かに1人増えればそれだけ経費が増えますけれども、行政の経費はやっぱりその比例経費の部分はそういうふうになります、固定経費がありますのでここ2-3年のところで200-300円減ったといっても役場の中の固定経費が変わる部分と変わらない部分とがございますので、まあ収入の確保という面、いろんな町の活性化という面から人口1人というのはかなり大きいウエートを占めております。ただ単純にいま1人当たり160,000とか200,000とかそういうふうは今数字を持っておりませんが、5年間の額ということになりますとかなりの額になりまして、比例経費は確かにかかりますけれども固定経費は同じでいける部分等もありますので、総合的に判断して人口1人というのはかなり大きいウエートを占めているというふうに認識しております。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

4番

浜田議員

最初に動議を提出したときに指摘しましたとおりですね、この補正予算案の中にはより慎重に審議すべき内容が含まれていると私は依然考えております。全般的なものに反対するわけではございませんけれども、先程から議論している賃貸住宅の問題についてはですね十分に説明を受けたというふうには私は思っておりませんし、まだまだ議論すべき項目があるというふうに考えております。従いましてこの項目を含む予算案について私としては賛成するわけにはいきません。以上です。

議 長

他に。

7番

三浦議員

ただいま浜田議員が討論いたしました、私もこの飯島町地域優良賃貸住宅建設事業の

含まれた今補正予算についてはまだまだ慎重審議が必要というふうに、先程の質問の中からも受け止めましたので反対という立場をとりたいと思います。

議 長

8番

北沢議員

賛成討論はありませんか。

ただいまあの論議の的地優賃にかかっているわけでございますけれども、この地優賃の決定につきましては町が持っております中期総合計画で住民の意見を十分に聞いて策定された延長線上の問題でございます。先ほど経費の問題がありましたが、経費以上にやはり飯島町のこの今沈滞したムードをなんとかするためには、やはり若者が定住していただいて活力ある町を目指していくと、これは町民の皆さん一致した意見だと思っております。従ってそういったことに対する起爆剤もしくは今度の中期総合計画の人口増若者定住の根幹事業でありますこの事業につきまして、何としても町を挙げて成功させるとこういった決意を持って今回の補正予算を組んでいただいたと、こんなように解釈するものでございますので賛成と致します。

議 長

他にありませんか。

11番

平沢議員

私も賛成の立場で討論いたします。いろいろの意見はあると思っておりますけれども私はやっぱりこの後期総合計画、やはり基本となるこのふるさとづくり計画に基づいて実施している。だから端的に今の現時点でものを考えるんじゃなくて総合的にやはり判断して、飯島がプラスになるんだという形の中で大きな意味で考えていかなければならないと思っております。ということはこの人口増活性化対策これはやはり町の根幹となることはそこにあると思いつつ、その中にもこの子育て支援とか若者定住、新規企業導入などの一つの足掛かりになるこの施策でありますから、そこらも勘案しながら総合的に考えていくということが私は一番ベターじゃなかろうかと思っております。それで私はこの補正予算には賛成をいたします。

議 長

他に。

9番

竹沢議員

原案に賛成の立場で討論に参加してまいりたいと思います。反対のあの趣旨の中ですね、今審議しているのは平成21年度の一般会計の補正予算であります、おっしゃる趣旨の中ではこの地優賃の債務負担行為について実はすでにこの事業始まっております、先般入札も行われたところでもありますけれども、事業はもう発車しております。ということは21年度でいいと思うんですけれども、新年度予算に関係することであり、また一般質問にあり、また請願にある等々によりまして、予算審査特別委員会で議論すべきだという発言がございましたけれども、それはまだ明日以降提案されるものでありまして、まだ私もたまたま予算書をもっていますけれども、これは未来の話でありまして架空の話であります。ということで本趣旨でそういうふうにすることは全くおかしい話でありまして本末転倒であります。まあところでこの事業ですけれども、あの確かにその町内における民間アパートの経営とかも厳しい事情も私も重々承知しておりますけれども、いわゆるその公共事業として町が行うこうした住宅建設の、まあ県の住宅公社との関係で割賦方式でやるわけですけれども、要するにその外から来る人たちから見ると公の立場で利用することとは大変この信頼安心をして飯島町に住んでいただける、そういう看板の事業だと

いうふうに思うわけであります。であの今度立地するところもですねあの公共施設、小・中学校、保育園、また商店にも近いという立地も大変良いところでありまして、100%以上の応募は当然あるだろうというふうに大いに期待をしてこの事業を推進すべきであるということも含めましてですね、本補正予算について原案通り賛成の立場で意見を申し上げます。

議 長 他に。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第10号議案平成21年度飯島町一般会計補正予算第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。
[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立多数です。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 第11号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第5号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第11号議案平成21年度国民健康保険特別会計の補正予算第5号について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ17,754,000円を追加し、歳入歳出それぞれ972,189,000円とするものでございます。今回の補正は項目的には前期高齢者の交付金、保健基盤安定繰入金の額の確定によるもの、及び高齢者の医療制度の円滑運営事業費、高額医療費、疾病予防の事業費、基金積立金の増額と出産育児一時金の減額について補正をするものでございます。歳入では前期高齢者交付金16,871,000円、高額療養費国庫負担金として1,700,000円、及び基金利子を増額をし、出産育児一時金国庫補助金の60,000円、一般会計繰入金770,000円を減額する内容でございます。歳出では高齢者医療制度周知の郵送代37,000円、高額療養費5,000,000円、疾病予防事業の160,000円、及び基金積立金を増額をして出産育児一時金3,600,000円を減額した残りの16,144,000円を予備費に増額する内容でございます。以上申し上げまして細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますのでよろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第11号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第5号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 第12号議案飯島町道路線の認定について

日程第17 第13号議案飯島町道路線の変更について、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第12号議案町道路線の認定について及び第13号議案町道路線の変更について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。認定につきましては道路法第8条第2項の規定により、町道梨の木2号支線、1路線の認定を行うものであります。変更につきましては道路法第10条第3項の規定により、町道秋葉線ほか31路線の変更を行うものであります。詳細につきましてはご質問により担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第12号議案飯島町道路線の認定について、第13号議案飯島町道路線の変更について、以上に2議案を一括して採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第12号議案、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 第14号議案財産(土地及び建物)の取得についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第14号議案財産(土地及び建物)の取得について提案理由の説明を申し上げます。今回の土地及び建物の取得につきましては、長野県が進める県営住宅の市町村移管実施要綱に基づき、赤坂地籍にある県営住宅陣馬団地の管理運営がこの4月1日から当町へ移管されることに合わせ、住宅とその敷地を無償で譲り受けるものでございます。取得面積は土地が6,956.47平方メートルと建物が簡易耐火構造2階建て住宅6棟32戸、延べ床面積で1,670.90平方メートル、税務資産の固定資産評価で35,649,538円となるため議会の議決をお願いするものでございます。細部につきましては建設水道課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

建設水道課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
7番
三浦議員 陣馬団地住宅が飯島町に移管されるということなんですけれども、現在入居者はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。
建設水道課長 現在24戸でございます。でこれにつきましてはあの緊急雇用対策の関係、緊急雇用というか緊急経済対策の関係で2戸期限付きの方が出られたということ、それから昨年秋、全協でも説明しました一応町がこの譲渡を受け入れるという方向がされてからの入居募集を停止しておりますので、その関係で空きが出ているということでございます。

議 長 他に。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第14号議案財産(土地及び建物)の取得についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19 第15号議案上伊那広域連合規約の一部変更についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第15号議案上伊那広域連合規約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。
上伊那広域連合規約について大きく分けて2点について変更するものであります。1点目は同連合の処理する事務及び広域計画の項目を変更するものであります。変更する事務は病院群輪番制病院運営事業補助金に關してであります。この制度の国県補助金は平成17年度に地方交付税措置へ改められ一般財源化されていますが、上伊那広域連合においては事業を変更せず補助を継続してまいりました。同事業につきまして平成21年度をもって補助金交付を廃止しますが、病院の割り振り等は引き続き同連合で行いますので、事業名称を病院群輪番制病院運営事業に改めるものであります。2点目は情報センターの情報処理システムが平成21年度において新システムへ完全に移行したことを受け、その市町村負担割合に關して不要となった項目を整理するものであります。これらについて地方自治法の規定に基づき協議がありましたので、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようよろしく類お願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第15号議案上伊那広域連合規約の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20 第16号議案長野市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について、
日程第21 第17号議案長野市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少につい

て、
日程第22 第18号議案長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について、
以上3議案を一括議題とします。本案について提案説明を求めます。

副町長 ただいま一括上程されました第16号議案長野市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について、第17号議案長野市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について及び第18号議案長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について、提案理由の説明を申し上げます。いずれの議案も東筑摩郡波田町が平成22年3月31日に松本市に合併することに伴い、平成22年3月30日をもって長野市町村自治振興組合、長野市町村総合事務組合、及び長野県後期高齢者医療広域連合から脱退するため、地方自治法の関係規定により協議があったものであります。よって同法の関係規定に基づきまして関係市町村数の変更に伴う議会議決をお願いするものであります。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第16号議案長野市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について、第17号議案長野市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について、第18号議案長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について、以上3議案を一括して採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第16号議案、第17号議案、第18号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 0時17分 散会

平成22年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成22年3月5日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 第19号議案 平成22年度飯島町一般会計予算

日程第2 第20号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第3 第21号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 第22号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計予算

日程第5 第23号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第6 第24号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第7 第25号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 第26号議案 平成22年度飯島町水道事業会計予算

日程第9 第27号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第10 第28号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 中村明美
3番 坂本紀子	4番 浜田 稔
5番 堀内克美	6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子	8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸	10番 宮下 寿
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	折山 誠
議会事務局書記	千村 弥紀

本会議再開

開 儀	平成22年3月5日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。議事進行についてお諮りします。これから提案になります第19号議案から第28号議案までの10議案については、いずれも平成22年度予算及び予算関連議案でありますので、これを一括議題として総括質疑の後、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第19号議案から第28号議案までの10議案については、これを一括議題として総括質疑の後、予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。
議 長	日程第1 第19号議案平成22年度飯島町一般会計予算。 日程第2 第20号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計予算。 日程第3 第21号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。 日程第4 第22号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計予算。 日程第5 第23号議案平成22年度飯島町飯島町介護保険特別会計予算。 日程第6 第24号議案平成22年度公共下水道事業特別会計予算。 日程第7 第25号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。 日程第8 第26号議案平成22年度飯島町水道事業会計予算。 日程第9 第27号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例 日程第10 第28号議案飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について 以上平成22年度予算及び予算関連10議案一括議題とします。町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。平成22年3月議会定例会を招集し、ただいま上程されました平成22年度の一般会計予算案をはじめ各特別会計及び事業会計予算を含めた8議案及び関係条例等2議案を提案するにあたり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。 まず、国政についてであります。昨年8月の衆議院議員総選挙において民主党が勝利を収め、長年続いた波自民党中心の政治に終止符が打たれました。政権交代したことで民主党は今までの政治手法を一変させ、マニフェストに基づいた政策展開を進めるため「事業仕分け」による事業の見直しや国直轄事業の見直しなどを行いました。しかしその財源の確保は思いのほか厳しい状況となっており、国政全般にわたる新たな枠組みについても今も不透明なところがあるなど、地方にとっては常に注視していかなければならない状況であります。

経済に目を転じますと、昨年度は2008年の米国の住宅融資や大手証券会社の経営破たん、端を発した世界規模での経済不況、金融危機が大きく影を落とし、この脱却に向けて各国とも経済再生に向けたさまざまな政策を打ち出して対応をしてきました。その結果、一部に世界経済は持ち直したとの見解もありますが、わが国においては雇用情勢の悪化や個人消費の低迷が依然として続いており、経済は緩やかなデフレ状況にあるといわれております。このような状況の中、政府は定額給付金の支給や補正予算による臨時交付金の交付などさまざまな経済危機対策・雇用対策に取り組んできました。当町でもこれらの交付金などを活用し数多くの事業に取り組んだ結果、平成21年度決算は50億を超える規模になる見込みであります。このように社会の情勢は目まぐるしく変化しておりますが、私は常に申し上げていますように、飯島町に暮らす全ての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また子ども達が夢や希望を感じられるまちづくりを行うことが使命であると思っております。

平成22年度は第4次総合計画やふるさとづくり計画、行財政改革プランなど各種計画の最終年となり、また将来のまちづくりの姿を現す第5次総合計画、国土利用計画などの策定の年であります。さまざまな性格を持つ本予算であります。町の財政が健全でなければ町民の皆様のご要望にお答えできないばかりでなく町に活力が出てまいりません。未来の飯島町を見据えた諸施策を的確に講じ、活力と創造に満ちた町の将来の礎を築くことを念頭に置き、全力を傾注してまいる所存でありますので議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力を賜りますようまずもってお願いを申し上げます。

そこでまず経済情勢と国の予算編成についてであります。わが国の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続くもとみられるものの、海外経済の改善や緊急経済対策の効果などにより景気は持ち直し傾向が続くことが期待をされています。しかし、その一方でデフレの影響など景気を下押しするリスクが存在することに留意をすることもみられております。また国の「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は昨年12月に閣議決定をした「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の実施や、平成22年度予算に盛り込まれた家計を支援する施策などにより民間需要が底堅く推移することに加え、世界経済の緩やかな回復が期待されることなどから景気はゆるやかに回復していくと見込んでおります。また景気は持ち直しの動きを確かなものとするため、子育て、雇用、環境、科学・技術に重点を置いた主要施策の実施に取り組むとし、さらに経済成長と財政規律を両立させ、国民生活の安定などから財政の持続可能性を高めていくこととしています。その結果、今後1年度程度の間の実質GDPが0.7%程度押し上げられ100万人程度の雇用の下支え・創出効果を見込んでおります。こうした考えの下、平成22年度の国家予算は「コンクリートから人へ」「新しい公共」「未来への責任」「地域主権」「経済成長と財政規律の両立」の5つの基本理念により編成をされております。その結果一般会計予算規模では約92兆3,000億円となり、前年度比約3兆8,000億円、4.2%の増。また一般歳出では約53兆5,000億円となり、前年度比1兆7,000億円、3.3%の増となり、子ども手当での創設、高校の実質授業料の無償化、米生産農家への個別所得補償など、民主党の政権公約による施策が盛り込まれたため、初めて90兆円の大台を突破した予算となっております。しかし景気低迷により税収が大きく落ち込むことなどから、その財源不足額を新規国債発行で賄っており、税収が約37兆円であるのに対

しその額は当初予算としては初めて 40 兆円を超え、約 44 兆円となっております。これにより平成 22 年度末での長期債務残高は約 660 兆円となり、地方も合わせますと約 860 兆円に達する状況で極めて深刻な状況となっております。これを国民 1 人当たりで換算いたしますと約 700 万円であると報じられています。この点につきましては今後の地方財政にも影響を及ぼすことが予想されますので、特に留意する必要があると考えております。また地方経済を立て直すには、まず各企業や都市部での景気の好転が必要不可欠であります。現在のところ国の経済対策へのビジョンが不透明な状況ではありますが、今後の対応に大いに期待しつつ、町は町としてできることを行い、町内の産業が元気になるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

次に地方財政について、平成 22 年度における国の地方財政対策は個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移をすることなどにより、公務員の定数削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお財源不足が過去最大の規模になると見込んでおります。その一方で国は「平成 22 年度予算編成の基本方針」において「地域のことは地域で決める」という考えの下に、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財政の所要の財源を確保することで住民生活の安心と安全を守るとともに、地方財政を支える地域の活力を回復させるとしております。これらにより平成 22 年度の地方財政計画の規模は、総額約 82 兆 1,000 億円で昨年に引き続き減少となっておりますが、このうちの地方交付税総額を見ますと約 16 兆 9,000 億円となり、前年度に比べて約 1 兆 1,000 億円、率にして 6.8% の増額となっております。また関連する臨時財政対策債につきましても前年度に比べ約 2 兆 6,000 億円の増額で、この 2 つを合わせた実質的な交付税総額は約 24 兆 6,000 億円となり、前年度に對しまして約 3 兆 6,000 億円、17.3% もの大幅な増額となっております。

県の平成 22 年度当初予算案は、医療・福祉・雇用などの直面する課題に対処して、今の暮らしの安心を確保するとともに、地域経済を活性化し将来に向けた活力あふれる地域づくりを推進するために「活力と安心により明日の長野県を拓く予算」をテーマとして編成をされております。その額は 3 年ぶりに増額に転じ総額では 8,615 億円となり、前年度に比べ 3.5% 増加した予算となっております。歳入面では企業の業績低迷などにより税収入は約 15% との落ち込みとしたものの、地方交付税及び臨時財政対策債の増額を見込んでおる状況であります。歳出面では大規模地震などの大規模災害時の緊急輸送路を確保するための対策として、道路の改築や橋の耐震補強などを重点的に実施するほか、特別養護老人ホームの入所待機者の増加に対応するため社会福祉施設等の整備を進めるなど、緊急性の高い公共事業へ重点的に配分された予算となっております。また今後の財政見通しとしては「現在、行財政改革プランに沿って財政の健全化に正面から取り組んでいるが、年々増加する社会保障関係費や公債費負担への対応が必要であることから引き続き財源不足を見込んでおり、基金の取り崩しにより対応せざるを得ない厳しい財政状況にある」としてあります。今後の財政運営としては中期総合計画に沿って戦略的に施策を実行できる持続可能な行財政基盤を構築するため、歳入の確保と更なる歳出の削減に向け取り組んでいくこととしております。

次は町の財政見通しでございます。当町の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。平成 20 年度決算においては世界的規模の急激な景気悪化の影響により、法人町民税を中心とした税収が落ち込み、また地方交付税額の減少が重なるなど歳入面で大変厳しい年度でありました。この収入減を補うため財政調整基金を取り崩して対応したことにより基金残高も急激に減少したところであります。数値で見ますと、経常収支比率は経常経費の支出を抑えるよう努力しましたが、税等の収入もそれ以上に減額となったために結果的に 3.8 ポイント悪化し 90.0 ポイントとなりました。また基金の残高については前年度に比べ 3 億円ほど少ない約 11 億 2,000 万円となったところであります。その一方で地方債に関係する指標である実質公債費比率については、計画的に実施をしております起債の繰り上げ償還の効果もあって 16.4% に抑えることができました。将来負担比率は 103.1% となり健全化判断比率の 4 つの指標から見れば当町は健全なレベルであると判断しております。しかし今後の見通しとしましては下水道事業などの据え置き期間の満了による元金の返済開始などにより、実質公債費比率は上昇する見込みであります。基金残高においても上伊那郡の市町村の中でも少ない状況であり、将来負担比率についても毎年改善はされておりますが県下でも数値の高い方であり、さらなる改善が求められている状況であります。また上伊那広域連合によるごみ処理施設の建設や、伊南行政組合の運営による昭和伊南総合病院への支援対応によっては今後負担金の増額も発生してまいりますので、町の内部の状況と他の団体の状況を見据えた財政経営を行う必要があります。その他、少子高齢化による社会保障費の自然増などは抑えられない状況にあり、町が今後依存財源が減少していく中で増加する一方の財政需要や現在の行政サービスの水準をいかにして維持し、どのように対応していくかは最大の課題であり、慎重に見極めていかなければなりません。

このように当町の行財政運営につきましては、経済情勢は元より国の地方財政対策に大きく左右されるところであり、その見通しは新政権の新たな方策によるところも大きく不透明な部分もあるわけですが、国や県の財政状況と同様に大変厳しい状況にあると考えております。今後も引き続き情報収集と分析を行い、行財政改革を進めるとともに堅実な行財政運営に努めてまいります。

そこで予算編成にあたって、平成 22 年度は長期構想、これは 2001 年から 2010 までの 10 年間でありますが、及び中期総合計画、2006 年から 2010 年の 5 年間でありますが、この構想・計画の最終年度となり、自立葉が決まって 6 年目の年となります。中期総合計画実現に向けたまちづくりを進めると同時に「飯島町ふるさとづくり計画」及び「飯島町集中改革プラン」で示した事項に基づく行財政改革を継続的に推進をしなければなりません。しかし現在、社会全体が抱えている少子化対策、福祉対策などに対応するためには、単なる改革の実に終始するのではなく、計画に沿って施策の重点的配分を行う必要があります。また景気回復の兆しも見えにくいことから地域経済や雇用対策などのためにも、町としてできる限りの積極的な予算を編成する必要があるとも考えているところであります。平成 22 年度は新政権となって初めての国の予算編成となりますが、その基本理念の一つに地域主権があります。これに基づき地域経済を支える地域の活力を回復させるとの考え方により地方財政への所要の財源が確保されたところであります。そこで全ての事務事業を画一的に削減するというのではなく、行政改革を推進する一方で厳選し

た事業への予算を重点的に配分するという選択投資型の予算編成いたしました。併せて自立し持続可能なまちづくりへの基盤を安定化させるよう将来に向かって少しでも力をつけていく年と位置付けたところであります。

次にまちづくりの重点施策についてであります。平成22年度の予算の性格は中期総合計画の後期計画の総仕上げの年度となりますが、次の計画へつなげていく年度とも位置づけ、厳しい財政状況下においても「次代を担う子どもたちの育成支援」や「町の活力」を強力に推進することを念頭に、平成22年度予算の軸足を「町に元気を、みんなでつくる思いやり予算」と位置付け、継続事業の確実な推進も含めて以下の点を基本とした施策の選択をし、予算の重点配分を行いました。

1として、住民との協働のまちづくりを推進します。「協働のまちづくり」の推進母体となる各地区の地域づくり委員会では年々多くの事業に取り組んでいただいております。今後も町民の皆様と行政が自立したまちづくりの良きパートナーとしてさまざまな事業に取り組んでいけるよう町も協力、支援をしてまいります。また「農地・水・環境保全向上対策事業」の実施により「農地とその周辺の環境保全は地域が協働して行う」という仕組みづくりができております。以前より行われてきております地元施工の取り組みと合わせまして事業推進についてサポート態勢をとってまいります。

2つとして、子育て支援、若者定住・新規企業導入など人口増と活性化を促進します。平成22年度は5年に一度の国税調査の年となりますが、当町の国税調査人口は平成7年の調査以来毎回減少をしてきております。年間の出生人数も減少傾向にあり、他の機関による人口推計でも数年後には人口10,000人を切ってしまうという試算も出されているなど、人口の減少は大変憂慮されるところであります。子育てをしやすい環境整備や若者の定住促進、就労の場の確保など人口増・活性化対策に取り組んでまいります。

3つ目に福祉の充実と環境施策を進めます。社会保障関係の経費は自然増的に年々増えてまいります。健康で元気に暮らしていけるまちづくりを進めるため、子どもの健康増進や療育支援などの一部を町単独で行うなど、できる限りの充実を図ってまいります。また環境問題への対応は社会全体で取り組まなければならない事項であり、町としましても小・中学校に太陽光発電施設を設置するなど取り組みを進めているところであります。平成22年度においても環境への負担軽減に対する施策を進めてまいります。

4つとして、地域特性を生かした産業振興を促進します。町内の農林業、商工業など多くの産業は景気の悪化やデフレの影響などにより大変厳しい状況となっております。この厳しい時代を乗り越えるために、国や県の補助事業の活用や町独自の支援策を講じてまいります。

5つ目に、安心・安全なまちづくりを進めます。毎年のように全国各地で地震や豪雨などによる自然災害が発生しており、当町においてもその対策は大変重要な課題であります。町では公共施設の耐震化を計画的に進めてきましたが、平成22年度は飯島体育館の耐震補強工事を実施いたします。また交通の安全確保対策として町道へ歩道を設置するなど安心・安全なまちづくりに向けた予算を計上いたしました。

6つして、継続事業を確実に執行します。国道153号伊南バイパス建設につきましては、国において若干の計画変更があったものの順調に工事が進んでおり、平成24年度には飯島工区の事業が完了する予定であります。これに合わせた周辺道路の整備も計画に沿

って進めてまいります。公共下水道事業の管渠工事につきましては平成23年度をもって事業完了となりますので、こちらも計画的に事業を進めてまいります。

7つ目に雇用を生み出し経済活性化を図ります。雇用情勢については若干の回復傾向がみられるものの、依然として厳しい状況にあるといわれております。町としましても国の雇用関係の交付金を利用しまして短期的ではありますが雇用を確保する対策を実施いたします。また町独自の対策としまして未就労者を支援している団体への活動補助を行うことといたしました。

8つ目に国・県事業を促進します。伊南バイパス飯島工区及び竜東線の建設、与田切川、中田切川の砂防延伸、直轄治山、本郷のため池整備、七久保・片桐中山間農地防災など国や県の事業推進を強力に働きかけてまいります。

以上が本予算での重点項目であります。

それでは提案いたしました平成22年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模であります。

- ・一般会計は4,358,000,000円で前年度対比2.3%の増
- ・国民健康保険特別会計は908,000,000円で0.4%の増
- ・後期高齢者医療特別会計は107,000,000円で2.9%の増
- ・老人保健医療特別会計は9,700,000円で79.6%の増
- ・介護保険特別会計は870,000,000円で12.0%の増

となっており、福祉4会計はいずれも前年度に比べて増額の予算となっております。また、

- ・公共下水道事業特別会計は470,000,000円で20.6%の減
- ・農業集落排水事業特別会計は230,000,000円で1.4%の増となりました。また、水道事業会計は360,000,000円で25.5%の減であります。

これら8会計の合計予算規模は7,300,000,000円余で、全体としては1.4%の減として編成をいたしました。一般会計の当初予算が前年度に比べて増加したのは子ども手当への支給や飯島体育館の耐震補強工事、町営住宅の建設などによるものであります。国民健康保険特別会計はほぼ前年度並みの予算規模となりました。老人保健医療特別会計は後期高齢者医療への移行により平成22年度で終了となり、会計の残額は一般会計へ繰り入れることとなります。介護保険特別会計は保険給付費の増額により予算規模も増加をいたしました。また公共下水道事業特別会計につきましては管渠工事等の減少から予算規模が減少しております。農業集落排水事業特別会計は維持管理経費が増加したことから予算規模も若干の増加となったところであります。また水道事業会計につきましては、公共下水道事業に併せての水道管布設替工事を中心となっていることから公共下水道事業特別会計同様予算規模が減少しております。

それでは最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税は先に申しあげましたとおり景気悪化の影響を受けて、町民税は個人、法人ともに前年度に比べて大幅な減少となる見込みであります。一方固定資産税は課税免除期間が切れ納税となる企業があること、また家屋の新築分等により増額を見込んでおります。軽自動車税は普通自動車からの買い替えなどにより微増、町たばこ税は税率の改正により若干の増額を見込んだところであります。また地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金にあっては、国の地方財政計画によりそれぞれ増

減を見込みました。地方特例交付金につきましては特別交付金の廃止と子ども手当特例交付金の創設などにより全体として若干の減額を見込んでおります。次に地方交付税であります。普通交付税にあつては平成21年度の収入見込み額に比べ若干の増を見込んでおります。国の地方財政計画による増額はあるものの、実際に当町に交付される額はさまざまな要件により左右されますので、予算編成時の情報を分析しながら見積もりを行いました。また関連する臨時財政対策債につきましては大きく増加をする見込みであり、これらを合わせますと平成21年度決算見込みに対し約80,000,000円の増額を見込んでおるところであります。国県支出金につきましては子ども手当、まちづくり交付金事業及び地域住宅交付金事業等の実施により大幅な増額となっております。また繰入金につきましては、平成22年度は基金からの繰り入れをせずに対応するよう予算の編成を行いました。諸収入は商工業振興資金預託金を20,000,000円増額したことに伴いその元金収入が増となったところであります。最後に町債ですが約550,000,000円で、前年度に比べて8.1%の増加となっております。このうち臨時財政対策債が約60%を占め、建設事業などに充てる町債は230,000,000円ほどに止めました。以上歳入について申し上げましたが制度改正や景気の動向などにより不確定要素を含んでおります。現時点で得た情報を基に慎重に精査の上それぞれの予算額を計上をしたところであります。

次に歳出予算の概要について中期総合計画に掲げている施策を基本に説明を申し上げます。

第1、みんなで知恵を出し、汗を流して協力し合うまちづくり。

地方分権の時代が到来し「地域のことは、地域で決める」という地域主権が叫ばれております。地方自治体が自己決定と自己責任を負いつつ行政運営を行っていくためには、持続し発展するまちづくりを進めなければなりません。そこには町民の皆様の「自らのことは、自らが決め、自らが行う」という姿も必要であり、町としては町民の皆様の「自らの活動」を支援をするとともに、簡素で効率的な構造を構築するため更なる行財政改革を進める必要があります。そして町民の皆様や地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たす中で連携協力しながら多くの課題を解決し、未来のまちづくりを共に進めていかなければならないと考えております。現在各地区では地域づくり委員会を中心にした活動を行っていただいておりますが、平成22年度では今までの補助金の考え方を一部変更し、地域づくり委員会独自の方針により活用できる交付金を創設しましたので大いに活用をいただきたいと思っております。

第2、交流の時代の新しい基盤整備を進めるまちづくり。

生活の基盤を整備することは快適で活力のあるまちづくりを進めるために必要不可欠な要件となります。平成22年度におきましても、道路改良、住宅、環境衛生、交通から防災に至るまで、生活基盤の整備を進めるための諸施策を講じました。まず道路・交通面では昨年度から本格運行を始めました循環バス運行事業ですが、地域の皆様の意見や要望等をお聞きする中で、予約方式を導入して運行をしております。今後も地域の交通手段の一つとして多くの方に利用していただけるよう改善を加えながら進めてまいりたいと考えております。国道153号伊南バイパス建設事業につきましては、国の予算見直しの影響により年次計画が一部変更されたこともありましたが、事業自体の凍結はなく全体計画どおりの施工がなされる見込みであります。現在のところ平成24年度中には本郷地籍か

ら町道堂前線までの区間が工事完了する見込みであり、これに合わせて実施しております周辺町道の改良も計画通り進んでおります。主要地方道竜東線はそのルートが確定しましたので、早期に完成に向けて関係機関と連絡をとりながら進めてまいります。また一般町道につきましては町道上の原幹線へ歩道を設置することといたしました。この道路は児童生徒の通学にも利用されており、また車の通行量も多いため歩行者やドライバーなどからも安全性を求める声が出されていた箇所であります。平成22年度は約半分の区間の工事となりますが、周辺の地権者の皆様にもご理解をいただき歩道設置を進めてまいりたいと考えております。また与田切川・中田切川の河川砂防事業の促進、さらに西山地帯を始め百間ナギの崩落対策等、治山・治水事業の促進についても国・県へ積極的に働きかけをしてまいります。消防・防災面や交通安全・防犯対策につきましては、町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。公共施設の耐震化であります平成21年度に飯島体育館の耐震診断を行い、平成22年度において耐震補強工事を行います。これにより町内の公共建築施設については一通り耐震補強工事が完了したこととなります。また一般住宅の耐震対策につきましても耐震診断や耐震補強工事に対する補助を継続し防災対策を進めてまいります。

第3は生活の質を高める快適環境のまちづくり。

生活水準の高まりにより生活様式の向上が進んでいます。質の高い快適な日常生活を営むための環境づくりは、我が町の素晴らしい自然環境の保全にもつながり、町の魅力を高めることにもつながる重要なテーマであります。公共下水道工事におきましては前年度に比べて2割ほど減となる予算規模となりました。平成23年度には管渠工事が完了する見込みであり、徐々に工事費は縮減してきておりますが計画に沿って事業を進めてまいります。また飯島処理区の第2池目の建設につきましては、当初平成22年度からの建設を予定しておりましたが、現在の処理量から推測したところ、しばらくの間は現状の施設で対応が可能であると判断し、処理量などの様子を見ながら建設することといたしました。農業集落排水事業は維持管理を中心にした業務が中心となりますが、若干増額となる予算規模となりました。つなぎ込み率については公共下水道事業及び農業集落排水事業とともに年々向上しておりますが、まだ接続していない語家庭にありましては一日も早く接続をしていただき、ご利用をお願い申し上げる次第であります。合併処理浄化槽の設置整備事業は区域を変更した地区も含め引き続き設置促進をしてまいります。一方上水道事業では下水道事業関連の配水管布設替え工事を中心でありますので、下水道工事の減少に伴って予算規模は前年度より25%ほど減少しております。引き続き安心安全な飲料水の供給と健全経営に努めてまいります。住宅対策面では、若者の定住促進対策としまして新たに飯島運動場西の町営駐車場に地域優良賃貸住宅の建設を行うことといたしました。2棟18戸建ての住宅ですが9月の完成を目標に建設を進めてまいります。Iターン者に対する定住奨励事業につきましても引き続き実施をしてまいります。さらに民間業者との連携で構築いたしました住情報ネットワークは町の公式ホームページにて情報発信しておりますが、今後さらなる充実を図ってまいります。これらの施策により、町外から一人でも多くの若者たちが自然豊かなわが町に定住をしていただくことを切に願っているところであります。次に環境衛生面についてであります。地球温暖化対策は今や地球規模で考えていかなければならない大きな課題となっており、CO2削減に向けた取り組みは地方自治体におい

でも避けられない課題となっています。町でも飯島町地域新エネルギービジョンに基づく地球温暖化対策を推進するため、平成20年度に地球温暖化対策推進委員会を設置し、新エネルギーの導入推進や地球温暖化対策の推進などを検討をいただいております。このような中、町においては今年度、これは21年度であります、国の臨時交付金を活用して小中学校全てに太陽光発電施設を設置し、CO2削減と児童生徒への環境教育の推進を計画をしたところです。また個人住宅に太陽光発電施設を設置することを促進するため、平成22年度より住宅を対象として設置費用の一部を補助することといたしました。今後環境対策について重要課題の一つとして取り組んでいきたいと考えております。塵芥処理費等については必要な予算を計上するとともに、ゴミの減量化対策としてコンポストや生ゴミ処理機の購入補助を継続して行うよう予算を措置したところであります。町民の皆様も生活環境の保護に対する意識を高めていただき、是非ゴミの減量化による「資源循環型社会」の形成にご協力いただきたいと思います。

第4、共に支え共に生きる健康・福祉のまちづくり。

安心して笑顔で暮らせること、それは誰もが願うことです。乳幼児から高齢者まで性別や年齢にかかわらず、共に支えあい、共に安心して暮らせるよう保健・医療・福祉の連携のもとに各事業の推進のための諸施策を講じてまいります。児童福祉面についてであります、昨年度に引き続き、子どもの健康増進や健全な育成また保護者の皆さんの負担軽減などにより、子育て支援を重点とした施策を講じましたが、特に平成22年度は新たな取り組みとして次の3つの施策を講じることといたしました。まず1つ目としては、小児予防接種事業として細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの予防接種を町が全額負担することといたしました。ヒブとはヘモフィルス・インフルエンザb型菌という細菌の略称で、肺炎球菌とともに髄膜炎などを引き起こし、ケースによっては重症となることもあるものであります。どちらの予防接種も生後2カ月から5歳未満までの小児を対象に行われるものです。接種は保護者の皆さんの判断によりますが、先ほど申し上げましたとおり、個人の負担はありませんので接種について検討いただければと思います。2つ目の新たな施策としては発達に特徴を持つ園児を支援するための措置として、療育支援を行うことといたしました。これは保育園内に支援保育士を配置し、集団生活への適応などを遊びの中から身につけていただくことや、子どもの行動などを理解し、家庭で適切な対応が取れるよう技術を身につけていただくことを予定しております。発達に特徴のある子どもが元気に明るく社会的自立生活ができるよう取り組んでまいります。3つ目としましては、現在、乳児から中学校3年生までの医療費は町が負担しておりますが、福祉施策ということで児童手当での支給要件と同様の所得制限を設けておりました。平成22年度からはこの所得制限を撤廃し、中学3年生まで子どもの全員の医療費を町が負担することといたしました。次に母子保健面ですが、妊婦健診のうち超音波検査の補助回数を1回から4回に増やし、その費用を町が負担することといたしました。出産までにはいろいろと出費が重なりますが、その負担を少しでも軽減するよう措置いたしましたので健診もしっかり受けていただければというふうに思います。また不妊治療に対する助成も継続をして実施をしております。保育料につきましても昨年同様2名同時入園の場合は2人目の保育料は2分の1を軽減、同時入園の場合の3人目は無料、同時入園でない場合でも2子以降の入園は3分の1軽減をするといった措置を継続をしております。また全

額国費で交付されております子ども手当と従来からの児童手当を合わせまして、中学3年生までの子ども1人当たり月額13,000円を交付をいたします。次に福祉面ですが、介護保険事業につきましては高齢化とともに介護認定者も増加し保険給付費は年々増加をしております。今後も給付の適正化に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防にも力を入れてまいります。在宅老人福祉事業といたしまして訪問理美容に対する補助を行っておりますが、平成22年度から1回あたりの補助金額を1,000円から1,500円とすることといたしましたのでご利用いただければというふうに思います。障がい者福祉面では、障がい者がその人に適したサービスを利用しながら、地域社会において自立した生活を営めるよう将来にわたり支援をしていくため、障害者自立支援法に基づき各種サービスが行われております。制度の周知を図り適正な運営に努めてまいります。高齢者や障がい者の福祉施策として給付を行っております。介護慰労金や障害福祉金、福祉年金等については、行政改革の一環として平成18年度から段階的に削減をお願いしてまいりましたが、平成22年度においても前年と同額を維持して給付をしていくことといたしました。その他75歳以上の方を対象とした肺炎球菌の予防接種費用の補助を継続するとともに、女性特有のがん検診につきましても国の推進事業対象者へは無料受診クーポンを配布をいたします。この他町民の皆様がいつまでも健康で暮らせるための各種検診の実施や保健指導にも力を注いでまいります。さらに国民健康保険特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険特別会計などにおける医療費や保険給付費等に対応する繰出金の予算措置を講じたところであります。今後もそれぞれの特別会計の目的に沿った事業の推進に努めてまいります。なお伊南行政組合運営の昭和伊南総合病院の経営についてですが、町民の皆様にも大変ご心配をおかけしている案件であります。現在、健全経営に向けて関係機関を含め一丸となって取り組みを行ってきた結果、その成果は少しずつ現れてきており、今年度決算見通しでは減価償却前の黒字化となる見込みであります。一方4月からは新たに常勤整形外科医が着任の目的が立ち整形外科診療が再開できること、また産婦人科については病院自体の再開までの目的は今のところ立っていないというのが現状であります。この6月には民間の医療法人が駒ヶ根市に産科施設をオープンし、伊南の地区のお産にほぼ対応できることとなったことは大変ありがたいことであります。地域医療の問題は一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、今後地域医療再生プランの推進とともに、町としても財政的支援などにより地域医療の確保を図るべく懸命の努力を行ってまいり所存であります。町民の皆様にもこのような状況をご理解をいただき、一次、二次、三次医療の棲み分けを行っていただくなどご協力をお願いしたいと思います。

第5、地域の魅力を生かした産業づくり。

農業の情勢では国は食糧自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことを目的に、平成22年度より個別所得補償制度の導入を計画をしています。また米の生産調整政策も新たな手法へと転換することとなり、農地法の改正も併せ、わが国の農業政策は大転換を迎えたこととなります。一方、中山間地域等直接支払い事業や、農地・水・環境保全向上対策事業は引き続き実施をされるものの、農業基盤整備の土地改良事業に対する予算付けは前年比36.9%と大幅に削減され、ため池や水路改修など事業を計画している当町にとってその影響を危惧しているところであります。当町ではこのような国の

動きを注視しながら、1,000ヘクタール自然共生農場づくりを基本として、自然を生きかし環境の価値を付加した農産物づくりを目指してさまざまな施策を講じたところであります。年々深刻化している有害鳥獣の被害対策についてですが、近隣の市町村が防護柵を設置したことにより当町へ集中的に有害鳥獣が入り込んでいる実態もあることから、その対応は急務となっております。そこで平成22年度は農作物有害鳥獣駆除推進協議会が行う被害対策事業への補助を行うこととし予算を計上したところであります。林業関係におきましては長野県森林づくり県民税を財源として、里山を中心とした森林整備を行う事業へ補助を行います。一定の要件はありますが個人の負担は軽減をされますので間伐など森林管理を進めていただければというふうに思います。次に商工業面では、町内の事業者の皆さんが円滑に資金供給を受けられるよう、商工業振興資金の預託金を20,000,000円増額をいたしました。苦しい経済情勢ではありますが町の商工業の発展は町に元気と活力を与えます。商工会への補助や資金に対する利子補給など継続して行いますので、みんなで知恵を出し合いこの難局を乗り切っていただくことを期待するところであります。町でも国の補助事業や臨時交付金により多くの事業に取り組み、その事業の趣旨に沿って町内業者への受注機会に配慮してまいりました。平成22年度においても緊急雇用対策として町臨時職員を採用し、さまざまな仕事をさせていただくよう予算措置をしているところであります。また未就労者を支援していただいている任意の団体がありますが、この活動経費の一部を支援するよう新たに予算を措置をしたところであります。企業誘致としましてはその計画策定を円滑かつ迅速に行い、用地確保を行うとともに企業導入について積極的な推進を進めてまいりたいと考えております。そしてこのような施策が効果を成し、経済の好転につながることを切に願うものであります。

第6、生きいき学び楽しむ生涯学習のまちづくり。

子どもから高齢者まで、だれもが学ぶことの喜び楽しさを実感することのできる生涯学習社会の実現は大きなテーマであります。学校や地域、家庭などにおいて総合的な子育て支援を行うとともに、町民の皆様のための自主的な学習活動やスポーツ活動にも支援してまいります。また芸術文化活動においても大切に受け継がれてきた伝統芸能や歴史的遺産を守り、新しい文化にも触れられるようさまざまな施策を講じたところであります。子どもの放課後の居場所づくりと、地域住民との交流や体験を通して豊かな心を育み、地域の教育力を高めることを目的に始めました子ども広場推進事業ですが、4地区すべてで開設をされ多くのボランティアの方々の参加により順調に運営がなされているところであり、大変感謝をしているところであります。また子育て支援と児童の保護及び安全確保のため学童クラブの開設日数を増やし、より充実した内容として引き続き取り組んでまいります。学校教育においては「生きる力をはぐくむ」という理念の下で学習指導要領が改訂され、平成22年度から移行期間となりますので、そのための教材や資材など経費を予算化いたしました。また小学校での外国語教育を進めるため教育指導助手の配置も継続して行います。中学校においては学力差がつきやすい教科について、生徒の実態に合った個別指導ができるよう教科支援教員を配置をいたします。また発達に特徴のある児童生徒へよりきめ細かな対応を図るため特別支援教育支援員を小・中学校3校へ引き続き配置をいたします。併せて小学校1年生の学習習慣形成に関しましてでも引き続き配置することといたしました。生涯学習・社会教育面では、図書館事業について多くの皆さんに利用していただける

よう工夫とサービスの向上に力を入れたいと考えております。地域文化面では、いいじま文化サロンの取り組みを継続いたします。その取り組みにより、さまざまな分野の文化に触れその魅力を伝えていただくことに期待するところであります。歴史民俗資料館飯島陣屋は町の重要な歴史的遺産であります。陣嶺館を含め、より多くの方々に親しんでいただきたいと思っております。また平成22年度は国道153号線伊南バイパスの建設予定地となっております南割遺跡の発掘調査も実施をいたします。

最後になりますが先に申し上げましたとおり、国の直轄事業及び県単事業につきましても関係諸機関との連携を図りながら、更に事業促進が図られるよう要請等努力をしてまいります。

以上新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。平成22年度は新しいまちづくりの目標である総合計画の策定の年でもあります。飯島町の未来を見据え、この町に暮らす全ての人が夢の持てる計画をみんなで作り上げてまいりたいと思っております。また町長として町民の皆様への先頭に立ち「安心安全で住みよい町」「暮らしやすい町」「活力のある町」づくりに全力を傾注してまいりる覚悟であります。そのためにも町長以下職員が一丸となって厳しい現状を認識し、更なる意識改革を進め、常に町民の皆様との気持ちの融合を図るべく、今後の行財政運営にあたってまいります。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願いを申し上げます。平成22年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明とさせていただきます。

続いて一括提案されました第27号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。今回の改正は長野県福祉医療給付事業補助金交付要綱の一部改正により、精神障害者対象範囲の拡大として精神保健福祉手帳一級通院に加えて、二級通院のうち精神医療に限定をして対象に加えるものであります。近隣市町村に先駆けて町単独事業として中学3年まで児童の医療費補助を行っておりますが、子育て支援の拡大を図るため所得制限を廃止をいたします。また二重給付の防止のため公的保険給付に準ずる者としてスポーツ振興協会共済給付を明文化するものでございます。最後に第28号議案飯島町都市公園条例に基づく与田切公園および飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。与田切公園につきましては都市公園条例に基づく与田切公園区域と公園条例に基づく与田切公園区域とを合わせまして、現在飯島町振興公社が指定管理者として管理を運営を行っております。振興公社ではこれらの条例の設置目的を達成するために、利用者のサービスの向上及び施設の効果的かつ効率的な運営を図りながら適切な管理をしており、今回この期限がまいりましたので引き続き3年間指定管理者候補として選定をしたところでございます。27号議案、28号議案につきましてはご質問によって担当課長から説明させますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。長時間ありがとうございました。

議 長

以上で平成22年度予算及び予算関連10議案にかかる提案説明を終わります。

これから平成22年度予算及び予算関連10議案を一括して総括質疑を行います。なお予算審査特別委員会へ審査を付託することになっておりますので、本日は総括的な事項について質疑されますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

7番

三浦議員

それではお聞きをしたいと思います。現在厳しい社会情勢の中で特に高齢者の方や生活弱者、社会的な弱者の皆さんが滞納・未納問題に直面しているというふうには私を感じております。そういう中で滞納が未納が増えれば、またそこに対する負担が増加するというような悪循環が現実起きているのではないかというふうに思っております、なかなかそうした皆さんがまあ立ち上がるというか、あの生活を再建していくには厳しい状況が今の社会状況の中ではあるのではないかというふうに認識しております。そうした悪循環を解消するためにはそれなりの対策を取らないと、なかなかそうした厳しい状況に置かれている皆さんが社会の中で安心安全に生活していくというのは困難な状況ではないかというふうに考えるわけですけれども、減免制度とかそうしたあのまあいろいろなあの対策に対して条件の解釈のあのもっと緩和とか、何かいろんな方法もあるというふうに私は考えるんですけれども、そうしたあの今後検討をしたりまたお考えがあったりとそういうまあ町長の先ほどの施政方針の中でも、住民の皆さんがみんな安心安全に健康に生活できることを目指しておいでになるというふうにもお聞きしておりますので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

こうしたまあ厳しい経済状況、生活状況の中で税をはじめとするまあ未納金の問題については、理事者以下また各担当で大変まあ頭を痛め、それなりきの努力をいたしておるところでございます。申し上げるまでもなく、この税金をはじめとします公金というものは税法をはじめルールに基づいて的確厳正にまあ対応して徴収をしていくということではなければならないわけでありまして、そうしたことで努力をしておりますが、まあ年々こうした経済状況もあってその収納率というのは下がりぎみ勾配ということで大変まあ厳しい状況にあることは事実であります。従ってこれはあの町の公金であり貴重な財源でありますので厳正に対応をしていかなきゃならないといいことは当然でありますけれども、やはりこの徴収にあたってはいつも申し上げておりますように、この本当に収められないのかどうか、収められるんだけれども少しまあこのいろんな状況の中で猶予する余地があるのかどうか、そして真に困って収められないのかどうかということを、分類っていいますか色分けしましてですね、それなりきのそれぞれの対応していく必要があるということで、現在も1年間で70件ほどぐらいですか強制執行して徴収をしている部分もございますし、それから弾力的な運用解釈をしてその猶予をしながらご相談に預かっておるということで、決して無理できないという部分も多くありますので、そのケースバイケースで相談に乗りながら柔軟かつ厳正な対応をしておるということで、今年度新年度においてもその方向の中でまた職員とともにそういう方向で対応してまいりたいというふうに思っております。

議 長

他に。

11番

平沢議員

ただいま22年度の予算概要をちょっとお聞きをいたしました。それで財政指数の改善についてちょっと3点ほどお聞きをしておきたいと思っております。まああの目を通したところによりますと、いろいろな形の中でこの財政力指数は基準財政需要額と基準財政収入額の関係であります。需要額が減って収入額が増えるとまあこれは好転いたします。それで本町の場合におきましては一応年々悪化してきておるわけございまして、平成20年度が0.49と、それから平成21年度の前予想が0.42になるということをお聞きしております。これに対してですねこの将来に対して一応不安がないかというふうな対策をするか

っていうことをまず1点。それから財政力指数が年々まあ低下しているのに対して経常収支比率は20年度決算ではまあ3.8ポイント悪化すると今報告がありました。それで90ポイントとなっております現在、これに対しての本年度の予算でのこの改革策は考えているのかどうか。それから起債制限比率も年々高くなっております。まあつまりこれは悪化をしておる状態でございます。まあこのような状態で推移していった場合のまあ将来のこの財政運営に対してどのようなお考えでおるか、問題があるか。それからもう1つ、この実質公債費比率の推移見込みでは繰上償還を21年から行ってきております。これをしていかないとこの平成24年には既に20%を上回る20.3%になるという推移があるわけでございます。それでこの債務の一層の適正管理のために今後もそういう繰上償還、これに取り組む計画があるのかどうか。この4点をお聞きしたいと思います。

町 長

まあ22年度の予算編成につきましては、できるだけまあ住民の皆さんの要望にも厳しい財政の中で応えていきたいということと同時に、この健全財政の維持というものを引き続いて対応しながら、将来に憂いのないような財政運営をしていかなきゃならんと、こうした両方の視点で編成をしてみました。まあ今までもあのいろいろ繰上償還のもの、それからできるだけ行政改革をはじめ経常経費の節減等やってまいりまして、お陰様でまああの財政健全化指標の中ではまずまずまあ健全な範疇であるということで運営してまいりまして、平成22年度も概ねこの範疇でいくと同時に更なる繰上償還も含めてこの実質公債費比率も維持していきたいという形でございますので、若干あの数字的なことのご質問もございましたので総務課長の方から加えて申し上げたいと思っております。

総務課長

新年度予算におきまして繰上償還を約95,000,000円を予定しております、19、20、21とまあ3年計画でやってきましたけれども、次の計画も引き続いて繰上償還をしていきたいということで、実質公債費比率はまあこの前21年度については16.4を見込んでおるところでございますけれども、このようなやり方で改善をしていくとまあ来年度は15.3くらいになるのではないかというふうに見込んでおります。しかし将来的にはまだ下水道会計の償還等がかなり大きく伸びてまいりますので、再びこれが上昇してくるというふうに見込んでおるところでございます。でまたあの経常収支比率とか財政力指数につきましては、来年はですね地方交付税の制度がかなり大きく変わるのではないかとこのように見ておまして、その歳出の如何によってはですねこの数字がかなり大きく動いてしまうということでもありますけれども、財政力指数についてはだいたい40から41、42、まあ場合によっては30の後半くらいになるかなというふうに思いますけれども、これはちょっと機械的にまあ数字が出されてしまいますので何とも申し上げられませんが、まあだいたいそのくらいで横ばいで推移するものというふうに見ております。それからあの経常収支比率につきましては、これもまたあの今、予算規模が非常に大きくなってきているので、改善するというふうに見る見方もありますけれども、中身が問題でありまして、22年度の予算につきましては経常的な経費を5%を目標に切ってくださいということでまあ削減をしたりしておりますので、経常的な一般財源を充当する額は、全体で5%までは削減できない部分もありましたけれども、かなり削減しております、その分が新たな行政経費に充当されているという予算になっておりますので、若干改善されるというふうには見ております。ただ数字的にどのくらいになるかというのはちょっとまだ、当初予算の規模で数字を出してもほとんど意味がありませんし、またあの今臨時経済対策関係の

事業をやっておりまして、ここに充当する財源が国の財源プラス一般財源を充当しておりますので、臨時的経費に充当する財源が若干多くなっているというようなこともありまして、経常収支比率は少し改善の方向かなというふうに思っておりますが、数字については当初予算の段階ではちょっとご容赦願いたいというふうに思っております。以上でございます。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

このあと10時40分から予算審査特別委員会を開催します。委員の皆様は委員会室1へご参集ください。本日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

散会時刻 午前10時59分

平成22年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成22年3月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 倉田晋司
久保島 巖
中村明美
坂本紀子
北沢正文
竹沢秀幸

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖 2番 中村明美
3番 坂本紀子 4番 浜田 稔
5番 堀内克美 6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子 8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸 10番 宮下 寿
11番 平沢 晃 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千村 弥紀

本会議再開

開 儀	平成22年3月8日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
6番 倉田議員	6番 倉田晋司 議員 発言の許可をいただきましたので、ただいまから通告に従い質問をいたします。今議会は予算議会であります。総額 4,300,000,000 円余の一般会計をはじめ特別会計など各会計予算の審議が予算審査特別委員会において行われます。予算の意味につきまして、これは地方公共団体の予算は直接住民の生活を左右し、その福祉の如何を決するものであると、このように議員必携にも明記をされております。つまり町の予算は編成内容とその使い方によって町民の暮らしを直接左右するという重大な性格を持つものであります。さて平成22年度は後期5ヶ年計画の5年目最終年度に当たります。また第5次総合計画など策定の年でもあります。地方財政を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中にありまして、限られた財源を今まで以上の創意工夫をもって町民に還元し、いかにしてその負託に応えるかこれが重要であります。また定住人口の拡大、産業の振興発展、住民福祉の充実向上、さらには環境問題や雇用の創出、経済の活性化など飯島町が直面する課題、山積する課題、並びに幅広い町民ニーズにこの予算によってどう応えようとするのか、これが重要であると考えます。そこで22年度予算の重点項目は何か、どのような点に施策の重点を置いて実施しようとするのかについてお聞きをいたしますが、新年度予算は2月23日に発表されました。また3月5日の議会本会議におきまして町長施政方針でその概要説明が行われたところでありまして、「町に元気を、みんなでつくる思いやり予算」このように位置付けた新年度予算、町民へのメッセージも含めまして重点施策について先ず最初にお伺いをいたします。
町 長	それでは今議会の一般質問の最初の質問者であります倉田議員の質問にお答えをしたいと思います。新年度予算の重点施策ということの中で先ずこの重点項目、またこの重点項目をもってどう町民の負託に応えていくのかというご質問でございます。このことにつきましては今お話のございましたように、先の新年度予算案議案上程の際に施政方針において施策の大綱について述べさせていただき、またその折にも配布をされております新年度予算の概要等の資料につきましても掲げさせていただいておるとおりでございますが、もう一度来年度の重点項目として申し上げ、内容的には大きくまあ8つの柱として取り組んでまいります。项目的に申し上げますと、1つに住民と協働のまちづくりを目指すこと、2つには子育て、若者定住、新規企業導入などによる人口増と活性化に向けての施策、3つ目には福祉の充実と環境政策、4つ目には地域の特性を生かした産業振興のまちづくりの問題、5つ目には安心安全なまちづくりを目指すもの、6つには継続事業を着実に執行をしていくこと、7つ目にはこうした経済不況を受けての雇用を生み出す経済の活性化策、

最後に関連する国県事業の促進要請、こうしたまあ8つの柱を設けて予算編成を行ったところでございます。当町の財政状況は再三申し上げておりますように、依然として厳しい状況にあるわけでありまして、行財政改革の更なる推進を図りながら第4次現計画や3年の実施計画の実現に向けた最終年度としての事務事業に必要な予算を計上をいたしました。これらの事業の推進によりまして住民の負託にできるだけ精いっぱい応えてまいりたいとこのように考えておる次第でございます。以上でございます。

倉田議員

重点施策については理解をいたしました。次に財政の見通しについてお聞きをいたします。20年度決算は町民税の大幅な落ち込みなどがありまして、実質単年度収支では160,000,000の赤字決算でありました。このため3億余の基金を取り崩して対応しておりますが、当然その結果、基金の残高は減少をしております。しかも今後、基金造成はなかなか難しいのではないかとこのように見られております。また財政健全化判断のための指標、いわゆる健全化比率でありますけれども、これについて見ますと実質公債費比率が高い状況にあります。早期健全化基準には当然のことながら至っておりませんが、起債許可団体移行基準の18%、このラインに迫っている状況にあります。それから財政の硬直化を示す経常収支比率、これも90%と硬直状態に近く、これも懸念材料であります。財政の健全化これは常に基本に置いて取り組まれていると思っておりますけれども、平成21年度も年度末を迎えております。経済不況が続く中、税収の落ち込みというものが予想をされるわけでありまして。町税収入も前年を下回るのではないかと予想されておりますが21年度の財政見通しはいかがでしょうか。また厳しい経済情勢、雇用情勢の中でありまして。22年度の歳入と歳出をどのように見通されたのかお聞きをいたします。

町 長

それでは間もなくまあ年度末を迎えるこの21年度の決算に向けての財政見通し、それから新年度予算に関係をする22年度の財政見通しのご質問にお答えいたします。まず現在の21年度の財政規模について申し上げますと、21年度の内容といたしましてはこの地域介護や福祉空間整備事業、それから国の経済・雇用対策事業、これらを受けてのまた町独自の対策事業等のまあ有利な国の財源を活用しての事業が多く取り入れまして、大変まあ事業が大きく膨らんだこともございまして、現年度の一般会計の予算規模は現在のところ5,000,000,000円、これは平年ベースで平均してまいりますと約25%ほど今年は特殊な財政規模の年であったというふうに思いますが、そうした大幅な5,000,000,000というような枠を超えての今、財政執行を進めておるところでございます。まあこれに対してまた前年度からの繰越明許費というものも新たに次年度へ繰り越す事業もありますけれども、まあいずれもこれらの事業は事業費の主な財源は国から交付をされるものでありまして、事業完了と同時に収入となる見込みでございます。それから一方でこの町税や地方交付税等の例年の財源はほぼまあ予算通りの収入となる見込みでございまして、例年の歳出予算の執行においても当初計画した事務事業もほぼ予定通り計画通りの執行ができるものというふうに今のところ思っております。特に歳出予算につきましてはこの事務事業執行後に予算残となった財源は次年度の繰越財源として留保していきたいというふうに考えております。年度末になりましてできるだけ無駄をひとつしないような形で、最後までそのことを厳しくとらえて繰越財源の造成に努めたいというふうに考えております。本年度は特にこの国の補正予算によりまして今申し上げました経済危機対策の臨時交付金、それから公共投資の臨時交付金、それから新しいまあ政府になって出てまいりましたきめ細かな臨時

交付金、この3つの交付金だけでも町では約300,000,000円に上る交付金が交付をされ、またされる見込みであるというふうに思っております。これはあのまあ一面厳しい財政事情の中でなかなか町が今まで取り組むことのできなかつた事業、あるいは先送りをしてまいりました事業が大変あるわけでございますけれども、これらある程度まあかなりの部分でこれに取り組むことができるのではないかとこのように思っております、町にとっても大変ありがたいことであると、住民にとってもありがたいことであるというふうに思っております次第でございます。

次にまあ22年度の歳入歳出の見通しでございます。これもまあ予算の総括的にもいろいろ申し上げておるところでございますけれども、特にまあ国の地方財政計画というのが毎年編成をされますけれども、この見通しによりまして地方交付税と臨時財政対策債を含めたこのいわゆる実質交付税の総額は、前年度に比べて大変大きな増額というふうに見込んでおるところでございます。しかしまあ飯島町に実際交付をされる額そのものは、様々なまあ要件によって左右をされる要素がございますので、なかなか流動的な面もあるわけでありまして、予算編成時のいろんな情報、それから最近におけるまあ国の考え方でもできるだけ可能な限りこの情報収集をして分析をしながら予算編成を行ったところでございます。またあの新政権による新たな政策もいろいろ出ておりまして、具体的な部分がなかなか見えてまいりません今のところ、特にあの新政権が謳っておりますこの社会資本の整備の使い勝手の良いこの交付金というものが創設をされるわけでありまして、このことについては予算規模の中には国は入っておるわけでありまして、なかなかその地方の配分基準というものが見えておりませんので、今後この内容が明らかになり次第また新年度に入って必要な財源措置を講じていく必要があるとこのように思っております。いずれにいたしましても今後さらなる情報収集を行いながら財政運営に努めてまいりたいとこのように考えております。

倉田議員

次に起債の繰上償還についてお尋ねをします。繰上償還を引き続き実施するということとしております。21年度に続き100,000,000円規模、この理由として健全財政維持のため、このようにしております。先程も少し触れましたけれども、経常収支比率この繰上償還によりましてこれを低減することができる、それから実質公債比率この増加を抑制することができる。実質公債比率は標準財政規模に対する元利償還金などの比率でありますのでこれがあまり高くはないと、逆にこの予算概要のシミュレーションによりまして繰上償還をしなければ22年度に18%のラインを越えると、さらには24年度には20%を超えるというふうにご予測をしております。25%を超えるとこれは早期健全化団体ということで、まあこのような自治体に陥ってはならないわけでありまして、繰上償還により17%以下程度に抑えていくとこの方針と理解をしております。そこで繰上償還の対象はどのようなものか、例えば高金利のものがあるのかどうか、公的資金のものがあるのかどうか、それからこの場合その財源をどこに求めるのか、併せて繰上償還による財政効果これをどのように見積もっておられるのかお尋ねをいたします。

町長

次のご質問は繰上償還の実施することによってその対効果、それから今後のどのような見通しの中で繰上償還の問題について対応していくかということかと思っております。国のまあ地方財政健全化対策といたしまして公債費の削減を図るためにこの政府資金、借りておる資金の内訳の中で政府資金、この利率が5%以上の起債を保証金なしで繰上償還をする

という施策ができておるわけございまして、これを受けて町では平成19年度から21年度まで今年度まで毎年の起債の償還額の軽減を目的に第1次の償還計画を策定をいたしました。さらに平成21年度には第2次繰上償還ということによりまして計画によりまして23年度までこれを継続をしていくというふうにご考えておるところでございます。国は平成22年度も同様の措置を継続するというふうにしておりまして、当町ではこの政府資金のうち5%の利率以上の利率の起債はほとんどまあなくなってまいりましたけれども、一部残っておるものにつきましてもごくまあ償還の残り期限が迫っております、これをまあ対応してもあまりまあ効果がないというふうにご考えておりますので、今後は金融機関からの借り入れた縁故債というものを対象に町独自の施策として繰上償還の継続をしていきたいというふうにご計画をしております。そこでまあ繰上償還を行う財源につきましては平成22年度は一般財源によって対応してまいりますが、平成23年度からは今のところ減債基金を取り崩して対応をしていくという一応のまあ予定で計画をしております。またこのことはあのその年々の財政事情、繰越金等の余裕財源等も出ましたらまた対応が異なってまいりますが、今のところ一応減債基金というものをできるだけ積み立てながら対応していきたいとこのように考えております。

そこでまあこの繰上償還の効果でございますけれども、今いろいろお話にございましたように、この実質公債費比率というものが大きくその数値が左右されてまいります。平成22年度におきましては15.3%、23年度見通しで14.6%程度にまあ持っていきたいというふうにご考えております。従ってあの繰上償還をしなかった場合と比較いたしますと今、倉田議員にもお話にございましたように3ないし5%ほどそれぞれ改善をする見込みを立てております。これはあの先にも申し上げましたがお手元の予算概要の資料の最後尾の方にもその比較表が載っておりますのでまた見てご確認をいただきたいと思っておりますけれども、しかしながら平成24年度から35年くらいまでまあ長い見通しになるわけでございますけれども、この下水道関連の起債等が償還が年々まあ現在も事業をやっておりますので増大していくということで見込みでございます。従ってあの実質公債費比率も何も手を打たなければ20%まで上昇するというまあ予測をしておりますので、従いましてこの23年度以降も毎年できるだけ減債基金への積み立てを行って、計画的に繰上償還を実施するなどして、決してまあ20%を超えることのないような財政のコントロールをしながら今後とも計画的に健全な財政運営に努めてまいりたいとこのように考えておりますのでよろしくお願いたします。

倉田議員

わかりました。次に町税の収納率、これを高める方策についてお尋ねをいたします。20年度決算で町税は調定額が1,275,000,000円でありました。これに対し収入額は1,200,000,000ということでありましてこの差額75,000,000は滞納繰越になりました。国保税を加えますと100,000,000を超えるというふうな規模であります。町税の収納率は20年度94.1%、これは滞納分を含む数字であります94.1%、きょう年の推移を見ますと17年度が96.2、18年度96.1、19年度95.9、20年度94.1とこのように年々低下傾向にあります。また国保税について見ますと収納率は20年度88%でありました。これは滞納分を含んだ数字であります。で、長野県国保連合会これがまとめたそして公表資料でありますけれども、この中に平成20年度の長野県内市町村国民健康保険税の収納率というものがおります。で、飯島町を見ますとこれは現年分の数字で95.1%、

滞納を含んでおりません。95.1%で県下81市町村の中で41位という状況であります。まあ95.1という数字も重要であります、41位というこの総体的な地位も重要であります。まあちょうど真ん中辺ということなんですけれども、それでは近隣の町村はどうなっているかとこれを見ますと、宮田村は97.2で17位、中川村が98.5で10位、それから松川町が96.9で22位、高森町96.2で26位と、飯島町は95.1で41位とこういう状況であります。で、町税についての資料はありませんけれども、概ね同様の傾向ではないかというふうに考えてしまいます。21年度の収納率はさらに落ち込みがあるんじゃないかという心配もされております。まあそうなりますね今後滞納が増加する、また不納欠損が増加するこういう状況が避けられないのではないかというそういう心配の声も出ております。で、町税は町財政の中でも自主財源の根幹をなすものであります。現在の厳しい財政状況の中で収納率の低下は町村財源の町財政ひっ迫の大きな要因となるものであります。また税負担の公平性を図る、納税秩序の維持並びに町財源の確保を図る、まあこういった観点から収納対策はかねてからの課題でありました。監査報告でも指摘をされております。昨年8月決算審査、収納対策に万全を尽くすよう求めています。11月の定期監査、財政運営上の最重要課題と位置づけ徴収対策強化を図るようそれぞれ求めています。収納対策これにつきましては日ごろから鋭意努力をされていることと思えますけれども、現場は先程述べたとおりであります。4月からコンビニ納税というようなものも始まるということで納税者の利便性向上など一定の期待はありますけれども、これはまた経費のかかる話でありまして、またこれですべて解消というわけにはいきません。一方で経済不況も続いております。この問題にどのように取り組んでいかれるのか基本的な姿勢についてお尋ねをいたします。

町 長

この町税をはじめとする未納金問題・未収金問題は大変まあいつも申し上げている通り頭を痛めておる問題でございます。お話にもございました決算審査あるいはまた過日の定期監査の監査委員さんのご報告ご指摘事項にもございますけれども、この税等の収納率、年々まあ低下をしてきておりました、直近の過去3年を見ましても町税の個人法人の住民税、それから固定資産税、軽自動車合わせますと、平成18年で96.1%から平成20年では94.1%と低下をいたしております。またお話にございましたような国民健康保険税も同様な傾向でまあ減ってきておるということでございまして、まあそこであの常にこの対策は講じているんな考え方の下にできるだけ収納率を上げるような努力をしておるわけでございます。具体的には副町長を対策本部のキャップとしてそれぞれ関係担当職員を網羅する中で随時この対策会議に対応をしておるわけでございます、とにかく全職員がこうした実態を情報というものを共有するとともに、日ごろからこの事務を通じて課税事務の折からもこの収納問題も加味しながら、税の関係職員を中心にして滞納整理等を実施をしまいつております。この他にまたあの県の収納対策室というのがあるわけでございますけれども、ここで特にあの協同で収納率のよくない個人の住民税や国保税を中心に、所得に関係するまあ課税の部分について一緒になってまあ戸別訪問をして徴収などして、毎年11月から12月くらいに集中的にまあ期間を設けて実施をしておりますし、それから併せてまあ年間を通して預金等一部の財産を中心にしたこの差し押さえ業務、法的にはまあ強制執行の範疇に入っていくわけでございますけれども、これも先にも申し上げましたように70件に上るひとつの差し押さえ業務を行いながら、わずかでありましてけれども収

納対策を講じておるといふふうになっております。まあ今後も申し上げておりますようにこのいろんな徴収方針、まあ経済も実態もこういう状況でございますのでなかなかあの一律的な徴収方針というわけにはまいりません、そういう部分もありますけれども、いろんなケースを想定しながら個々対応をしながら、少しでも徴収率を上げるような努力をしてまいりたいということと同時に、外国人が非常に多く勤務されておりましたけれども、昨年の3月ぐらいまでの間に数百人規模で本国にお帰りになってしまったと、このなかなかあの未納の問題が頭を痛いというかも実質不可能な部分もございまして、監査委員さんのご指摘等も参考にしながら不能欠損も一部取り入れてやむなきの事務を入れまして、そうしたことをしながらいろんな生活困窮者等々の対応も同時に行いながら、総合的にこの徴収率の問題を掲げて少しでも一般財源としての財源確保に努めておると、こういうのが現在の徴収に対する基本的な考え方でございましてご理解をいただきたいと思えます。

倉田議員

次にこれも収納に関する問題でありますけれども、県と市町村との地方税共同化事業につきましてお尋ねをいたします。これはあの県と市町村がそれぞれ行っている徴収事務を一元化し共同でこれを行っていくとするものであります。県民税や市町村民税などすべての地方税を対象として2011年度から開始を予定されております。このことは収納率の低下がその背景にあります。かつて長野県それから県内市町村は収納率はこれ全国でもトップに近いような成績でありましたが、その地位がじりじり低下をしまして現在では中間ぐらいあるいはそれ以下という状況になってきていることがその背景にあります。まあ徴収徴税コストが高いのでもっと効率的な課税、機動的な徴収業務を目指す、また税源移譲で住民税の滞納増加が心配されるということから、統一的な研修、職員間の知識技術を伝授して整合性を高めるべく2011年のスタートに向け現在検討中あるいは調整中ということでありまして、準備期間後1年となっております。3月2日の県議会一般質問で取り上げられておりました。村井知事は納税者間の公平性をより一層確保できるように最大限の努力をする、それから公平性や徴収の確保の面で共同化が有効であると、このように述べまして積極的に推進していく姿勢を強調したと報道されております。この事業に期待するものは大きいと思えますけれども、現状における取り組み状況進捗状況について併せて事業開始後の効果についてお尋ねいたします。

町 長

この地方税の共同化という件につきましてはかつて当議会にも全協でよく概要だったかと思えますけれども、お話したようにも思っておりますが、お話にございましたようにこの県と市町村による、このまあ長野県の場合でございますけれども、この地方税の共同化事業につきましては本年の1月の段階で県と概ねのまあ市町村の了解が理解が得られておるといふ解釈のもとに、当面は平成22年度1年間かけて準備をして平成23年の4月から、特にこの大口のこの未納の納税者これらを中心にしたその徴収収納対策を中心に、まあ広域連合という県の広域連合という組織を前提にしてその事務に移行をしていくということになっております。まだまだあの細部を詰めていかなきゃならない部分がありますけれども、これはまあ今後1年かけてまた議会の方へも逐次ご報告を申し上げてまいりたいと思っておりますけれども、でこれはまあ何故そのようなことを考えてやっていくのかということでございます。まああの県はもちろんでございますし、各県下の市町村、まあこれは全国的にそうでございますけれども、それぞれの課税事務を行いそれぞれの徴収事務を行ってということで、同じ法の一つの法律の中でその事務を進めるにしてもかなりあの

て見直しをしておる将来的な町の起債残高がどのように推移をしていくかというようなことについては、あの今、久保島議員もパネル等でもってまあ調べていただいてお示しをいただいておりますけれども、あの前にお配りしてございますこの町の予算概要の最終ページ26ページにもあのごく中期的な部分でございますけれども一応お示しをしております。なかなかこの通りというわけにはいきませんが、今のところこうした考え方の中で償還計画を立てながら、そしてその効果をまあ期待していくとこういうことで取り組んでおりますのでよろしくお願ひしたいと思いますが、そこであの現在21年度この決算見直しでこの残高等についてちょっと説明申し上げたいと思いますが、一般会計では約5,600,000,000円に達する見込みでございます。それから下水道会計では公共、農集合わせて7,100,000,000円、それから水道事業会計で1,800,000,000円という形になります。従ってこれらの起債対象に運営しております3会計合わせますと14,500,000,000円という数字になるわけでございます。大変まああの多額な起債を掲げての財政運営とまあこういうことになるわけでございますけれども、でこれらをまあどういうふうなまあ償還計画の中で償還していくのかということでございます。そこでまあ一般会計につきましては通常この義務的な償還の定期償還これに加えてですね、今後22年、第1次で19年度から対応してまいりましたけれども、22年から23年度までの第2次繰上償還計画これを立ててございまして、これに基づきまして年間約100,000,000円の繰上償還を別枠でまあ実施をしてまいりたいと、その後につきましては各会計年度の可能な範囲内でもって減債基金への積み立てを行って繰上償還が行えればぜひやっていきたいと、これはあのその時々のもた実質公債費比率等の推移を見守りながら対応していきたいとこういうふうにお考えしております。それから下水道事業会計につきましてはやはり同じ毎年の義務的な定期償還に加えて、この平準化債というのがございます。この年々の急激な償還がこのきたさくないような形の中で平準化して毎年計画通りに償還をしていくとこういう制度があるわけでございますけれども、この平準化債を利用して今償還計画によって進めておるわけでございます。それから水道事業会計につきましては現在のところ定期的な毎年の償還のみでまあ考えて対応してまいりたいと、こうした考え方でもって今後累積されておりますこの起債の償還というものを対応して今後の禍根を残さないような財政運営をしていかなきゃならないとこんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

久保島議員

さてそこです、その14,500,000,000円の町債があるわけなんです、今回の地優賃住宅、地域優良賃貸住宅の建設の件なんです、まあ行政的にもコンプライアンスまあ法律的にもですね別に問題ないんだろうと思ひますが、一般社会常識からいくとですねちょっと疑問だなあというふうなところがございまして、と言ひますのはですね、長野県の住宅供給公社の事業ではありますけれども飯島町からの依頼があつてこそ始まるというふうにお思ひます。で完成後飯島町が引き取りますと、で返済は15年割賦で行いますという契約があつて初めて始められるもんじゃないんでしょうか。で既にですね2月16日には入札が行われ工事が進んでおります。で引き取り金額はまあこの間の322,000,000が上限という形で出ましたけれどもまあ確定はしていないと、それからまあ償還計画もですね15年だけれども金額的には決まっていないと、で設置条例それから運営規則もですねまだこれから作るということで、普通はまあ後からできるんだというふうにお伺ひしておりますけれども、どうもそれが民間の者にとってはですね解せない、何でその注文もして

ないのに工事が進んでいくんだということはあるかと思ひます。それで今議会で債務負担行為ということでこの事業が載りまして、一応これがゴーサインということで予約に当たるんだというふうにご説明いただきました。まあそれにしてもですね3月この間5日ですので、やはり4日ですのでもう工事は始まっている段階だということでございます。まあちょっとですね9月入居ということにこだわるあまり手続きがちよつと後追いになつたという感じがですねどうも否めないというふうにお思ひます。この間に12月の定例会もございました、1月・2月の臨時会もございました。ここでこの補正がですね出されるべきであつたのではないかなというふうにお思ひます。いつもの町長の進め方とはちよつと違つと、その辺にちよつと違和感があると、その辺についてはいかがですか。

町長

この地優賃の住宅建設の問題でございますが、まああの何回か説明をさせていただいておるわけでございますけれども、普通のあの町が単独で補助を受けて行くこの住宅建設の事業とはちよつとまあ違つた部分がありまして、なかなかあの住民の皆さんにもご理解いただけない部分がありますが、一応これはあの住宅づくりの国の特別な交付金事業を採用してのまあ住宅建設ということで、この前提となるのがまあ一気に町はそのことが対応できないというようなことの中と、やはりあの専門的なひとつの機関の中でこの建設をしていただくという前提の中で、これはあの全国的な取り組みだと思ひますけれども、長野県の場合でも従来から県の住宅供給公社、これが間に入って町の依頼を受けた形でその事業を進めていくとこういうまあ1段階中に県の機関が入つておるわけでございますので、従つてあのどの時点で議会の議決をいただくということが、あの今までもそうございましたし、あの県下の中でもお聞きするとほとんどまあ債務負担を起こす前に県の住宅供給公社は市町村の依頼を受けて、そしてそのまあ仮協定と申しますかそうした前提の中で設計をして入札をしてその結果でもって町は債務負担を起こしていくとこういうことで進めてまいりましたので、今回の場合も飯島町はそうした形をとらせていただきたい、ただあのこれはあの住民の代表である議会の議決事項という形ではその時点では生じませんでしたけれども、やはり十分に説明をして理解をしていただかなきゃならないということでございまして、これはもうこの事業が始まりました平成の19年度以前から、19年度は第1期目の工事が終わったところでありまして取り組んだところでありまして、その時点からいろいろと申し上げて1期計画・2期計画の内容をお話して、それから特にあの第2期計画につきましては昨年の9月・10月あたりの全協でも図面をお示しをして、概ねのまあ事業概要あたりもお話をしてご理解をいただきたということでございます。まあそのことがあの債務負担を伴つた議決をしてないので町として議会の方向が出てないじゃないかというまあ誤解を受けておるわけでございますけれども、まああのやはりまた後で出てまいりますけれども、この9月の国勢調査という5年に一度の節目に何としても間に合わせたいと、そのことが町の将来にとつても非常に有利なんだということも申し上げながら、今作業を進めさせていただいておるということでございますので、そのところはひとつ是非ご理解をいただきたいと、決してあの議会の皆さんに諮らずに進めておるということでは決してございせんのでご理解をいただきたいと思ひます。

久保島議員

まあ手法的にはね、間違いはないんだろうと思ひますけれども、住民の目から見ると何か少し違和感があつたかなというふうなことでございます。それでその債務負担行為としてですね21年度の補正予算の中に明示はされました。この債務負担行為についてそのも

のがですね、まあいわゆる闇起債と言われている悪い言葉でいえば言われているものでございまして、実質は町債借金と同じわけでございますよね、でこれが22年度をもし完成した場合には正規の起債になるわけじゃあございませんので、そのまま負担行為として残っていくということでございます。まあ行政の先程言いましたが、行政の常識や法令順守という点からも問題はないと思います。しかし民間の感覚でいくと少し違和感がございませぬ。完成後飯島町が引き取って毎年23,000,000ずつ償還していきます、15年かかるといって最後には350,000,000ぐらいになるわけです。まあこれは使用料という形で家賃をそれに充当していくわけですが、当然それは足りなくなっていくと、で半分以上のものは町の負担になるということでございます。でこれはいずれ支払いしなければならぬお金でございますので、いわゆる一般の社会でいくとこれは借金と同じということになります。これを含めた借入金残高ということでないともうその町債だけ14,500,000,000というものだけではいけないのではないかなと、償還金の捉え方それから借入金残高の捉え方についてですね町長はどういうふうにお考えなのかお聞かせいただけます。

町長 　まあこの地優賃住宅の建設に対して将来のまあ起債負担が伴うことについての考え方と、まあ実際数字がどうなるかということかと思っておりますけれども、あの最初にお話のございました議会初日に補正予算で議決をいただいたこの債務負担行為に関して、これがあの債務負担というものが闇起債であるということは決してそういう解釈ではございません。正式にその将来の町の債務を負担することの約束を議会として議決をいただいて取り付けておるとこういう考え方でございますので、これはあの国もそれぞれの県も地方も同じ手法で後年度負担というものは議決をいただいてやっていくということでございますから、決してあのなんか闇負担、影の方でこっそりそのあれしておることでは決してございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

　　でまあこの地優賃の住宅まあいろいろ縷々ご説明というからお話を申し上げて是非ご理解をいただきたいわけでございますけれども、そこであのこの建設費用について今申し上げましたように、県の住宅供給公社これはあの副知事が理事長でございまして、以下県からの出向職員とプロパーの職員とで構成されておる100%県の出資団体というふうにご理解をいただいて、住宅の建設、宅地の開発等を手掛けておるわけでございます。で予算上ではこれが15年割賦で町がこの公社に建設していただいて立て替えて全額を建設したものを町が債務を負担して払っていくというまあやり方でございまして、全体事業費が今のところ約322,000,000円、このうち国からの交付金として53,900,000円が交付されるいわゆるまあ補助されるということになります。それから県の住宅公社からの買い取り額は274,000,000円を今のところまあ見込んでおまして、毎年の買い取り額が22,900,000円になるということでございます。でまあその差し引き勘定の中で町は起債を背負い込むことになる、これが先程の14,500,000,000円にまあ入っていくというような形になるわけですけれども、これはあの当然、長い目で見てこれが何年度で償還をペイされるかと家賃とのあれで、ということもまたあのキチンとあれしていかなきやならない問題でございますけれども、一応あのそうした国の交付金と家賃収入、まあこれはあの耐用年数的には30年以上は当然あるわけでございますので、まるまるこの、この時点で借り入れた額がそのまま町が償還をして起債として残っていく部分ではないということ、普通のあの道路や川の問題とはちょっと違うというふうにご理解をいただくと同時に、非常にこの若

者が30数名から40名ぐらい18世帯入ってくることによつての町のこのいろんな面での、雇用の問題それからそこに落ちる税の問題、消費の問題等々考えましてですね、計り知れないこれは大きな効果が、そのためにまあ少しでも若者を増やして人口を増やしてというところにその議論がスタートがあるわけでございますので、計り知れないいろんな相乗効果があるということをご理解いただきたいと思っております。

久保島議員 　この地優賃住宅の他にもですね債務負担行為になっているものがございます。そうなることですね、どうも全体像がつかめてこない、現在の借入金残高はいくらでそれに償還計画があつてその他に債務負担行為があつているんだというふうに理解をするわけなんです、そのところでその先ほども言いましたように、あのこういう分かりやすいもので残高がどうなっていくのか、それから債務負担行為の先ほど町長おっしゃいましたように15年かかると返して、いろいろのものの補助金等がありますから、そこでペイになるのはどこだというようなことがですね分かるようなものですね、こう明示いただきたいというふうに思います。でまあ数字はね当然固まらないと思うんですね、でそこでまあ何月何日現在の予測というような形で結構でございますので、債務負担行為の一覧表っていうのは確かあつたと思っております。それが合計でいくらになつてそれがどういふふうになつていくのかということがですねちょっと見えません、それも後日で結構です。是非議会と町民に分かるような形で、うちの総務課はですねこんなようなものを作ることが非常に得意でございます、非常に優秀な人材いますので是非こんなようなものでですね明示いただければと思つてはおりますがそれはいかがでしょうか。

町長 　ちょっとあの実務の細部的なことはまた総務課長の方からお答えしますが、いわゆる町がいま抱えておるその時々々の債務負担というものの一覧はこのお配りしてございませぬ。議案の予算書、一番最後の方にずっと前から事業が、都度あの決算のたびに修正をして現在値でもつておしをしてあるということでご覧をいただいて、これはまあ理解をしていただけたらと思つております。ただこれがあの将来財政にどういふふうに関わつてどの様に減っていくのかというようなことについてはまた決算の都度あの資料としてご説明申し上げて、わかりやすい資料を作つていかないかと思つておりますけれども、その辺の内容をちょっと総務課長の方からお答えいたします。

総務課長 　債務負担行為についてはこれは地方財政法の中で決められていることで、1つの契約をすると次年度以降支出を確実に伴うものということで、次年度以降の予算が拘束されますので、議会の議決を得て債務負担行為というのを予算で決めているわけでございます。その内容については町長が説明しましたように予算書の細部の方に資料として付けるように地方自治法の施行規則で決められておりますのでそのようにしていただいております。この中には確実に来年いく再来年いくというふうには決まっているものもありますし、土地開発公社のようにその債務保証をしているものがありまして、例えばそこが返済ができなくなったときに新たに現金の支出を生ずるという性格のものもありますので、確実に現金で支出していくというものについては集計は取れて資料は作ることは可能でありますけれども、そういった限度額を設定して最後は実際にいく生ずるのかということが不確定なものは限度額だけで表示をさせていただいておりますので、支出のものについての表を作ることは可能であるというふうに思つております。

久保島議員 　その支出を伴うもの、それであとはですね保証という形ですかね、まあ普通一般でいう

と保証人みたいなものですけれども、それを別に明示していただければと思いますので是非お作りいただいて議会もしくは町民の方に提示していただきたいと思います。

さて話をですね時間がないので、人口増対策という形で町長の方からですね先ほどもお話もございましたように、若者定住に向けて地優賃住宅を建設していくんだという話もございました。まあいろいろ手を尽くしてきた、景気のことでもございまして思ったような効果が現れなくてですね12,000人というのは目標は達成できなかったということもございまして。まあ今年国勢調査の年に当たってですね少しでも人口を増やしたいと、まあ40人から50人の若者が来るであろうという期待も込めているということでございまして、この地優賃住宅が人口増政策の目玉として位置付けられているわけですが、この費用対効果っていうんですかね、まあ言い方はあれなんですけど、それがほんとに望めるかっていうところがちょっと疑問なわけでもございまして。まあ毎月23,000,000ほどの償還がされていくわけなんですけど、まあ町の負担は私のざっと計算するところによると13,000,000ぐらいは町が出さなきゃかなというふうに思います。それで18戸50人に対して年間13,000,000ずつ15年間出資していくわけなんですけど、それでほんとに元が取れるのかなとちょっと疑問に感じるとこなんですけど、例えば私の考え方でいけば民間のアパートにですね、まあこれは無理かもしれないですけど固定資産の減免とか町外から転入があったら家賃補助をすとかっていうことの方がですねもっと効果的なんじゃないかなと、まあお金もそんなにいらないうこととも感じるわけでもございまして。まあ次元の違う問題というふうに町長おっしゃるかもしれませんが、人口増対策っていう面からいけば同じ次元と、同じ土俵の上というふうに考えられるんじゃないかと思っております。まあ町の人口増、民間活力を發揮していただいてですね大いに貢献していただいた民間アパートの皆さん、この不況下で非常に空室状況がただならぬ状況になってきております。経営も苦しいと。そこでさらに良い設備の町営住宅が安価で入れるところがあったら、これはアパート経営の皆さんはですねたまったもんじゃないと、まあしかし私どもがお話を聞いたところによると経営者の皆さんはこの建設に反対はしないと、まあこの運営に対してですね公正に運営していただきたいと、当初の目的を達成するために入居条件等については厳しく審査してほしいというような要望が出されております。また民間アパートの皆さんもですね今後この町の人口増対策に寄与していくために何らかの援助がもらえないかというようなことも望んでおられる。現在またホームページに空室情報を載せるというふうに約束がされていたわけなんですけど、いま稼働していません。ホームページを開いてみてもですね何も入っていないという状況でもございまして。でここのところがですねもう少し対応していただきたい。それからまたあの窓口でも是非情報がですね得られるような体制もとっていただきたいというふうに思います。この地優賃住宅のほんとに投資効果があるものかどうか、それから民間への支援について町長お考えというふうにお伺いしました。その辺について触れていただきたいと思っております。

町長

まああの今度の第2期工事としての事業としての地優賃住宅、これがあの町の人口増の少しでもまあプラス要素として期待をしておることは事実でもございまして、そのためにまあ事業に取り組んでおるわけでもございまして。でまあその効果とそれから民間のアパートの皆さんの大変まあこうした状況の中で苦勞されておることとの関連してのご質問でもございまして。12戸19年度・20年度で編成いたしまして現在まあ33名という実質的な入居

人口でもございまして、これがあの町内だけの企業ではございせんけれども、それぞれ若者としてそれぞれ職を持って町の住民の1人として、まあいろんな生活面を含めて町に貢献をいただいておりますということもまあ当然のことでもございまして。で今後さらにまあこうしたことを支援していくということの中で、若者の定住化促進住宅の補助要綱というのがございまして、できるだけ町へ自ら住宅を求めて建てていただいて、そして新しいまあ人口増につながるというようなこと、それでこの新陳代謝もまあ期待しながらということでもやっておるわけでもございまして、で今まあ久保島議員のこの建設そのものに対する単なるこの費用対効果、まあ当然このことも家賃収入も含めて長い目でどうなるかと、これはあの分析をしていくことは当然でありますけれども、それ以外のまあひとつの期待される相乗効果といえますかこれが大変大きいわけでもありまして、それらの生活にまあ関連していく町にいろんな形の中で及ぼすもの、それから人口としてとらえて町がこの交付税等で措置される影響のものいろいろまああるわけでもありまして、是非ひとつあの全体として捉えていただきたいと、そのためにあのまあ時期の問題とかいろいろ言われますけれども、そうした長期計画の中で各地域ともに自治体ともにこうした事業を取り組んでおるんだということをご理解いただきたいと思っておりますし、あの交付税の点だけを絞ってまいりますといろいろまああの分析をしてみますと、今度これがまあ18世帯45人前後ぐらいの人口で求めますと1年当たりこの全体で千数百万の交付税の影響が出てくるということもまあ見込まれますのでよろしくまあお願いしたいというふうに思っております。

それからこの民間アパートの皆さんが自主的にまた意欲的にこれまで事業の取り組みをして、結果的には町の人口増の施策に呼応していただいておりますというふうにもまあ感謝をしておりますけれども、なかなかあの良いときはいいんですけども、経済の状況によって大変今現在のところ空き室、空室等が増えて大変苦勞されておると、これらのことについての心情というものは大変私としても察して余りある心境でもございまして。この人口増というもの行政も民間もいろんな立場立場で一緒になって考えて、特にあの民間活力というものを入れた形が大変よろしいわけでもございまして、これからもそうした点にも力を入れていきたいと思っておりますが、やはりあのどういう分担でやっていくかということについてはですね、やはりあの情報を共有していくと、特にこういう経済状況でもございまして空家情報というような言葉も今お話にございましたけれども、当然そういうようなことも含めて行政として何ができるかということで、いずれまあこれはあのまた上向き加減になることを期待するわけでもありますけれども、今の町のホームページ等でもこれはあの協定ができておりました相互情報交換をしてホームページへ入れていくということの道で今住んでおります。若干あのその辺の情報不足がこちら側からの働きかけの問題や向こうからの資料提供、情報提供でもなかったということもあるようでもございまして、今あの少しページ開きますと少しまあそうした完全な情報というもの把握できてお知らせできないという状況でもございまして、今あの所管課の方で督励をして関係の皆さん方との情報交換をして入れてに行くような今して、少しずつ目に付いてきておるように見ていただけるかと思っておりますけれども、まああのそうした情報交換をしながらですね、それからさらにまたあのこれはあのアパート経営の皆さんばかりではございせん。中小企業のみならず同じような今苦勞をされておることで、町として精いっぱいできることと、やはりこれはあの出来ないこともあるわけでもございまして、そうしたことを十分対応

しながら、特にあの中小企業の融資制度対応もこうしたアパート経営者の中にも当てはめられる部分がかかりございますので、そうした既存制度の活用も含めながら、またあのアパート経営者の皆さん方のご意見を聞きながらできるだけ町の支援対策も講じてまいりたいということでございますので、今後ひとつまたいろいろとご理解をいただきたいというふうに思っております。

久保島議員

是非ですね強力な支援をお願いしたいというふうに思います。さて今お話しにちょっと出てきましたけれども、第5次総合計画策定のためにですねアンケートを行いましたところ、ショッピングセンター要望、商業環境の整備っていうのがですねかなり多く出まして、これも人口対策ですね非常に大きなポイントになるんだろうと思います。まあ以前お話、同僚議員の質問にお答えいただいた中で民間のことなので行政では手が出せませんというような話もあったかと思えます。しかしですね塩尻市で今回、市長がですね閉店をしたセブン&アイホールディングスの建物を90,000,000円で購入して、1階はショッピングセンター、2階、3階以上は町の福祉施設ということを企画しているようでございます。これもですねコスモ21がこれできないんかなということ町民の間から私、方々へ行くたびに聞かされております。町民から生鮮食料品のショッピングセンターが欲しいっていう声はですねもう聞かないで通り過ぎすというわけにはいかないという状況になってきております。で、誘致にですね町長が東奔西走いただいて方々当たっていただきました。でも結果はダメだったということになりますと、思い切って町が介入していくということも必要なんじゃないかと、まあ町営化ということもですね一つの選択肢としてないのかなあと、今まではコスモ21の救済という部分で考えていたんですけども、この次元ではなくて町民の要望をかなえていくんだという、そういう意味でですね次元としてはまさしく行政の仕事であろうかというふうに思います。でスーパーとかねあの農産物直売所とか観光設備とかいうことでいけばですね、町の施設としては十分に利用価値があるんだろうと思います。まあバリアフリーになっていきますので養老宅老所なんか併設してもいいかもしれません。まあそういったですねあそこをうまく利用するというのも考えられないかと、商業環境の整備という点から町長いかがお考えでしょうか。

町長

まああの大きく人口増への取り組みの中で商業の活性化というものは大変まあ重要な要素であるというふうに思っておりますし、またあの第5次総合計画の策定のアンケートの中にもこうしたあの病院等の問題と同じぐらいの数字でこの町の商店、買うものが近いお店が近くにないということが非常にあの大きな住民の皆さん方の願望要素として捉えておりまして、私も全くそのとおりだと思います。まああの久保島議員もかつてこのコスモ21に同じまあ経営の一員として参画された経緯があるので、当然この想いというものは人一倍強くお持ちかというふうに思いますので、あの共々にまた現在の組合の皆さんともいろいろとまあ考え方を意見交換しておりますし、直接、町のあの経営に対してどうこう言えるこの主体的なことは申しませんけれども、やはりこの商業の振興という一つの住民要望の中の一つとしてまあ町も町長自らもそうして今までやってきましたけれども、なんせまあこの時期の問題がございまして、それから同じあの一つの販売店としてのこの店をあそこで構えて将来的にどうだというようなことの中で、いろいろあのプロの皆さん方のお話を総合して、あの位置で今後ともまた末永く存続をしてというようなことにはどうも消極的な意見が多いというのが今までの実感でございまして。従ってただあのまだしっかりし

た建物でございますし、人の集まる集積的な施設として生かしていくことは当然だというふうに思っております。今いろいろとまああちこち情報を集めながらやっておりますけれども、まあ今後のあの1つの店舗という考え方の中ではやはり153のバイパスがああいう形で現在進めておりますので、大方のそうした道の皆さん方の考え方はバイパス沿線というようなことがひとつの出でまいります。従って後の利活用をどうするのかということとはまた今後の次の長期計画、土地利用の中でも位置付けていくべきことだと思いますけれども、まあそうそうも言っておりませんこれはあの急いでしていかなきゃならない問題もございまして、いろいろと今あの言ってきたいておる考え方の企業もございましてするものですから、またこれをどういうふうにマスタープラン的に位置付けてということでいま真剣に取り組んでおるところでございまして。なのであのもう少しまあ時間をいただいて今年度中には何とかその方向としては目途をつけていきたいということでやっておりますので是非またご理解をいただきたいと思えます。

久保島議員

是非ですね前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。さて次にまいります。今回予算の中でですね中学3年生までの医療費支援とか、Iターンや若者定住の皆さんの新築住宅の補助なんかありました。そのほかに今回、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの予防接種全額町負担とかですね、この辺のところもまあ福祉の面医療の面でですね安心して暮らせる町ということで、非常に人口増にもたいへん寄与していくんだというふうに思います。この辺は非常に評価をしていきたいと思えます。ただですね如何せんそのアピールが足りなくてですね、どうも知らないという人が多いということで、もう少し上手にPRしていただきたいなというところでございまして。で核家族化が進んでいる今日ですねそのどうも若いお母さんたちが子どもを生む状況としては非常に厳しくなっている、まあもちろん産科の関係もございましてそうだったんですが、ここのところいい見通しになってきましたので産科医院についてはまあ駒ヶ根の昭和から出る先生のお世話になるんだというふうになります、今度あのいわゆる今その環境整備としてですねタレントであの人気歌手のつるの剛士さんという人がいまして、この人は芸能活動ちょうど今上り坂になってきたところをですね1年間活動を休止と、これは育児休暇のためということでございまして。これでですねまた彼の人気が上がっちゃいましてですね、ホームページのアクセスも非常に多くなっているというような状況でございまして。こういうことがですねいわゆる「イクメン」とまあ言っている言葉らしいんですが、まあ育児を楽しんで喜んで行う人ということでございまして。まあヨーロッパの方ではですね進んでおりまして非常に人口増対策にも出生率の上昇にも役立っているということでございまして。まあ今までその母親学級っていうのがございましたので、それに付随して多分若いお父さんも来てくれる人もいると思うんですが、どうもそのお母さん達だと出にくいというのもありまして、是非ファーザーズスクール、まあ父親学級ですね、英語で言ったほうがかっこいいとすればヤングファーザーズスクールとでも言いましょうか、そんなものを是非町でも取り入れていただいてですね、行政でも支援しているんだぞというところもお見せいただければなあというふうに思いますが、その辺についていかがでしょうか。

それから男性職員の役場の職員の皆さんの育児休暇ということについてはですねどういうふうに考えて取り組んでおられるのか、その辺についても町長のお考えをお伺いします。

町長

まああの育児を楽しくと、これが家庭もあの母親だけの専任事項でなくて父親も加わっ

て楽しく育児をしていくと、大変あのこうしたこれからの時代の課題であり、また大いに進める内容だと思えます。まああの生涯学習等々いろいろございますので細部教育長の方から申し上げますけれども、町の方私の立場としてこの最近の育児状況、楽しむまあ子育てということに鑑みてですね、具体的にはこの22年度からこの両親の学級を再開をして、特にこの子育てをする心をケアしていくという事業を始めてまいりたいというふうに計画をしております。まあだいたい年3回ぐらいの開催日程の中で楽しく子育てをする、それから自らが楽しく人生を送るということでございますので、育児のいろんなまあ母親、父親含めたこのまあ言葉としては「イクメン」というふうにいま、そうした部分、それからファーズスクールという部分も含めてですね、こうした組み立てをしてまいりたいということと考えておりますのでよろしくお願いします。それらに関しての町の職員、まあ男性職員も含めてでございますけれども、これもまあいろいろこうした町がそのことを取り組んで行くには、当然職員の意識というものも持ってなきゃまずいと思っておりますので、この22年度取り組むにあたりましてまた職員の内部とまたひとつこうした部分も含めて進めていきたいというふうに思っております。

教育長

それではあの生涯学習の立場からお答えをしたいというふうに思っておりますが、まあ少子化対策ということで父親の育児参加、まああのわが国の流れが一層加速していくのではないかなということは私も思っております。ヤングファーズではなくてオールドファーズの立場からあの育児を妻に任せて来たというそういう立場でどことなくこう忸怩たる思いがありますけれども、まあ生涯学習、社会教育の関連で申しますと、直接的にですねファーズスクールという銘を打った取り組みはしてないわけではありますが、それに関連した事業としまして、例えば公民館で壮年クラブの料理講座というような活動、それから育成会ですすね親子でのおやつ作りといったような料理体験、あるいはまたあの父と子の冒険隊という銘を打ってですね保育園児から小学校の低学年の子どもまで親子の参加型の活動を入れております。まああのこういうようなことを切り口にして父親が子育てに参画をしていくという、まあ言わばファーズスクール父親の育児参加というふうにも言えるのかなあというふうに考えております。町としましてはまあ次世代育成計画、それから男女共同参画計画の中でもこれにつきましては触れておりますけれども、まあ3つ程ありますが、まあ少子化を考える環境づくりとして子育てセミナーの開催、それから家庭づくり子育てを男女が共同して行えるよう若い世代への意識啓発というようなことも行っておりますし、あるいはまた働きながら子育ての環境づくりとして男女共同参画社会の一層の形成、それから企業にもですね育児支援、子育て支援ができる体制づくりを啓発していくというようなこと、それから3つ目としてまああの楽しい子育てのできる環境づくりとしては今申し上げたようなセミナー、あるいは広報活動、あるいはグループ、仲間づくりへの支援というようなこともあります。あの男女参画プラン、心をつなぐまちづくりパートⅢを策定してございますけれども、その中には育児環境整備それから男女が共に責任を担う家庭生活の活動というその中で父親の育児参加それから育児休暇制度の推進を提言をしていると、またその中で先ほど町長が申し上げたように役場職員の男性の育児参加というようなことがまあ道を開けていくというそんなふうな形をとっておりますし、今後一層そういうことを支援していくまあそういう時代ではあるかなあということは私どもも認識しております。以上です。

議長
久保島議員

時間。
時間ですか。
もう10秒です。
それではですね、それをまとめた形でこんなようなものをですねまた出していただいたらという要望を前回出しましたけれどもこれはいかがでしょうか。

議長
久保島議員

時間です。
時間ですか。終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

午前10時38分 休憩
午前10時50分 再開

議長
2番
中村議員

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
2番 中村明美 議員
では通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本年は国民読書年に当たります。近年、国民の読書離れ活字離れが指摘されています。テレビやゲームなどの娯楽が増え、インターネットで簡単に情報が得られることになったことなどから、大人も子どもの読書への関心が薄れています。このように活字と向き合う時間が減っている中で、文章を読んで正確に理解したり自分の意見を述べたりする言語力やコミュニケーション力が低下していると指摘されています。こうした中、言語力を養うために読書の価値が見直されています。様々な本を読むことは単なる知識や情報、教養を高めるだけでなく、他者を思いやる心を育み豊かな人間性を養うことにつながると、近年は学校では朝の10分間の読書運動が浸透したり、また家庭、地域全体で読書を推進するなど読者に対する国民意識が再び高まりを見せています。そうした中、平成20年6月の国会決議で2010年を国民読書年とすることが決定されました。決議では政・官・民が協力し国を挙げてあらゆる努力を重ねると明記しています。しかしながら新政権が2010年度予算では取り組みの効果が表れていた子ども応援プロジェクト事業155,060,000円を廃止、その代わりに子ども読書の普及啓発予算として前年の3分の1に満たない49,000,000円が計上されました。私は子どもの読書活動の関連予算を大幅に削減したことを大変懸念いたします。当町では22年度に子どもの図書に関する費用に対してどのぐらい盛り込んでいるのかお伺いいたします。

町長

それでは中村議員のご質問にお答えをしております。国民の読書年、これに対して子どもの読書活動への町の取り組みでございます。最初私の方からお答えをして、細部につきましては教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。お話にございましたようにこの国民読書年、これはその前提として国民の読書年に関する決議というものが平成20年の6月6日衆参両議院全会一致でまあ採択をされました。この国民決議では文字と活字の文化振興法これのまあ制定、施行50周年にあたる今年、まあ2010年でございます。国民の読書年に制定をして政・官・民協力の下で国を挙げてあらゆる努力をしていくというふうに謳われております。またそのもう一方で財団法人の文字活字推進機構、

これではこの国会決議を受けて国民読書年推進会議をやはり20年の11月18日に発足を
して、平成21年10月19日にはこのロゴやキャッチフレーズ「じゃ読もう」こうい
うまあキャッチフレーズのもとに計画を発表して、公共広告機構の平成21年7月から新
聞、雑誌、テレビ、ラジオなどで言葉ダイブしようというそれぞれのまあ機関の中で取り
組みが始まったところでございます。そこでまあ今年の1月からは国民読書年の特集番組
の放映や新聞記事の掲載などが始まっておりまして、様々なところで国民読書年にちなん
だ行事や取り組みが始まっておるとこういうふうにもまあ認識をしております、大変大事
なことであるというふうに私も思っております。今後のまた具体的な取り組み等につつま
して教育長の方からお答えをさせていただきます。

教育長

それでは私の方からあの図書費についてどのくらい盛り込んでいるかということであり
ますので、具体的な数値をもってお答えをしたいというふうに思っております。子どもの
図書費でありますけれども、新年度予算におきましては飯島小学校で667,800円、それか
ら七久保小学校では301,400円、飯島中学校では531,000円を計上しております。これを
ですれども1人当たりで換算いたしますと約1,800円程度になりますけれども、七久保小
学校は児童数が少ないものですから1人当たり2,200円ほどになろうかなというふう
に計算ではなっております。それからあの学校関係以外でまあ町民の皆さんに使って
いただいている町の図書館もありますが、でこの中で子どもに対する本、具体的には
絵本とかですれ紙芝居等がございますけれども、そうしたものを含めた児童用の
図書の購入であります。800,000円ということで、これは全体の予算の約3割を占
めておりまして、まあ800,000円は一般の大人向けの図書の購入とほぼ同額とい
うふうになっております。これ以外にもですれ例えば3歳時健診の折りに保護者の
皆さんに読み聞かせをしていただくという、そういう立場からブックプレゼントを
ずっと続けておりますけれども、これは1人当たり980円で総額で申しますと約
80,000円ほどになろうかと思っております、絵本を贈ってきております。これら
があの子どもに対する図書費というふうにご理解いただければというふう
に思っておりますのでよろしくお願いたします。

中村議員

よくわかりました。その中にですね今回国の予算に入っている子ども読書普及啓
発予算というのを盛り込んでまた取り組みをされていくことを要望する次第であり
まして、次の質問に入りますが、小・中学校の図書館では子どもたちの成長段階
に必要な本が揃っていることが理想です。そこで学校要覧に蔵書数が紹介されて
いますが、現在の蔵書数に対して充足率はどの程度かその率をお願いたします。

教育長

現有蔵書数それから充足率にかかわるご質問ですが、あの学校要覧で確認された
ということですので数値的にはご存じかと思っております、ここで改めてお答
えをしたというふうに思っております。学校図書館の図書標準というのがござい
まして平成5年3月に文部科学省が定めたものであります。であの今町内の小・中
学校の現有蔵書数それから充足率でありますけれども、今年度当初平成21年度
当初の数値でございますけれども、飯島小学校には9,124冊充足率が99.6%、
それから七久保小学校が5,453冊90.3%、飯島中学校11,470冊107.0%とい
うふうに計算ではなります。ただしこれはあの蔵書管理の台帳に基づく冊数
でありますので、子どもの人気の高い廃棄したのも図書館の中に若干残って
いるものもありますので、それを加えれば数は当然のことながら多くなります。
只今申し上げましたその充足率につつましてですけれども、学校図書

館の運営のまあ重要な一つの指標ではございますけれども、まあ通年にわたって
今申し上げたように例えば購入をしたりそれから破損したような本を廃棄をして
いくわけで、廃棄や受け入れといった蔵書管理を行っている関係で充足率は
当然のことながら数値は変動いたします。ですので充足率を満たしていくとい
うことはまあもったもたないことでもありますけれども、ここの経過の中では、
学校図書館の廃棄基準というのがございまして、その廃棄基準に基づいて本
を精選して全体のバランスを考慮しながら、限られた予算の中で子どもに
ニーズの高いあるいは読ませたい本をこう整理しているわけですが、気を
つけなくてはいけないのは古い情報とかですね、例えばあの合併して市町
村名が変わったとか、あるいは国名が無くなったというそういうような本
は必然ながら処分していかなくてはなりませんし、新しい情報を常に考
えながら子ども達に提供していくというそういうことでありますので、充
足率ばかりに目を向けていくとこれはちょっとまずいことになるかなとい
うふうに思っております。まあいずれにしても全体的には蔵書の質を高め
るとい、新しい情報を常に子ども達に提供するという、そういうスタンス
で管理運営をしているところであります。またあの町の図書館では
ですね、ちなみに今年の1月末現在で蔵書数71,539冊、その内、子ども
用の図書は26,668冊全体の37.3%になっておりますので申し添えて
おきます。以上です。

中村議員

小中学校の図書館の状況は常に全体のバランスをとりながら、新しい情報、
質を高める努力をされているということをお願いたしました。次にですけれども、
当町においては中学校では本年より朝の10分間読書運動が実施され喜ばしく
思います。本が自信を育む源となることを望みます。また小学校では読書週
間には親子文庫の方々が年4回、職員が年1回と読み聞かせ活動を実施して
います。また読書ボランティアの皆さんによる週2回の読み聞かせ活動が
あり、その関係者の方々は朝仕事前の時間に読み聞かせをしていただ
いております。子ども達にもとても好評とボランティアの皆様方には大変
敬意をいたします。その他、お話の会、お話の森スペシャル等、子ども
達が本に親しめる環境ができてきていることを大変うれしく思います。さ
て昨年行われた学力調査の結果、教育長は飯島の児童には国語力がもう
少し欲しいと言われました。そのために読書に力を入れたいと言われて
いました。既に読書力を高めるために検討されていると思われま
すが、本年は国民読書年ということでもあり、子どもの読書について
新たな取り組み等の考えがあるか教育長に伺います。

教育長

それでは議員のご質問のお話の中にも若干重なるところもあろうかと思
いますが、お答えをしたいというふうに思っております。まああの今の子
ども達は非常にあの多くのメディアですね、例えばゲームでありますし
インターネットというようなところで非常にもう情報メディアにさらさ
れておりまして、やはり活字離れというようなところはご指摘の通りだ
と思われ、まあ生活スタイルが大きく変わっておりますのでなかなか読
書、本に向かうという機会が少なくなっていることは私も憂慮するところ
であります。先ほどちょっとあのブックプレゼントのこともお話をいた
しましたが、まああの子どもが生まれてですね3歳くらいまでが基本的
信頼感、まあ心理学的に言えばそのように申すそうでありま
すけれども、母子とのアタッチメントということが非常にあの形成時期
であるし、乳幼児期にとっては大事な時期であるということはいろんな
ところで言われております。まああの暖かいまなざしを向けて、携
帯を扱いながら授乳をするなんていうことはも

つての他でありますし、少なくとも抱き締めてですね3歳くらいになったらひざの上に子どもを乗せて、そして絵本を読んで親子のきずなを深めてほしいと、まあそういうことが長い目で見れば読書力あるいは本に向かう重要なスタートになるのではないかなという、そんな意味でブックプレゼントを継続しているわけであります。

それからあの保育園児につきましてもですね今年度県の安心子ども文庫事業というのがございまして、各保育園に絵本あるいは紙芝居のこう、それから書架を整備してですね保育園のころから積極的な読書支援をしてまいりたいというふうに考えております。小学校でも先程のお話にありましたように読書の時間に地域のボランティアの方に来ていただいて読み聞かせ等をしておりますし、まあこういうことをさらに進めていきたいというふうに考えております。であのこれは毎年行っておる学校の行事でありますけれども、まあ読書週間というのがありますが、学校によってはですね家族読書の時間というのを提唱している学校もありますので、こうした内容をですねぜひ親子でスイッチを切ってそして本に向かうというようなそういうようなことをうんと提案していこうかなというふうに思っておりますし、学校もそのような考えであります。今年度あの新たなその子ども達に本を読ませるといことでありますが、先程の学力の向上に合わせてですね読書力をつけたいということで、学校とも協議をしまして是非進めていこうではないかということで、今年度からですね中学校でありますけれども週に4日間、月曜日から水曜日までの8時15分から25分まで間、10分間を全校一斉読書の時間というふうに設けようではないかということで学校の方とも連絡してですね協議をして、中学では読書の時間ということを設定して日課の中に設定していただくように今年からなりました。まあこれもあの小学校の方はまあ児童の発育段階もありますので朝の時間に低学年一斉にとることが可能かどうかということは今後検討していくところでもありますけれども、中学校ではそういうことで今年の読書年に合わせて新たに組み込んでいくということで年間計画で定めたところあります。日課の中で定めたところあります。またあの町の図書館もですねこれまでいろんな行事をやっているわけでもありますけれども、それぞれの行事も読書年を意識したイベント、読書年を意識して啓発活動それから読書の推進、是非あの活字離れをちょっとでも止めようとということの思いで環境整備を一層進めてまいりたいというふうに考えております。

ただいま新しい事業等伺いました。その取り組みに対して大変期待いたします。私も先日、飯島小学校の校長先生に子どもの読書について実態を伺いました。本が好きな子は借りる回数が多い。しかし本が苦手な子はほとんど借りない。本が苦手な子はどちらかというと漢字が苦手ということ。その状況下からすると本の借りる回数が増えても本の好きな子が増えたとは言えないということです。本を好きになる児童を増やす努力が今後の重要課題だと思います。子どもの行動を見るとき子どもは目の前の欲望や興味のあるものに心を左右されがちです。いわば現実主義といえます。ですから子どもの興味や個性を見つけ出し、その子がいま興味を抱いている本を開いてあげたら子どもはその本に目が向くのではないのでしょうか。興味のある本に出てくる漢字は読めなければ聞いて内容を理解しようとしします。そして漢字が書けないとしても漢字を読むことだけはできたりします。また文章の流れで漢字を読めるようになることもあります。従って興味を持つ本を提供することで読書力が高まるように思います。そこで大切なのは子どもの個性、興味を引き出す観察力と努力が大変に重要であり、この作業こそ親御さんや教員の務めではないでしょう

教育長

か。医学博士の服部幸應氏は、大人になってからキチンと振るまうためのモラルを確立するのも3歳から8歳までの時期であり、一生のうちで学ぶ70%のモラルや習慣はこの時期に身につくと言われております。このことから子どもの未来を考えると学校教育では低学年の時期にしっかり手をかけ時間をかけることが重要とかがえます。読書においても同じことが言えるのではないのでしょうか。子どもの個性、興味を引き出すため今以上の取り組みをすることは、ひいては教育長の課題の1つでもある子どもの国語力向上にもつながり、飯島の子ども達の成長により良い結果をもたらすと考えますが、教育長はこのような子どもの個性、興味を引き出すための努力をどう思われるか伺います。

興味を引き出すというところでお答えできるかどうかちょっと思いますが、いずれにしてもですね今のお話の中で、小さいころから子どもが字を、あるいは読書に興味を持ち始めるということでございますけれども、だいたい4歳ごろからというふうに言われております。文字に関心を持ったりということでありましょか。でまあ多くの子どもは小学校の就学前にはですねだいたい自分の名前が書けたりあるいは読めたりするというふうに言われております。まあ既に文字に興味を持っているというふうに、で入学したときにはですね、ひらがながだいたい6割の子どもがだいたい書けるというのがまあ経験でもあります。保育園における読書活動としてはまあ幼児にとってまあ好きな絵本を読んでいくということですが、それがあの興味につながって自分の選択の幅が広がって、あるいは好みのジャンルが広がってくるのではないかなというふうに思いますし、まあこういうような機会と場を多く提供して絵本に親しめる環境を整えたり、まあ家庭にも先程申しました通り、読書の働きかけをしていく、それでその様なことで子どもの読書活動を支援していくということが大事ではないかなというふうに思っております。であのただ単に興味があるからその本を選ぶというのはまあ小さいころで結構だと思うんですが、やはり高学年になってくるとやはり難易度の高いあるいは質の高い、あるいはまあ文学でしたら古典と言いましょか、そういうようなところにも挑戦していく中で語学力とか言語力とか文字に対する興味とかあるいは知識とか幅広いものを獲得していったほしいなというふうには思っております。ただ単に興味だけで進んでいってしまうと、子どもの読書力はついていかないのではないかなというふうには常々思っているところでもあります。学校図書館の読書活動では子ども一人ひとりが読書の楽しさを味わうと、それと同時にですね調べ学習ということも出て、今最近では総合的学習の時間等もありますのでどうしても調べる調査活動も増えてきますが、まあそういうようなところで目的を持って読書を行うことによって知識を増やしていくということも大事ではないかなと、いずれにしてもそういう経験が生涯にわたって大人になってもですね日常的に本を取り出す、本に親しむというそういうことにつながる大事な時期ではないかなというふうに思っております。まあ一般的に学校図書館は想像力を広げたり思考力を高めたり、まあ生涯学習における自己教育力を育む場所というふうにも言われておりますし、まあ基本的なコンセプトとしてまあ子ども達が自由に楽しく利用できる図書館ということを目指しておりますし、そういう本の提供を今後していくことが大事ではないかなというふうに思っております。まあそんな立場からも図書館運営、学校図書館、そして町の図書館についても支援をしていきたいというふうに考えております。まああのいずれにしても国民読書年という年でもありますので、子ども達の文字に対する興味それから読書に対する読書力といひますか、そういう

中村議員

ものは一朝一夕についてくものではありません。地道な積み重ねが大事だというふうにしておりまして、この機会に多くの町の皆さんにもこの読書、今年です読書に対する意識をちょっと今までとは違った角度で向けていただければというふうに、この機会をもって思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

中村議員 私のはあのただいま申し上げました興味を持つということ個性ということですが、これはまずあの子どもが本に取りつく一番最初の一步ですね、そういう時点でまあ低学年とか幼少のころの子どもに興味のあるものから本にこう結び付けていくというもので、決して中学生とかそういう子どもさんにそれだけでということではございません。次にまたですねあの国の方から補助事業があるわけですが、この補助事業を活用して青少年向けの小説作家による講演会を企画するというのも一つ方法としてあると思うんですけども、こういうことをして読書に関心を抱かせるということはいかがでしょうか。

教育長 あの今年度のその読書週間というのは単発的な行事で各学校で取り組んでおりますし、またあの生涯学習の立場からでも読書年にふさわしい行事がどういうものであるのか、今お話のような作家あるいはその出版関係の方を招いて、あるいはあの著名な文化人ですかね、をお願いして読書に関する講演会とかそんなことは今後検討していきたいというふうにこの場でお答えしておきたいと思っております。以上です。

中村議員 講演会を通して小説に興味を持つようになった子どもが増えたとのデータもありますので、今後の検討を要望いたしまして次の質問に移ります。先ほど教育長も言われておりましたが、子どもは5歳ぐらいから個性が豊かになり好奇心おう盛になります。ゲームに走りだすのもこの時期です。また文字に興味を抱く時期でもあります。先程の服部氏の話の中からも、この時期をいかに育むかで学校生活にも大きく影響が出てくるでしょう。そこで文字に興味を示した子ども達の読書力向上への推進に対して伺いをいたします。

教育長 ご質問をちょっと確認させていただきたいと思っておりますが、それは小学校の読書というふうに理解してよろしいでしょうか。

中村議員 5歳児ぐらいですね。

教育長 あの他市町村では諏訪方のある町村ではブックプレゼント0歳、3歳、5歳というふうに3回やっているところもあるというふうにお聞きしておりますけれども、できるだけ先ほどのお答えしましたように、今年度あの県の事業を受けまして保育園の絵本それから紙芝居等を充実をしていくというそういうことは考えておりますが、それをどういうふうに活用、具体的に活用していくかということ園ごとの対応になるかと思っております。全体としてこういうふうにしていくということは現在は考えておりません。

中村議員 そこで私はひとつ提案をさせていただきます。私はこの保育園の時期にですね親子で読書の時間を大切にすることが教育長も言われておりますが大変に大切だと思います。そこで提案ですが、それは保育参観があるわけですが、その時に親子の読書時間を設けるということですか。と言いますのは園児が親御さんの腕に抱かれて本を読んでもらうことで子どもは親の温もりに癒されることでしょうか。親御さんも園で子どもの満足そうなかわい顔に癒され、自身の時間を削いででも本を読んであげたくはないでしょうか。親子のスキンシップが大切な時期にあつて子どもの触れ合う時間が少ない家庭でも保育園で親子読書を通して親子のコミュニケーションが深まり、親子読書が家族のきずなを深めるために一役買うことになると思います。このような園での親子読書の取り組み

を教育長はどのように思われますか。

教育長 親子で一つの本を介してですね関係を深める、また本を読むというばっかではなくて関係を深めるということでは私は大事なことというふうには受け止めておりますので、今議員のご提案、親子読書ということにつきましてはですね、園の方にも投げかけてですね、具体的にはどういうふうに取り組むかということはそれぞれの各園に任せることになるかと思っておりますけれども、親子読書の必要性については私も思っておりますので考えていきたいというふうには思っております。

中村議員 前向きなお考えありがとうございます。次に町長は日ごろ子育て支援には大変尽力されており、5カ月児に対してはブックスタート、そして3歳児には未来飛行から本の贈呈など子どもの成長に心を砕かれています。親御さん方からは大変に喜ばれています。子どもの成長過程において一つの節目の時期が5歳児ごろと言われております。この時期の健やかな成長のためには心を健やかに育む本に接することが大変重要だと思います。そこで5歳児に健やかに心を育めるような本の贈呈を要望いたします。ホップステップジャンプと子どもの成長段階に合わせ、小学校入学までの子どもに3段階での本の贈呈を考えます。そして3段階になる本の贈呈を国の子ども読書の普及啓発予算を活用し、今年度の国民読書年を契機に実施することを求めますが町長いかがでしょうか。

町長 まああの子どもに対するこの読書に対する取り組みというのは、今教育長から縷々申し上げました内容で今後ともそうした考え方は予算付けの裏付けをもってまあ対応してまいりたいと、で特にあの私も2月に1回3歳児の子育て未来飛行という一つの行事、検診の中に必ずお母さん方と色々なお話をする機会を設けております。その折りにあの子どもの絵本をお配りして大変喜んでいただいております。今のご提案はさらにまあ5歳児ぐらまでということですが、これらもちよっといろいろ予算対応の問題もございまして、状況を判断しながらまたこの今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

中村議員 読書活動に代表される教育分野というのは短期的効果は見えにくいかもしれませんが、国の将来を左右する重要な分野です。読書は人の痛みを想像し思いやる力といった心豊かな人生を育む源泉です。健やかな子どもの成長を願って活動されている読み聞かせボランティアの皆様にも喜んでいただくために実りある取り組みを要望いたしまして次の質問に移ります。

町長 では2番目の質問です。女性特有のがん検診の無料クーポン券と検診手帳の配布事業について伺います。21年度から実施されました女性特有のがん検診の無料クーポン券による検診受診は、現在のところ受診率は子宮がんが60人で22.5%、乳がんが109人で32.4%と前年に比べたら高い検診率と伺っています。大変うれしく思います。また関係者の方々の努力の賜と思っております。そして次年度もこの事業が継続されることは対象者にとってうれしいことです。そこで22年度の検診受診の目標はどのくらいか伺います。

町長 2つ目のご質問でございます女性特有のがん検診の受診目標ということでございまして、あの目標的には今のお話のありました目標数値を国並みの目標である50%に引き上げたいというふうに前提として考えておまして、それに対する取り組みを若干ちょっと申し上げてまいりたいと思っておりますが、いわゆるがんは日本におけるこの死亡原因の第1位であるということでございます。そのためにはまあ早期発見早期治療が治癒することへの何よ

りのまあ大切なことであるということは、これは誰しもが思っただけで対応しておりますけれども、この早期発見のための検診の受診率を上げていくことが何よりもまあ大切であるということの中で、国や県のがん対策推進基本計画というのがございます。これを今申し上げましたように国は平成23年度までの5年間に受診率を50%とする計画を掲げて今現在進めておるところでございます。で飯島町でも平成13年に、少しまあ前になりますけれども、健康づくり計画の中でがんの早期発見とこのがんの死亡者の減少を掲げているところでございます。それで特にまあ女性特有のがんの検診についてはこの受診率がまだまだ低いということございまして、今お話のあった数字でございます。まあこれに対しては国が経済危機対策等におきましても全額補助事業として国の補助として検診推進の事業が行われてまいりました。飯島町でもこれを受けて一定の年齢に達した女性を対象にして子宮がん検診、乳がんマンモ検診等の無料クーポン、この券を検診の手帳と同時にいま配布をいたしまして、この受診率の向上を図ってまいりまして、今も進めておるところでございます。今後もそうした形で進めてまいります。でまだまだこの女性特有のがんの検診が50%の目標に半分前後というようなことでございますので、さらにまあ予算計上を伴ってその受診率を50%に近づけていく町としても努力してまいりたいと思っております。ご承知のようにこの22年度からは、今まで国がこの検診に対しましては全額1年度に限って補助をしておりましたものが、22年度からはまあ財源事情もございまして、2分の1にまあ縮小をするという国の予算の考え方でございますけれども、まあ飯島町はさらにその目標を達成するために、その2分の1も町が町費で負担をして、結果的に個人負担なしで全額町費負担で22年度は取り組んでまいりたいということで、今までの検診者受信者に対しては今まで通りの考え方ということでございます。1にも2にも当面の目標であります50%に近づける努力をしてまいりたいというふうに思っております。

中村議員 ところで50%に向けての取り組みということをお伺いいたしました。その検診率の達成に向けての対策ですね、それは前年度に追加または変更した対策はあるのか内容を端的に伺います。

住民福祉課長 それでは補足説明をさせていただきます。町長お答えを申し上げましたとおり、あの2分の1の補助に22年度からなります。しかるべき要綱等の改正をしまして、それぞれの年齢に達した方、21年度と同様の対策を継続していくという考えでございますのでよろしくお伺いいたします。

中村議員 ただいま前年度と同様の対策といえますか内容で取り組むということをお伺いしました。ちょっと懸念いたします。前年度と同じで果たして50%の結果を得られるのか少々疑問に思います。この無料クーポン券の対象者においては検診受診が初めての人もおり、受診の不安から申し込まないという人もあるようです。そこで女性の命を守るためにも検診受診を高める対策が大切です。私は受診率を高めるために3点ほど提案いたします。まず1として不安感を取り除くために前年度受診者の検診してよかったとの声を年代別に載せた啓発チラシを配布する。次に無料クーポン券を受け取ったときはその気でも時間が経つにつれて受診の重要性が薄らいでしまうとか忘れることもあり、受診をしないということがあるようです。そこで受診日を忘れないようにするために啓発チラシに誕生日を自身の健康チェックの月に決め、検診受診をしませんかと入れてはどうでしょうか。そして3として、身近な各耕地の健康推進委員の方の力を借り、対象者へ受診の必要性を呼びかけて

いただく、この身近な耕地の人からの声はとて大きな力になると思います。一人でも多くの方に受診をしてもらえるような活発な啓発活動が必要だと考えますが、この3点の内容についてのお考えを伺います。

町長 あのただいま目標受診率を50%にまあ上げていきたいと、そういうことの中でまあ予算の裏付けとそれからまあ年齢的な対応についても今までと同じような考え方の中でやっていくということで、同じ考え方ではちょっと心配であるというご指摘で、全くそのとおりだろうというふうに思ひまして3つほどの提案をいただいております。それで特にあのやっぱり受診をいただく方々が自分のこととして捉えてもらおうと、頼まれたからやるという決してこれは趣旨のものではございませんので、それに対するまあ呼びかけ啓発というものがやはり行政の一つのポイントになる、おっしゃるとおりだと思いますので、であのこうした環境問題につきましてはあの昭和病院が6月から新しいまあクリニックの医院が開設されて、少しその対応も広がってまいりますし、それから町側の今お話のありました誕生日への呼びかけ、それから特に健康推進委員さんいろいろな面を取り組んでいただいておりますので、またそうしたこともあのこの年度末にもまた健康推進委員さんの会議がございます。また任期改選が4月でございます。私も直接出席をして理事者も出席をしてそのことも呼び掛けてお願いしてまいりたいと思っております。いろんな手法でとにかくあの啓発をしながらそれを受けとめていただいて、自ら検診を受けていただくというそういう考え方の気持ちを先ず持っていただくことへの呼びかけというものをどういうふうにしていったらいいか、今ご提案をいただいたことも含めてですね対応してまいりたいと思っております。

中村議員 目標を達成でき事業の効果を図ることを望みます。町長は医療に関して我が町は予防医療を重視していきたいと言われており、私もその考えに同感です。さて21年22年と2年継続して無料クーポン券、検診手帳の配布事業が実施となりましたが、現在国の経済は大変に厳しい状況にあり果たして23年度にはこの事業が継続されるか不透明です。この事業は最低でも5年間には行わないと一周しません。また20代30代に増加傾向にある病気で早期発見すれば治る率が非常に高いものです。ここで打ち切られたら経済的に厳しい20代では実費で受診する人が非常に少なくなると思われまます。町長はこの検診は最低でも5年間は継続すべきだと思われまますか伺います。

町長 最低でも5年間は対応してまいりたいなというふうに思っております。

中村議員 ところで今継続すべきというお答えをいただき大変安堵いたしました。また当町にあつては国の動向に左右されることなく、女性を守るために無料クーポン券と検診手帳の配布事業を実施年より5年間は継続することを強く求めます。先ほど町長が検診の必要性を言われていました。この5年間は国の動向に関係なく町が負担しても継続するというお考えがあるかお伺いいたします。

町長 まああのこの施策につきましてはここ数年来の課題でございまして、やはりあの町がやっぱりあの他のがんも含めて、がんの死亡率が郡下の中でもトップクラスであると、多分1番目だと思います。でこのがん撲滅というものを町の健康基本計画予防検診の1番手に掲げてある施策でございますので、検討をした結果、昨年はまあ国のそういう2分の1の考え方が出てまいりましたけれども、それをまあ町も新年度から2分の1を埋めながら、この施策を取り入れた以上5年間は厳しくても全額町の負担でという思いで今おりますの

中村議員 　　でよろしく願います。

町　　長 　　是非とも国の動向に左右されず女性を守る施策としてわが飯島町においては5年間は継続すると断言していただいたと判断いたしますが、それで間違いないか町長のご意見を最後にお伺いいたしまして私の質問を終わります。

中村議員 　　まああの町の財政が破綻をしまえばこれは元も子もないわけでありませうけれども、まあそうならないように財政運営に努めてまいります。その限りでは5年間実施をしまいたいと決意を持っておるところでございます。

中村議員 　　では質問を終わります。

議　　長 　　ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分と致します。休憩。

　　　　　　午前11時36分 休憩
　　　　　　午後 1時30分 再開

議　　長 　　会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 坂本議員 　　3番 坂本紀子 議員

坂本議員 　　それでは通告に従い一般質問いたします。飯島町はここ数年で福祉施策全体として郡内では進んだ町となっており、私はとても評価をしております。しかしサービスを受ける住民サイドにはその認識が薄く更なる施策の周知に心掛けていただきたいと思っております。また職員の丁寧で分かりやすい対応を行っていただきたいと思っております。その中で残念なことに障がい者や障がい児に対する施策は過去10年を調べてもあまり私は進んでいないと思っております。障がい者手帳を持っていただける方は平成16年から平成21年3月までの段階で515人から553人と38人増加してきております。これは身体、知的、精神の3障がい者全体の数になります。障がい者が自立できる支援の取り組みはどうなっているかということでもあります。障がい者の中でも軽度の方々に対する取り組みについてお尋ねします。平成13年から現在に至る取り組みと今町で特に力を入れている事業は何かお尋ねします。

町　　長 　　それでは坂本議員から、障がい者施策に対する取り組み等についていくつかのご質問をいただきました。まず平成13年度から現在に至る取り組みと、特にまあ町が意を注いでおる事業の取り組みでございます。今お話にございましたように平成13年度から平成21年度までの間に、障がい者福祉をめぐる国の施策といたしまして、平成12年4月の介護保険制度導入、平成14年4月の精神障がい者に対する在宅サービスの町への移管、平成15年度以降措置制度から契約制度へとまあ転換したこの支援制度の下で、サービス量等の拡充を町としても図ってきたところでございます。平成18年の4月に施行されました障がい者自立支援法におきましては、障がいのある人が自立した日常生活、あるいは社会生活を営むことのできるように、必要な障がい者福祉サービスあるいは相談支援等が地域において計画的に提供されるように福祉施設や事業体系の抜本的な見直しをなされまして、県並びに市町村に対して障がい者福祉計画の策定が義務づけられておりまして、この計画によって飯島町でも福祉サービスあるいは相談支援並びに地域生活支援事業を多目的

に進めてまいっております。こうした中で町がこれまで実施をしてきた事業の実績やニーズを踏まえて、障がいのある人や家族等から相談の対応、あるいは生活に必要な情報の提供、日常生活用具の給付等々、地域生活の支援事業の充実に重点的に今取り組んでおるところでございます。また相談者の状況をよくまあお聞きする中から、関係機関である伊那の保健福祉事務所、旧保健所でございますけれども、この保健福祉事務所や専門機関である上伊那の広域障がい者総合支援センター、これは「きらりあ」というひらがなで呼ぶ施設センターがございますけれども、この施設。それから療養機関や保健師、各事業所などと連携を図りながら適切なサービス提供ができるよう取り組みを現在行っているところでございます。従いまして今お話のこの福祉全体の嵩上げは認めるけれども、この障がい者福祉に対する取り組みがややもすると後退気味であるというようなお話がございましたけれども、私としては決してそういうふうには思っておりませんのでひとつご理解をいただきたいと思っております。

坂本議員 　　今の町長の答弁をお尋ねして、まあ私としてはまあ具体的にちょっと調べました。それで過去の話なんですけれども平成16年までの5年計画の障がい者プランの中で、1として障がい者の自己決定権の尊重ということと、2として障がい者の視点に立った多様なサービスの充実、3として障がい者も含めたすべての町民が責任を担い社会参加や利用できる施策の推進に努める、とありましたが、現在の結果としてこれらの計画は現在時点で達成できたとお考えでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

町　　長 　　まああの障がい者福祉計画等に基づいて年次目標で掲げてやってきておりますけれども、あの現在100%達成というわけにはなかなかまいりません。これはあの財源手立ての問題もございまして、また取り組むその組織的な問題、それからこれを受けていただくサービスを受けていただくそれぞれのまあ機関団体等とのひとつの接点の問題もございまして、ただあの計画に沿って着々とまあ一つずつその目標に向かって実現に向けて取り組んでいるということだけは間違いないというふうに考えております。

坂本議員 　　現在あの飯島町は「こまくさ園」と「やすらぎ」という2つの施設しかございません。で障がい者の視点に立った多様なサービスの充実というところと、障がい者の自己決定権の尊重というところで見ますとその町内2カ所しかないわけでありまして、合わない方は町外に行っておられるということだと思います。現在「こまくさ園」は就労継続支援B型という位置付けで、まあ一般企業での就労が困難な人を雇用し職業能力の向上を図るという中で運営されていると思っております。「やすらぎ」は精神障害の方々が来られています。先ほど質問しましたそういう多様なサービスの充実という点からすれば、平成13年に移転改築してから8年経ちましたけれども、内容が充実しているというまあ多少初期に比べれば紙漉の機械が導入されまして、カレンダーとか絵はがきとか名刺とかを作るような形になってきてはいますけれども、まあ私としてはここ時々伺いまして4年ほど経ちますけれども、まあ日々淡々とやってらっしゃるというふうに感じております。で2つ目の質問ちょっと飛ばしまして3つ目の質問になりますけれども、社協に地域自立支援事業所としての経営を任せ、やすらぎは日常活動を支援していくとなりましたけれども、その運営上の問題点というのはどこにあると考えておられますでしょうか。

町　　長 　　まああの町がこれまで社会福祉協議会に経営委託をしてやってまいりました。この障がい者のそれぞれ取り組む施設としてこまくさ園とやすらぎがあるわけでございます。こま

くさとやすらぎ。でこのうちあのこまくさ園につきましては今年度から実質まあ社会福祉協議会の自立経営ということで行政の手からは離れて、今鋭意その運営の中で努力をしていただいて充実をしていただいておりますということでございますが、もう一方の2階にございますこのやすらぎにつきましては同様に町が従来通り社会福祉協議会に運営委託をして、間接的な委託事業としてまあやっただいておるということでございます。でこの地域活動支援センターのまあ概念そのものが飯島町のような小さな小規模事業所というものの移行によるものから、毎日まあ実質的には20人以上で専門職を配置した相談事業を実施したり、あるいは啓発事業までを行う高機能まで様々あるわけでございますけれども、当町といたしましては利用者によって環境が激変をしないことを移行の際の最優先課題として社協へ委託をし1年がまあ経過をするところでございます。この支援センターは本来この作業をする工賃を支払うことだけを目的をしておるといっわけではございませんけれども、作業そのものを行うことが社会復帰のための訓練であるということを取り組んでおりまして、いろいろあのこの生きがい対策それから社会に対する順応の度合い、そしてその仕事を通じて得た工賃等を得ることによっての喜びとか、いろいろあるわけでございます。年とともにそうしたことを社協とも連携をとりながら、入所者の希望にニーズに沿うような形で今努力をしておるといっことで、いろいろとあの現場的な課題はあるように聞いておりますけれども、今後とも一層まあ充実に向けて努力をして社会福祉協議会とも連携をして対応してまいりたいとこのように考えております。

坂本議員

先日ですね、こまくさ園の所長さんとも社協のトップの方ともお話をしました。その中でこのこまくさ園の問題は通所して来られる方々はそれぞれの障がいの程度も障がいの種別の違う方々が同じ仕事をしておられ、つまり作業していても能力がまちまちなので一緒に仕事をしているために指導するサイドも難しいということをおっしゃってございました。企業のように能力だけを追求して頑張りましょうという指導はできないということです。そしてまたもう一つは受託事業というのがありまして、期限を迫られてといっかまあ期限を長めにとった中での作業をしていくんですけれども、あのそういう中でもあのまあ障がい者の方々そこに行ってらっしゃる方々のテンポによっては間に合わない場合もあるといっことで、間に合わなければ職員がやっぱり残業をしてまで手伝う、つまりは納期があるのでそういうこともあるといっでございました。であのこれは現実のことなんですけれども、それであともう一つはあのそのこまくさ園にこれから入ろうかといっ新しい方たちがお子さんを連れて見学に行ったのですけれども、みんな楽しそうに仕事をしているように見えなかったといっことで、親としてもここに通わせたくないなと感じたといっことを言っておられ、でお子さんはお子さんで、ぱっと見てもう帰りたいといっって、結局このこまくさ園に通所することを止めましたといっことも聞きました。それで若い障がい者の方やその親御さんたちはいろいろな施設を見てらっしゃって、その中でまあ比較検討されてその結果として他の施設を選んでいるといっことです。まあこまくさ園は平成13年に消防署の状態を直してあそこに作られたわけなんですけれども、その頃としてはまあ上伊那の中ではまだそんなにいろいろな障がいの施設がない状態の中で発足していると思うんですが、それ以降いろいろなあのまあ一般の福祉法人のところも入りましてして、小さいアパートタイプのものから、まあ大きな福祉施設からといっいろいろ出来ました中で、やはりこまくさ園の状態が、まあ現状としては通所している方はそれでいいのかもしれないけれども、これか

ら形としてはいろいろと変化していく方向もあるのではないかと私は思っております。社協としてのこまくさ園に対する今後の計画は何かあるのですかと伺いましたら、それは町の方でやってほしい、こちらとしては毎年同じ事業をやっていっただけですといっ答えが返ってきました。障がい者の親御さんたちはこまくさ園の事業のあり方は新しい利用者のニーズに合っていないといっわれます。一体どちらが責任を持ってつまり、町なのかあの社協なのか、こまくさ園の9事業を進めてくれるのでしょうか。こまくさ園の事業には町の一般財源から平成20年で約10,630,000円ほど管理費として出しておりまして、また県の補助金も7,500,000円が加わって運営されています。町長としてはこまくさ園の事業に対してはどのように考えておられるのでしょうか。

町長

まあこれはあの今年度からこまくさ園の運営自体は名実ともに社会福祉協議会の方の自主運営といっことで形だけは移管しましたので、この経営のノウハウ等をする内容的に立ち入ることは町長としてはいっかがなものであるかといっふうには思いますけれども、さりとてこれはあの大きな町の障がい者福祉、今お話のように10,000,000以上町の予算も割いて支援を講じておることもございます。従ってあのやすらぎ等も含めて障がい者全体としてのまあ内容で、まあ副町長も理事の一人として副会長として送り込んでおりますので、十分またその辺も整合性を図りながら、ただ、今お話のようにあの福祉協議会社会福祉協議会としては今あるこまくさの運営状況をさらにまあ前進させる、あるいは脱皮をさせるような取り組みの中ではもう限界であるといっ、スペース的にもそうだと思いますし、やはり取り組む体制組織の問題もあるかと思っておりますので、そういう意味のことをおっしゃっているのではないかと思っております。従ってあの町としてはそれをさらに拡大した形の中で障がい者福祉をどうしていくのかといっことの中でこの施設入所の問題も含めて、総合的にまたできるだけ連携をとって対応していきたいとこのように思っております。

坂本議員

いまの町長のお考えを聞きまして少し安心しております。非常にあのその事業の内容といっことになりまして、先程最初に言いましたように、障がいの程度の種類が違う方と種別の違う方が一緒にいられるといっことで、8人の職員の方で現場は19名入所しているんですけれども、その方を見ているといっのはなかなか大変なことでありまして、まあ中には重度の方がおられまして、そうするとまあ静かに作業に加わっていられず、やはりまあ邪魔をするといっことじゃないんですけれども、一生懸命やっている方のところに行ってしまうといっ場合はまあその重度の方に対しては1人の職員が付き切りといっ状態になったりとか、まああのそういう状況で作業ができなければ職員室の方で昼寝をしているといっような形態も現実ではあるわけでありまして。だからなるべくそのこまくさ園の実態に即した形の中で職員の配置とそれとまあその運営の中身を見ていっただきたいと思っております。

それとあのもう一つは社協の理事の中には必ず障がい者の親御さんを1人、今後だから社協の中にこまくさ園が位置するとしたら、障がい者の親御さんを1人入れるようなことをその点はいっかがでしょうか。

町長

社会福祉協会の運営組織は飯島町社会福祉協議会そのものが理事会、評議員会制度をもってまあ運営しておると、従ってあの理事ほか役員等につきましてもあくまでもこれは社協自体の責任において人選をし運営をしていくものといっふうには解釈をしております。従ってあの私の町長の立場で今おっしゃったようなその組織の中へ理事を加えていくといっ

ことについての答弁はできる立場にございませんのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

坂本議員

はいわかりました。そうしましたら飛ばしました、2の質問に戻りたいと思います。先日障がい者を持つ親御さんの方々と町職員とある福祉法人の方との懇談会がもたれました。その中で私の感じたことは、障がい者を持つ親御さんの同志がどんなお子さんがいてどう大変なのか、その親同士の間でもお互いが理解できていないという、つまり親御さん同志の間であまり交流ができていないということです。親しい方々数人の間で相談や悩みを解決したり慰めあったりしているということはわかりましたけれども、全体の中としてはどんな方がいらっしゃるかわからないという状況でした。中には孤立しがちなご家族もいらっしゃるということもわかりまして、まあ見ますと親御さんたちも高齢化している方もいらっしゃいましたので、お子さんはたぶん30代とか40代なのかと思ってその方のお話をお聞きしました。まあ現在手帳を持つ方は町内に553人いらっしゃいますけれども、その実態も認識されていないのではないかと思われるフシもあります。で、3障がいの実態とそれぞれの問題点を把握し、交流の開催を今まで積極的にやって来られたのでしょうか。実態はどのようにになっていたのかお尋ねします。また3障がいのそれぞれの問題点をどう把握しているのかお尋ねしたいと思います。

町長

戻ってまああの3障がいそれぞれお持ちの方おられるわけでございますけれども、今お話のようにいろんなまあ問題点、それから障がいの程度によってあろうかと思ひます。またそういう一つの現場のお話もまあお聞きしておるわけでございますけれども、参考までに申し上げますとこの障がい者手帳所持者、この現在の町の状況でございますが平成20年度末でございますけれども、いわゆるまあ一般の身体障がい者手帳をお持ちの方が473名、それから療育手帳というのがございましてこの手帳をお持ちの方が74名、それから精神障がいの方でこの保健福祉手帳をお持ちの方が29名、合計で576名というふうになっております。でまあ3障がいそれぞれの共通の問題点といたしましては、この障がい者団体に加入活動されている方が年々まあ少なくなってきたということ、それから障がいのある方のこの生活全般を一元的に受け止めて適切なこの支援機関につなげたり、個別のまあ問題を集約して必要な検討を行うということでこれをまあ福祉施策に反映していくという機能が関係団体、行政にも求められておるといふようなことでございまして、このような地域支援のためのこの各団体そのものがこれを中核的に役割を果たしていくことは当然まあ無理な話であるわけございまして、そんなことで町もいろいろと検討対応をしながら、3障がい交流のための当事者や家族の皆さん方の参加をいただいて、町が音頭をとってこの障がい団体の充実を図っていくということでございまして、実は具体的にこの去る2月の26日でございますけれども、町が主体となってこれ16名ほど出席をいただいたということでございまして、そういうことを今後さらに充実して進めていきたいというふうにお願ひしております。そんなことでまあいろいろ問題点が課題がそこで抜れきをされて大変まあ有意義であったというふうにお願ひしておりますので、今後ともそうした考え方で進めてまいりたいというふうにお願ひしております。

坂本議員

今町長がおっしゃられた会議に私も出席いたしまして、なかなか幅広いいろいろな方がいらっしゃるの、まあそれでもほんとに氷山の一角の方たちが見えていたような気がします。で実際としては重度の方たちはなかなかお子さんを他の方に預けてね来れないと

いうことで出ていらっしやらない方もございました。そういう点でもっとああいう機会を設けてですねやっていたらいいと思ひます。で、障がいのある方々や、障がい者がいらっしやる家族の方々っていうのは障がいの程度が違えど日々生活していくことが精いっぱい、意外と回りを見ている暇がない方々が多くて孤独しがちであります。そして当事者でなければ分からない数々の悩みを抱えて毎日生活していらっしやいます。交流会を開催してもなかなかその日に出られない方も多いのです。であの家族の問題を外に知られたくないと考えている方もいらっしやいます。しかしあの地域とともにそして助けてくれる人々とともに生活を作っていくと、障がいを持っている本人も老いてからが大変だと思ひます。また障がい者の親族が亡くなられたとき残された方はどうなるのでしょうか。その公開してもよいと考えている障がい者の中で情報を共有し助け合える土台を町が作るべきと考えますが、町長はどのように考えておられますか。現在ある手をつなぐ会は親御さんたちの高齢化とそれぞれの考え方の違いで活動がうまくできていないということがあります。一つにまとめるというより同じ方向性を持った方々で小さな組織をいくつか作っていくということも考えられるかと思ひます。とりあえず情報の共有に町も参加して協力していただきたいのですけれどもいかがでしょうか。それはそれぞれの障がいごとにまああの情報を公開してもよいと考えている方々の名簿を作って交流できる機会をつくるということになります。町長としてはどういう考えをお持ちでおられるかお願ひしたいと思います。

町長

まああの確かにこの障がいをお持ちの程度、これによっていろんなまあまちまちな考えもありますし、またこちらの対応としてもまた現場の対応としても難しい問題があるかと思ひます。それからあの加えて今お話のやはり個人情報、プライバシーの問題も非常にこういう福祉の分野では微妙なこのなかなか一律的には取り組めないという切実な問題もあるわけでございますけれども、やはりこれはあのそのことを乗り越えてですねやはり情報を状況を共有することによって、そしてその目線によってまあ行政は必要な手立てを講じていく必要があるというふうには私もそういうふうにお願ひしておりますので、いろんなあの障壁があるかと思ひますけれども、是非ひとつそのそれぞれの障がいをお持ちの方もそういう大きな気持ちでひとつ懐を広げていただいた気持ちの中で受けとめていただいでですね、やはり今申し上げたこのざっくりばらんな先般開催したような場へも進んできていただいて、でそこでのプライベート、個人情報の問題はやはり確実に守られていくというようなことの確約の中でやっぱり事業に取り組んでいく必要があるのではないかと

坂本議員

是非今町長がおっしゃったことを進めていただいて、お互い情報が分からない中で悩んでいるよりも本当に電話一本かけて同じ障がいを持つ方同士の間でお話をされればそれで親御さんとしては満足いくという場合もあるので、これからもそのそういう機会をつくるということと、なるべくだったらその情報をお互いが共有、まあ同じ障がいの中で共有できるような状況を作っていただきたいと思ひます。それと先ほどの懇談会の話しの中でもう一つ出た問題としては、役場の担当者がですねせめて同じ方が5年は担当してもらえると安心して相談ができるという親御さんからのお話がございました。支援サービスの内容も変わる場合もありますし、そういう内容にも熟知している方が居ていただいた方が親としては相談がしやすいということで、障がいに対する専門の知識を持った職員に相談窓口

を少なくとも3年は受け持っていたいただきたいと思うのですけれども、その点に関してはどうお考えでしょうか。

町 長

まああの福祉の担当職員それから担当窓口、これはあのやっぱりその立場立場の皆さん方の気持ちに帰って対応していくことが必要であるということはどうも当然であります。従ってあのこうした事務をやっていくにはやっぱりあの事務方的な職員とそれから専門的なまあソーシャルワーカー的なひとつの知識を積んだまあ専門的な職員もどうしてもいろんなあのこの対応バランスの中で職員対応をしていかなきゃならないということでございますので、まああの事務的ないわゆる福祉行政全般的な事務的なものについてはまあ数年ぐらいの人事異動の中でやっぱり回転していかなきゃならんということでございますが、今という一番その末端に結びついた立場でのこの専門的な職員については、元々がそういう専門的なひとつの位置付けの職員でございますので、できるだけそうした考え方で今後ともひとつの人員体制を配置してまいりたいとこんなように思っております。

坂本議員

町長の言葉を聞いて少し安心をしましたし、今後もさらにその専門的な知識の中で相談者の方々の相談を丁寧に受けていっていただきたいと思います。昨年秋のいいちゃん文化祭でふるさとをくださいという映画を放送したことを覚えてられる方も多いかと思えます。障がい者の作業施設を町に作りたいと法人の方からその町へ申し入れがあり、娘は役場の職員で推進派でしたけれどもお父さんは地主さんたちと反対派になりまして、そんな中でいろいろな出来事があり最終的には父親も賛成派に回って地主さんたちの理解を取り、作業施設がその地元にできたというお話でございました。町の中には障がい者といわれる方々が先ほども言われましたように約550人くらいいらっしゃる年々増えてきておりますが、住民の方はその実態を知らない方が多いと思います。3障がいとはどんな内容で、それに伴う支援はどんなものがあるのか、このことを住民に対して周知し障がい者とともに生きるまちづくりをしていただきたいのですけれども、町としては周知することを啓蒙するためのどんな計画をお持ちでしょうか。それについてお尋ねします。

住民福祉課長

それではお答えをいたします。障がい者の方は様々な状況にあります。今議員ご指摘の通りそれぞれの育った環境それから就労までそれからあると思いますので、やはりそれぞれのニーズに合ったサービスはこんなことがあるんだとか、こういう方向性があるんだとか、そういうことも含めまして機会を設け広報等で周知をしていきたいというふうに考えております。

坂本議員

今あの広報ということでありましたけれども、あの内容に関してはなるべく細かくあの丁寧に書いてという分かるように書いていただきたいと思います。非常にあの私も障がい者という枠の中で今回丁寧にというか調べたわけですけれども、非常にあの底が広い問題でありまして、まあ身体障がいっていうのは具体的に言えばまあ生まれたときって言うよりも、何か病気とか交通事故とかそういう形で身体障がいになった方もいらっしゃいますし、まあ知的、精神、まあ最近言われているのは精神系の障がいなんですけれども、今子ども達の教育の中ではLEDとかそういう、まあそういう生まれたときからの障がいを持った子たちがいまして、まあそれに対しては町としても教育現場の中では補助員の先生達が着いたりしてやっておりますけれども、そういう形の中で本当に障がいの内容は深いと思いますので、是非、広報では書く場合には丁寧な形の中で分かりやすくやっていただきたいと思います。

質問の4を飛ばしまして5の質問をいたしたいと思います。国が障がい者プランということでノーマライゼーションで7カ年戦略という中で高齢者も若者も障がい者もすべての人々が普通の生活を送るため共に暮らし共に生きる社会がノーマルであるという考えを福祉の理念として掲げ、障がい者を社会から隔離して保護していた方向から地域の中へ溶け込ませる、支えて共に生きる方向へ政策を変えてきています。こまくさ園は就労継続支援B型という位置付けであります。他の自立訓練とか就労移行支援など町としてはどのように考えているのでしょうか。その計画についてありましたらお答えください。

町 長

この町の福祉施策の基本的な考え方につきましては、これはまああの社会福祉協議会ともいつもそうしたことを確認しあって進めておるわけでございますけれども、やはりこの障がいをお持ちの方もそうでない方も共に支えて共に生きる、その福祉のまちづくりというのが飯島町の原点でございますから、大局的にはそういう考え方の中で進めてまいりたいというふうに思っております。そこで国のあの施設移行後のそれぞれのプランについての考え方に関してかと思えますけれども、飯島町におきましては先程もお答えしましたとおり障がい者の方の施設としては、社協に全面的な自主運営をしております「こまくさ園」とそれから一部委託方式でやっております「やすらぎ」の2つの施設があるわけでございます。国の方針は平成23年度までにこの移行を終えるようにということで示されてまいりましたが、飯島町では先ほど申し上げましたように、平成20年度で既にそうした取り組みで移行が完了をしております。まだまだ様々な課題がございますし財源の制限もあるということの中で、十分な満足したこれによしということまでまだまだいきませんけれども、精いっぱいまあ努力をしていただいておりますのでございます。従いまして今後とも十分社会福祉協議会と連携をとりながら、そうした施設運営にも町もできる限りの今年度も支援をしておりますけれども、財政支援を含めて対応してまいりたいとこのように考えております。

坂本議員

今言われましたのは特にこの「こまくさ園」と「やすらぎ」の中でこの自立訓練、就労移行支援などをやっていくということでございますかそれは、あの新しい施設とかそういうことは考えていないということになりますね。

町 長

今申し上げましたのはこの直接まあ町が投資を投下した2つの施設についてのことでございます。でそのほかにもまあ障がいをお持ちの方がほかの他の町村の施設をお願いして、町もそれに対する負担を伴いながら通所をしとっていただくという施設がありまして、地元の方からはできるだけまあ自前のそうした施設がほしいということは要望として私の方へも陳情等できておるわけでございますが、なかなかこれはあの国の補助制度もあるわけでありまして、町がさらに独自の施設としてこれを抱えていくということは大変まあ大きな1つの課題であるわけでございますが、なかなかそれに踏み切れないと、しかもまたその人数がその運営の中で維持できるというようなことが、なかなかこういう施設は難しいというふうにお聞きして、どこの施設もそういうことで四苦八苦ということであるわけでございますが、直接そういうわけで町が手掛けた計画というのは今持っておりますけれども、一つの考え方としてこうした他の一般のグループホームでありますとかNPOの施設の問題もありまして、そういう投げかけが一・二町へもきておることは事実でございますので、その辺のところをまあ空き家なり空き店舗なり、また情報をいただく中で、そうしたものを含めて何とかひとつ自前と申しますか町内の方は町内でひとつ計画できる

坂本議員 ような通所できるような施設というものを民間とともに協議をしながら検討して考えてまいりたいというのが今の現在の姿でございます。

町 長 今町長がおっしゃられました中であのまあ空きアパートを使ってというお話がありました。で中川村では 30,000,000 円でチャオの広場に建物を作りまして、これは新築だそうなんですけれども、民間の社会法人に運営を任せるということになっていると聞いております。飯島町は現在多くの空き家アパートがあり、わざわざ新しいものを作らなくてもその仲介に立ち、障がい者のグループホームとして民間業者の間に町が立って利用するという、民間の社会福祉法人に繋ぐということもできるかと思えます。今町長が言われましたそれについての今後の具体的に進めていく方向は考えていらっしゃるのでしょうか。

坂本議員 まああのそういうひとつの要望も聞いております。ただあの今、先ほども久保島議員でしたか、町のアパートの実態の問題をいろいろまあお聞きしたり把握しておるわけでありまして、即この目的に沿ったそのアパートの空き家・空き室というものがそれに転換できるかどうかということは、まあ相手様もあることでございますし、その用途目的がそうにかなえられるものであるかどうかということも、これは十分慎重に検討しなきゃならないわけでございますが、少しあのスペース的に大きく求められるそうしたものがあれば、というようなことで今検討しておる段階でございますので、これはまあひとつそれらの目的使用も含めてですね早急な検討をいま必要とするというふうに私は認識をしたいと思っております。

町 長 その町長のお話を聞いて是非それを具体化していただきたいと思います。というのは先ほど手をつなぐ親の会との懇談があったと言いましたけれども、その中で障がい者の親御さんが亡くなられて、そのお子さんが残されたときに、やはりお子さん自身も親御さんから自立はできていなかったのずっと頼っていたお母さんが亡くなられて、残された障がい者の人たちは何日も叫んだりやっぱり暴れたりしてとても大変だったというお話を伺いました。で、障がいといっても幅が広いのでまあこの子たちにとっては自立していくってことはちょっと難しいかと思えますけれども、早くからですねそのグループホームというところに、例えば高校を出た段階で入れるような形になりますとかなり社会適応ができるような形になっております。なので飯島町には特にグループホームというのがなく、現在あるのは松川とか高森とかになりますので、是非あのグループホームの機能を作りまして、自立できる障がい者が軽ければ自立できるということなので、是非、子ども達が自立して社会人となっていけるようなシステムを町も今後の長期計画の中に入れていただきまして作っていただきたいと思えます。

町 長 それと最後にもう一つ、昨年、障がい者のある団体から農村改善センターを利用して障がい者同士が集える一般の方々も集える場を作りたいという提案がありました。先程あの質問の中で就労移行支援か自立訓練にたぶんこれを使えばそういう形になっていくのではないかと思えますけれども、この提案に対して現在町ではどのような考えで進行中なんですか。それについてお尋ねします。

坂本議員 あの昨年その団体からの要請も要望もいただいております。あのご承知かと思えますけれども、であの具体的には今あるこの西側の環境改善センター、そこの南の方の一角をそうした形で使用できないものかどうかということで検討した経過がございますが、一方でまたこれも再三申し上げておりますように、平成23年の4月からこの西側の建物全体を

ひとつの町の保健センター、それから組織の内部的には教育委員会等々の一つの組織替えを含めた形での建物使用ということで、これはあの農業政策で建設をしてまいった建物でございますけれども、国の考え方によって弾力的な柔軟な使用がまあ可能になったということで、総合的にそうしたものを一部また介護空間等のこの補助制度もいただく中で今検討して詰めに入っておるところでございます。でその考え方でいきますと少しその方たちの要望をその建物入れていくというのがちょっと無理であるというふうに今考えておるわけでございます。従ってあのそれに代わる一つの考え方として、先ほどの障がい者のグループホーム的な考え方も取り入れる中での検討を合わせてやっていきたいと、別な形で考えていきたいと、今そういうところではっきりまだ形の見えたものを申し上げることはできませんけれども精いっぱい努力してまいりたいというふうに思っております。

町 長 今日の一般質問の中でいろいろと提案を申ししてきましたけれども、まあこれから長期計画を策定する作業に入りますし、そのまた短い中での計画になるかと思えますので、ぜひ障がい者に対する考えとそれからその関係者も、そのあの今回の長期計画の策定委員の中には障がい者の方が入っておりませんでした。のであの今回の一般質問で私が言ったことの内容がその長期計画の中に組み込まれるよう、是非町長の答弁の中にあったことも加えてやっていただきたいと思えますが、それに対する町長の見解を再度お聞きしたいと思います。

坂本議員 次の第5次総合計画、全てのまあ行政課題に対してその目標を考えながら策定していく作業でございますので、当然のことながら福祉の面、特にまあご質問のありました障がい者福祉の問題についても今素案策定の中で鋭意詰めとっていただきます。またあの住民懇談等を経て最終的には基本構想審議会の中で方向付けをいただくという段取りでございますので、精一杯努力をさせていただきたいと思えます。

町 長 一般質問を終わります。

議 長 8番 北沢正文 議員

8番

北沢議員

それでは、健康づくりを生かした活性化についてあらかじめ通告してございますので、この問題について質問をしたいと思えます。まあ健康づくりこれは一方では幸せづくりというふうに考えておられて、また活性化とは夢づくりというふうに捉えまして、今回のテーマを展開してまいりたいと思えます。まあそれに入ります前に、今回施政方針が出されました新年度予算の内容について若干触れながらこのテーマをお願いしたいと思います。新年度予算の特徴のひとつは何といても子ども手当てであるというふうに考えております。子ども手当ては次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという趣旨であり、未来への投資とも呼ばれております。中学校までの食費、被服費、学費等の最低限必要な基礎的経費であるとされております。この基礎的経費を保証される親は自覚をもって元気な子どもを育てなければならぬとされ、子どもを持つ親への直接現金給付は子育てに関する親の自己責任を迫及するもので、市場原理主義とは違った厳しさをしていると言われております。この制度が定着しているかどうかについてはもう少し様子を見る必要があり、町の新年度予算においても様子見であろうかと推察を致したところであります。まあいずれにいたしましても総額 190,000,000 もの金額が町内で動くわけでありま

して、うまく町内で還流し活性化つまり夢づくりが進むことを願うものであります。また歳入面では交付税並びに臨時財政対策債を合わせた見積額は前年度対比で250,000,000円余の増が見込まれ、これら一般財源の増を背景に従来からの懸案事業や私としては最後の社会資本の整備というふうに申し上げたいと思っておりますがそういったこと、それから新技術や医学の進歩を取り入れた予算が組み込まれましたことは、昨今の経済状況を鑑みたまはっとすることを禁じ得ないと思っております。さて前置きが長くなりましたけれども、そうしたことを背景に先般施政方針が出されたわけでございますけれども、若干健康づくりの分野においては数行述べられていたということでございますので、今回の質問でそれを補完していく意味でもこれから質問いたす内容につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

健康づくりを生かした活性化を言い換えますと、先ほど申し上げましたように幸せづくりを生かした夢づくり、こういったことへの取り組みでございます。まあ予算の中には過去の現実を反省して対処するもの、また現実に対処するもの、そして未来への布石があると思っておりますが、これから質問いたしますことは現実的な対処であると同時に将来への布石であります。この部分を積み上げていけば活性化の夢の実現に向かうものと信ずるところであります。健康づくりはもちろん個々の取り組みによるところが大きいわけではあります、の影響力は地域や医療資本に与える影響が大なるものがあり、基礎的自治体の取り組むべき大きな命題であると考えております。そこでまずお伺いしたいのは健康づくり事業の総括をどの様に行い、今後の健康づくり運動をどのような方向で取り組まれるかについてお伺いをしたいと思います。

町長

それでは北沢議員のご質問であります全体的には健康づくりを生かした町の活性化ということのとらえる中で、今まで健康づくり町の事業の総括的な考え方そして今後の転換の方向等のご質問でございます。今、北沢議員おっしゃいますようにまさにこの健康づくりは人の幸せづくりそのものであるというふうにも私も思うわけでありまして、で過日新年度予算ご提案申し上げますその記述の中に少し健康づくりにかかる記述が数行であったというふうなお話を今お聞きしましたけれども、いろいろ言葉として表現する内容はその想いというものはあるわけでございますけれども、まあ予算書全般に見ていただいてこの飯島町が健康づくりに対する特にこの予算の充当というものについては決してあの他町村に引けを取らない、保健予防事業から始まって健康なこの地域づくり人づくりという健康とはいうものに対する予算の想いというものはそういう状況でございますので是非ひとつそのところをご理解いただきたいというふうに思っております。そこでまあこれまでまたこれからもそうでございますけれども、町が実施しておりますこの健康づくり事業、まあ総括をいたしまして、大きくまあ4つの事業から取り組んできておるということでございます。

ひとつにはこの健康づくり推進運動の事業といたしまして、町内の各種団体が参加をする推進会議でございます。健康づくり大会の開催や地域の健康づくり活動に対してこの具体的なまあ助成の一部、助成を行っておる事業があります。この助成状況内容を見ますと年間を通じて健康づくりのための運動を行っているグループは大変多くございまして、こうした予算の支援を伴いながら日常的に健康づくり活動というものが今盛んに行われておるというふうに理解をいたしております。

それから2つ目には健康推進委員会というのがございます。各耕地からそれぞれ複数委

員として出ていただいておりますけれども、この健康推進委員さん方が地域と行政との健康づくりのパイプ役を果たしていただいておりますと、また自らも取り組んでいただいております大変大きく活躍をいただいておりますのでございまして、当然のことながらそうした研修や知識のこの普及といったようなもの研修を通じて行いまして、そして耕地や各地区など身近なところで自主的に健康づくりを推進していただいておりますということでございます。これはあの飯島町独特のまあ独自の歴史ある取り組みであるかと思っておりますが、健康づくり健康推進委員会制度、まあ制度と申しますかこうした取り組みを始めて既に36年間、飯島町ではそうした健康推進委員のお願いした取り組みをやっております。今までに1,000人以上の皆様がこれに関わっていただいております、健康推進委員としてその都度時代時代に合った研修を積んでいただいております、それで地域でご活躍をいただいておりますということで町として誇れる一つのこの健康づくり体制の一つではないかというふうにも私も思っております。

それから3つ目でございますが、小児のまあ子どもの健康づくり事業に取り組んでおりまして、学校や保育園それから教育委員会などと連携をいたしまして、ここ何年かは生活習慣、非常に生活習慣からくる病気が最近増えてまいりまして、これらのことを小さいうちからひとつ植えつけてもらって、そうした確立運動という形で現在展開をしておるわけでございます。で、子どもの成長に最も大切である、最近はなかなかそうした面が影をひそめておるようにも見られわけではあります、この遊びというものの子どもの遊びというのは非常にあのまた必要に応じて教育長の方からもお話を申し上げますけれども、見直していくべき課題であるということもございまして。そんなことで生活習慣病に対する子どものうちからの一つの考え方というものを受け止めてもらうようなことを今までもやっております。これも今後ともさらに充実をして取り組んでまいりたいというふうに思っています。

それから4つ目にもなりますけれども、この栄養の問題、食生活を通じた栄養改善の普及の問題でございます。その普及事業として食生活改善推進委員の皆さん方に、これもそれぞれの各耕地から代表を選出いただいて大変意欲的に取り組んでおりまして、健康推進委員のひとつの保健予防的なあり方と同時にこちらは食生活の面からその健康に対する取り組みをしていただくということになるわけでありまして。これらのまあ活動を通じて特に耕地や区の食生活改善事業について町も必要な予算を計上したうえで取り組んでおるところでございます。でこの健康づくりというものはやはり時代とともに、また食生活がいろいろと変わってまいります。出てくる病気等も成人病を含めていろいろまあ変転をしていくわけでございますので、常にこうした考え方を連携しながら求められるその時にあったひとつの健康づくりということで今後は取り組んでまいりたいと思っております。でまあその方向性としたしましては、子ども達には早寝・早起き・朝ご飯、それから生活のリズムは家族みんなで考えてというふうなことで運動を、これは特に教育委員会と共に進めておるわけでございます。それからそれに子ども達については家のお手伝いやそれから体を使った遊びというものも真剣に取り組んでまいりたいと、それから大人に関しましては従来からと同じく健康づくりの3要素とも言われておりますこの栄養と運動とそれから休養と、これらの3原則を基本に普及に取り組んでまいりたいということと同時に、バランスのよい食事や、特にまた最近では心の健康という問題が大きくまあ取り上げられておるわけでご

ざいます。そうしたことを総合的に各地域のそれぞれを代表する関係機関の皆様と行政とそれから教育委員会等も含めて事業を実践を通じて健康づくりに取り組んでまいりたいとこのように考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

教育長

それではあの健康づくりの総括と運動の展開の方向ということで今町長お答えになりましたけれども、教育委員会の立場から若干付け加えて申し上げたいというふうに思っております。あの子ども達の健全な成長発達についてはだれしも望むところでありますけれども、特にあの子ども達の少子化、子ども達が少なくなっている現況を踏まえてですね、やはりあの群れて集団を作っている、意図的に集団を作るという時代になってきておりますので、まあ何度もいろんな、この場でもお答えしましたように、子ども広場を中心に地域の方の支えによって意図的なかわりを持たせるような場をつくっていく、まあ群れて遊ぶ機会を提供するというようなことであります。それからあの心と体のバランスのとれた発達というようなことの立場からですね、例えば、つばさの会、それから、こりすの会というようなそういう組織を活用しながら、該当する子ども達への支援、心身両面なかわるあの健康づくりというそういう立場でも教育委員会としてさらに運動を進めていきたいサポートをしていきたいというふうに考えております。以上です。

北沢議員

大変失礼いたしました。いま健康づくりに対する基本的な今後の方向について確認をさせていただいたところでございます。この内容につきましてはよくわかりました。今まで進めてきたこの内容についてさらに継続して発展させていくとこんなようなお話だったかと思えます。健康づくり、先ほど同僚の議員からもいろんな検診の受診とかそういったものの提案がなされておるわけでございますけれども、まず自らが健康づくりにまあ関心を持つことがそういった受診率の向上にもつながるというようなことがございます。またいま子どもの内容につきましてはまあ対体力というようなものが過去の子供達に比べて若干日本人の場合には落ちているというような現状もあるようでございますし、またあの聞きました内容の中では食生活の改善推進委員だとか健康推進委員、まああの非常に活発に活動されている団体等がございまして、日々健康づくり運動を支えていただいております。こういったことには敬意を表するものでございますけれども、まあこういった活動が是非マンネリ化しないように今後も効果を発揮するような形でこの健康づくりそのものを進めていただければというふうに考えるところでございます。

次にあの今お話のありました中で、特にあの健康づくりの3要素というお話がございましたが、このうち特に運動を捉えてこれを奨励しこのことを活性化に結び付けていったらどうかと、こういった点について質問をいたしたいと思えます。というのもこの運動を起す環境が整いつつあるというふうに考えているからでございます。それは現在進められております堂前線と国道伊南バイパスの建設に伴う歩道の整備が間もなく竣工を迎えるからであります。堂前線、国道バイパスについて申し上げますと、堂前線は現在の国道を起点とするバイパスまでが1.5キロ、幅2.5メートル、バイパス堂前線交差点から本郷の今回の工事の起点までそういったところまでが2.5キロ、幅4メートル、それから間にかかります橋梁部分が3メートルの歩道が出来上がるわけでございます。堂前線では国道から800メートルの諏訪神社付近にはミニ公園が、バイパスの与田切の橋には展望広場が設けられるというふうに聞いております。のどかな田園風景と二つのアルプスの景観は壮観であります。また起点はアイタウンやコスモの駐車場を利用することができます。活性化

はまず人が動くこと集まる必要があるかと考えます。話は運動に戻しますと、東京都老人総研のニュースの最新号が高齢者の筋肉量の減少や骨粗しょう症の予防に必要な運動量を伝えておりますが、それによりますと一日の合計で少なくとも7,000歩から8,000歩もしくは15分から20分の時速5キロ程度の運動が必要だろうとしています。先日行われました、むら夢楽塾でも講師のお勧めは歩くこと、また認知症予防の面でも歩くことがよいという効果を表すというふうに言われております。かつて飯島町内でもコースを作りまして生涯学習部門や保健衛生部門等が一体となってこれを推進した時期がありまして、その後個々では歩いている人を見かけます。また駒ヶ根のバイパスが開通した後、夜暗い道を1人で歩くよりちょっと離れていてもバイパスまで行って歩いているといった話を聞きます。歩行方法の指導看板や標準的な歩行距離の表示、夜間歩行が安全にできる配慮、また例えば善光寺までの歩行距離の目標設定とそれを達成した場合の顕彰制度など、ひとつとして健康づくり、2つとして人が動く賑わい、3つとして設置された歩道の有効活用等を目指して、幸せづくり夢づくりが展開できないかという点についてお伺いいたします。まず動かなければ何も起きない、ちょっとした背中押しがきっかけになるかと思えます。いかがでしょうか。

教育長

それではあの施設にからめてのご質問というふうに受け止めております。その前にあの健康づくりを幸せづくりというお考え、まあなるほどなあというふうに思ってお聞きしました。健康というどちらかという動的なあるいは体型的、理論的なものを幸せという上位的な分野まで広げるというそういう捉えをあまり私したことがなかったものですから大変参考になるとともに、そういう視点でお答えしたいというふうに思っております。最近あの健康に関する関心は非常に高まってきておりまして、まあ維持増進を目的とした、まあ先程議員のお話のあったようなあのウォーキングと申しますかそういう人口もますます増えているように受け止めております。私もあの地域で朝早く歩くと早朝歩いている方も見かけるようになりましたし、また夕べの道を思い思いに歩く姿を見かけることが多くなっております。まあそれを裏付けるようにあの公民館のウォーキング講座は大変人気が高こうございまして、多くの皆さんの参加がありまして非常に関心が高いなあということをお聞きしております。ウォーキングの専門家の正しい歩き方を指導していただきまして、その後保健師による健康指導というふうにご2つ受講していただくわけですが、まあその後実際のウォーキングで展開していくということでもあります。あの町では町民の皆様体力づくりということで、健康づくりのために20数回歩け走ろう大会を続けて実施してまいりましたが、平成19年からちょっと名称を変えましてまた内容も少し変えまして、いいちゃんウォークという名前に改め開催しておりますし、町の健康づくり大会それからコスモス祭りに合わせて実施してまいりました。まあこれはあの先程のご指摘のように健康とそれから町の活性化につながっていく、ある意味大事な有意義な有効性を持った事業というふうに思っております。またあの昨年はですね町内の有志の方が同じ考えを持った有志の方でありますけれども、地域の活性それから町の振興のためにそのことを目的にしまして手作りのですね駅伝大会を企画運営していただきました。100名を超える方の参加があったというふうに伺っておりますし、内容も大変充実して第1回目から当初の目的をほぼ完遂したのではないかなというようなそういう評価もお聞きしております。でこうしたことを見ますと住民の皆さんの健康志向と申しますか、それに合わせた運動の願いと申します

か今後も一層高まってくるようなそういう気がしておりますので、それに合わせた事業もまた改めて検討していきたいというふうに思っております。そこでいま先程議員のご指摘のあったそういうウォーキングの環境をどういうふうに捉えていくかという具体的な提言もありましたけれども、住民の皆さんの願いをお聞きしながら住民の皆さんが目的やですね目標を具体的に持って健康づくりに取り組めるような、たとえばあそこまで行って帰ってくる、それを何回か繰り返すと何キロになるというような具体的な指標とございますか、そういうようなものも今後、堂前線や伊南バイパスが完成した折には考えていきたいというふうに思っております。それにはあの今お話しました町民の有志の方でそういうことを取り組んでお考えを持っておられる共通の目的を持っておられる方々とよく連絡をとりながら、生涯学習部門ともあるいはスポーツ連絡協議会という団体もありますので、そういう各種団体との連携をとりながら安全面や皆様のそういう取り組やすい環境を整えていきたいというふうに考えております。

北沢議員

提案を生かしていただけるというご答弁をいただきまして、まあ今後の中でそういったことをぜひ進めていただきたいと重ねてお願いをするところでございます。まあ健康づくり、先ほど子どもから大人まであるわけございまして、まあ親子が触れ合う機会としてもこれは有効な手段であるし、また、私も含めた団塊の世代が今後高齢化を迎えていくということの中で、平成30年問題、要はその人たちが80歳を迎えたときに日本の国がどうこういった問題に対処していくかと、こういった問題がぼつぼつ提起をされている時代になってきているわけでございます。まあそういったことの布石として是非こういった問題を今後の町の活動、または住民の皆さんに呼び掛けて、そういった対処を今からしていくことが肝要かと思えます。是非そういった考え方で今後も進めていただくことをお願いし次の質問に移りたいと思えます。

次の問題につきましてはまあ3要素のうちの栄養という問題にもからむわけございませぬけれども、食への取り組みでございませぬ。健康づくりの中でも食は欠かすことのできない要素であるというふうに考えます。今回の質問につきましては食への取り組みの一環として緑提灯運動の研究を深める考えはないかということでもあります。どこかで見たことがあるかもしれませんが、この地域ではまだ見慣れない言葉ですが、まあこの地域にも既にそういった取り組みをされているところもあるようございませぬが、この緑提灯運動は北海道で提唱されまして、先日時たま私あの九州の人吉市の方へ研修に訪れる機会がございましたけれども、この先にも緑提灯の掲げられた店がございましたので、今や北海道から九州まで全国で目にする機会も多くなっているかと思えます。緑提灯応援隊というのがございまして、この緑提灯応援隊では日本の農林水産物をこよなく愛でる粋なお客様のためカロリーベースで日本産食材の利用量が50%を超えるお店で緑提灯を掲げると、こういった運動を展開しているところございませぬ。要は地産地消や安心・安全、食料自給率を高めるための取り組みの手段であります。行政が直接やれということでは決してありません。健康づくりをテーマとして関連して生産者や事業者、消費者がそれぞれの立場で共同していく種を研究し、町長がよく言われる種まきをする、まあ、はしを押ししてこれを促していくまあ夢仕掛けの運動として発送したものでありますが、こういった問題に町としていろんな面で取り組み研究をされお考えがあるかどうかについて伺います。

町長

食生活、まあ食への取り組みが健康に大変まあ大切な要素を持つ意義を持つということ

は先程も申し上げた通りでございますし、いまお話のあったとおりでございますので、これらに関しても健康づくりの大きな要素の一環として取り組んでまいりたいというふうに今までも申し上げております。具体的には食生活改善の問題もございませぬし、それから食育ネットワークこれらにつきましてもまた十分取り上げて今後の対応をしてまいりたいというふうに思っております。そこでまあお話にございましたようにこの緑提灯というまあ実際には緑の提灯のようございませぬが、今お話のあったようになかなかあの私どもも今まで聞き慣れない言葉、またあの町民のみなさんも聞き慣れない方が大変多いんじゃないかと思えます。あの今お話のあったような内容かと思えますけれども、若干それにつけ加えて申し上げていますと、この地場産あるいは国産品のこの食材の使用量がカロリーベースで50%を超える、具体的にはこの商店お店でございませぬ。こういう場合にはこの緑色の提灯を自ら掲げてこのことをまあ啓発していくということございまして、それから更にこの地場産や国産食品の使用量が50%を超えると、超えた場合には星が1つ、以降まあ10%刻みで使用量が増えるたびに星の数が増えてまいりまして、90%を超えたこのお店は販売するお店は星5つ印と、5つの星が付いた提灯を掲げることができるということとしたようございませぬ。基本的にはこれはあの商店の自己申告に基づくものでありまして、おっしゃるように北海道が発祥の地であるというふうに言われております。で今のわが国のこの食糧自給率40%であることからすれば大変まあ合理的なまた必要な取り組みであり数字であるというふうに思えますけれども、やはりこれはあのその提灯を掲げてお店の品数を大変売るといふことのみならずですね、この発想の根底にあるものはやはり食の安全であり、それから地産地消であり、地域振興をひいてはということにまあ結び付いていく大変大切なまあ課題であるというふうに捉えております。で現在あの全国的な緑提灯の登録店数が2,600店余りというふうなまあ一応はお聞きしておるわけでありませぬけれども、まだまだこれは全国の津々浦々に至るまでというふうな認識と規模にはなっていないというふうに言われております。

でお話にございましたようにこの運動は行政側が自ら行うものではないというふうに私も思えます。ただこの地産地消であり食糧の安全の問題、食生活が健康に及ぼす影響等の問題、新鮮なというようなことも含めてこれは当然行政としてもその思いは同じにしておるわけございませぬけれども、この提灯を掲げていくその技術的な部分そのものはやはりこれは民間の一つの発想の中からひとつ取り組んでいってほしいなというふうに思うわけございまして、従いましてこれはあの地域のまあ商工会等もちろんでございませぬけれども、地域の商店の皆さんの総意と協力がなければ、あるいはまた消費者の皆さんの理解がなければそうしたことは進まないということございませぬので、まあ発想としては大変共感ができるものであるわけございませぬけれども、今後具体的な面についてはやはりこの民間の機関でございませぬいろんな商工会、それから更に町としては食育推進のネットワークというものがございませぬので、やはりこの地産地消それから自給率を上げるというふうな総合的な判断の中で、町としましてもできる検討はしてまいりたいというふうに考えておるところございませぬ。以上であります。

北沢議員

町としてのこういった問題に対する関心は非常に高いとこんなお答えをいただいたわけございませぬ。考えてみますに例えば学校給食センターが始まったときに町内の商店から品物を購入した時期がございませぬ。個々の商店が対応するというのは非常にこれは手間的

にも大変でございまして、そういったものをやはりコーディネートする方がいらしてそのことが実現できたというふうに私は考えております。当時は商工会の事務局長さんがその役に当たられたというような記憶をしているわけでございますけれども、まあその後徐々に手間的そういった問題がありまして給食センターの納入業者が減っていたと、けれどもまあ最後までそういったことに努力をいただいた業者さんもらっしゃるわけでございますけれども、まあそういった意味を見ますとやはりこういったような問題、それから地元のもの消費していくとかそういった問題についてはやはりコーディネート役といたしますか、そういったものを取りまとめていくというような人材が必要であるというふうに考えるところでございます。従いましてやはりこういったものを推進していくためには人材育成も必要であるというふうに考えますので、まあこの問題を前に一歩進める意味においても町の方でもそういった人材育成だとかそういった部分についても是非力を入れていただきたいと考えているところでございます。その点について町長の再度のご答弁をお願いし質問を終わりたいと思います。

町長 まああの行政はもちろんでありますけれども、この地域をそれぞれの立場でまあ担っていただく、その人材というものは大変まあこれはあのこれからも重要なその地域づくりの大変重要な意味を持つものであるということでございます。それぞれの専門分野の問題もございまして、それから広く社会の一つの取り組みの中でまた人材を求めてという大変まあ大きな課題であるわけでございます、今も町内部ももちろんそうでございますけれども、いろんなまあこの教育問題も含めての人材育成ということには大変まあ意を注いでおるわけでございます。その中にまあ今こうした一つの緑の提灯のような取り組みもあるわけございまして、これもまあ安心な安全な食品の提供それから食生活に対する一つの栄養バランスの問題、運動の問題、みんなこれはあのひとえに人材にかかってくるわけでございますので、すでに農政面なんかでもそれぞれのまあ分野組織の中でこうしたものを取り組んでいただいておりますけれども、この今の食育、緑の提灯の問題でどういうまあ人材の一つの考え方ができるのかどうか、将来の一つの課題として捉える中でまた商工会等とも関連して、自給率の向上であるとかまた安心安全な農産物の提供、食料の提供というようなことの含めたなかで総合的に総体的にまた検討してまいりたいというふうに思っております。

北沢議員 若干時間があるわけでございますけれども、いつも私は長いので今回はこのぐらいにしておきたいと思っております。質問いたしました内容に積極的に取り組む姿勢を答弁いただきましてありがとうございます。まあいま最後の人材育成、こういったことはやはり今後のソフト事業を推進していく上には非常に必要なことだと思います。是非前向きな取り組みを重ねてお願いし質問を終わりたいと思います。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻は3時15分といたします。休憩。

午後 2時55分 休憩

午後 3時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。議長から申し上げます。11番平沢議員は急用のため退

席をしております。一般質問を続けます。

9番 竹沢秀幸 議員

9番 竹沢議員

さて去る3月5日高坂町長の平成22年度施政方針演説を拝聴いたしました。平成22年度は我が飯島町が合併せず自立して6年目であり、向こう10年間のまちづくりの姿を表す第5次総合計画策定の年であります。民主党を中心とする3党による鳩山連立政権が誕生し、民主党が明言したマニフェストにより国家予算も編成され衆議院を通過し、新たな国政に対応しつつ、かつ我が町の個性を引き出す町長の政治手腕が問われているところでございます。町長におかれましてはその卓越された政治手腕をいかに発揮されまして、町民の負託にこたえてほしいことを冒頭要請する次第でございます。

通告に基づき具体的な質問に入っております。

第1の質問項目でございますけれども、町の財産であります町有林の間伐材を有効利用できないかということの後ほど提案いたしますけれども、これはある町民から提言をいただいたので私が代わって質問を行うものでございます。さて町有林の間伐でございますけれども、列状間伐も含めまして上伊那森林組合により実施されているというふうに思うわけですけれども、その間伐材の現状、どう処理されているのかについてお尋ねいたします。

町長

それでは竹沢議員から最初のご質問は、町有林の間伐材を有効利用に関して今の町有林の間伐の現状ということからお答えをしてみたいと思っております。町有林のまあ間伐施業というふうに申しておりますけれども、毎年まあ予算の範囲内でヒノキなどを中心に町有林の維持を図ってきておりまして、現在平成21年度ではこれに対する町の予算約5,000,000でございます。で新年度予算にも提案申し上げておりますけれども概ねまあ数年こここうした5,000,000前後の額で予算計上をして、できるだけまあ町有林の施業、維持管理というものを進めておる現状でございます。で本年度もう間もなく終わるわけでございますけれども、今年1年間取り組んだこの間伐材につきましては田切の寺平地区というのがございます。ここの町有林で1.6ヘクタール、それから七久保では権現沢がございましてここで4.99ヘクタール、2カ所で実施をしております。それで間伐材を搬出をして財源としてあるいは用材として収入になるかどうか利用価値があるかどうか、まあこれはいろんな考え方があるわけでございますけれども、やはりこの費用対効果というものもひとつにはございまして、ひとつには木材市場価格を考慮をしながら森林の立木の成長度合いを勘案して、特にあの専門的な機関でございます町有林の林務委員会にもいろいろとご相談をしながら、適切な時期に適切な施業をしていくということでこれまでもまたこれからもそういう形で基本的に実施をしております。で特にまあスギとヒノキにつきましては最初の間伐でいきますと樹齢15年ぐらいのものから始めまして、だいたいこの時期ではその形成不良木、曲がったものとかそんなようなものを中心に全体の30%、一つの目標に第1回の間伐という形で進んでまいります。でこの間伐の回数が少ない時点だと非常にまあ混んでおりますので、無理に搬出をするとまあ育てる残った木を大変痛めてしまうということで、なかなか技術的に場所にもよりますけれども難しい問題があるというふうになります。で町ではその手間としてまあ経費がかかりコスト面で大変高くなるということが、この間伐材使用と搬出の問題に結果としてまあ出てくるわけございまして、従ってまあ成長した木についてはできる限りこの搬出間伐というものを心掛けて、資源の利用

等々勘案しながらそしてこの市場の木材価格、大変まあ現在あの輸入材との関連もありまして振幅が大きいわけでありましてけれども、日々この市場価格というものは動いておりますが、総体的には大変まあ今低下しておるといことになりましてけれども、そしてこの伐採費用と利用できるその単価、価格というものを相殺をして、余りマイナスになってしまうわけにはまいりませんのでそんなことを残しながら、できるだけまあ林内に残さないような形の中でやっておるといこととでございますけれども、現実的にはなかなかいろいろ問題もあるといこととでございます。そうしたことであの専門的には林務委員会の意見をお聞きしながら、こうした保育間伐というものを中心に町有林の施業をしていくといこととを考えております。で少しあの現況をもう少し掘り下げて今の状況を担当課長の方から補足して説明申し上げたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

産業振興課長

それでは私の方から間伐されたものはどういうふうになっているかという現状でございますが、先ほど町長からも申し上げましたように、毎年約5ヘクタール前後の間伐実施しております。であの今までの段階では搬出間伐といこととでまあ単純に言いますと収入間伐といこととになります。ですので当然あの町としてはお金になるものについては収入間伐をやっておるとい現状で、上伊那森林組合の方に搬出から売却までお願いしているとい中で、ですのでそのもの自体が県外へ出ていくといのはまあそういう可能性もございしますが、まあ地域材として活用されていると思っております。現実的には伊南に集成材の工場もございしますが、そこで出されたものは当然あの腰板等にも、それはまあ個人のお家もあるかもしれませんし公共施設の方へ回る分もあるかもしれませんが、飯島町の材が飯島町に使われるとい形は必ずしもそういうふうには言えませんが、まあ地域材として使われているのは現実だと思っております。以上です。

竹沢議員

ただいまあの現状について説明がございました。そこであの提案するわけですがけれども、厚生労働省の補助事業でございます福祉空間高齢者支えあい拠点施設について今後建設予定の耕地が多数あるところとあります。聞くところによれば、北村、高遠原、針ヶ平、本郷一、豊岡、山久、についてはこの11日の日に入札があるといふうに乗っておりますけれども、まあそういったことと今後それら以外を含めましてですね、当町におけるこの空間、高齢者支えあい拠点施設につきまして、いわゆる集会施設ですが多数あるわけとあります。でこの本事業についての予算付けについて努力された町長の実績を高く評価するところとでございます。そこで今後まあ建設するこの高齢者支えあい拠点施設についてでありますけれども、ただいま説明ありましたような搬出間伐材これを有効に活用してですね、腰板に利用するとか、あるいは太いものについては柱に利用するとか、まあそういうことをやったらどうかといことを提案申し上げるわけとあります。具体的にはただいま担当課長からも説明ありましたように、上伊那森林組合が間伐事業を行っておりますので、その収入材として使える部分については搬出をし、それなりの加工を処理をしているといこととございまして、今申し上げたような用途のために町の財産としての町有林をですね活用して、通常の市場価格よりはまあ少し安いような価格で地元の高齢者支えあい施設の用材として使ったらどうかといことを提案申し上げるわけとあります。これはあの専門家の話によりますと技術的にはいったんその乾燥ですねそういう処理なんかをしてやることとが技術的には必要だとい提言もいただいております。こうしたまあ取り組みを通しましてですね町民の皆様にも町有林の存在や意義また財産の有効活用、広く

町長

はまあ地球温暖化対策への貢献といようなことを含めまして大いに認識していただけるのではないかといふうに思うわけとあります。要はこのできる施設は飯島町の財産といふうになるわけとありまして、そういう意味で町長この提案について実行されるかどうか、また具体的には上伊那森林組合との調整を図る必要があると思っておりますけれども、そこから辺についてやるお気持ちがあるかどうかについてお尋ねをいたします。

このまあ町有林等の間伐材を利活用することについてでございます。一つのご提案としてまあ集会施設、福祉空間施設等へのまあ積極的な利用といご提言をいただいております。今申し上げましたけれどもこの最初の間伐に着手する15年生ぐらいのところからまあ始めて行くわけとございますが、ここの辺の間伐、まあ比較的樹齢の若い、当然まあ細いとい形になるわけで10センチ前後くらいとい形になりますので、これらの第1回の間伐材といようなものを建材として利用するっていうのはほとんどまあ不可能だといふうに言われております。その集成材等とてうんと経費をかけてお金をかけて張り合わせた集成材を作っていくといことになるとちょっとまた別でございますけれども、そんなようなこと。それから今、町有林の材のこの利活用について一定の良いものはこれまでも、まあ施設の木造化・木質化といひとつの大きな前提の考え方の中で、まあ木の温もりでありますとかそれから地域材、この資源の大切にするといような観点の中からできるだけまあやってみりました。それでそのようにまあいかないまでもこの端材的なもの、いわゆるこのまあ森林組合等も取り組んでおりますけれども、物によっては机の材料になるとか椅子の材料になるとか、それから内装の一部、それから木製品の利活用、展示的なまあいろんなこと、それから最近ではこのペレットストーブの木質化といこととで、これは森林組合取り上げてまた県でも全国的にもこうした取り組みが今進められておりますので、できるだけまあ無駄のないようにこうしたものをこれからの環境問題を考える上でも必要であるといふうに思っております。でまあご提案のこの公共施設に対する、例えば腰板等への利活用についてでございます。まああの大変結構な考え方と思っております。必要なことであるといこととでございますが、ひとつにはやはりあの現実問題として、例えば腰板に利用するといような材についてはどうしてもこの成長した太い木でないと効率が悪いといこととになります。できればまあ直径が30センチ以上くらいのもので、そして製材したものは10センチ以上取れる15センチくらい取れるといようなことが理想であるわけとございますので、こういう形で考えてまいりますと、この搬出経費と製材経費とそれから利活用していく建築単価に及ぼす部分とまあいろいろ難しいことがあります。総体的にはあの結果としてコスト高になるといことになってしまうわけとございます。現実の問題としてはなかなか厳しいといふうに思っております。で竹沢議員もご承知のようにあのこれまでも特にこの役場の庁舎等は町有林のこの貴重な材を使用してふんだんに使用して地域材としてまあ利用してまいりました。それから最近では小・中学校の大規模改修、これもこれはあの町有林そのものを則といこととではございません。やっぱりあの加工して乾燥してといようなこともございしますので、この地域材としてこう迂回して使っておる部分もありますけれども、やはりこれは長野県産材といこととになるわけとございます。まあそれらのこと。それから今まで先行してやっております各集会所の空間施設の問題、柏木の集会所等もそうだと思いますが、一部に設計サイドの中でできるだけまあ地域材を使うといようなこととのお願いの中で取り組んできた経過もございまして。従っ

てあの今後ご提案のことも含めて、これからまだこれから契約するものそれから予備審査的なまだ希望を受けておるもの、新年度に入ってもいろいろ続いてまいりますので、できるだけ地元の皆さんとの考え方もいろいろございますし、設計サイドでどう組み込めるかの問題、それから森林組合の実際に加工をしていただくこの部分の問題もいろいろありますけれども、総合的に判断をしながら是非積極的に利用できるような一つの間伐材の利活用をまあお願いするというかそういうふうを考えてまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。

竹沢議員

それでは次の質問に入ります。ミニ水力発電事業の具体化のためにですね、予算付けですとかまた実験モデルの実施ができないかについてご提案申し上げるわけであります。平成22年度予算につきましては先ほど3月5日の日に提案がございまして、今後予算審査特別委員会において審議する運びになっております。先の12月議会で私が提案申し上げた個人住宅に太陽光発電施設を設置した場合の一部補助につきまして予算化していただいた町長の姿勢を評価するところであります。ところで同12月議会で私が提案したこのミニ水力発電事業について、町長は前向きに検討したいという答弁をいただいておりますけれども、平成22年度一般会計予算には予算が計上されておられません。そこで本事業をまあ具体化するためにはまあ予算付けが必要だというふうに考えるわけございまして、町全体を見ますとこのわが飯島町は中央アルプスの南駒ヶ岳に代表される2,800メートル級ですね霊峰に抱かれて、その花崗岩に砕かれた流れ出ずる軟らかい水が豊富にある、古くからまあ飯の島といいますか飯島町と言われるごとくこの米の適地として今日まで歴史を刻んできておるわけでありまして、本事業を行うについてはいくつかのまあ課題があるわけでありまして、そういう意味で事業具体化のための研究調査費を予算化すべきでありまして、平成22年度中途において例えば6月とかで補正予算を提案する意思があるかお尋ねをいたしたいと思っております。

町 長

2つ目のご質問でございますこのミニ水力発電事業、この具体的な取り組みに向けての特にまあ予算付けの問題等のご質問でございます。今お話にございまして去年の12月の議会でも竹沢議員同じ内容の質問でお答えをしておるところでございます。私としてもこうしたあのいろんなエネルギーを考える中で、積極的な取り組みとして太陽光や水力その他諸々のエネルギーの問題について検討してまいりたいというふうにお答えをしてきたかと思っております。それであの町ではご承知のように現在地球温暖化のこの対策推進協議会というのがございまして、昨年から約9回ぐらいにわたっての大変まあ熱心に研究検討をいただきまして総論的な提案、それからついこの2月には各論的な提案、2回にわたって今あるこのエネルギー問題や二酸化炭素のこの排出の問題にからめてエネルギー政策と申しますか施策を提言をいただいておりますので、私としてもこれは大変重く受け止めて取り組むところから取り組んでいく必要があるというふうにお考えをしております。であの身近なところでこの対策委員会そのものもそうでございますが、ひとつにこの水力発電の既存水路に自前のこの試作の発電機を作って、そのことがそこそこの発電につながっておる現場を私も見せていただきました参考に、非常にまあ手作りでございますので荒っぽいところもあるわけでございますけれども、一つのまあ今後の行きかたを暗示しておるものではないかなあというふうにも思っております。それから特にまたあのあとで観光教育の問題も出るかと思っておりますが、飯島の小学校の子ども達が自らこうしたエネルギー問

題をテーマとして捉えていろいろ研究発表をされたり、それから太陽光や水力についてこのシンポジウムに子どもとしてまあ積極的に、飯田の会場でございましたけれども、大変大きな反響と評価をいただいたという経過がございまして、大変まあ嬉しいありがたいと思ってわけでございます。子ども達のまあ夢というかむしろ将来にわたってのこのエネルギー問題を大変心配をしております、積極的に取り組んでいく必要があるというまあ子どもなりきの結論付けがあると、まあいろいろ水利権の問題だとかいうものがからんでまいりますのでなかなかあの専門的なところはともかくといたしまして、従ってあのこうした提言や今具体的な動きを見ても私としても前向きに取り組んでいきたいというふうにお考えをしております。同時にこれはあの去年の12月の町の議会でもございましたけれども、議員の皆さん方の総意でもって、これはあの電源立地のこの制度の維持延長の問題に絡んで意見採択をいただいた経過がございまして、ここでもまあいろんなエネルギーの中で、特にこの水力は町の立地条件を生かして取り組むべきであるというご提言もいただいておりますし、それから先日示されたこの温暖化の協議会のひとつの提言にも基づいて私としてもまあ今後前向きにひとつ研究をしていくということをお考えを申し上げておきたいと思っております。ただあの予算についてはですね何をどう予算化するというその時点で編成時点ではまだはっきりしていません。現在もまだはっきりしていないわけですが、ただこれらの一つの時代的背景を考えてですね、4月に入りましたらひとつ早い時期に庁舎内のこの専門的な研究プロジェクト、これはまあ水利権の問題から土地の利用計画の問題から、それから売電からいろいろ商工業というふうにとらえて、どういう消費をしていくかというその使用方法もいろいろございますので、網羅したうえで研究プロジェクト的なものを立ち上げて研究をしたいと、でその経過の中で必要なまあ調査費的なものがあるかと思っておりますけれども、必要があれば補正対応でもってさしていただきたいということでございまして。ただあの町が直接具体的なその事業主体となってこのことを大々的に取り上げていくということについては、私自身はそういうふうにお考えをいたしません。これはあのいろんな動きの中でやっぱりそうした提案の事業者もあるわけでございますので、そこら辺もまたひとつの検討材料に含めて取り組んでまいりたいというふうにお考えをしております。

竹沢議員

それではあの只今答弁がありましたように当面この課題について、庁舎内に専門のプロジェクトチームを立ち上げて4月以降取り組んでいただけるというので、是非プロジェクトチームでの活動を期待するものであります。それで関連して今町長答弁にもありましたが、このミニ水力発電事業の具体化のために町内には3校の周辺に小川があるわけですが、この小川を活用してですね実験モデルとしてミニの水力発電施設を設置をして発電をするのと同時に、児童生徒のための環境学習に活用したらどうかということについて提案するわけでありまして、先程町長答弁にありましたが実は1月23日の日に飯田市においてキッズ自然エネルギー活用コンテストというのがありまして、私参加をいたしました。ここは長野県テクノ財団それから伊那テクノバレーなどが主催の、今年で2回目でしたか、この子ども達各々が個性豊かな環境教育に取り組んでいる、そういうものの事例発表のコンテストがございまして、当町からは飯島小学校環境委員会の子供達が参加しました。素晴らしい体験発表だったと思っております。そこでこの飯島小学校の環境委員会の報告にもありますけれども、小学校の子ども達もこの飯島地区の中で具体的にそのミニ水力発電ができそうな場所というのをね、何か所か子ども達で調査してありまして、候補地と

いうのをすでに図面化されております。であのこの児童も上の原の某氏のミニ水力発電施設ね、それをまあつぶさに研究しながらまあそういう研究レポートを発表したわけですけども、まあそういうことであの実際に我が町のそういう子ども達がこういうことに関心を持って取り組んでいるということでございますし、加えて先ほど町長答弁にありましたが、先般は我が町の地球温暖化対策協議会において目標数値も定めた提言があるところであります。で具体的にこの今私が申し上げる3校の周辺の小川を活用してですね、ミニ発電所を作ったらどうかという提言もその中の委員さんからも出たように承っております。まあそういうことでありますので、これはあの町長答弁いただくのか教育長になるかわかりませんが、それぞれ学校にですね小さい発電所を作って電気を発電して電球を点けて、でそれを環境学習に活用すると、こうしたことを提言しますがいかがでしょうか。

町長

まああのご提言の件はこのエネルギー問題を考える小さいうちから考えていく、この環境教育といえますか、身近な現場での環境教育のひとつの形だろうと思いますので大変意味を持つものだというふうに思っておりますので、いろいろあの水利の条件等もあるかと思えますけれども、前向きに取り組む考え方の中で教育長の方からその考え方についてご答弁をさせていただきたいと思えます。

教育長

それではお答えをしたいと思いますと思っておりますが、ただその環境教育その発電ということです。ね教科の中でどういうふうに位置付けているかということをお知らせしておいていただきたいと思いますので、少し述べさせていただきますというふうに思っております。あの発電につきましては理科で扱うわけでありまして、環境教育については他の教科にまたがるわけでありまして、そのところを少し整理をしておかないとちょっと見誤る部分がありますので、理科の分野でどのように電気が扱われるかということをお知らせさせていただきます。小学校では理科は3年生から学ぶことになっておりまして、その3年生からすでに乾電池と豆電球をつなげて、いわゆる電気ということに意識づけるところからスタートします。それで最終の6年生になりますと発電の仕組みを学ぶことになっております。であのこれは理科の分野ですけれども社会科では生活に必要な飲料水や電気あるいは産業の廃棄物の処理といった問題トータルにエネルギーに関して環境問題について学びます。でそのところを踏まえておいて発電という仕組みが子ども達にどういうふうに効果があるのかあるいは意義があるのかということをお考えなくてはならないというふうに思っておりますが、まあいずれにしてもあの今の環境問題については子ども達も関心が高いわけでありまして、実際に先ほど議員のお話にあったように、環境委員会の子ども達が身近な発電、環境から発電というところを目を向けたわけでありまして、そこであのそれまでの活動を振り返って学校の用水路に発電機を置いたらどうだろうかという最終的な提言を子ども達はまとめました。でこうしたことから学校付近の河川に発電機を設置し、環境についての意識から設置するということは意義があるかと思えますけれども、理科の分野から要するに教科としての発電ということになるとこれはちょっと違った角度になってくるかなというふうに思っております。トータルで環境から考えるとすれば効果的な電力を得るためには5メートル程度の落差や一定量以上の水量が確保が求められますし、またあの先程も町長のお話の中にありましたように水利権の問題も絡んでくるなど乗り越えるべき多くの課題がありますので、そこを子ども達がどう解決するか、子ども達の手には負えない部分もありますので、そのところはもうどうにか越え

ていくのかということはお関係の皆さんとも連絡をしていく必要があるかなというふうに思っております。私個人としてはですね、その発電とかそういうことについては、できれば子ども達が自分達で設計をして手作りやっつけていくということがより学習効果が高まるのではないかなというふうに思っております。大人が作って、これがそうぞっていうふうに与えることは簡単ではありますけれども、やはり子ども達が環境にこれだけ意識を向けたところでありまして、たとえ稚拙な、つたないような施設であってもですね、子ども達が設計し問題を乗り越えてそして作っていくという、そしてしかも今年だけで単発で終わらずに後輩たちにそれを受け継いでいく、そしてそれを先輩が残していったものであるというそういうトータルな学習が大事ではないかな、そのことの方が効果が上がるのではないかなというふうに考えております。まあいずれにしても大事な分野でありますので、どこに目標を置くかということをおよく踏まえて子ども達、それからあの地域、学校とも十分協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

竹沢議員

只今答弁いただきましてまあ子ども達が自ら設計をしてですね、トータル的な学習の寄与になるようなそういうふうにやっていきたいという教育長の答弁いただきました。それではあの次に3つ目の質問項目に入っております。3つ目の課題は環境学習、それから現状の学力向上、それから家庭教育、また地域が家庭教育を支える役割とか具体的な取り組み等々、まあ総論的な教育問題について議論を深めていきたいというふうに思えます。最初に教育長にお尋ねしますが現状の町内3校、先ほどの飯島小学校環境委員会の取り組みも含めてですけど、環境学習の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

教育長

大変失礼いたしました。それでは3つ目の質問でございますのでこちらでお答えをしたいと思いますというふうに思っております。環境学習の実態についてでありますけれども、やはりなんといっても子ども達には今後持続可能な社会づくりに役立つと、そういう視点で環境を捉えて育ててほしい、そういうことを育成を願っております。社会的な構成や経済など幅広い領域と関係するところもありますので、多くの分野の教育、特に環境にかかわって積極的に学びに結び付けていくという取り組みが必要ではないかなというふうに思っております。具体的な学校教育における環境教育でありますけれども、他の教科と、先程も触れてお話をしましたけれども、発達段階に応じて他の分野と関連しながら知識の習得だけにとどまらずに、体を通した体験あるいは経験ということが必要になるかなと、よりそのことが実践的な環境教育に向かう姿勢になるのではないかなというふうに思えます。従いまして先程の発電をどうするかということも私の考えはそこにあるわけでありまして、まああの子ども達の取り組みは小学校の場合はどちらかといいますと個人的な体験よりも、先程あの議員の紹介にありましたように、委員会を通して他所で発表するという対外的に発表するという集団的なあるいはグループ的な学習が比較的多くなります。もちろんあの社会や理科といった教科、あるいは道徳といったことについても環境教育に考える場もありますけれども、いずれにしても幅広い学習分野の中から環境教育・環境学習については学んでいるという実態であります。もう少し具体的に申しますと、まあ4年生以上は七久保小学校も飯島小学校も環境に対するそれに関連した委員会がありまして、例えば先ほど出ておりましたように紹介いたしましたように飯島小学校の環境委員会、七久保小学校は緑化委員会という名称のようではありますが、身近な環境問題をとらえて活動を始めてお

りますし、またあの4年生以上は緑の少年団、これはあの中学校にもありまして、森林の保全、保護それから環境保全の必要性、具体的に現場に出て活動を行っております。中学生になりますと環境については小学校の経験を踏まえて更に広く深く広い視点から問題を掘り下げて、そして具体的な活動を行っております、まああの地元でも皆さん方も協力していただいておりますように資源回収とか、あるいは使用済み乾電池の回収、それからエコキャップ集めですかね、それからアルミ缶回収等、まあそうしたことを通して実践的な態度をより身につけていくというところでもあります。まああの先ほど議員の方でも紹介がありましたように、今年は飯島小学校の環境委員会が特筆すべき活動として対外的な自分たちの取り組みを発表してきたわけですが、これも非常に高い評価をいただきまして、リーフレットにもそのことが紹介されておりますので、また機会がありましたら公表したいというふうに思っております。またあの昨年子ども達が庁舎に来ていただいてその研究成果を発表したというそういう機会もありますので、その資料なども折りに触れて紹介したいというふうに思っております。まあ細かな小さな子ども達の歩みではありませんけれども、環境問題につきましては今後ですね先程申し上げたように、いろいろな子ども達がいろいろな形で参画してそして受け継いでいってほしいと、そういう環境学習がこれからは大事ではないかなというふうに思っております。以上であります。

竹沢議員

ただいまあの町内3校の取り組み等についての答弁があったところであります。そこでですね、私もこういう課題いろいろ興味を持っておりまして個人的にいろいろ勉強したりしておりますけれど、あのこれから提案するいくつかの項目について既にやっておるものもあると思われまして、これからやっていただくこともあると思いますが、できればその提言する課題についてですね是非その3校でね足並みを揃えてやっていただきたいということを含めましてまず提案いたします。グリーンカーテンこれはあの確か飯島小学校でやっていたと思っておりますが、これはいくつも方法がございまして、要は学校の校舎の南側を使いましてですね、例えばゴーヤですとかキュウリですとかアサガオなどを栽培することによりまして、夏場のこの遮光効果、教室のクール化などに役立つわけでありまして、例えばゴーヤやキュウリを作りますとこれは給食の材料に使えます。で、そのツルなんかはブーケだとかアーチか、など工芸品に加工することもできますし、アサガオを作った場合はそのアサガオを染料で使えますのでそちらのいろいろ工作物とか染物をするとかそういうことができるわけでありまして、そのまたアサガオで種を取りましてですね保護者や町民の皆さんに配るとこういうこともできます。でこういうのをやっておるのが例えば豊丘北小学校でこういうことをやっております。

それから太陽熱を利用いたしましてペットボトルね、これを真っ黒くその塗っておきまして色を、でこれを冬場ですね教室の南側のところへ置いておきますとこれが太陽熱で温水になるわけですね、でこれで夕方お掃除するときに冷たい水じゃなくて温かい水で掃除ができる、というような取り組みをやっておる学校が多々ございます。

それから前にもう私提言したことがあると思っておりますが、保育園の取り組みでですね、近くは宮田の西保育園がやっておりますけれど、要するにその何と言うんだ、昔でいうと怪獣と正義のものがおりまして、例えばウルトラマンですとか仮面ライダーですとかね、で最近はこちらの孫に聞いたら今一番流行っているのはゴレンジャーというやつだそうですが、いずれにいたしましても幾人かの戦う戦士が合体して怪獣をやっつけちゃう、こ

ういうのでございまして、これにヒントを得まして宮田でやっているのはエコレンジャーというふうに名前を付けて、子ども達があのあれはマントみたいなものね、ビニールのマントみたいなものを着て、これは年中さんと年長さんが日替わりで隊員を作りまして、ゴミの分別ですとか再利用、整理整頓などのパトロールをそのエコレンジャーが園内を回ると、こういう取り組みをやっております。こういう名称で小学校でエコレンジャーを結成しているところもございまして。まあ名称はともかくこんなようなことで、要するに保育園からね、そういう取り組みをして、また水を節約するとかゴミの問題だとかいろいろ含めておやりになったらどうかということでもあります。他には確か飯島小学校でもやっておりますけれども、雨水を溜めておいてそれで植物の水をやるとか、あるいは夏場の水打ちをするとかそういう取り組みもあると思います。あの事例はいっぱいあるわけでこのほかにもまた子ども達が自分たちで考えると、あ、まだ他に確か飯島ではあれがありましたね、いらぬ書類をシュレッダーへかけてそれを薪にか、紙の新聞の薪だかにそういう取り組みも確かやっておると思いましたが、まあいろいろあの取り組む方法はあると思います。いくつかの事例を申し上げましたが、教育長いかがでしょうか。

教育長

あの細かなご提言をたくさんいただきまして大変参考になるというふうに考えております。あのやはり先ほどもお話ししたように、環境教育っていうのはですね自分たちのあり方といいますか、これからどう生きていくかということと非常につながってくる、子ども達は具体的には意識はしませんけれども、より良い生活をしていくにはどうしたらいいかっていうそういう具体的な表れが環境教育の、要するに先ほど議員がお話になったような行動といいますか活動になるかというふうに思っております。従ってそういう個々の取り組みはそれぞれ大事でというふうに考えておりますが、決して押し付けといいますか、これをやりなさいとやっていうのはやはり如何なものかなというふうに思っております。やはり子ども達が環境を意識して自らそういう願いを持って、これだったら自分たちができるというような個々の活動が大事ではないかな、またそうした意識付けをしていくことが大事ではないかなというふうに思っております。まあいわゆる自分で課題を見つけて学んで考えて主体的に行動できる、そういった生き方も併せて育てていくことが大事じゃないかなというふうに思っておりますが、ただあの今ご提言のありましたグリーンカーテンですが、最近はいくつかの家庭で見えるようになりました。良い提案だというふうに私も受け止めておりますので、まあ学校では実際にアサガオだとかヘチマの棚でやっている実践もありますし、それから窓際にですね冬場ペットボトルの水を置いてそれをお掃除の温めて水を使うというような、そういうことを子どもなりにやっております。戻りますけれどもそのグリーンカーテンですが今年はぜひ児童の家庭を通じて家庭に広めていきたいなあというふうに私は思っております。まあこの機会にこのことをですね多くの皆さん受けとめていただいて、できることから町のみなさんもやっていただければありがたいなというふうに思っております。以上です。

竹沢議員

ただいまのグリーンカーテンについてはまあ家庭まで輪を広げていきたいという答弁をいただきまして、大変ありがたいことだと思います。それではあの最後にですね総論で教育力の問題について、教育長2期目も過ぎましていよいよ油も乗り切って、この我が町の宝であります子ども達の教育のために奮闘していただく願いを込めて申し上げたいと思います。まず学力問題ですけれどもまあ毎年全国一斉に学力テストが行われておりまして、

我が町の児童生徒はですね全国レベルの平均よりもまあ点数ではやや高いというふうにつきも承っておりますけれども、午前中の国際読書年の関係で同僚議員の質問もありましたが、特にこの読解力ですとか数学、算数でいえば算式理論の展開図ですとか、そういう部分の能力をもうちょっと学力を高める必要があるということ承っておるわけでありまして、まあこうした課題について教育長としてどう取り組んでいこうとしていらっしゃるのかについて、それからまああの学校での教育が基本であるわけでありまして、家庭における父親母親の子どもに対する教育、また父親母親自身の教育がどうあるべきかということも課題になってきているというふうに思うわけでありまして、あの午前中の同僚質問に関連してのいくつかの取り組みについての答弁もあったところでありまして、まあそこら辺の課題についてどう取り組んでいこうとしているのかについて所信を述べていただきたいと思っております。

それから3つ目の課題としてまあおかげさまに町内、特に地域づくり委員会等が立ち上がってですね、ご協力をいただく中で、各区の区長さんはじめ多くのサポーターの皆さんのご尽力によりまして子ども広場ができて、地域の皆さんの力によって地域の子ども達を育てるという取り組みが始まっておりまして、大変素晴らしいことだというふうに私も思いますし、またあの一部の育成会等によりましては授業中にいろんな面白い授業を学校へ飛び込んでいってやるとか、そういうような取り組みもありましたりして、それなりに我が町の地域の皆さんが学校教育を支える、また家庭教育を支えるためにですね尽力されているという取り組みがあることも承知しておるわけですが、ここら辺含めましてこの3つの大きなテーマについて、時間の許す限り教育長の思う想いをですね、熱い想いを是非この場でご答弁いただきたい。

教育長

3点、学力、家庭教育、それから地域と家庭との関係についてまとめたご質問でありますので、若干長くなるかもしれませんがお答えをしたいというふうに思っております。まああの学力についてはいろんな方がですねいろんな立場から述べてくださっておりまして、そのまあいわばその人の数だけ学力論というのはあるというふうに考えてもいいじゃないかなというふうに思っておりますけれども、私はあの私の受け止めは学力というのはやっぱり自分を今日の自分を変えて明日の自分にする、そのつなげる重要な要素ではないかなというふうに捉えて、私個人は思っております。でまあ子どもも大人も誰しも成長への基本的な欲求は持っているわけでありまして、でこのこうした欲求を支える一つの重要な要素がああ、あるいはその確かな個人の伸びや成長に大事な役割を果たすものが学力、いわゆるあの学習によって身に着けた能力というふうに考えております。私はあの学力の向上は私自身強い思いがありまして、校長会の折りに学校にはぜひ学力をつけてほしいと、あるいはつけるべき力をきちんとつけて伸ばすところはうんと伸ばしてほしいという、常に思っております。ちょうど45年前のこの3月でありますわたくし自身15の春を泣いた一人であります。再挑戦をして捲土重来改めて学問のところへ飛び込んだという経験を持っておりますので、余計に学力をしっかり子ども達にはつけたいというのはそういう思いをしております。

広い意味では今申したようなものでありますけれども、もう少し具体的に学力を分析的な捉え方をしますと、いわゆる学力というと一般的にテストだとかですねそういう数値で表すというそういう学力の方に比較的目的を向けがちではありますが、まあ数値で表しやす

いといいますか目に見える学力というそういう捉え方もあります。一方目に見えないあるいは数値で表しにくいという学力もありまして、学力はこの両面から育てていくという、要するにトータルなものという学力が求められるのではないかな、どちらか一方というものではない、まあこれは誰しもお気付きのことだというふうに思っておりますが、まああのしばしばその学力をですね、私もこの考えに賛同するわけでありまして、木に見立てですね学力をその全体を成長していく木だというふうに見立てる、そういう考え方がありまして、まあ目に見えない、先ほど言いましたいわゆる根っこの部分、これが意欲、関心、態度というふうに言われておりますがやっぱりそういうものは目に見えにくい部分であります。それから目に見える部分というのがやっぱり枝とか葉っぱだとか実だとかそういう捉え、いわゆる成果として表れる具体的には表れる、でその間をつなぐ幹が表現力だとかあるいは読解力だとか、先程のあの中村議員のご質問にもお答えしたように、そういう部分になろうかと思っております。そのトータルをもってやはり学力という、だからその一部のみに視点を向けて育てていくものではない、やっぱりトータルで木全体を育てていくという構えが大事ではないかなというふうに思っております。従いましてその木が育っていくには雨の日もあろうし、風の日もあろうし、照る日もあろうし、そういう厳しさの中で木は育っていくものでありますから、適切な肥料を与えそれから時にはその木の成長を見守っていく、様々な体験をその木に、経験といいますかその木に与えていくと、これが子ども達にとっての多様な生活経験、体験、あるいは基本的な決まり良い生活というふうになろうかというふうに思いますが、そういうところを大人が見守り関与していくことが大事ではないかなというふうに思っております。

従いまして2つ目の家庭教育に求められるというものでありますけれども、やはり家庭教育は何といっても人間成長の一番基本的な部分を支える重要なところであります。まあその子どもの成長にとってですね家庭生活の有り様が反映してくる、まあ家庭生活のあり方が大事でありますし、家族の中で大人と子どもの関係によることによって豊かな人間関係が生まれ、健全な成長が図られるというふうに思っております。先ほど学力調査のことでありましたが、秋田県と福井県は3回ともトップクラスの成績だったということはお存じかというふうに思っております。その中で福井県のことで福井県は特に塾ですか学習塾がそれほど多いわけではありません。でどういところが福井県のその学力、まあ目に見える学力の分野ですけれども、あるのかということで、大変意味深い、示唆を受けるその調査があったわけですが、家庭ではですね子どもの自主性を大事にしているというそういう報告があります。その自主性というのもですね放任ではなくその子どもの自主性を大事にしながら、適度な緊張感と親から見守られている安心感をともに子ども達に育てていくんだと、まあ具体的に言いますと低学年のころからですね宿題をやってから遊びに行く、まあよく言うところではありますが、まあ遊びに行ってから宿題やる子もいますけれども、要はやるべきことをやらないとやりたいことができないというそういうですね家庭の当然のこととして親子で理解し合っているというそういう報告があります。まあ核家族が進んで生活が多様化してきている現在ですね、親の価値観も相当変わってきています。中にはですね個性を伸ばす、先程言った自主性に任せるというその名のもとに放任のしつけることもしつけない家庭がないとは言いきれない。あるのではないかなという、子どもが大事だからというために苦勞をさせない我慢させないといったこともないわけではありません。ま

あ厳しさがあってこそ優しさが生れ、子どもも健全に育つものだというふうに思っております。まあなんと言っても家庭ではそういう厳しさと乗り越える力を育ててほしいというふうに、家庭教育に求められるものとして私の考えであります。それから地域と家庭教育との関係でありますけれども、先程お話にありましたように、今年度4地区に毎日ではありませんけれども放課後の子ども広場が開設されて、まあ取り組んできていただいているわけですが、まあこの切り口から見ますと保護者にとってはですね地域の大人が自分の子どもを見守ってくれているという、こうなんですか信頼感といいますか安心感といいますか、まあそれがですね地域と家庭との信頼関係を作っていくきっかけになりつつあるなあというふうに受け止めております。またあの今後地区の地域ですね公民館には地域づくり支援員の配置をしておりますし、予定をしておりますし、そういう具体的にそういう声も挙がってきている地区もあります。まあそういう支援員を中心にして地域と家庭を結ぶそのパイプ役にもなっていただきたいなあというふうに思っております。まあ具体的な取り組みのお答えの一端ではありますけれどもそんな考えであります。以上です。

竹沢議員

以上で質問を終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時 8分 散会

平成22年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成22年3月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 堀内克美
三浦寿美子
浜田 稔
平 沢 晃

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖
2番 中村明美
3番 坂本紀子
4番 浜田 稔
5番 堀内克美
6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子
8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸
10番 宮下 寿
11番 平沢 晃
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千村弥紀

本会議再開

開 儀	平成22年3月9日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 5番 堀内克美 議員
5番 堀内議員	それでは通告に基づきまして一般質問を行います。まず中田切川上流に設置予定の最終処分場についてをお伺いをいたします。昨年の12月に中田切川上流の左岸、駒ヶ根市側の養命酒の工場の上流約1キロ、飯島町側では猿ヶ城用水の取り入れ上流300メートル、その付近の土地に飯島町内の会社が廃棄物の最終処分場を建設する計画ということをお伺いをいたしました。予定地は駒ヶ根市の地籍ですが、県の廃棄物の適正な処理の確保に関する条例、これは昨年の4月から施行になっておる条例でございますが、それによりますと最終処分場の敷地境界から1キロメートル以内の環境保全上の利害が関係する住民、地縁団体等には計画の内容を説明し、意見を聞き、行政・住民の求めに応じて環境保全協定の締結を行うことが定められております。この1キロメートル以内に該当するのが飯島町側では田切区春日平耕地ということになります。また1キロメートル以内の農林業関係者、農業用水利用者等、最終処分場の建設により環境に影響が生じるもの全てが利害関係者となります。そこで町ではこの計画について承知しているのか、またいつ話があったのかをお伺いをいたします。
町 長	それでは堀内議員から中田切川の上流の、これはあの駒ヶ根の地籍になるわけでございますけれども、ここに設置予定の最終処分場計画があるということで、まず町ではこの計画を承知しておるのかどうかというご質問でございます。私が確認をいたしましたところでは、昨年の暮12月の9日ということになると思いますが、この事業を計画しておりますお話にございましたように町内の業者でございますが、この計画、事業計画者から産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場を設置をする予定であり、関係住民への説明会などを開催して今後進めていくので、承知をしておいてほしいという口頭での連絡が担当課にございました。その折りにお話の内容では施設の設置場所は駒ヶ根市の、いま堀内議員おっしゃった地籍ということになると思いますが、駒ヶ根市であること、それから施設の種類は産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場であるということ、それからこれに関係する市町村としては、あるいはまた住民の皆さんとしては、設置をする敷地の境界から半径1キロの範囲にある区域の駒ヶ根市大徳原地区、飯島町では田切地区であるというところまでを、担当課を通じて承知をいたしております。その後担当課におきましては現地を確認を現場を確認しておるということでございます。で私自身あの現在までその駒ヶ根の土地を地図とそれから写真で担当課からの資料によって見ておりますけれども、現地をまだ確認をしてございませんので、いずれ近々のうちに現場も私自身も確認しておかなければいけないなというふうに考えておるところでございます。

堀内議員	まあ田切へ連絡のあった時期と多分同じころかと思います。次にお伺いをいたします。会社による事前説明会が2月16日田切の公民館において実施をされました。説明会の案内は町にはなかったようでしたので、私の方から担当部署に説明会の文書を案内文を渡しまして、是非担当者に出席をしていただきたいということをお話をしておきました。そこで職員はこの説明会に出席していたのかその点についてお伺いしたいと思ひますし、もし出席しなかったとしたら何故出席しなかったのか、当日も私あの担当者が出席するということを確認しておりますのでまあその点についてお伺いしたいと思ひます。
町 長	お話のこの業者の説明会につきましては、町に對しましては要請もございませんでしたし、それから町としてこの段階で出席する立場でもないということでございますので、町といたしましては担当を含めて出席をしております。その後まああの堀内議員からのそうした資料の提供もいただいたようございまして、会議の内容も私も文書では一応拝見をさせていただいておりますけれども、その辺のいきさつにつきましては担当課長の方から申し上げます。
住民福祉課長	それでは補足の説明をさせていただきます。いま議員ご指摘の通り、中田切川上流に設置予定の最終処分場の計画につきましては、事業計画者から地元の皆さんに説明会を行う報告を昨年の12月9日に受けました。また議員おっしゃる通り、説明会の日程を通知した文書を議員から数日前にいただき説明会が開催されることは承知をしておりました。またそれ以前にですね、事業計画者からも正式な事業計画協議のフローチャートに沿った今回の説明会ではなく、計画を進めるために必要な事業計画協議前の今後の経過概要や計画の手續きに関する地元への周知のための説明会である旨と、12月9日に先ほど町長申し上げましたとおり、私以下現場を確認した際にも事業計画者から事業概要の説明を現場で受けましたので、そんな経過から当日の説明会には出席をいたしませんでした。なお説明会終了後、事業計画者から当日の説明会の内容が示された記録書の提出がありましたので、つぶさに精査をし田切地区の住民の皆さんから出された意見内容につきましては承知しておりますのでよろしくご理解をお願いいたします。
堀内議員	まあ私は何でこんなことをお聞きしたかって言うと、私が担当の部署の方に、こういう説明会があるけれどどうだねって話したら出席させていただきますと、そういう話でしたのでこれあえて質問するんで再度お答えください。
住民福祉課長	お答えします。今ご説明申し上げましたとおり、12月9日に現地を調査した際、ちょうど居合わせた事業計画者本人がいらっしゃいました。そこで現地をつぶさに調査をし現状の把握をし、また事業計画の概要について図面等に基づいてつぶさに説明を受けましたので、そんな意味あいから説明会へ出席しなくていいという判断をいたしました。
堀内議員	まあくどくなりますが、担当にそういう通知の文書も渡して出席をすると、それから当日も2月16日ですが私来まして担当に確認したところ、担当の職員が1人出席するとそこまで話があったんで私敢えて言っているんで、もう少しその自分たちの言ったことに責任を持っていただくようご指導いただきたいと思ひます。その点についてはまたこれからのこととしてお願いしたいと思ひますが、町長は22年度の施政方針で町長として町民の皆さんの先頭に立ち、安全安心で住みよい町、暮らしやすい町、活力のある町づくりに職員も一丸となって全力を傾注していくと述べております。この問題は地域の安全安心の確保に極めて重要な課題であります。これからは職場内の意思疎通もしっかりしていただい

て、行政も地域と一体となった対応を行うよう要望をしておきますのでお願いします。

さて話を元に戻しますが、業者からは最終処分場の建設について、こんな計画を考えているという事前の説明会が行われたということでもあります。先程も話がありましたが法律による正式な説明会は今後計画を作ってからということになっているということです。ただ主に焼却灰を入れたいということも当日の説明会では言われております。焼却灰は清掃センター等の残渣でありまして、重金属等非常に危険なものが含まれておる可能性があります。この点につきましてもこれからの計画書の中でいろいろ検討する時期があると思えますので、最終処分場建設問題については計画概要書が提出されてからそれぞれ対応していきたいと思っております。そうだとした場合に計画書が出された場合に、町としてどんなような対応をしていただけるかお伺いをいたします。

町 長

今後まあ具体的に計画概要が町や地元を示された場合の特にまあ町としての対応でございます。これはまあ手続き法的な手続きに従ってまた進めていくと同時に、いろんな状況判断の中でお話しをしていかなきゃならないという問題だろうというふうに思います。そこでまあ事業計画概要が許認可期間である県に提出されるわけでございますけれども、これが提出された場合に町それから関係住民は周辺地域等に対する意見を県に提出していくと、県では概要書の縦覧が30日間というふうになっておりまして、知事意見を付して関係地区の皆さん方に説明会が行われるというふうになっていくと思います。その折には住民の皆さんのご意見を十分お聞きして、事業計画者いわゆる施工者は概要説明会終了報告書を県に提出をして事業がまあ取り組んでいくということになります。従いまして今後は関係の特にまあ田切の地元の皆さんと、それから関係市町村といえますとこの場合は駒ヶ根市という形になると思います。まあその他の近隣する下流の方までの例えば中川村までどうなのかということとはちょっとまだこれからのまた検討事項になろうかと思えますけれども、まあそうしたこと。それから県当局はもちろんでございますし、この河川管理者としての立場も、国交省も直接間接にはあると思えますし、それから特に県の河川管理者、知事等々とまあ十分な慎重に協議を重ねて、県や町の条例にのっとって適正な手続き対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

堀内議員

まあ正式には手続きの時にということでございますが、まあ地元の田切区としましてもいろいろな知識はやっぱ少ないわけですから情報も、是非そういう計画書が出された段階では町も地元と同じような気持ちになって一緒に活動の方をお願いをいたしたいと思えます。それでは次に最終処分場内に埋まっている廃棄物についてをお伺いをいたします。説明会ではまあ町内の会社ですが、会社の説明会では会長さんからその話をお伺いしております。計画地内の廃棄物の処理を行う経費を捻出するのが最終処分場の建設を計画した目的と、まあそんなふうに説明を受けております。そういうことでその建設予定地にはすでに廃棄物が埋まっているというところでもあります。そこでお伺いをいたします。この廃棄物につきましては何時ごろのものか、また当時は廃棄物による法律等が規制があったのかどうか、それについてをお伺いをいたします。

町 長

まああのいろいろとお聞きしてみますと、これ紐解いてなかなかまあはっきりしない部分が非常に多いというふうに感じておるわけでございますけれども、このまあ計画とされておるこの用地内にある産業廃棄物については、まあ地籍としてはいま申し上げておるよう駒ヶ根市でございまして、これはあの産業廃棄物の関係、つきましては県が直接まあ

指導に当たるということでございますので、内容的にはほとんどまあ承知をしていないというのが現実でございます。そこでまああの業者にまあ担当を通じてお聞きした内容でもよりますと、昔は穴を掘って埋めていい時代であったのでどのようなゴミが入っているかも予想もまあ付かないと、いうことをまあ言うておられるようでございます。説明会の折りにもそういう話が出たというように聞いておるわけでございますが、そこであのこの産業廃棄物に関するいわゆる規制が出たのが昭和45年、この時に廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのができまして、昭和51年にはこの敷地内の土地の中にこうしたものを埋めることが禁止をされてきたと、こういうまあ歴史的な規制の経過でございますので、どうも話をいろいろお聞きしますとこの51年以前ではないかということにまあ私どもとしては認識をいたしておる次第でございます。

堀内議員

まあどうも規制以前の廃棄物であるというようなお答えでございます。それではそこでお伺いしますが、規制以前の廃棄物というのはそういうことになると責任の所在というのはあるのかないのかちょっと分かりませんが、あるとしましたら行政責任はあるのか、またそこに埋まっている廃棄物について処分をするのは処理を行うのはどなたが行うのか、まあ地権者だとかいろいろおと思いますがその点についてをお伺いをいたします。

町 長

この点につきましてもなかなかあの難しいところのようでございまして、この廃棄物、産業廃棄物は直接まあ県の取り扱う範疇ということになりますので、具体的に埋められておるこの当事者の土地である駒ヶ根市、まあ駒ヶ根市さんとも連携をとりながら結果としてその周辺1キロは元より下流域に及ぼす影響というものもございまして、いろいろとまあ県とも相談をして適正なまあ指導していただくというふうにまあ考えてまいりたいと思っておりますが、特にこの地権者につきましては県の廃棄物の適正な処理の確保に関する条例というのがございまして、廃棄物の不適正な処理が行われないようにその管理に努めなければならないというふうになっておまして、定期的な土地の状況やそれから連絡先の周知、不法投棄をしにくい、しないような環境の整備、ということがまあこの条例の中で謳われておるわけでございますので、まあこの計画が計画通り進むとすればこれ一端掘り起こしてというな話になっていくと思えますので、従ってこれは当然今土地の所有者である業者の責任ということに結び付いていくんだろうというふうに思えますけれども、今後まあいろんな状況を把握しながらまた駒ヶ根市さんとも相談して対応してまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

まあ規制以前の問題でまたその処分の責任等についてあまり定かでないというようなお答えでした。私もあのこの問題をお聞きしてから地方事務所の担当課へ行って話を伺ってきました。どうも行政責任についてはあまりないようであります。廃棄物がこれは当時の規制では一般廃棄物、産業廃棄物多分区分多分なかったと思えますし、ただゴミという名前だけだったと思えますので、どうもそんなようなかというふうには伺ってきました。ただ投棄のものが発見された場合にはその処分を行うのはまず第1には原因者ということでもあります。それから第2に原因者が分からない場合には土地の所有者、そういう話でありました。まあそういうことで飯島の企業が所有者ということでもまあ処分をするということに考えているというふうに思っております。

それでは次の点についてお伺いをしていきます。規制前ということですのでまあどんなものが埋まっているか分かりません。しかし説明会での会社の会長さんの話では、大徳原

の住民の皆さんの話としてえらいものが埋まっていると、お坊さんに拝んでもらった方がよいと言われたというその話をされました。これはあの本人が言った通りの言葉でこういうことです。またどんなものが入っているかは予測もつかないと、それと加えまして私の想像では悪い水が流れておるといふふうに判断していると、そう言ってその会長さんは言われております。またこの最終処分場の計画が認められなかった場合にはこの廃棄物は永遠にこのままにしておきますとそこまで言われております。そうはいっても地元ではそういうことでは不安でございます。そこで安全対策についてをお伺いをいたします。現時点での安全対策について、また最終処分場が建設されなかった場合の廃棄物の処分はどうなるのか、この2点についてをお伺いをしたいと思います。

町長

まあこれはあのそういうまあ規制前の時代とはいえ、そうしたこの非常に掘みどころのないものが埋まっているということについては、駒ケ根市のみなさんもそれからまた対岸のこの飯島地域、特に田切の皆さん方も大変まあ生活や農業用水等の関連でご不安であるということも当然私もそういうふうに思っております。であのこの計画を進める進めない以前の問題として今あるこうした状況をきちんとこのしていくことが一番いいわけでありすけれども、なかなかこれは誰がどういうふうにとということが難しい、今もその規制以前の問題の原因者負担というようなこともあるわけでございますか、いずれにしても大変まああの時間のかかる問題だなあというふうに思っております。であのまた後の質問にもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしてもこの現況把握をしなきゃいけないというふうに思います。駒ケ根市とも相談して特にあそこにあの具体的な名前を出してもいけませんけれども、醸造会社もそのすぐ近くといつかエリアの中にもうまたがっているくらいの距離で、かねてからこの地下水等も良質な水を汲み上げての醸造業を営んでおるといふようなことで、まあその辺の因果関係がどうなっておるのかということも把握していかなくや、お聞きしたいと思っておりますし、いろんなことをまた駒ケ根市さんとも相談をしながらとにかく現況把握をしていかなくやいけんだらうというふうに考えておるところでございます。

堀内議員

まあ具体的な話はなかったんですが、現状を把握して対応していただけるという話ですが、廃棄物の埋設地下流での取水は飯島町側のみで駒ケ根市側にはありません。従って廃棄物による環境への影響は飯島町側のみであると私は思っております。飯島町では1,000ヘクタール自然共生農場づくりを合言葉に、有機栽培による安全安心の農作物作りについて取り組んでおります。その源であります水の安全については何にも増して大変重要な問題であります。中田切川の用水は田切区全体と飯島区の高尾を潤して郷沢川を経て、岩間、赤坂、石曾根、等広い範囲に利用されております。また農業用水に合わせて生活用水としても利用されております。久根平の工場団地、今もお話ありましたが久根平の工場団地の企業の中にはあの中田切の隣接のところ地下水を汲み上げております。突然このような難題が持ち上がり地域の住民は不安でなりません。恒久的な対策につきましては最終処分場建設問題を含めて今後の対応として当面中田切川の水質の確認が最重要課題ではないかと思っております。いろいろ調査されて対応されるということですが、下流住民の安全安心の確保のために町として緊急な水質検査をしていただくことを強く要望いたしたいと思っておりますので、この件についてお答えをお願いします。

町長

まああのたぐいまろんな、とにかく現状把握をしていく必要があるということをお申し

上げました。まあどう方法の中でその現状を把握する、まあいろいろのこれはあの水にかかわる歴史的な経過があつて、特別その水質的な問題で今、中田切川やらまたそこから取水しておる地域での自然水としての水質問題はあまり聞いておらないわけでありすけれども、やはり現状把握が必要だらうというふうに思います。そこで今あのご提案といつかお話がございました特にあの中田切川を中心とするその水質検査ですね、これはあのこの計画を進める進めない以前の問題としてどうしてもこの時点で早急にやっておく必要があるというふうに私も思います。駒ケ根市さんとも相談をしたいと思っておりますが、どの地点のどういう水をまあ調査するのか、まあ出口といつか水路がこの、あそこには対岸にも一つ大きな醸造会社がありますのでその辺の状況も把握しながら、本川そのものの質もあると思ひますし、それからその上流と下流との水質がどう変わっておるかというよふな問題もあると思ひます。いろんな生活用水、生け簀の魚の方へ行っておる水もあると思ひますので、総合的にその辺をポイントを絞ってですねひとつ是非これは水質検査をしたい。これはあの今までも他の地域でそうしたあの不法投棄なんかがございます、県とも協議をして、カドミウムをはじめとする20数項目以上の項目の水質検査を実施した経過がございます。まあそれらの経験もございすので、是非これはあの地元の不安ということと同時に町としましてもこれはひとつ現況把握の意味で是非、どのくらいかかるのかどうなのにかちよつとまたこれから検討してみたいと思ひすけれども、そんな状況で考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

堀内議員

ただいま水質検査は実施していただくということでお話がありましたので、是非地域の住民の安全対策ということも含めて早急に進めていただきたいとそんなことをお願ひしておきます。それでは次の質問事項、合併浄化槽維持管理についてをお伺ひします。町では公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽設置事業で下水道の普及に取り組んでおります。下水道計画では合併浄化槽設置による個別処理区域内人口は約2,500人、町内の25%に及びます。本来なら公共下水道等の集合処理により町民等しく恩恵を受けるべきところでございますが、事業費が大幅にかかるため農業集落排水事業の集合処理事業から変更された地域もありまして、やむを得ず合併浄化槽による個別処理で個人管理を行っております。このことは町の財政負担を軽減し町の財政健全化に大きく寄与しておるといふふうに思ひます。このような状況の中で町では集合処理と個別処理による維持管理経費の差額を合併浄化槽設置者に対して補助分として交付して、町のこのことに対する姿勢を示していただいております。この維持管理業務は浄化槽法に基づき設置者に対して年数回の保守点検、年1回の清掃、これが義務づけられております。そしてこれらの維持管理状況を長野県が年1回の定期検査で確認するとそういうことになっております。しかし今までは県の検査体制が整備されていなかったために定期検査についてはほとんど行われていない状況でございました。しかしながら検査体制が整備されて平成22年度からは県の年1回の定期検査が実施されるということで、それぞれ設置者には通知がありました。まあこのことは設置者の負担が大幅に増えることとなりますので、以下の点についての見直しについてをお伺ひしますのでよろしくお願ひします。

まず保守点検回数の見直しについてお伺ひします。年間保守点検につきましては法定では20人槽以下の浄化槽が年3回以上ということになっております。町と飯島町合併浄化槽管理組合では4回以上ということで推進して、現在それぞれ4回の保守点検をやってお

ります。これを県の定期検査を含めると4回になりますので、年3回に変更して負担の軽減を図る考えはないかをお伺いをいたします。

町長

それでは2つ目のご質問にお答えをいたしますが合併浄化槽の維持管理の問題でございます。保守点検回数のまあ法定点検の制度変更に伴う見直しの考えについてでございますが、今お話にもございましたけれども、合併浄化処理槽の維持管理にあたりましては年3回以上の保守点検とそれから年1回の清掃業務が必要となるというのが基本原則でございます。またこれらの業務などが適正に行われているかどうかを検査するために年1回の法定検査、いわゆるまあ第1条検査というふうに呼ばれておりますけれども、この検査があるわけでございます。で現在町と飯島町の浄化槽の維持管理組合におきましてこの法定検査が平成22年度新年度から完全実施するにあたりまして、関係する皆さんにこのことを周知してお願いをまあしてきておるところでございます。またこの保守点検の回数につきましては消毒薬の適正の補充等のため年4回の保守点検を推進をしております。ご質問にありましたこの保守点検回数の見直しにつきましては年1回の法定検査が実施をされることにより、浄化槽1基当たり約5,000円、これは今お話にございました20槽以下の場合でございますけれども、この負担増がまあ生じてまいりますので、今後町の浄化槽維持管理組合の中で十分まあ検討いただきまして、保守点検回数を4回から法定回数の3回に抑えてこの合併浄化槽処理設置者の負担増とならない方向で今進めてまいりたいということで検討中でございますので是非そのようにしてまいりたい、ご理解いただきたいと思っております。

堀内議員

法定の回数でしていただけるよう進めていただけるということですのでその点についてはそんなようにお願いします。次に維持管理費の平準化の指導についてをお伺いします。公共下水道の集合処理は町が管理しているため維持管理経費は統一されたものになっております。合併浄化槽の管理は設置につきまして多くの業者が行っておりまして、管理もその設置業者がほとんど実施しているということでありまして、維持管理費それから清掃費これらが非常にまちまちであると、またいろいろお話をお聞きしますと市町村ごとにもだいぶ差があるんだというようなことも伺っております。また定期検査の実施に伴いましてまあ清掃、合併浄化槽内の汚泥の汲み取りですけれどこれが年1回が義務づけられるということになります。このことは今まで台所等で油、食品残渣等の選別をうまくして浄化槽に負担がかからないようにしていた人も、適当にやっていた人も一緒になるということになることになります。きれいに使っておれば汚泥とかスカムの発生が少なくて清掃も5年に1回くらいやれば済んでいたのが、これからは毎年1回やらにゃあならんとそういうようなことになります。そんなようなことで環境に配慮した適正な管理を行っている皆さんには大きな負担増ということになります。清掃についても汚泥の量により清掃方法を定める等、何らかの対策を検討していただきたいと思っております。浄化槽維持管理費の平準化と飯島式の浄化清掃方法の確立と、併せてもう一つ公共下水道等と同じようにできたら町で一括管理はできないものかと併せてお伺いをいたしたいと思っております。

町長

次のご質問であるこの浄化槽の維持管理にそれぞれまあ業者によっても差があるというようなこと、これがひとつの統一指導ができないかということでございます。そこで現在知事の登録を受けた町内のこの合併処理浄化槽の保守点検を行って委託をされておる業者、17業者あるわけでございます。これはあの当然町内もございまして町外もある、それか

らご指摘の通りのこの保守点検等にかかる費用にもそれぞれ違いがあるのも事実でございます。またこれらの保守点検業者の中には各地域の浄化槽管理組合と契約されている場合もございますし、個々にまあご縁があつてそれぞれの会社や住宅建設時、施工業者からの紹介で個々にまあ契約をされておる、非常にまあ様々なケースでございます。で町内での契約基数、あるいは遠方の業者等の違いによりまして、こうした状況の中からこの点検費用にまあ差が生じておるとこういう認識でございます。でご質問でございますこの費用を町が統一指導することができないのかどうかということでございますが、なかなかこれは難しい問題でございます。他の町村でもそうしたこともいろいろ検討もされておるよう聞いておりますけれども、直接この業者に対して指導をしてまとめた統一単価を設定するというようなことは、今のところの考え方では大変難しいというふうにお答えせざるを得ないというふうに思っております。ただしまあ業者とのこの委託契約をされている各地域の浄化槽管理組合やそれから個人の場合でも、この業者に対して価格の公表を求めていくと、そのことがまあ一つの水準バランスということに繋がるとするならば、そのことは可能であるのではないかというふうに思っておりますので、その辺のことも含めながら今後飯島町の浄化維持管理組合がございまして、代表の方も出ております。いろいろとその組織を通じて検討をさせていただきたいというふうにもお願い申し上げます。

それから関連して、こうしたあの管理組合、維持管理の合併浄化槽の施設を町の一括管理の下におけないかということでございます。まあかつては町の下水道事業すべての方式を一括管理というような方向も議論されたようにまあお聞きをしておるわけでございますが、そうならないという形で現在なっております。で合併浄化槽、現在町では615基すでに設置をされております。まあ今後あの地区でまだまだそうした施設が整っていない戸数については啓発をお願いをして、できるだけ早く水洗化の方向をとということでお願いしておりますが、そうしたものを含ますと将来的にはこれが830基程度というふうにまあなるのではないかというふうに思っております。それでその内容につきましてもまあ浄化槽の種類、一般家庭もあり事業所もあり商店、企業あり、様々な容量の処理方式があるのがこの浄化槽でございます。でこれらを町が一括管理するということになりますと浄化槽本体を含む機材の修繕や更新、保守点検など維持管理をはじめとするこの公共下水や農集排と同様に使用料徴収というものが非常に複雑になってまいりますし、そのこと自体も町が把握していかなきゃならないと、固有の事務としてまあそのことが加わってくるというようなこともございます。でまあ基本的には施設が個人の所有物であるということ、それから先ほどもお話にございましたように個々のこの使用管理の状況によってはもう雲泥の差の経費の違い、かかる経費の違いがあるというこういう問題もございまして、町下水道として一括管理この浄化槽をしていくということは到底まあ無理な話であるというふうにも思っておりますので、是非今まで通りの管理の方法をお願いをしてみたいというふうによろしくをお願いをしたいと思います。

堀内議員

料金の平準化については管理組合等と一緒に検討していただけるということですので、ぜひお願いしたいと思います。それでは最後に維持管理費の増額継続についてお伺いします。維持管理費補助金は集合処理との維持管理費の差額を町で負担にしていたということで行われてきております。先程も話を申し上げましたように、22年度からは県の定期検査が年1回実施されるということになります。保守点検回数は1回減らして3回に

変更したものと平成11年の下水道審議会等でこの合併浄化槽に対する補助金を出すときの試算した資料と対比してちょっと計算をしてみました。変わったところは管理費が4回が3回に減、それから年間汲み取り料これが数年に1回だったのがこうなりますと毎年1回、毎年1回やると10人槽の場合は56,600円かかります。それから定期検査料5,000円このところが変わっておりまして、比較しますと当時の試算では74,000円で償却費にまで含めて合併浄化槽が、この22年度予想の10人槽での試算でいくと115,864円という数字になります。この差額は約42,000円の差額ということになります。それでこの金額115,864円を下水道等の集合処理槽の1戸平均63,000円、これと比較しますと52,000円今まで11,000円だという差だったのがまあ52,000円ということで大きな差になります。合併浄化槽の区域は本人が選択をしたわけではなくて行政の方針に従った結果であって、まあこれは事業による格差だというふうには私は考えております。それで伺いますがそんなような事情もありますので、維持管理費補助金については是非恒久的に交付をお願いしたいと思っておりますし、これだけ大きな差が出た場合には是非補助金の見直しについてもご検討をいただきたいとまあそんなふうに思いますのでお答えをいただきたいと思っております。

町長

今後定期検査の内容が変わってくる、それから時代のまあ推移とともにこの費用のかけ方も公共、農集、それとこれと比較した場合のまたいろんな考え方の違いが出てくることも事実でございます。まああの今もお話にございましたように、平成11年からこうした考え方をしてくれておましてまあ10年経過しておるわけでございますが、合併浄化槽の維持管理費補助金ということでこの事業の取り組む区分けによってその差を補助金という形で埋めて、直接管理とまあ個人管理組合管理のこのバランスをとってきたという経過がございます。でまあご質問にございますけれどもこの11条検査というものが今後入ってくるによりましてまあ回数としては3回に1回減るといふことの軽減部分もあるわけでございますけれども、資材単価等もまた変わってきておるといふようなこともございまして、いずれにしてもこれはあの現在の公共、農集の使用料をいただいておる部分も平成23年度に一応管渠の工事がすべて飯島町で終わるといふ目標で今やっております。あの飯島浄水場の第2池のことについては当初あの施政方針の中でもちょっと申し上げて、余裕容量のあるうちはまあちょっと先行投資は控えていくということが後に残りますけれども、概ねの下水道事業完了するといふ形になりますので、公共、農集も当然これはあのこれからの使用料体系も見直していかなきゃならんということがございます。同時にこの今お話のございます合併処理のこの補助金が今適正なのかどうかということも含めてひとつ23年度に見直し検討をしたいということの中にひとつ考え方をいれて十分検討をして、また下水道、上下水道運営審議会にも図りながら方向づけをしてまいりたいというふうにして思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

堀内議員

23年度にまあ一応の下水道関係の整備が一通りの終了するということで見直すというお話ですが、まあ22年度から大幅にこの維持管理が上がるということは事実ですので、いつもあのこの補助金の交付は3月に行われておりますので、22年度の対応もまだ1年間があると思っております。できたらそれに間に合わせて検討していただきたいとそんなことを要望しておきます。

まあ今回の2つの質問は地域住民の生活に直結した問題ということで取り上げさせてい

ただきました。不況の中、町の財政も決して余裕があるものではありませんが、廃棄物問題は住民の安全を確保し安心した生活を送るため重要な問題です。また浄化槽維持管理補助金につきましては協働のまちづくりのための個別処理を受け入れていただいた個別処理地域の皆さんへの気持を汲むというのも大事なことだと思います。まあそれぞれの問題についてそれぞれ検討していただくというようなお話ではありますが、是非これからもそれぞれの事業について住民の側に立っていろいろ考えていただきますようお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長

ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長

再開します。

7番 三浦寿美子 議員

7番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に官製ワーキングプアと町の現状についてということでお聞きをしたいと思っております。今ではワーキングプアという言葉を知らない人は少ないと思っております。安上がりな労働力として正規雇用から非正規雇用へ切り替えられてきたために起こっている現象です。働けど働けど貧困から抜け出せない年収2,000,000円以下の人を指しております。2006年には10,000,000人を超えており、1997年から10年で年収1,000,000円から2,000,000円という人が180万人増えているという国税庁の調査があります。健康保険税の扶養家族になるための上限が1,300,000円ということからも深刻です。このような状況からも貧富の差が拡大していることがわかります。官製ワーキングプアという言葉を使いましたが、行政にもそういう現象があるのではないかと考えております。地方財政がひっ迫する中で職員削減が行われてまいりました。その結果人員不足を補うために賃金の安い非正規の臨時、嘱託職員などを任用する傾向が強まっていると思われまふ。そんな中で人事院から平成20年8月26日に一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与についてという指針が出ております。また総務省は平成21年4月24日に臨時非常勤職員及び任期付き短時間職員の任用についてという指針を出しておりますが、この指針についてどのように認識をしているのかお聞きをしたいと思っております。

町長

それでは三浦議員から官製ワーキングプア、この町の現状ということの中で、まあ人事院の通知これが出されておるわけでございますけれども、これに対する町の認識のご質問でございます。ご質問のこの通知では国の短時間勤務のあり方に関する研究会報告ということによってとりまとめられまして、その結果として非常勤職員の基本給与、通勤手当、期末手当等々のまあ適正な支給について努力目標が定められております。またこれを受けた総務省の通知ではどのような業務にどのような任用勤務形態の職員を充てるかについては、基本的には各地方公共団体、自治体において判断されるものであって、組織において最適と考えるこの任用勤務の形態の人事構成を実現することによって、最小のコストで最も効率的な行政サービスの提供を行うことが重要であるという位置付けでございます。またその一方では再任用についても厳格な対応を求めておまして、町では常勤の非常勤嘱託職員の就業規則、それと臨時的任用職員の就業規則、これによってそれぞれ必要

な事項を定めておりますが、常勤的非常勤嘱託職員は専門的知識を持った常勤的な非常勤職員として位置づけておまして、1年間の任用を基本的には行っておるということになります。それからまた臨時的な任用職員につきましては緊急臨時的な事務事業に対して6カ月以内の任用を行っておるとこれを基本原則にいたしております。いずれも任用の必要性それから勤務状況等に応じて再任用を行っておるところでございます。なお常勤的非常勤嘱託職員それから臨時的の任用職員の処遇につきましては勤務条件、勤務状況に見合った見直しを現在も検討して進めておるとこういうことで認識をいたしております。

三浦議員

認識についてお聞きをいたしました。さて飯島町の現状はどうかということでございます。ふるさとづくり計画では財政から見たら人件費の占める割合や住民やアンケートなどから、職員数の適正化が議論をされ職員数の削減が盛り込まれてまいりました。しかし職員の削減で本当に住民との関係が良くなったのか、この点の検証は私は必要と感じております。また地方分権による地方への事務事業の委譲や制度の変更など昨今の仕事量の増加と人員削減との相乗的な要因のために、職員の仕事の負担が重くなっているというようなことを感じてきておるところです。このことが大いに関係をして臨時嘱託職員などの非常勤職員に頼る結果にもなっているのではないのでしょうか。飯島町の臨時非常勤職員、以後非正規職員と呼ばさせていただきますが、の人数、また雇用の形態、給与所得の現状についてお聞きをいたします。

町長

現在町ではこの市町村合併の議論を経て、住民から寄せられた多くのまあ強い意見や行政に対するいろんなご批判もございました。そうしたことを踏まえながら行財政改革プランによってこのふるさとづくり計画という位置付けでもって進めておるわけでございまして、平成27年の4月に一応の目途と正規職員100名体制を目指して、この課を大きくするあるいは係を大きくするこういった制度を導入する中で正規職員の削減を進めておるとことで、職員も精いっぱいまあ頑張ってくれておるということでございますが、具体的なそれらの状況につきましては総務課長の方から申し上げますけれども、こうした状況を踏まえて今後の行財政運営につきましては、引き続きまあ町の行財政の改革プランに基づいて職員の定数管理を行っていくということになりますけれども、特に平成22年4月、これはあのもう間もなくでございますけれども、この策定予定の飯島町の人材育成の基本方針その2というものを策定してまいりますけれども、これに基づきまして住民の負託にこたえる高い意識と能力を持った正規職員を育成して、確保して行政運営を行っていくとこういう基本的な方針でございます。なお行財政改革による一般正規職員の削減それから地域主権が進む事務事業の増加、及び複雑化、まあ非常に時代とともに変転をしております。職員一人ひとりが非常に負担が増加しておるという意識も持つておることも事実でございます。まあそうしたことを総合的に判断をしながら、緊急的なあるいはまた補完的な業務については引き続き臨時職員任用等を行いながら、弾力的に考えてこの行政運営に停滞がないように進めてまいりたいということでございますので、これが嘱託なり臨時職員というものをほとんどゼロに近づけていくということとはなかなかこれは至難の困難なことであるということをお知らせしておきたいと思っております。以上であります。

総務課長

職員の数につきましては平成16年からふるさとづくり計画に基づいて10年後に正規職員を100人体制にするという計画で今進んできておまして、平成15年の時に正規職員132名だったと思っておりますが、現在は119名となっております。で常勤的な職員に

三浦議員

は正規職員それから嘱託職員、臨時職員というような形でできておりますけれども、その数については平成15年は確か202名だったと思っておりますけれども、現在は192名ということで、大体195名前後で推移してきております。つまり正規職員が減った分を臨時職員を増加させて、大体常勤的な職員195名前後でここ数年は推移してきているのが現状でございます。以上です。

先ほど質問の中に私あの給与の所得の現状ということもお聞きをしたんですけどお答えいただきませんでしたね今、お願いします。

総務課長

まあ人によってあの時間給で単価を決めておりますので異なりますけれども、臨時職員の場合は年収でだいたい1,500,000円前後くらいかなというふうに思いますし、嘱託職員の場合が2,000,000円前後かなというふうに思います。またあの時間外とかそういうのがありますので年収は個々によって違いますけれども、まあ平均的な数字がそのくらいかというふうに思っております。

三浦議員

ただいま飯島町の臨時非常勤の職員の皆さんの状況をお聞きいたしました。雇用状況をお聞きしました。先ほど私官製ワーキングプアというふうなことを言いましたけれども、今お聞きしまして、平均の臨時の職員の皆さんの給与が1,500,000というふうにお聞きをいたしました。まあ実態は残念ながら官製ワーキングプアというふうに捉えられるというふうに思います。社会的な格差を是正する推進力となるべき行政が自ら安上がりな労働力を求めるという形になってしまうというふうに感じます。そういう点では非常に社会的にも道義的にも改善する必要があるというふうに感じるところです。このようなことが長く続きますと責任ある仕事をできる職員が育たないということもあるのではないのでしょうか。そうした現状について賃金の面からみてどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思っております。

町長

まああのこうした現実を踏まえて、でき得る待遇処遇改善もしていかなきゃならないという考え方は持つておるわけでございまして、具体的に昨年10月に勤務時間等の改正を行った際に臨時的任用職員の時給単価の見直しを行ってございます。一般事務職員をはじめ保育士や保健師、栄養士を中心に処遇の改善を一部図ったところでございます。まあ今後とも一定期間以上の任用期間を経過をして、勤務状態や能力の優れた臨時職員については賃金や手当について処遇の見直しを引き続きまあ考えていきたいというふうに思っております。また今後の行政運営につきましては飯島町の行財政改革プランに基づいた職員の定数管理というものを行ってまいりますけれども、基本的には住民の負託に応えるこの意識と能力を持った正規職員を確保して行政運営を行っていくというふうに考えております。特に職員の育成につきましては平成22年4月、先ほど申し上げました予定の人材育成の基本方針の計画に基づいて、この目指す飯島町職員像というものを明確にしながら人事異動や昇任、昇給評価等を通じた意欲や能力を引き出すこの人事管理、日々の業務を遂行する中で職員の個々に応じてこの意欲を高める職員研修、職員の自己啓発というものをできるだけ引き出すための環境づくりというものを体系的に実施をして、そのいろんな相乗効果の中で人材育成に取り組むと、自ら考えて自ら勉強をして行動をする職員というものを育成してまいりたいということでございます。当然その中には職員の意識改革というものも持つてもらって、厳しい状況でございますのでその負託に応えていかなければならないという自覚は当然必要であろうというふうに思っております。

三浦議員 22年度に向けて定員管理やまた職員の目指す職員像ということで計画もされているということですので大変に喜ばしく思うところです。まあ現実に起きている職員の過重な仕事の量軽減策としてあの町の将来を見据えた正規の職員の採用を計画的に実行することが必要だというふうに、私の言わせていただこうということで考えておりましたが、ただいま述べられましたような計画も立っているということですし、正規の職員を計画的に増員していくというふうにお聞きをしましたので、そのことについてはお聞きすることを次にしていきたいと思います。特にあのまあこういう中でまあ正規の職員さんを増やすことは当然ですけれども、先程も町長言われましたが、正規の職員だけではなくて必要に応じて非正規の職員の皆さんにもお聞きをしなければならぬと、それは続けていくというふうにお聞きをいたしました。それで現状の中で町のためにほんとに一生懸命働いてくださっている非正規の職員さんの給与からも、働きがいを感じてもらえるような待遇の改善に私は具体的にもっと取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思います。先程あのまあ賃金については引き上げを行ったというふうにお聞きをしております。しかし例えばですね、先ほど年収平均1,500,000円というふうにお聞きしましたが、安定した生活をするには1,500,000円、先ほど私言いましたように、健康保険の扶養になるには1,300,000円という限度があります。1,500,000円といえばそこに200,000円足しただけというなかなか厳しい中での給与ですので、それを2,000,000円に近づけるという努力を是非していただきたいと、そういう中で近隣の市町村の中には期末手当を支給をしたり、職務によっては手当を支給しているところもございます。正規の職員と同等に恒常的な任用となっている非正規の職員の皆さんの給与については年収2,000,000円以下とならないように、私はあらゆる方法また検討しながら改善の方向で進めるべきと思いますがいかがでしょうか。

町長 あの誤解があつては困るんですけども、今申し上げた正規職員を今後増やしていくというそのことなんです、必要な正規の職員は確保をしていくとこういう考え方でございますので、今の嘱託・臨時職員を減らして正規に切り替えて戻していくということではございませんのでひとつ誤解のないようお願いして、事務事業にあつた必要な定数確保100名目標は今のところ変わらないわけでありまして、そうしたことに向けてながらも必要な正規職員は退職と採用とのバランスの中で図っていくと、こういうことの意味でございますのでよろしくお聞きしたいと思います。

総務課長 それからお話にございましたように近隣町村というか全国的にこうしたこの取り組み方の中で、正規と臨時、嘱託というものは職員構成上どうしてもこれはあの必要不可欠でございます、各町村ともそういう対応であるわけでございます。ただあのあまり給与バランスの面でそのことがあまり差があつてはいけないというふうにも私も思っておりますので、昨年10月に改正した一部の内容はそうしたこともバランスを取る中での改定であるということもひとつご理解をいただき、今後とも他町村とのまあ水準バランス等も考慮しながら必要なものは見直していくとこういうことをご理解をいただきたいと申します。

臨時職員の期末勤勉手当に相当する額の支給については、県職、他町村まあ様々な取り扱いをしております、追加賃金という形で支払っているという例も承知しております。その臨時職員については現在当町では実質的な期末勤勉手当に相当する額は支払いをしておりますので、それは今後の検討課題というふうにご認識をしております。

三浦議員 是非あの非正規の職員の皆さんの給与については改善を、期末手当などを支給などを検討をしていただいて改善を求めていきたいと思っております。それからあの正規職員について町長から答弁がありました。正規の職員としては目標は100名だというふうに言われたわけでありまして、これから飯島町将来を背負っていただく職員を計画的に私は雇用をしていく必要があるというふうにご考えております。人数を減らすというただ100名に近づけるということではなくて、飯島町に必要な実態に合わせた雇用のあり方ということを具体的にやっばり検証しながら、その都度その都度やはりきちんと将来を担える職員を育てていくという立場で雇用をしていくようお願いをしたいと思います、この点ではいかがでしょうか。

副町長 それから私はあの先程言いましたけれども、やはり町の職員としてまた飯島町として非正規といえども一生懸命働いていただく職員の皆さんの給与が、ほんとに安定した暮らしが建てられる給与でなければ住民の皆さんにとってもいいことではないというふうに思います。是非そういうところに力を入れていただきたいと思っておりますので、最善の努力でそうした処遇の改善をお願いしたいと思います。この点についてももう一度お聞きをしておきたいと思っております。

ただいま議論をされております職員、それからそれを補助していただいております嘱託あるいは臨時の職員の皆さん、それぞれの立場で一生懸命日夜住民の福祉のために努力をしておつていただいております。で今議論をされております職員の数の100人体制というのは、今から5～6年前に飯島を合併するか自立でいくのかというこの議論の中から生まれたものでございまして、三浦議員もその時の議論に十分参加をしてこの100人という体制、飯島に見合った数は100人であると、これを27年までに目標として達成しようということで、これは住民の皆さんと合意された人数でございまして、町もこれに達成できるよう十分な努力をしながら配慮しておるわけでございますが、この裏には住民の皆さんの助けがないとできないとこういう大きな条件が付されておつたというふうにご記憶しております。すなわち自助、公助、共助、こういったものをキーワードとして行政も進めてきておまして、すなわちまちづくり委員会等も立ち上げていただいておりますので、町でできることはやっておりますというふうなことでございまして、まあなかなか片方だけ進み片方だけ遅れておるというふうなことで、今のところバランスがとれておりませんので、その辺につきましてはいずれかの形の中でバランスをとりながらまた住民の皆さんには頑張れるところは頑張らせていただき、町の方の職員頑張れるところが頑張らせていただくというふうなことで、お互いに助け合っていくということになるかと思っております。従つていま町の方では100人体制ということをご前提にして取り組みをしておりますが、先ほどからも言われておりますように、国の方からの仕事量が非常に各市町村に降りてくる量が多いというふうなことで、実態としてこれ100人が適正であるかどうかと、もう一度これを見直しをしなければならぬ時期にきておるというのが町長の考え方でございます。これがあの第5次総合計画の中での検討事項でもあり、集中改革プランが23年度で終わりますのでこの時の反省事項でもあろうかと思っております。またこのときに議会の皆さんとの意見調整もしながら、あるいは職員の皆さんとの意見調整をしながら進めていく事項ではないかと思っております。いずれにしても飯島の皆さんに十分な福祉サービスができる人員、それから職員の能力だとかそういったものを作りな

がらいきたいということで、先ほどから申し上げておりますように職員の育成計画、それから人事評価制度、それから行政評価制度、そういったいろいろな制度を縦横つなぎ合わせながら評価をできるような形にしながら体制づくりをしていきたいと思っておりますので、またいずれかの時期またそれぞれの状況に応じてまたご意見をいただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

三浦議員

ただいま副町長から答弁をいただきました。是非住民の立場また職員の皆さんの安定した仕事ができるような配慮をお願いしたいと思います。それでは次に2つ目の項目の質問をいたしたいと思います。職員研修の充実と有資格者の配置についてということで質問をいたしたいと思います。先程から職員研修については22年度に当たって計画があるというふうにもお聞きしておりますが、そのことも踏まえてお答えをいただきたいと思っております。社会的に厳しい環境の中で住民が窓口で相談に訪れる機会がこれからも増えると考えられます。最近の相談内容は多岐に登り、相談者と相談を受ける側との間にギャップがあると感じております。この場合には相談者に非はないというふうに見るべきだと私は思います。相談を受ける側に問題があると見るべきではないでしょうか。まずは相談者の気持ちを察することのできる人間性を育てることが私は大事だと思います。そのためには何が求められるのか。私は体験と差別のない心を育てることが重要であるというふうに考えております。今までにも福祉現場での実践を通じた研修をすることを私は提案をいたしました。また私には実行されているようには写っておりません。社会的弱者の立場や気持ちに触れ合うことで人生が大きく変わることも現実にあります。それは相手の人生も変えていくことにもつながっております。窓口の対応言葉ひとつで他人の人生を左右する場にもなりかねません。最近のマスコミ報道などを見ても感じるところです。机上で無い現場での研修実施を取り入れることで職員の資質の向上にもつながると私は考えます。福祉現場での研修を取り入れることを提案いたしますが見解をお聞きいたします。

それで新しい職員研修の基本計画が策定されるということですので、策定に当たって何より住民の立場に立って弱者を支え共に生きること重点を置いたものにして実践をされることを望みますが、それについての所見もお聞きしたいと思います。

町長

2つ目のご質問でございます職員研修の問題でございます。人材育成とのまあつながりがあるわけでございますが、町の行政サービス、特にまあ窓口福祉サービス等のこの問題についてなかなか厳しい見方をいただいております。その見解についてということでございます。まあこれはあの申し上げるまでもなく、町が様々なこの行政サービス、決してあの福祉の窓口だけの問題ではございません。こうした住民との接し方の中ですべての面で気持ちよい受け答え、あるいはその立場になってのご相談がなによりも優先するということが当然でございますし、私も常にそのことを職員に口酸っぱくまあ言っておるわけでございます。でその一つにまあこの接遇問題というまあ捉え方がございます。町の職員の接遇につきましてはこれは遡りますけれども、平成9年ごろでございます。策定しております職員の接遇マニュアルということがひとつのまとめた考え方があるわけでございます。これ沿って職場での接遇に対する徹底をずっと行ってきておるということで、決してこれはあの難しい内容でもございません。極初歩的な当たり前の一つの掲げである内容でございます。これをまあ忠実にまあひとつ履行していこうということでございまして努めておるところでございますが、それに加えて今再三申し上げておりますこの

4月からは新しい飯島町の人材育成の基本方針その2という形の中で計画をして、よりまあこのことを実践していくと、接遇の問題それからまあホスピタリティーこれはあのもてなしの心という一つの考え方かと思っておりますが、これらの意識を向上するために飯島町の職員の心得10か条なるものを設定いたしまして、職員の一層のまあ意識改革に努めてまいりたいというふうに思っております。お話でございますこの職員研修につきましては、自ら学びて考えて行動する職員を育成するために、職員が一人ひとりその持てる能力を最大限に伸ばされるような能力開発を支援するという、新しいまあ人事管理の考え方とも連携しながら、職員自らは自己啓発をしてそして職場研修に積極的に参加をして、それから職場の外での研修ということも必要でございますので、この自己啓発と、職場研修それから職場外研修、この研修三本柱というふうに考えておりますが、このことを実行することによって毎年研修計画を立てて人材育成に努めてまいりたいと思っております。特にこの接遇の問題それからあのもてなしの心の向上のための研修では、実務的に実際にこの実習演習というものを取り入れた職場プログラムというものを設定をして、社会人としてそれからまた町の公務員としてこの研修の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。特に窓口で今このことが非常にまだ足りないというご見解、もし差し支えなければここで具体的に披れきをしていただいて、そのことがどうであるかということも一つのまた議論の場として検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願申し上げます。

三浦議員

ただいま見解所信をお聞きしたところです。であの実際に窓口でのというあのあればということでしたので、例えばですねあの窓口で相談に行ったときに、ほんとに窓口を訪れると方というのは特に福祉の窓口ではほんとに悩んでどうしようかという中で、不安な気持ちで勇気を奮い立たせて窓口で相談に行くという方が多いのだというふうに私は思っております。そういう中であのまあ確かに制度上はできないこともいっぱいありますけれど、そここのところの話の聞き方言葉のかけ方で相談に行った人の気持ちというのは受け止めが大きく変わります。あのほんとに親切に対応していただいたという方もあれば、ほんとに奈落の底に突き落とされるような気持ちで、あのもう二度と窓口に行きたくないような思いをして一層悩みを深刻にしてしまう方も現実においでになります。そういうことを考えますとほんとに相手の立場に立って相談に乗る姿勢というか、そういうことを学ぶというか、それはあのほんとにあの何て言うんですかね、心からそういう自分が経験というか重いを馳せれないとなかなかそういうふうには、相手の方の気持ちになって話をお聞きしたりお答えをすることができないんだというふうに私は思っているんです。であの職員の皆さんが悪いというわけではなくて、やはりあのそういうあの場がなかなかない方も多いわけですので、そういうことも必要ではないかというふうに思っております。そんなことであります。それであの例えばあのやはりあの相談の窓口っていうのは、法的な面でも言えばほんとに的確な対応をすることが住民の皆さんの信頼と安心につながるわけです。それと同時にやはりそうした受け応えというか相手の方の立場に立った気持ちに立った対応をすることも非常に大事だと思います。で特にあの福祉の窓口では専門的な知識を持って福祉の現場に精通する私は有資格者を配置すべきだというふうに以前からも言っておりますが、そのように思っております。昨日同僚議員からの質問で福祉の窓口の専門的な職員の重要な役割については、私は町長はしっかりと認識をされているんだというふうに受け止めさせていただきました。是非そういう立場からも有資格者の配置とともに福祉のプロを育

ててほしいというふうに思います。そのためには必要な専門的な資格を取得する職員へは是非支援も必要でありしていただきたい、そういうことで有資格者の配置と資格取得への支援についてお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

ただいまのご質問にお答えする前に、その前段でまあ一部にその窓口へ見えたときに非常にあの不快な印象ということが出たということの例の中でまあお話をお聞きしたわけですが、まああのたまたまというか一人のそのことが町の全体の職員像につながるということではこれは悲しいことであってはいけないということでございますので、一人たりともすべての職員がそうした、ただあのご理解いただきたいことは一つの行政業務というものはルールによってまあ処理をしていかなきゃならないということが大前提でございます。法律、条例その他いろいろあるわけでございますので、そのことを曲げて運用していくというわけにはなかなかまいりませんので、そのことはまあご理解をいただいた上で、先ずもってその見えた方の気持というものを結論を出す前にいろいろと意見交換してお聞きをして、そしてその立場になってひとつ物事を相談なり解決をしていくようにということで、いつも言っておくことはそこなでございます。従って一人たりともそういうことのないような形で今後とも更に督励をしてみたいと思っております。

それから今後のまあ専門職的なことも含めて受け止め、今後の対応的なことのご質問でございますが、再三申し上げておりますこの人材育成の基本方針その2つ目ということの中で4月から策定してまいります。厳しい大変まあ財政事情、経済状況の中で一方では国等からのまた照会文書や処理文書というものが求められて、そのことが大変まあ山積しておることのこの行政課題、どういうふうにしてそのことを含めた住民負託に伝えていくかということが、なかなかこれはあの限られた予算と人材の中でやって難しいわけでございますけれども、そうした中でもやはり特に福祉の問題等についてはいわゆるキャリア形成をして、専門的な職員の意識というものを形成してそれを支援する、それからこの地域のこれからの時代を処理できる能力を持つような対応できるようなこの職員の行政としてのプロフェッショナルな職員、これを育成をしていかなきゃならないと、これは分野によってすべて専門職というわけにはまいりません。一般的な事務職員的なことについてはまた数年間の人事異動のサイクルの中で考えていくことも大変多いわけでありましてけれども、やはりそうした分野については経験やそれからひとつ専門的なプロセスというものがどうしても必要になってまいりますので、いろんな状況をまた職種を区分けをしながらですね、そうした形でひとつ対応してまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともそうした採用から育成までの一貫した戦略的な総合的な一つの人材育成、人事管理に努めてまいりたいとこのように考えておりますのでよろしく願います。

三浦議員

最近、先程町長申されましたが、目まぐるしく国の法律が変わったり新しい法律ができたり、社会状況によっては法の解釈が変わってしまったりそのようなことが起きております。で、福祉の窓口には切実な内容の相談も多く、特に緊急性の高いものもあるために適切な対応のできる専門的な知識のあるやはり人材が私は必要だと思っております。であのまあ正規に有資格者を雇用するというのもなかなか難しいということもあれば、嘱託であっても是非そうした方が近くに居てそうした対応ができるような検討もしていただきたいというふうに思います。それからやはり一緒に悩み相談など問題解決するにはやはり

私の見る限りでは今の福祉の現場での職員の体制では十分な対応をすることが難しい、ほんとに職員の皆さん忙し過ぎると思って見ております。やはりこうしたことを改善するためにはそこに専門的に関わられるそうした資格のあるそうした方を配置することは、私はほんとに職員の皆さんの仕事をするにあたって、また窓口を訪れる皆さんの立場に立っても大変有意義なことだと思いますので、是非検討をいただきたいと、これは早急をお願いをしたいことだと思います。この状況を、ほんとにあのそうした職員の皆さんの状況を解消するためにもまああの職員の異動ということも私は慎重に是非、昨日もあの町長答弁の中でもありましたが、慎重に異動については考えていただきたいと、ほんとに慣れてきたころにまた法律、また訪れる方、担当者が変わりますと非常にあの混乱しますので、そうしたことの配慮も求めますがいかがでしょうか。お聞きをします。

町 長

まああの職員のそれぞれ所管する任務については、これはあの申し上げておるように事務事業によってはこれは専門的なひとつの捉え方の中で対応することももちろん大事でございます。ただあの町の職員として採用されて何十年間公務員としてのこの行政を預かっていくという身分の中で、やっぱりこれはある部分ではオールマイティー的な一つの幅広いこの総務や産業や経済や教育や福祉や、全般的にやっぱり精通していくことも公務員としての求められる職員像であるというふうに思っております。地域へ行っても一部のことわかって他のは全然お答えもできないというようでは困りますので、そのところでもってまあある程度もう一つの期間の中で人事異動等も組み合わせていかなきゃならないこととございますので、またあの人事異動の時期も迫ってきておりますが、それぞれの部署部署によって十分検討をして副町長ともまた相談をしながら適正なる人事対応をしてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

三浦議員

ただいま見解をお聞きしました。確かにあの役場の中の職員の皆さんオールマイティーでどんな仕事でもやはりこなせるような職員に育てていただきたいというふうに私も思っております。そういう中で例えば異動が何年後に異動があるというような計画がおありでしたら、やはりその受け継ぐ職員を育てていくと、そうしたあの継続的な対応のできるような配慮も是非していただきたいと思いますというふうに思います。職員の皆さんの中からも福祉の係には専門家が必要だという声も聞いております。是非住民の皆さんを大切にすることを示していただきたいと思いますというふうに思います。最後にそのことについての町長の所見をお聞きして終わりにしたいと思います。

町 長

まああのそれぞれの部署に着いたときには、その携わる間は少なくとも職員自らがプロフェッショナルの意識を持って精通して職務に対応するということが当然でございます。たまたまた一定期間が過ぎて異動になった後の職員、これもまあ育てていくというなんというもんでなくてですね、自らがこの取り組む勉強の姿勢で経験を踏まえてまた前任者に劣らないような一つの当然対応していかなきゃならない、これが職員の使命であると思っておりますので総合的にまたいろいろ検討して必要な人事体制をつくってまいりたいというふうに思いますのでよろしく願います。

三浦議員

質問を終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時05分といたします。休憩。

午前10時46分 休憩

午前11時05分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 浜田 稔 議員

4番

浜田議員

それでは通告に従って一般質問を行います。最初の質問は町内の産業と雇用の状況、それに対する取り組みをお尋ねするものであります。まず町内の商工業の直近の状況をどのように把握しておられるかをお尋ねします。本年1月から2月に町長自らが先頭に立って町内企業を訪問し、併せてアンケート調査を行ったと承っております。調査結果は既に議員全員協議会で報告があり、またあのホームページでも公表させていただいておりますので、これは私は非常に深い関心を持って目を通しております。町内企業の具体的な状況に目を向け調査結果を公表し実状を町民と共有しようとする町長と産業振興課の姿勢に私は深い敬意を払うものであります。これを単なる調査に留めることなく結果を分析しどのような行動に生かせるかをこの場で考えてみたいと考えております。詳細すでに公表されておりますので、数字の細部ではなく調査結果全体を眺め渡しての町長の所感、特に現場に足を運ばれてですね心に留めるべきどのような課題を発見されたのか、まあそのあたりを端的にお答えいただきたいと思っております。

町長

それでは浜田議員から最近のこの町内の産業状況、景況感をどう捉えているか、こういうことの中でまずこの実態の状況把握、認識ということについてでございます。今お話にございました1月から2月にかけて直接まあ40数社お伺いをして直接経営者の皆さん方を中心にいろいろ懇談をしながらお話を聞いてきて理解を深めておるところでございます。まああの要約をいたしまして既にお話を申し上げてありますけれども、非常に今回の不況、これは全国的にそうだと思いますけれども、町内もやはり同じような状況でございまして、企業観それから業種観、業種観企業観非常にまちまちであります。従ってあの一概にこうだというふうに申し上げるわけにも捉えきれない部分が大変多いわけでございますけれども、総じてまあ昨年の、このまあ一昨年からの不況は始まっておるわけですが、大変まあ心配をし長期低迷傾向ということが続いた中にも、昨年の2月から5月がまあ一番のいろんな面で底であったのではないかというふうな捉え方が大方の経営者の皆さんの見方でありまして、実際あの受注的なその量をお聞きしてもそういうふうになっておるといふふうに言えるかと思っておりますが、そのこととは裏腹にですねやっぱりこの利益率、仕事をしてもなかなかこの利益につながらないと、こういうところが非常に厳しいんだという認識でございます。まあいわゆるこの受注は少しずつ回復して仕事も増えてきているんですけども、この受注単価と申しますか加工単価、ほとんど加工が多いわけでございますので製造業は、そのことが極めてまあ低く抑えられてしまうと、向こうの言い値でやってくれということが特に中国やインドを中心にした最近こう非常に伸びてきておるこの加工技術等とのコスト競争、これにまあさらされておるといふことでございますけれども、なんとかこの仕事を維持してある程度今までおってくれた雇用の従業員の技術屋さんも確保したいということの中でまあ赤字すれすれでまあ営業を操業しておるんだというまあ厳しい事情にあるということでございます。それから雇用の問題につきましても

いろいろこれもまた千差万別あるわけでございますが、基本的にはやはり、まあ基本的と申しますか大方は従業員減少という、せざるを余儀なくされたという状況にあるわけでございますけれども、まあ一方で今後のあの閉鎖事業もあるわけでありまして、当然厳しい状況は続くんで、慎重に対応するというところでありますけれども、やはりあの必要な雇用は今後とも維持をして更にまたこの景気が上向いてきたときの技術屋さんの確保であるとか、そのすぐ立ち上げられるような体制もしておかなきゃならんというふうなことでございますので、厳しいけれども一時的には国の雇用調整助成金等も活用しながら何とかまあ頑張るとっていただくと、こういうことを一様にまあお話を承っておるわけでございます。それから設備投資の状況でございますけれども、これはなかなかあの冷え切った状態であるとはもう間違いございませんが、やはりあの最近のこの携帯電話にしる自動車にしる、それから家電のテレビを中心にしたものにしる、新しい技術と製品というものが次々とまあ取り組んでいかなきゃならん、それを受けてのまあ下請け加工ということでございますので、どうしても古い機械、今までの機械ではこなさきれない、競争力厳しいんですけれどもいずれは近いうちに、あるいは少しまあ中期的にも機械更新をしてその受注に対応していきたいと、非常に意欲ある部分のお話も大変多く見受けられるところでございます。従ってまあ全般的には詳細ご報告してある通りでございますけれども、今後とも町といたしましても商工会と連携をしながら注意深く見守って、これがあの昨年はまあ1月から今年の年度で言いますと今回の調査も含めてですね3回ぐらい実態調査してまいりましたけれども、もう少し増やして、またあの一々お伺いすることも全部できませんけれども、商工会とも連携して4カ月ぐらいに1度ぐらいはこのこういう状況でございますので、この景況感というものをどう考えて捉えているかということも町も承知して、そのことをみんな共有して認識を共有して対応していくことが大事ではないかと、そのことがこれからのまた施策に商工行政の施策にもつながっていくとこのようにございましてよろしくお願いたします。

浜田議員

私もあのこのアンケート結果を大変興味を持ってみているわけでありまして、中でですね上伊那地域の平均に比べて飯島町の企業に人材育成の機運が強いということが特記事項として記されていたように思います。まあ企業秘密もあろうかと思っておりますけれども、特徴のある技術や技能あるいは生産技術まあこういったことについてですね、町として例えば支援できる可能性あるいはそのような要望というものをですねこの企業訪問の中で町長感じられたかどうか、ちょっとそのあたりの感触はいかがだったでしょうかお尋ねしたいと思います。

町長

まああのざっくばらんにいろいろお聞きしまして、町の企業の中には非常にあの秀でた部分を特殊な部分も扱っておる企業も多くございます。それにはやはり技術屋さん、ひとつその受注をこなしていくという技術がどうしてもこれはなければならぬ、従ってあの厳しいんですけれどもその技術屋さんを依然これは確保しながら、そして更なるまた受注の新規に対応していくためにもその技術屋さんというものの能力も伸ばしていかなきゃならん、非常に前向きな経営者のお話を聞きまして大変まあ心強く思っておりますので、町はそれを支援する一つの形として制度資金の中にいろんなメニューがございます。そうしたものは是非使っていただいて、技術屋さんの養成研修そういったものもひとつ考えながら側面的なご支援を当然申し上げていくべきだなとそういうふう感じております。

浜田議員

そういったことであれば是非ともですね企業の側にも提案を求めて具体化を進めていただきたいと思います。まあそれぞれの企業が自らの足元を強化してこそ地域と一体となった産業として景気に左右されにくい町の経済の土台を築けるもんだというふうに私は考えます。ところで調査結果の中で先ほど町長も申されましたけれども、受注単価が指値同然で決められて受注が回復しても経営が厳しいという情報がございました。これ大変気がかりなところであります。この情報はですね、しかるべき機関、例えば県の商工労働部ですとかあるいは長野県の中小企業振興センター、こういった機関などと共有されているのでしょうか。あるいはまだ町の中に留まった情報なのでしょうかその辺をお尋ねしたいと思います。

町長

一般的にはこれはあの今回の調査それから訪問については今わたし自身と申しますか、町自身の考え方の中で、まあ商工会ともいろいろ連携はとっておりますけれども、そうした範疇の中でまあさせてもらったということの把握でございますけれども、また一方で県やそれからまあ当然あの国なんかもそうでございますけれども、いろいろ資料が流れてまいります。上伊那もかつてはテクノバレー圏域ということの中で産業振興会等を中心に今もそのこと分析をしながら担当者が出席しておる部分もありますけれども、だいたい概ね似たような状況の中の、まあ資料の交換の範疇でございますけれども、加えて雇用問題についてはハローワークとの連携で常に情報が流れてきておりますのでそうしたことも参考にしながら、ただあの郡下の全体の状況を見て町がそれじゃこう対応ということですね、やっぱり町は町の一つの考え方の中で地元としての対応をやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

浜田議員

まああの県等の情報は当然降りてきていると思っておりますけれども、私があそこで問題にしたいのは飯島町の町内で起こっている具体的な事例はですね、やはりそれはそれとして大きな単位で取り上げるべきではないかとそんなように考えるからであります。下請け代金支払遅延防止法、あるいは下請け中小企業振興法、いわゆる下請け2法ではですね、下請け業者の利益保護のために親事業者の優越的な立場を利用した様々な行為を禁止していることは皆様ご承知のとおりであります。下請け代金の支払いの繰り延べはもちろんのことでですね、買ったときや代金の減額、報復措置の禁止などがここには盛り込まれているわけでありまして、中小企業庁は下請け駆け込み寺という事業平成19年度から実施しておりますけれども、相談件数は平成20年度の3,800件に対してですね、平成21年度まだ終わっておりませんが先月までの10カ月間では4,200件、月平均にしますと1.3倍の相談件数の増加があるとこのように報告されています。またあの下請け事件の減額事件といいますか下請けの減額事件、要するに支払いを元々の約束に対して減額させると、こういった事件は年を追って増え続けておまして、おそらく今年の5月が最新データと思っておりますけれども、約下請けの全国2,000社に対してですね3,000,000,000円の払い戻しが行われたとまあ指摘を受けてですね、こういったことが起こっているというふうに公正取引委員会の方から報告が出ています。親企業を告発するのが大変な勇気が必要とすることを考えればですね、この実態はほんの氷山の一角であって事態はもっと深刻だろうと思っております。言い換えればですね先ほどお話のあった飯島町内企業にこうした違法行為は行われていないというふうに断言する根拠もないのではないかと、このことを私はとても心配しているわけでありまして。下請け重層構造というのは日本の産業の非常に特徴的な

生産システムでありまして、2次、3次、4次へと下へ下へと単価を押しつけられてきました。大企業は優越的な地位を利用して常に低い単価、ゆとりのない納期ですね、下請けはその生産の調整弁として都合よく利用してきたというのが事実だと思っております。その一方資本金100億円以上の大企業はですねこの10年間内部留保を約200兆円も増やしております。つまり国際競争にさらされて単に元の大企業が厳しいというだけの状況ではなくてですね、その一方で大企業はかなりの余裕資金を貯めてきたと、この利益を私は公正なルールに従って下請け業者や労働者に還元させることがですね、全国的な問題というだけではなくてこの伊那谷、とりわけ飯島町も含めたこの地域の経済をですね内需から拡大させる基本的な方策のひとつだというふうに考えます。つまり中央に利益が吸い上げられるような状態が続けば当然地域の企業も苦しくなりますし、またそこで労働者の生活も決して改善されることはない、この利益は正しいルールに従って地域に戻されるべきだというふうに考えております。とはいえですね企業単独であるいはたぶん飯島町単独でですねこのことを問題にするということは現実問題としては非常に厳しい反作用を予想せざるをえないとまあこのようにも私は考えます。これは容易に理解できることであります。従いまして先ほど申し上げましたのは飯島町が行動する自治体として地元の企業の要求をですね、単に地域特有の問題ではなくて、例えば県に上げあるいは国に上げてですね、非常に広域的にこのような不公正な取引がないように要望していくという、そういうことを行動として示していただきたいこのように考えるわけでありまして。こういうことについての町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

町長

まああの今申し上げましたように、いろんなあの国内、県内のこうした製造業を中心にした動きがあるわけでありましてけれども、やはりこれはあの足元の町の中小企業の振興というものを第一に考えてその対応をしていくということは、今申し上げた通り私もそういうふうにしたいと思っておりますし、それからあの企業の個々のお話の中でもいろいろの資金面での不安のお話も出ております。町としましてはまた新年度予算の中で少し基金の総枠を膨らましてまあ対応させていただくということではありますけれども、特にあのやっぱりこれはあの借りたものは返さなきゃならないと、その見通しがどうだということで金融機関が加わってくるわけでありましてけれども、今回のあの訪問の中では町にある銀行、信金あたりの金融機関にもお伺いをして、是非その辺のところのサポートをお願いしたいということもまあ申し上げて、いろいろ今までも取引があるんですけども、その少しまあ将来的に不安があるのでこれはだめだというようなことでなくてですね、やっぱりこれは引き続き親身になってそのことを手当てしていかないと企業持たないよと、こういうまあお話を切に申し上げて、今のところなかなかあの浮き沈みがあって厳しい状況があると思っておりますけれども、金融機関はそれなりにまあ努力をさせていただいておるのではないかなというふうなことが伺われておるわけでございます。

それからまあその次のこの経済構造の問題ですけれども、これは今お話があるように飯島町が一単独でこの大企業のこのストックしたものを下へこう流してプールしていくというふうなわけにはなかなかまいりません。これは企業の経営でありそのものでございましてけれども、やはりこの今携帯電話なり、まあ自動車はちょっといろいろあるようございましてけれども、新型の自動車なり家電のテレビなりが売れていく、特に海外へのこの輸出も好調であるというようなこと、そのことがもって明るさが見えてきておるということだ

と思いますけれども、あのお話をお伺いして地元ではまだまだ到底そうした実感ではないということで認識しておりますので、少しまあ下請け中小企業の方へまあ温かい手を差し伸べてほしいなあと、この原価すれすれで、やってもやらないでも儲からないような仕事を押し強いるのではなくてですね、そういうことは私も思っておりますけれども、ただこれはまあ親企業やこの受注を受ける中小企業との間の信頼関係の問題でございますからいろいろ言えることも出来ることもできませんけれども、ただ必要なそのサポートするような町の行政姿勢としてはやってまいりたいというふうに思います。すると同時にあのこれは今上への要望というようにございまして、12月にも行われました全国町村長大会あたりに、これはいろんなこの厳しい経済情勢の中の一つに、地域のホントに苦しんでおる中小企業対策というものを国を挙げて構造的な部分も含めてひとつ手を差し伸べてほしいということ、もう何10項目の中のまた一つであり大会宣言の中でも捉えてですね、特に中小企業対策の要望をしてきておるところでございますので、今後ともまたそうしたできる範囲内のまた上へのつながりのこともまた努力をしていかなきゃいけないなとそういうふうに思っております。

浜田議員

まああの融資等についてですねあの町が側面から様々な援助をしていくということは理解できました。ただ私が先ほどから問題にしているのは、もっと露骨なはっきり言えばですね単価たたき、これが違法に近い状態である懸念があるということでありまして、これをあの個別の企業が単独で問題にするというのは非常に難しだろうと、それから町という狭い単位で問題にすることも難しだろうと、またとりわけそれはあの親事業者との取引関係に直接介入するわけにはいかないわけですからその事情はよく理解できます。しかしそうは言ってもですね現実にそういう潜在的な可能性がある以上、そのことを必要な監督官庁にですね伝えて、それに対する指導を強めるということは町全体としても求めていいんじゃないかというふうに私は思いますので、そのことをお願いしているわけでありまして、是非そのような行動もですね併せてとっていただけるようお願いいたします。

それから地方企業の苦しみもさることながらですね、あそこに働く従業員の処遇も下請けの重層構造の延長線上にあってですね、派遣労働者の切り捨てはその最も冷酷な表れだというふうに私は思っております。でこれは次の質問項目である人口問題にも関連いたしますけれども、飯島町からは多くの派遣労働者が去っていきました。その分地域の商店の売り上げも減りました。日本の格差社会を生み出す大きな要因ともなった派遣労働法の改正がまもなく国会に提出されようとしていますけれども、これは国政の課題であると同時に地方経済とそこに暮らす人々の生活の安定に直結した問題であることは明らかであります。そういう地域の問題として現在行われようとしていますこの派遣労働法、これに対する改定に対してですね町長の総括的なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

町 長

まああの製造面でのそうした厳しい状況と同時に、この雇用問題とはいうものがやっぱり地域経済にも大きく影を落としておるという認識は、全くそのとおりで私も思っております。であのこれまで国も経済対策に合わせて雇用対策、1次、2次、3次の補正をもってまあ対応をしてきて、町もそれぞれの予算で認めていただいておりますような内容で対策を講じておるわけでございますけれども、基本的にこのことが今までのその派遣従業員このことが去ってまあ企業の縮小がなされておるといことは、これはあの町の経済の体力もそれだけ落ちたということにつながることはまあ当然でございますので大変憂慮しており

ます。しかもあのそうした状況の企業が飯島町には少し規模の大きい企業をはじめとして数社ございまして、そのことが非常にまあ現実問題として、まあこれは外国籍も含めてでございますけれども、大きく影響しておるんだという認識でございます。であのまあ先程の正規職員と嘱託、臨時等の議論ではありませんけれども、やはりこれはあの基本的には正規でもってそれぞれの水準の技術力や労働力で横並びでいくことが理想ではあるわけでありまして、これはあの企業やそれからまた製造工程や技術のノウハウの違いによって差がある、そのことをまあ人事的な派遣的なこととつなげていくということはまあこれはひとつのこの社会の現実としてまあやむを得ないのかなというふうにも思っておりますので、ただあの全体的なこうした生活不安を抱えながら、いつクビになるか分からないというようなことが従来通りということでは決してよくないかなというふうに思っておりますので、まあ今度の派遣法に対する法律の成立も当然これはまあ成立をして、企業は必要な対応をして努力をしていくことの姿勢も大事だというふうに思っております。そのことがまた町内企業のまた活性化、まあ100%戻るといことはなかなか厳しいかもしれませんが、そういうことにつながっていくことになるんじゃないかとこんなような認識でございますのでよろしくお願いたします。

浜田議員

元々のこの派遣法が一番基本的な考え方はですね、臨時的あるいは緊急的かつ専門的な職種に限ると、常用雇用の代替にははいけないと、本来であれば常用雇用にしなればいけない人をですね生産の調整弁としてやってはいけないというのが元々基本にあったものが、数次にわたる規制緩和という中でですね今日のような状態になったんだというふうに私は理解しております。いまの町長のご答弁はそういう意味では、最初に私が申し上げましたような常用雇用が本来的であるという考え方と一致するものかどうかという理解でよろしいでしょうか。

町 長

まあ完全に一致するかどうかということはいま少しいろいろ議論をさせていただきたいとは思いますが、やはりあの1つの製品なりサービスをやるには同じまあ目線の中でやっぱり同じ技術力の中でやっていくということが、経営者にしてみればこれは期待される問題であろうというふうに思いますが、ただそこにはいろんなあの受注量の波もあるし、それから簡単なこの臨時的な技術でこの製品づくりに携わる面もあります。ほんともうプロ的な専門的な技術の部分を必要とする部分もあると、それはあの企業それぞれの実態の中でありまして、当然そういうことは100%正規でなんちゅうわけにはなかなかいかないと思います。ただ基本的には一つのまあモノづくりの中ではそうしたしっかりした責任のある仕事をしていくという前提では、やっぱりこの保障のある身分保障のあるこの人事体系というものが必要ではないかなというふうには思っております。

浜田議員

まあ細部の議論はするつもりもございませんので、今の最後のご発言は私は非常に肯定的に受け止めたいというふうに思います。ところであのこれまでのところ国の施策に沿ってですね緊急雇用の創出事業などが行われてきましたけれども、まだ景気回復の足取りが依然不透明な中でこういった事業を今後どのように展開されるお考えなのかについて簡潔にお答えいただければと思います。

町 長

経済対策に対応するまあ町の一つの取り組みとして、国から出されておりますこの制度の中で、1つにはこのふるさと雇用の再生特別基金事業というのがございまして、それからもう1つが緊急雇用の創出事業、あのまあ同じようなことなんですけれども、少しあの期

間の問題だとかいうようなことの中で捉え方が違いますけれども、いずれにしてもこの抱き合わせの中で町は補正予算をお願いして展開しております。まだこれはあの3年ぐらいのスパンでやっておるものもございまして結論は出ておりませんが、この21年度の具体的な取り組んだ状況をもう一辺おさらいをして、担当課長の方から振り返って申し上げたいと思っておりますが、いずれにしてもこれはまだまだこの解決できる状況の問題ではないという認識でございますので、新年度予算の中にも予算をお願いしてございすけれども、そういうことを、かと言って町の単独の資金の中で予算の中で全て今までの延長をやっていくというわけにはなかなかまいりません。国も当然のことながらこれはあの状況判断をしながら次なる22年度の間では補正予算対応も状況によっては出てくるかもしれないと、そういうこともまあひとつその時のまた判断によりますけれども、できるだけ雇用の創出につながるようないろんな事業に前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

産業振興課長 それでは町長が今申し上げましたように緊急雇用とふるさと雇用の平成21年度から3年間の、まあこれからの今後のことも含めましてお願いしたいと思っておりますが、平成21年度につきましてはふるさと雇用の再生特別基金事業が1事業8,600,000円、それから緊急雇用の創出事業が12事業で29,000,000円ということで、まだ現在継続して3月末までというような状況で継続しております。これらに伴います新規雇用の関係43名という状況でございました。それから22年度の事業につきましては当面継続していくということで、今回の当初予算にも計上させていただきましてご審議をいただくという状況になっておりますが、ふるさと雇用事業が2件、それから緊急雇用の創出事業が4件ということで、現段階で雇用の新規雇用ということで13名を予定しております。なおあのこの事業3年間ということでございますので23年度までであるということで、町の方としましては一応23年度も県の予算それから基金の状況を見ながら継続していきたいという方向で考えております。

浜田議員 そうしますと雇用の総数は減少するとういう理解でよろしいのでしょうか。見込みは、産業振興課長 平成21年度で当初予定しておった事業が相当あのできましたので、22年度の関係につきましては新たな事業含めまして新規雇用については若干少なめになっているというのが現実です。

浜田議員 もちろんあの町財政の中だけですべてを賄えないというのは承知しておりますけれども、是非まだ雇用がですね回復したというにはほど遠い状況だと思いますので、補正予算等もにらみながら是非この取り組みは強化継続していただきたいというふうに思います。それからもう一つ雇用の問題と合わせて生活問題に関連してですね、ワンストップサービスと申しますかセーフティネットの総合相談窓口というものが運用されているというふうに承っておりますけれども、この実績についてどうであるのかということについてお答えいただきたいと思っております。

町 長 まあこうした不況に入ってからあの町の窓口、心配ごとまた相談ごといろいろあると思っております。住民の皆さん方のこの心情を、ということであの窓口的にはずっと一昨年あたりからの門戸を開いて対応してそれぞれの担当部署でということでもございましたけれども、昨年の12月からはやっぱりこのセーフティネット的な総合相談窓口という形でちょっとその形を置き変えましてですね体をしてまいりました。生活の問題それからお金の家計の

問題、住宅等の問題、いろいろでございますけれども、そうしたことを取り組んでまいっておりますが、いくつかの具体的なお話もあったわけでございます。あの内容的に担当課長の方からちょっとデータ的に申し上げたいと思っております。

住民福祉課長 それでは補足説明をさせていただきます。議員ご指摘のあのセーフティネットの総合相談窓口につきましては、12月から2月末までの3カ月間の実績でございますが、相談者は延べ30人となっております、このうち新規の相談でお見えになった方が16人と半分強の53%を占めているのが現状でございます。またあの新規相談者のうちその約9割強にあたる15人の方が窓口へお見えに直接なっているという現状もございす。で新規相談者の16人の内容でございますがやはり生活困窮ということでその75%に当たる12名の方が生活に関する相談、それから就労が3人、それから住宅に関する件がお1人でもございました。相談者30人のうち現在保護の申請も含めまして生活保護を受けられる予定の方が4人という状況になっております。従いまして2月末までの生活保護の実態につきましては昨年3月末に比べまして世帯数は8世帯増の18世帯、人数はほぼ倍増13人増の27名となっております、まだまだ生活が厳しいあるいは経済情勢が厳しい状態が続いていると思われますのでよろしくお願いをいたします。

浜田議員 以前あの産業振興課の窓口でですねほとんどゼロだったという実績がまあ今回のような数字になったということは、喜ばしいことなのか悲しいことなのかと非常に悩ましいところでありますけれども、少なくともそれを必要とする方々にですね、町がこれまで以上に手を差し伸べられたということについては非常に高く評価されるべきだというふうに思います。是非とも今後ともですね親身になった相談に乗っていただきたいというふうに思います。それと同時にこの今回のご報告によってですねやはり町内に広がっていた生活問題というのがですね、それまで表面に出ていなかった以上に深刻だということはここで示されたというふうにも私はとても感じるわけであります。実は一昨日の日曜日にワンストップサービスの提案者でもあります湯浅誠さんという方と親しくお話をさせていただき時間がありました。この方は東京大学の大学院時代からホームレス問題に取り組んでいまして、年越し派遣村の村長ですとかですね、先ごろまでは内閣府の参与として活躍しておられましたのでテレビなどでご存じの皆さんも多いかというふうに思います。でこれはあの竜援塾という日本の歴史や社会や地方自治を学ぶ学習団体が当地に招いて講義を受けるためにお招きしたわけなんですけれども、であのこの団体はあの本議会に請願を挙げていますから総務産業委員会のみなさんも塾の事務局長なんかはご存じだと思いますけれども、講義の後ですね事務局長を交えてこの地方の貧困についての意見交換を行いました。で湯浅氏自身はこれまでずっと都市部を中心に活動してこられましたので、地方の生活問題の実態に非常に強い関心を示されましてですね、まあいろんな情報を交換していこうということになったわけであります。でちょっと細かい話に入りますけれども、この湯浅さんによれば貧困問題というのは「溜め」という言葉で語れるのではないかと、「溜め」というのはですね溜め池の溜めであります。で具体的には個人の貯金や資産であったり、あるいは頼れる家族や人脈であったり、あるいは仕事の能力や性格であったり、いろんな要素がここには含まれるわけでありますけれども、一言でいえば生活がピンチに陥った時にですねその支えになる要素全体をまあ湯浅氏は「溜め」という言葉で表現しているわけであります。これはあの決して個人に平等に生まれたときから与えられるものではなくて、もとも

うようなこともございまして、非常にそのことが微妙に影響しておるんだなというふうにも思っておるわけでございます。いずれにしてもこれはあのやはりそこに住むことに魅力がないと、特に若い人たちのこの人口というものは求めるこの要素になりませんので、そのところを今後まあ5次の総合計画の中ではいかにしてこの、自然増はまあひとつのまた子育て支援やなんかで一方ではやっていかなきゃなりませんけれども、この社会増減というものについてのことを真剣に魅力づくりを考えていかなきゃならんと、このことが一つの大きなポイントであると、このように考えながらそして振り返って今までの微減できた一つの人口動態の飯島の実態というものを分析しておるところでございます。以上であります。

浜田議員

ただいま町長から人口推移の分析というお話がございましたけれども、ちょっと私の目からしますとですねかなり主観的、大変失礼ですけども、若者増に結び付けた分析というふうに聞こえてしまいました。もう少しあの増減のですね詳しい中身を数字で追う必要があるんじゃないかと私はそのように思います。私の手に入る限りでは非常に大括のデータしかございませんでしたけれども、実際には転出先が県内近隣であるのかあるいは遠くの市町村に転出されたのか、それから年齢層はどうだったのか、まあこの辺をですねもう少し丁寧に見ないと政策の優先順位が出てこないのではないかと私はそんなふう思うわけです。で例えば日本の全体の人口は2005年あたりに出生死亡がだいたいバランスしてその後ほぼ均衡状態というふうに私認識しておりますけれども、例えば長野県はですねちょうど2000年あたりがピークでそこから人口が激減しています。で主な理由は自然動態ではなくて社会動態つまり転出者がですね劇的に増えてしまったというか、転入者が激減したと、まあそんな話であります。これは例えば企業統計見てみないとわかりませんが、おそらくグローバルズムでですね企業が海外にどんどん進出して、で日本の人口全体が横ばいである中でですね長野県は急速にそれを支える構造を失ったのではないかと、まあそんな風に見えるわけです。まあ私自身も実は山梨から諏訪あたりの企業といろいろ関係を持っておりましてので外注化が進む実態を目の当たりにしていましたけれども、もしそうだとするとですね人口問題っていうのは例えば県については産業の主流をどこに置き換える、まあこんなことと絡んでいたはずであります。そういったものを飯島なら飯島で見る必要があるのではないかとまあこういうふう思うわけです。ちょっと時間も押してまいりましたのでまたの機会にまあこの辺もう少し詰めた議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、そうそう人口の問題っていうのはですね非常に複雑な要素を含んでいると思っております。人が増えてほしいという要求の中には例えば商店がにぎやかになって品ぞろえも増えてほしいとまあそういった要望もありますし、あるいは都会に出いった家族若者に戻ってきてほしい、あるいは高齢者障がい者が地元で暮らせる故郷で暮らせるように過ごせるようにしてほしい、あるいは地域の活性化の担い手が欲しいと、まあこういう多様なものがですね人口という形でくられてしまっているわけで、これを単一の指標にまとめることの中には非常に大きな問題があると思っております。優先順位の問題も当然出てきます。ということでですねあの是非引き続きこの人口問題に対する分析はですね進めていただきたいということをお願いしまして私の一般質問を終わりたいと思っております。

議 長

答弁は、

浜田議員
町 長

失礼しました。答弁をお願いいたします。

ひとつ前のご質問の中でこの町の減少、微減ですか傾向の中をどう分析して次の長期計画に生かしていくかということの中で、当然あの今、ごく概略を申し上げた、時間が無いもんですから、今あの職員のプロジェクトの中ではそうしたことを一つずつ、転出にしてもどこへ行く、何人ということのデータで分析しておりますのでまたの機会に。それからあのまあ人口問題をひとつその長期計画の中で位置付けてということではありますが、お話にございましたようにこの人口というのはいくつを数字をかけて、どれとどれをかけてどうこう決め付けて、これが町の将来何なんだと言ってもなかなかこれはその通りいくわけのものではありません。あくまでも1つの目標でありしかもその目標が努力目標ということだし、願望ということでもあると思っておりますので、やはりこのことはあの町の人口の規模というものをしっかり将来を見据えた形で議論をしていただいて、そしてそこをひとつの一番の頭に掲げたこの中で政策というものをつくっていくということがやはり基本的な大事であると、こういうふうに思いますので今後ともまた十分基本構想審議会等の中で議論をいただくようお願いしたいと思っております。

浜田議員

質問を終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分と致します。休憩。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 平沢 晃 議員

11番

平沢議員

初めにハイチに続き、南米のチリを巨大地震が襲った。多くの死傷者被災者が出ている。建物が倒れたり交通や通信が寸断したりしている。市民生活や経済活動に深刻な影響が出ております。今度の地震の規模はマグニチュード8.8とされる。地震のエネルギーは日本でも記憶に新しい6,400人以上の方が亡くなった阪神大震災のマグニチュード7.3の700倍に相当し、1900年以降に世界で起きた地震では5番目の規模だと言われております。被災なさった方々に謹んで哀悼の意を表すところでございます。震源地から遠く地球裏側に当たる日本にも津波の影響が及んでおります。太平洋沿岸の住民に避難指示や勧告が出されました。鉄道など交通も一時ストップしております。また気仙沼の水産業では240,000,000円余の被害に遭遇しております。人災がなかったことがせめてもの幸いだと思っております。今回の地震のメカニズムの本格的な解明はこれからだが、日本で予測されているこの東海地震なども同様のメカニズムで起きると予測されております。予知につなげるためにもチリの地震から学ぶことは多いと思われま。私ども本町も東海地震の指定地域でありますから、この教訓を避難指示など早めの対応に生かしていただきたいことを願望しておきます。

それでは今議会一般質問でまあ初めてであります但トリを務めることになりました。町長には連日9人の議員の答弁で大変お疲れだと思いますが、一般質問は町民の皆様の議会

活性化の的にもなっておりますから、町長の率直な意見と所信をお伺いしたいと思います。それでは通告に従いまして以下大きく2点について質問を行います。1つとして元気の出る政策運営方針について、それから2つ目として高齢化の進ちよくに伴う高齢者対策について順次質問を進めてまいります。平成22年度は第4次総合計画やふるさとづくり計画、行財政改革プランなど各種計画の最終年になり修正の年でもあります。住民の協働のまちづくり推進の目玉として人的支援を行った耕地担当制での職員の配置は発足5年を迎えておりますが、各区、各耕地さまさまな状況であると理解しております。現状を町長はどう判断しているかまず最初にお伺いいたします。

町 長

それでは今議会一般質問の最後の質問者であります平沢議員の質問にお答えいたします。最初は元気の出る施策の運営方針、1番目にこの耕地担当制度の現状と認識の問題でございます。お話にございましたように町では住民と行政の協働によるまちづくりの具体的なまあ取り組みのひとつとして、区長さんそれから耕地総代さん、自治会長さんはじめ多くの皆さんのご意見をお聞きしながら、平成17年の8月から職員の耕地担当制度これを導入をいたしまして、正規職員全員を各耕地それから自治体の担当として、課長職については各地区のまあ4区の担当としてやっておりますでございます。この制度の目的はもう一遍まあおさらい的に申し上げますと大きく分けて3つあるわけでございますが、1つは住民自治の推進、2つ目には自治活動の推進・支援、3つ目には職員自らのまあ育成というところにあるわけございまして、そうした中で職員が具体的にこの果たす役割といたしましては7つほどのひとつ目的に沿った行動取り組みを求めているわけでございます。1つには地域と行政のつなぎ役的なことを務めること、それからいろんなまあ地域との情報収集あるいはこちらからの提供を行うということ、それから事務的ではありますが耕地宛ての文書等の配布の問題、それからこれも逆に住民からの役場宛ての文書の受け取り收受、また必要に応じて地域主催の会議等に出席をしていろいろまあコミュニケーションを図るというようなことと情報伝達、意見交換の場であること、そうしたことを通じてまあ自治活動を支援して、その他いろんなあの町と行政と地域とのパイプ役を務めていくとこう言うまあ考え方でやっておりますわけでございますが、なかなかあの評価的にはいろいろ議論のあるところであることは私も承知をしておりますところでございますが、そんなことありましてこれまで2回にわたってまあ総代さんや自治会長さんに対するアンケートを行っております。その意向を確認する中で改善すべき事項を確認したうえで今この制度を継続しているという状況でございます。平成20年度の超査では耕地担当制の必要については、必要である、あるいはどちらかといえば必要である、を合わせた回答で8割が必要というふうに回答をいただいております。またあの耕地担当制度の効果については、効果があった、どちらかといえば効果があった、これを合計しますと52%効果があったというふうに回答をいただきまして、効果がないというふうに言われた方も37%ほどに数字の上ではなっております。そこでまあ耕地担当制度に期待をするものを複数回答でお聞きしておりますわけでございますが、多い順には、やはりこの目的の一つでもあります地域と行政とのつなぎ役を果たしておるといのが65.8%、2番目が自治活動の支援をしておるとまあお手伝い的なことが多いと思いますが、これもまあ65.8%全く同じ数字、続いて文書の配布が63.2%等々でございまして、いずれもまあ5割を超えて耕地によってあるいは総代さんによって耕地担当制度の受け入れに違いはありますけれども、総じてこれ

まで地域と行政のつなぎ役を中心にその役割を果たしておるといことで、地元の地域の求めに応じて対応することを基本にして更にまあその役割が果せれるようなひとつ積極的な対応をするようにということで、職員にも指示をいたしておるところでございます。で町の職員が耕地や自治会の求めに応じて総会等の場で説明をしたり懇談をしたりするという機会が一方では少しまあ少ないということではありますが、中には耕地によってはそうしたお声のかからないというようなこともございまして、総代さんや自治会長さんにはできるだけまあそうしたことの機会にも参加をイベントも含めていただくようにということをお願いしておりますけれども、なかなかあの耕地によってはその取り扱い考え方がまちまちであるということは事実でございます。現在第5次総合計画の素案づくりを進めておるわけでございますが、この素案ができた段階で今年の7月から8月になると思っております、この内容というものを耕地や自治会単位でそれぞれ懇談会を計画いたしております。これはあの一番いままでのこの発足以来、前回の中期総合計画の時にもまあ一部取り組んでおりますけれども、9年間5年間の計画を策定する上でのこの職員が自ら担当制度の職員としてこの地区に伺って説明責任を果たすと、また意見収集をしていくということは大変大きな重い業務になろうかと思っておりますけれども、一応そういうことで耕地担当制度に基づいた職員がこの説明会に当たっていくということを考えておりますので、是非ひとつ職員もなかなか大変であると思っておりますけれども自分の行政に対する意識・想いというもの共有しながらこの仕事を果たしてこなしってほしいということで期待をしておりますところでございます。以上でございます。

平沢議員

ただいまアンケートの結果に基づきながら報告をいただきました。このそもそもこの住民との協働のまちづくりこの推進のためにですね始まっております。今もアンケートで聞きますように、効果がない37%ここに非常に大きな私はギャップを感じているわけでございます。それで今までの過程を見ても町長はその都度まあ時間をかけて長い目で見てほしいとまあ再三こういうふうに申されておりました。これについてはですね監査委員からも議会としてもこの課題提起をただいま行ってきております。住民との協働のまちづくりこのふるさとづくり計画に基づくこの制度の評価と活用について、まあ再度検討すべきと提案いたしますが町長の所信をお聞かせください。

町 長

まああの今までのこの評価、地元で受け止めていただいております評価、数字にしてまあ7割近いものが数値がやっぱり意味があるということ、それから一方で37%ほどがどうもあまり意味をなさない、これは当然いろいろの受け止め方はあって当然だと思いますけれども、できるだけこれをあの目的に沿ってしかもまたこれはあの活用をいただくという地域の受け皿としてのですね、やっぱり受け止め方もぜひやっていただくというこの双方でこの実を上げていくという考え方が必要でございますので、いろいろとまああの時間もかかると思います。思いますがやはりこれはあのややもするとこの行政の敷居が地域とのこの段差、距離があるというようなことの中で、できるだけこれを縮めていこう解消していこうというひとつの大きなというか所期の目的でございますので、引き続いてこのことはどういう形にしる改善を加えながら進めていきたいというのが私の今の考え方でございます。

平沢議員

只今お聞きをいたしましたとおりこの必要であるが8割、これはやはり行政改革の一端として考えていかなければならないという結果だと思っております。それで住民の声を迅

速的確に行政に反映させるために私は役場職員全員をですねこの行政相談員、または行政事務連絡員、こんなような形を変えて任命することについて提案をし、町長の所信をお伺いしたいと思います。まあ前段で述べたとおりこの耕地担当制度も、まあ言うなればちょっときつい表現になりますが、絵に描いた餅的存在であったと理解をせざるを得ません。昨今の町民と町長の懇談会、これがまあ2月ではこの間の広報を見ますと10日と24日に予定が組まれておりました。この状況はどうであったか。ということはこの行政評価等がしっかり検証して必要であるこの8割の皆様がこの耕地担当制度を姿を変えてこの行政相談員制度とこの導入をしたらどうかと私は提案しますが、町長はこれは如何にお考えでしょうか。

町 長

新たにあのこの位置付けを行政相談員、職員が全員がそういう立場での方への名称替えといえますか立場替えをしたらどうかというご提案でございます。あの決して絵に描いた餅であるというふうには私は思っておりませんし、問題はあの中身というものをさらにこう紐解きながら如何に実効性のあがる方向に持っていくかということの方がまあ大事であるかなというふうに思います。各町村ともこうした考え方が最近導入されて、報道の接するなかでもこの取り組みが見えております。地元の自治対策連絡員というこの職員が果たす、だから方向としては間違っているというふうに思いませんけれども、そこであの町民の声を速的確に行政に反映するために職員に行政相談員のような位置づけを持たせたらどうかというご提案でございますが、言われるまでもなくこれはあの職員の耕地担当制度はまさに町民や地域と行政のつなぎ役を務めるということでございまして、情報の収集と提供を行うことも最も重いまあ任務としてこの制度があるわけでありまして。従ってあの耕地というこの一つの呼称の問題についてはちょっとまた次元の違う問題で、今のこの第5次総合計画のアンケートを見ましてもやっぱりあの賛否両論があるというふうに聞いておりますが、直接今その議論をしておるところではございませんけれども、あくまでもこの耕地担当制度の現在の姿は平沢議員おっしゃるような、職員が挙げてこの行政相談員であるんだとこういう目的に合致しているのではないかとこのように思いますし、また職員も受け止めと任務の中で行動しとってくれるとこのように思うわけでございまして、この位置付けであります広報・公聴の問題やそれから通報制度のいろんな町も要綱がございますので、職員自らがこうした町政に対するまあモニタ的な役割という立場に立って、地域にいろいろ直結する諸問題をそのパイプ役をひとつ果たしていくと、こういう事でこれからも考えて実施をしてみたいと思っております。ご提案の趣旨は十分分かりますけれどもまさにそうした考え方で今やっております。

平沢議員

私がここでちょっと強く申し上げたのはこの端的にそれだけの問題にかかわらず総合的に取り組んでいただきたい、ということは行政に対する相談はこのまあ既に町長ほっと懇談も発足以来続けておりますが、先程ちょっとその内容的にはご報告はございませんでしたが、私の推測からしますとまあ若干減少気味ではなからうか、それからまあ同じグループとか団体の傾向が非常に多いとまあ一応推測されます。それで現場の社会情勢の中にあってはこの行政に対して要望苦情があってもすべての住民が役場に出向いて申し出ることは本当におっくうであったり、まあ躊躇しがちであろうかと推測致します。そしてそれが募るとこの行政に対してのまあ不満につながるのではなからうかと、まあこうしたことをなくすためにこの住民と行政のパイプ役これはもちろんでございますが、私は新たに一人

暮らしの老人高齢者にこの声をかけることによって安全安心のまちづくり、これを進める上にも一番大事じゃなからうかと、それで職員は相談された事項につきましては担当課に伝えてその結果を住民に連絡するといったこのシステムを構築する、これがまあ今先ほど私申した名前をなんて言うか、先ほどは行政相談員、まああるいは行政事務連絡員、これはまあ職員に任命する、これは一概にこの福祉の充実とともに新たな住民参加の行政の取り組みと私は提案しておりますが町長この点についてはいかがですかお伺いいたします。

町 長

あの前段でのご質問でこの町長とのほっと懇談の件でちょっとあのご返事できなかったわけですが、この耕地担当制度もそうでございますし、それからあの町長への手紙、それからこのほっと懇談、私もお世話になって以来ずっと取り組んで、一つの行政の開かれた考え方の中でということで取り組んでまいりました。ほっと懇談も確かに当初に比べてはそうしたあの機会が申し入れが少ないことは事実であります。だいたい月1〜2件平均というふうに思っておりますけれども、まあそれはそれなりにいろいろまたプライベートに関することから行政全般の問題で、それぞれご返事できるものとそうでないものいろいろありまして、これはそれなりにまた意義があるというふうに思っております。それでまあご提案と今その考えの例えば一人暮らしへのご家庭へのこのパイプ役を、あるいはいろんなこの情報の交換をこの職員が自ら行くと、ひとつにはこれはあのそういうひとつの役場職員としてのそうした方々に対する思い、取り組みということはまあ必要であるというふうに思いますが、このノルマ的にそのことを課してというふうになりますと、なかなかこれは限られた職員の職務の範囲内であるいは土日も割いてという話になりますと、これはまたちょっと少し大変、今の体制の中では大変であるなあというふうに思いますが、またそうした面も含めた今民生児童委員の皆さん方が第一線でそのことを主たるひとつの仕事としてやっとならさせていただきますので、まあその辺のところを間に入ってその民生委員事務局そのものもそうでございますが、地域に触れることであればまたその相談員、耕地担当制度も活用した中で間接的には入っていくことはよろしいかと思っておりますけれども、ちょっと今の職員全員が即そのことをメニューに加えてやっていくということは今の段階ではちょっとこれは不可能であるというふうに思っております。

平沢議員

まあ本町でもまあこの行政相談員、まあこれが定めた日程によって定めた場所で行政相談を行っていることは私も理解をしております。しかしこの先程申したとおりこの私の提案はこの高齢者社会に対応できる行政のありようとして新たな発想として住民みんなでつくるまちづくり、これはやはり一部の声ではなく生の多くの住民の声が反映されることによって、それぞれの皆様が行政に参加をしているんだというこの思いが今後の施策立案に反映すると私は思っております。行政も企業も商店も同じだと思いますが、腕を組んで机で待っているのではなく率先して住民の懐に飛び込んでいく、このような改革はかならず必要な時期が来ると思っております。行政相談員制度はこの財源も要するものではありません。常に住民にアンテナを向けているこの制度ですから、アンケート調査の実績より100%に近い実態が把握できると確信しております。早急に取り組むお考えがあるかどうか再度お伺いいたします。

町 長

あの言われておる趣旨が、今の現行の耕地担当制のひとつの延長線上にあるというふうにも感じるわけでありまして。地域とのパイプ役、行政としてのパイプ役を果たす問題、それから地域の問題もまあ吸い上げて、そこにはあの職員も積極的に飛び込んで、また要

請に基づいてその門戸を開いていくという基本的なところではおっしゃっておるこの職員の行政相談員的なものと同じではないかなというふうに思いますので、個々のいろんなまあ事例についての検証を重ねながら今の耕地担当制度を、平沢議員のおっしゃるようなそうした一人暮らしを定期的に職員が訪ねてどうのこうのというところはなかなかまいりませんけれども、全体としてはそういう考え方の下にこの耕地担当制度というものをより充実していく方向で考えてまいりたいとこんなように思っております。

平沢議員

町長としてはちょっと歯切れの悪い答弁だとちょっと受け止めますが、私はまあこの構造改革の一端としてこの一応町長前向きにまあ検討していただきたいということを申し添えておきます。次に住民による自発的な地域活動に対して財政支援と合わせて情報と知恵を支援することについて質問いたします。町長は22年予算に向けて施政方針で「町に元気をみんなで作る思いやり予算」とこれを提唱しております。町が元気になるにはやはり地域が元気にならなければなりません。従って地域の抱える課題と解決策を住民同士で話し合ってもらい具体化した活動に支援する、まあ町はお金を出すが口は出さない、この方程式は今では通用いたしません。物心両面の支援が求められているこの時代であります。行政のトップとしてのお考えをお伺いしたいと思います。

町長

地域活動に物心両面の支援をということでございまして、まあ申し上げるまでもなくこの多様化するあるいはまた高度化するこの住民ニーズ住民要望というものに、いろんな行政課題に対してすべてこの行政が対応していくということは到底これはもう不可能であるわけございまして、限界があるということはお理解いただいておりますけれども、そこでまあ地域の皆さんがそうしたことを自らの発想として取り組みとして連携協力しながらこの問題解決をして当たるということで、いわゆるまあ役割分担、自助、共助、公助とこういうことの中で全体として町が活性化していくことが一番まあ望ましいわけございまして、いわゆる協働のまちづくりというものはそこからまあ原点が始まっておるということで捉えていただいております。で当然のことながらこの地域に対する物心両面での支援ということでございます。今までもそういうことでやっておりますし、地域との行政とのそれぞれの分担の中で如何にまあこの信頼関係の上に立ってそれぞれの責任を果たしていくかということがまあなによりも大事なわけでございますので、いろいろ今協働のまちづくりも地域地域でそれぞれのまあアイデアを出していただいております。まだまだ道半ばというふうにまあ申し上げておるわけございませぬけれども、ほんとにあの始めてまだ数年の中でここまでご尽力といいますか、自らのこととして捉えていただくということはほんとに敬意を申し上げます感謝しております。従ってあのそれに対する支援というものもまあ当然育てるという意味からしておるわけございまして、今までもこのまちづくり交付金というようなひとつの考え方の中で予算面でやっておりますが、ご承知のように22年度予算は一部そのことをやはりああまり制約されずに使い勝手の良い方向へ一部方向転換をして、そして使っていただいてその盛り上げていただくということでございますので、そんなことも含めてまた地域との要望もいろいろお聞きしながら物心両面でこのサポートしていくことの方の中ですら今後とも進めてまいりたいと思っております。

平沢議員

まあサポートをしていただけるというような形の中で解釈させていただきたいと思いますが、この町内4地区にはそれぞれ地域づくり委員会がまあ積極的に活動していることは

今申したとおり町長認識のことと思います。それで今年度新たにまあ地域づくり委員会交付金これがまあ創設されておまして、非常に地域の活性化に向けた活動としては高くまあ評価するところでございます。まあしかしあの昨年は2,000,000で今年は1,000,000とこんなような形の中で、これがまあシーリングの対象となったと思うと非常に残念でなりません。まあホントにあの自主的に取り組む事業は莫大でありますから、まあ例を挙げて言いますと例えばこの遊休農地の共同耕作、それから地域の農産物で観光客に好まれる献立、それから土産品作りとかフラワーロード作り、地域みんなが集まる場所づくり等、これらまあ田切の方でもあの一応予算いただきまして既に実施をしておるところもありますが、この地域活動にこの町興し、それらの功労金とか表彰をすることについてご提案申し上げますが、この点町長はどのようにお考えでしょうか。

町長

あの今までこの2,000,000の枠でこの飯島町地域づくり交付金の事業の枠を設定をして、いろんな事業をメニューを設けながらやって使ってきたと、であの何年か続けてきた反省としてメニュー的にもなかなか新しいメニューっていうのもあまりこう取り組むのも狭まってきたというようなこともありますし、それからやっぱりあのその用途が使い勝手というものが拘束されておるために、その幅広い活動に展開できないというようなことがあったために、その中身を半分ずつにしてひとつのこの条件緩和をした中でどうぞということをやったためございまして、あのシーリングをして削ったとあの削減したというこの支援姿勢を後退させておるわけではございませんのでそんなふうにご理解をいただいて、そしてその今ご提案もあったもう少しこのいろいろな集う場面に対してのお金の使い方について検討した経過もありますので総務課長の方からそのことを補足して申し上げます。

総務課長

今までの地域づくり交付金は主に3年で打ち切りということと、新しい事業について交付をするというような形でやってまいりました。今年1年課長として担当してみまして、地域でいろんなあのご意見をいただきましたし、地域でそれぞれ特徴のある活動をしているということで、なかなか新しい事業だけでその地域づくりを進めていくということは困難でもありますし、いろんなあのイベントとか事業を継続していくということも非常に大切なことであるということで、地域の特徴を個性を生かした地域づくりができるようにということで、使い勝手の良いようなそういう交付金でまあ支援をしていこうという形で、今まであった2,000,000円のうちの1,000,000円については各4地区へ戸数割、定額割で工夫をしていこうということで、地域づくり委員会の代表の方とも懇談を交えてそういう方法にしまして、それは大変考え方としては好評で受け入れられたというふうに思っております。また地域では、そのこちらではどういふものに使いなさいということにはしませんので、まあちょっと飲食費とかそういう税金とか公費を使うわけですのでそういうところは注意をさせていただきますけれども、そういうものを使って特色のある地域づくりを進めていっていただきたいと思っております。であの先ほどいくつか取り組みの例がご紹介されましたけれども、まあこういった取り組みはちょっとお伺いしますといま産業振興関係の部分が多いのかなというようなこともありますが、その部分はまた営農センターとか農業委員会等でも表彰をとくそういうものもありますし、また総務課としても広報で紹介したりとか、まあ表彰することばかりではなくて、いろんなところでこう紹介をしてやる気というかそういう人たちをこうなんていうか支えるという体制づくりはいろん

な形でしていくことが大切であるというふうに認識しておりますので、総務課としてもできるだけのことはしていきたいというふうに思っております。

平沢議員

あのやっばし地域づくりその活動に対して地域活動この町興しですね、これに対する1つのやはりその功労的なものか町民がみんな周知できるようなひとつの形の表彰みたいな形の中をもう少しこうにPRする必要があるのではなかろうかと思っております。まあ各地区のまあ活性化のためにも是非実現に向けてこれは前向きに取り組んでいただきたいと思えます。次に進みます。次に就業機会創出についてまあ特にグリーンニューディール基金に絞りますけれど、この取り組みについて質問を行います。まあこの雇用問題につきましては前段でまあ同僚議員が内容の深い質問をなされていまして、私は少し方向を変えて行います。まあちょっと時間が押していますから端的にご答弁願いたいと思えます。この青年時代の経済状況がその後の生活志向に大きく影響するとこれは言われております。例えばこの青年時代に不況それから経済低迷期を経験した世代においては、このやはり慎重派っていいですかこの保守的な消費や投資の性向を持つ方が多くなると、この実証的分析がなされております。アメリカのニューディール政策ではこの若者を動員した森づくりなど国土保全運動が展開されていまして。本町ではこの自然豊かでこの農業が基幹産業でありますから、それに習うような形でこの農林産関連での就業機会創出やそれから就業への公的助成を拡充するこの積極的な姿勢が望まれると考えますが、この点について町長の所信をお聞かせください。

町長

まああのこうした経済状況下の中でのこの就業機会の創出について、例えばまあグリーンニューディール事業に取り組んだらどうかというようなことでございまして、まさにこれはあの環境問題とも表裏一体のものであるわけでございます。特に飯島町の産業構造から言って農業やそれからこれからのテーマである環境問題について、当然のことながらこうしたことに意を注いで取り組んでいくということはもう当然なこととございまして、今までも一部にこの雇用の対策事業等を通じてその事業に取り組んで実施をしております。

平沢議員

私の申したいのはこの長野県グリーンニューディール基金、これを活用してまあ市町村が率先して行うこの温室効果ガス排出削減の取り組み、これを支援するために市町村、施設への太陽光発電やLED照明灯の導入、省エネルギー対策整備などに対して助成が行われているわけでございますが、本町ではすでに小・中学校へ太陽光発電、また全町を対象にした防犯灯のLED照明化等の取り組みはこれはほんとに高く評価するところでございます。まあ1,100ある防犯灯のうちまあ500個が年内に実施できるというようなこともご報告を受けておりますが、この事業実施機関はこれは平成21年から23年の授業であります。まあ今年度事業でこの補助金を計上してありますが、これは個人的な家庭のものだと理解しておりますが、この改めて公共施設への推進の意思はこれについてお持ちでしょうか。お伺いいたします。

町長

この具体的なグリーンニューディールの基金事業につきましては今お話にございましたように、この地域における地球温暖化対策などの取り組みを支援する目的で、経済危機対策として21年度国の補正予算に盛り込まれた事業でございまして、23年度までの3年間の事業であるということで、21年度につきましては今年の7月が事業申請の期限であったというふうになっております。温暖化対策の推進やアスベストの問題、不法投棄の問

題、その他まあゴミや二酸化炭素削減、新エネルギーへの切り替えの問題等々たいへん幅広いわけでございます、各町村ともこの基金事業に乗っかって取り組んだところもあるわけでございますけれども、町といたしましては特にまあ不法投棄のゴミ回収等をこれに入れて検討いたしましたけれども、それより先行して緊急雇用創出の事業に取り組んでおりましたので、当事業については申請をいたしませんでした。同じ効果以上のものは他の有利な事業で取り組んできたところがございます。まだまだこうした問題はこれから先が長いわけでございますので、また国の政策もいろいろ出てきようかと思えます。積極的にまた取り組んでまいりたいというふうに思っております。

平沢議員

まあすでに飯島ではこの散乱ゴミ不法投棄の関係も監視事業が行われていると認識しております。当面の雇用対策としてまあ考えていただきたいなあと思っていたんですが、今のご回答でもう既にゴミ監視等の事業が行われているということでございますので、まあこれは良とするところとでございます。まあ時限立法で行われている事業にはいろいろあるわけでございます。この退職者を該当にする、ふるさと雇用創生特別基金事業、それから中高年齢対象の緊急雇用創出基金事業、これらの事業がございましてこのような有効活用を望むところでございます。

それでは次に2つ目の高齢者対策について、1番として生きがいを与える変化に富んだ施策について質問を行います。まあ町長は施政方針の中で福祉の充実をまあ強く提言をしております。が、高齢者対策としてまあ75歳以上の方の肺炎球菌の予防接種費用の補助等の早期の取り組みは、これは本当に他町村先駆けてまあ高くこれは評価するところでございます。それからまあ敬老にささやかな祝い金とか記念品を贈ることも結構ですが、高齢者が一番悩んでいることはまあ何であろうか、そのことがまあ一番の問題ではないでしょうか。そこで高齢者にとって毎日朝を迎えるのが楽しみだとか、今日はあれをしなければならぬ、明日はこれをしようといった充実した毎日を過ごせるための施策が考えられないものかと思えます。まあ本町はこの福祉に対しては共に支え共に生きる健康福祉のまちづくりの下で福祉費サービスを行っていることは理解しておりますが、まあこれがどうも先例踏襲的なサービスになっているんじゃないか、変化に富んだ施策としてこそ充実した老後の確率がされると思えます。まあ従ってこの町が事業主体ですで行っている12耕地で新築、増改築がなされた高齢者支えあい拠点施設、この活用を新たな取り組みとして考えるべきだと提案しますが、この問題については町長はいかがお考えでしょうかお伺いいたします。

町長

2つ目のご質問でございますこの高齢者対策、今後まあ生きがいを与えるような変化に富んだ施策の考え方はということでございます。お話にございますように高齢者の皆さんが地域で生き生きと生活をするためには、この豊富な知識や経験それから技術を生かしていただきながら、仲間づくりやまあ社会活動を通じてこの生き生きとした毎日が生きがいのある生活を送っていただくということは当然まあ必要なこととございまして、まあその一つとして今お話にございました老朽化したりあるいは使い勝手の悪いような耕地の集会所である集会所を新たにまあ目的に合ったような高齢者支えあいの拠点施設として再整備をしていくということで、公民館等の地区の交流センターとしてもそうでございますけれども、少しでも高齢者の皆さんや障がい者の皆さんが活動しやすいようなひとつの施設整備ということでこの案件についても取り組んでおるところでございます。お話のとおり

でございます、是非まあこの施設を高度利用、利活用いただいて、そして耕地や地区内の利用促進を図っていただいて、高齢者同士のその交流の場だけでなくでですね、地域の子どもとお年寄りの皆さんの交流、あるいは地域の皆さんとのいろんな交流等を自主事業としてまあ取り組んでいただいて、それぞれの創意と工夫によってこの1年間の計画を立てていただいてきながら、これからの一つの高齢者の居場所づくりといえますか、いろんなことを語り合いの中でその生きがいを求めていっていただくと、こういうメニューを作ってくださいということが大事でございます。同時にまたあの今ふれあいの生き生きサロンというような事業も実施をしておるわけでございますので、是非そうしたことの備品等の整備も一部にしてあると思いますので、そうしたことも生かしながら一層の地域としての高齢者の皆さん方の生きがいづくりの場としてご活用をいただくということと同時に、このことだけであの高齢者の生きがいづくり対策、福祉対策というもので十分というわけにはまいりません。いろんなこの施策を組み合わせながら、行政と地域の皆さんとの要望もいろいろお聞きしながら、これもまあまた物心両面の中でひとつ支えて高齢者が生きがいを持って生活できるようなひとつの施策を今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

平沢議員

まあ仏つくって魂入れず、宝の持ち腐れにならないようにこの施設は活用していくべきだと思っております。で福祉元年ともはやされて今は昔、国の財政がこの窮迫度を加えるに従って自治体も福祉行政は少し後退しているのではなかろうかと、まあ本町でも幾多の高齢者福祉事業を見せていただいております。14くらいの事業を遂行しておるわけですが、そのことは認識しておりますが、まあお年寄りはどこで生活することを望むかまたどこで生活することが幸せかと、このさまざまのデータの中からそれは家庭という結果が出ております。実態はまあ特老は待機まちの状態、私は昨今の実態からみて在宅福祉に重点的に補助の制度化を国に働き掛けることがまあ将来にとって不可欠な問題だと思っておりますが、この点は町長どのようにご判断をなさっているのでしょうか。

町長

高齢者のまあ在宅福祉の問題でございますけれども、平成19年の11月に実施をいたしました要介護者の実態把握の結果におきましても、7割以上の世帯で在宅での介護を希望しておるというデータが出ております。高齢者が介護や支援が必要な場合でも可能な限りこの住み慣れた家庭であるいは地域で生活ができるよう介護予防に重点を置くということとともに、高齢者が安心して自立した生活を確保するために生活支援の各種サービスの利用促進を図っておるところでございます、在宅での介護を支援するための介護給付金やそれからその支給、あるいは介護者間の交流促進、介護教室等をいまのところ実施をしておるわけでございます。またあの認知症対策にして在宅のまあ対策でございますけれども、相談体制の充実を一層図りながら関係機関とも連携をして、地域のこの認知症サポーター養成講座これを今実施をして、地域での支えあいを推進していきたいと一層このことに取り組んでまいりたいと、こうしたことの中でなかなかあの施設介護という点につきましては、今お話のございましたように施設の数が限られておりますので、とうていまだ待機者も多くその要望を満たすことはできません。少しずつまあその増加のひとつの計画も打ち出されておりますけれども、まだまだ郡内には600人余りぐらいのその待機者もおるといふようなことでございますので、やり在宅に対するこの施策というものがやっぱり大事であるということの基本的な考え方の中に今後ともそうした取り組みを進めてまい

平沢議員

たいと思っております。

3と4にあります在宅の老人福祉対策これと高齢者講座の質的向上については、これはもう少し内容を深めて質問したいと思っておりますが、時間の制約もございますのでこれは次回にさせていただきます。それでは次に高齢者対策としてこの緊急通報システムの導入について質問を行います。まあ本町には在宅介護を必要とする一人暮らしの老人が平成21年10月現在で245人、これは前年度に比べますと18人増加しております。一人暮らしのために死後何日もたってから発見されたというような不幸な事件が時折新聞で報じられております。また火災についても必ずというくらいまあ死亡なさっております。幸いにも本町にはこのような事態は少なく今後もないとは断言できません。こうしたことを事前に防止するための緊急通報システム、これを導入している方が現在どのくらいおられるか、この内容についてちょっと説明をいただきたいと思います。

町長

今実施をいたしておりますこの緊急通報システムでございますけれども、飯島町一人暮らし老人の緊急通報装置の貸与事業として、現在一人暮らしの高齢者の21世帯にこの設備の導入を設置をしております、急病やまあ災害等の非常事態に迅速な対応を図ることとして目的で実施をしております。利用者の方には月額で900円のまあ利用料をいただいております。それから安全センターからは消防署あるいはご協力いただくこのすぐ近隣の2世帯に確認依頼の連絡が行くというまあシステムでございます、民生委員等ともご協力いただく中でこのことがいま稼働しておるわけでございますが、お話にございましたようにいままでこの施設を装置を設置以来、1件のまあこうした使用事例がないということで大変まあありがたいと思っておりますけれども、まあ備えあれば憂いなしということで今後ともこのことについては維持してまいりたいと思っておりますが、ただあの現在のシステム平成13年度より使ってきておまして、利用者の方もだいぶまあ年齢も高齢化してきておますし、それから装置そのもののまたこの迅速性というか老朽性というものもちょっとまあはっきり掌握もしてございませんけれども、やっぱり検証してみる必要があるというふうにも思っておりますので、いろんな状況を把握する中で時代に合ったこの即したシステムとして利活用するような方向で今後とも続けてまいりたいということで考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

平沢議員

今聞いたように245人のうち21世帯だとこれは1カ月900円の負担金が課されている現状でございます。しかしこの事業の啓蒙をしっかりと、まあこの福祉の充実を進める本町にとってはこの全関係者に無償で設置する、これはまあ私は行政の責務と思っておりますのでしっかりそれに取り組んでいただきたいことを申し添えておきます。最後になりますがこの思いやりは福祉全体として捉え、夢がなければ目標がない、目標がなければ計画がない、計画がなければ活動なし、まちづくりはこれ無限運動であります。元気な町をみんなでつくる活力と創造にあふれるまちづくりに向けての町長の決意をお聞きして質問を終わります。

町長

まあいつも申し上げておることでございますけれども、この高齢者、特に飯島町の高齢者の方はこうしたあのかけがえのない郷土飯島を築いていただいた最大のまあ功労者であるという認識の下にですね、こうした皆さん方が今後とも健康で生きがいを持って楽しくこの生活をしていっていただくと、そのことがまたひとつには飯島町の活力のパワーの先

輩としての源になるんだということを気持として胸に置きながら、今後とも必要な政策を進めてまいりたいということでお願いしたいと思います。

平沢議員

質問を終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 2時21分 散会

平成22年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

平成22年3月16日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第19号議案 平成22年度飯島町一般会計予算
- 日程第 3 第20号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 第21号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 第22号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計予算
- 日程第 6 第23号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 第24号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 第25号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計長
- 日程第 9 第26号議案 平成22年度飯島町水道事業会計予算
- 日程第10 第27号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第28号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について
- 日程第12 請願・陳情等の処理について
- 日程第13 議会閉会中の継続審査について

平成22年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成22年3月16日

- 追加日程第 1 第29号議案 平成21年度飯島町学校施設太陽光発電導入事業工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 発議第1号 地方自治体の住民意志の尊重を日本政府に求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第2号 ヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

- 1番 久保島 巖
- 2番 中村明美
- 3番 坂本紀子
- 4番 浜田 稔
- 5番 堀内克美
- 6番 倉田晋司
- 7番 三浦寿美子
- 8番 北沢正文
- 9番 竹沢秀幸
- 10番 宮下 寿
- 11番 平沢 晃
- 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 折山 誠
- 議会事務局書記 千村 弥紀

本会議再開

開 儀 平成22年3月16日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

町当局並びに議員各位には連日大変ご苦労様でした。本日をもって今定例会も最終日となりました。会期中はそれぞれ任委員会において付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。去る4日、5日の本会議において付託した新年度予算並びに予算関連案件、及び請願・陳情等案件について、それぞれ委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願陳情審査報告書が提出されております。

本日はこれら案件について委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

ここで議事日程の前に久保島議員から先の一般質問における発言の一部訂正を求められておりますので、会議規則第62条の規定によりこれを許し、久保島議員に訂正の内容及び訂正の趣旨の説明を求めます。

1番 久保島巖議員。

久保島議員 発言の場をいただきましてありがとうございます。私の先の一般質問におきまして質問中に一部不適切な表現がございまして、会議規則の規定により一部を訂正いたしたいと申し出たものでございます。私の一般質問の中でですね、「債務負担行為というそのものがですね、まあいわゆる闇起債と言われている、悪い言葉で言えば言われているものでございまして」、というふうに発言をしたようでございます。これは次のように訂正したいと、「この債務負担行為っていうそのものはですね、闇起債と言われている方もございまして、このような悪い言葉で言われる方もございますので」、というふうな形で訂正をさせていただきたいと思っております。というのはですね、私の発言ですと債務負担行為が闇起債であるというのは一般論・一般観念というふうに聞こえるわけなんです、これは誤解を生じる恐れがあるということで、住民の皆さんや行政に対するへ誤った不信感等を抱かれては困りますので、そんな意味で言われる一般論ではなくて、そういう意見・見解もあるというふうなことで訂正をさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長 ただいまの久保島議員の申し出の件につきましては、会議規則第62条の規定により議長がこの訂正を許可します。

議 長 日程第1 諸般の報告はございません。

議 長 日程第2 第19号議案平成22年度飯島町一般会計予算。
日程第3 第20号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計予算。
日程第4 第21号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。
日程第5 第22号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計予算。
日程第6 第23号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計予算。

日程第7 第24号議案平成22年度公共下水道事業特別会計予算。
日程第8 第25号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。
日程第9 第26号議案平成22年度飯島町水道事業会計予算。
日程第10 第27号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例。
日程第11 第28号議案飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について。

以上平成22年度予算並びに予算関連議案10議案を一括議題とします。

議事進行についてお諮りします。審議については予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論・採決をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって審議については予算審査特別委員長の一括審査報告及び一括質疑の後、討論・採決をすることに決定しました。

それでは委員長報告を求めます。

宮下予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 それでは予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。3月5日の本会議において、本委員会に付託されました第19号議案から第26号議案の平成22年度予算8議案と、予算関連2議案、計10議案について3月10日から12日までの3日間委員会を開き、所管単位で説明を求め慎重審議した結果、お手元の配布のとおり、第19号議案平成22年度飯島町一般会計予算は可決すべきもの、第20号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計予算は可決すべきもの、第21号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算は可決すべきもの、第22号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計予算は可決すべきもの、第23号議案平成22年度飯島町飯島町介護保険特別会計予算は可決すべきもの、第24号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計予算は可決すべきもの、第25号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算は可決すべきもの、第26号議案平成22年度飯島町水道事業会計予算は可決すべきもの、第27号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例は可決すべきもの、第28号議案って飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定については可決すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。

なお審査の過程で出された意見などについて以下申し上げます。

22年度一般会計では広域連合情報センターの情報化新システム構築の町の評価は、との問いに、町の公式評価はしていないが職員の聞き取りでは評価は低い。前システムと比較して3倍の労力が今のところかかっている、とのこと。循環バスの生活交通確保対策協議会の構成は利用者を委員に加えることを求められていると思うが、との問いに、運行業者、業者、区代表、女性や高齢者の団体代表で構成し、利用者にはアンケートを実施している。また運転者にも意見を聞いているとのこと。防犯灯LED設置の器具代増について補助金額の改定は、との問いに、器具代は3倍で補助率は現行3分の2で上限20,000円、これを25,000円に引き上げポール新設の補助は限度額40,000円とのこと。また要望や提案としては、人事評価制度は給料表に適用することでモチベーションを高めるので早期に実

施することを要望する。母子家庭への支援はあるが経済状況・雇用状況から父子家庭に対する支援も必要だ。アパート経営の団体が設立されたので空き室情報を情報ネットワークに合わせて発信してもらいたい。登山道、林道整備に合わせJR駅設置の登山道案内看板の修繕を行うべきではないか。観光看板は広域的な視野での設置を検討するとのことだが、道の駅へ町内や周辺観光地が分かるスイッチ式やタッチパネル式の場所表示のような観光地図の設置を提案する。有害鳥獣防止施設はネット状の柵を設置するとのことだが、地元分担金は日曽利だけでは戸数が少なく厳しい、他地域との分担割合を考慮する検討を望む。上の原幹線の歩道設置は25年前から地域住民が要望してきた事業だ、できればアスファルト舗装ではなくひざに優しい衝撃の少ない材質での設置を望む。JR飯島駅の階段が老朽化している、バリアフリー化も含めJRに働きかけてほしい。合併浄化槽の維持管理費は22年度から大幅増となる、補助増額を22年度から前倒ししてほしい。発達障害などに対する町の取り組みは積極的に評価するが、本来国や県がもっと支援すべき。児童相談所を含め県に支援を願うよう働きかけるべきだ。通学支援は見直しの時期ではないか、スクールバス対応を含め検討を望む。学校給食残渣の堆肥化を検討すべきだ。などが出されました。

総括質疑では合併浄化槽管理が不適切で補助金が受けられない対象者が16人いる。個々の理由によって管理ができていない状況があると思う。一律的な指導や対応でなく行政の連携の中で支援が必要ではないか。子どもの数が減少しており心配だ。そのような中で若者定住、子育て支援に手厚い予算となっている。税収において安定的な財源である固定資産税は今までの企業誘致の成果として評価できる。今後も継続が必要だ。道の駅の補助金について運営する利用組合やマネジャーの努力によって経営が安定してきたことは評価するが、そろそろ施設管理費程度にすべきではないか。人件費は削減されてきたが臨時職員や嘱託職員の賃金が含まれる物件費が増加している。行政でやるべきことと民間でできることの見直しを行うべき。例えば役場職員OBの活用や指定管理者を指定するのであれば、そこに任せるといったことが必要ではないか。といった意見が出されました。

さらに討論では、税のコンビニ収納や地域づくり事業、未就労者対策事業、環境対策事業など評価する。太陽光発電システム設置の家庭に対する補助事業は普及啓蒙に努めてもらいたい。また地域優良賃貸住宅建設は町内アパート経営者に配慮するよう要望し賛成とする。地域優良賃貸住宅建設は国勢調査に合わせて人口を確保したい思いは分かるが、町民に理解されていない部分があるので今後理解を得られる努力を望む。それ以外はさまざまな事業の拡充や新規の福祉に重きを置いた事業など評価できる予算となっている。今後もソフト事業を強化することを要望し賛成とする。福祉医療、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの全額補助など評価するが、高齢者福祉対策の充実については次期総合計画での対応を求める。また役場福祉窓口への有資格職員の配置を要望し賛成する。との討論が展開されました。

22年度国民健康保険特別会計の討論では、厳しい国保会計の財政状況を反映している予算となっている。これを認めるとともに引き続き予防医療の充実を求め賛成とする。また22年度水道事業会計では浄水場の建物の耐震や壁面の修繕について黒字が見込めるときには利益剰余金により修繕引当金を計上するよう提案する。といった意見が出されました。

議 長 以上主な内容を申し上げまして報告を終わります。
これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。宮下委員長自席へお戻り下さい。
これから討論・採決を行います。最初に第19号議案平成22年度飯島町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

7番
三浦議員 それでは第19号議案平成22年度一般会計予算について賛成の立場で討論をしたいと思えます。いくつかの意見・要望を付して賛成をいたします。全体を通じてハードからソフトへシフトしたことを感じる予算であります。厳しい社会状況はまだまだ続くと思われる窓口への相談に訪れる人も増えることが予想されます。ワンストップサービスの生活相談窓口を住民福祉課に置いてから相談者が30人と増えております。専門的知識のある有資格者を配置することなど窓口を充実するよう求めます。また合併浄化槽の維持管理補助金の対象外となった世帯が2ケタを超えております。適正な管理ができていないことが主な理由といえますけれど、補助金の支給停止だけではそのような状況を根本的に解決することはできないと考えます。根底にある問題の解決が必要です。私はこの問題に限らず滞納問題なども含めてそれぞれの実情に合った、相手の立場に立った必要な援助・支援を役場庁内全体の認識として連携した取り組みを求めます。

さて22年度予算は福祉・医療・子育てなど今まで行ってきた私どもの要望が施策に反映もされております。私としては中でも介護慰労金の継続は評価をしております。またこれからの高齢者の皆さんの対応についても是非長期総合計画の中に盛り込んでいただき、住民の皆さんが安心して暮らせるような対応をお願いしたいと思います。住民の暮らしを守ることを最優先した行政運営に努めていただきたいということを要望し、以上意見と要望を付して賛成討論といたします。

議 長 他に討論はありませんか。

3番
坂本議員 同じく賛成の立場で討論いたします。協働のまちづくりを進める上で町内4地区に地域づくり委員会交付金を新設したことは更なる住民の活性化を進めることになり、商工業振興資金の預託金の拡充には事業者にとって苦しい経営の助けとなることでしょう。福祉の分野においては細かな政策をとっていただいたことは、住民にとって日々の生活の中で必要なことであり評価するものであります。ただ障がい者の代表が第5次総合計画策定のメンバーに加わっていないので、その点十分に考慮されて政策づくりをしていただき、飯島町障がい福祉計画に沿った中でグループホーム、ケアホームの立ち上げに尽力されたい。地域優良賃貸住宅の入居者募集においては町内のアパート・マンション組合に配慮した募集要綱を作っていただきたい。以上に2点意見を付して賛成といたします。

議 長 他に討論はありませんか。

1番
久保島議員 賛成の立場で討論させていただきます。今予算では福祉医療に力を注ぎ、中学生までの医療費無料化の要件の緩和、またヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの全額町費負担と県下に先んじて取り組むことに対しまして高い評価と誇りさえ感じるところでございます。ま

あしかしながら経常収支比率や実質公債費比率からみても将来の不安はぬぐい去ることができません。これらの償還金のピークがこれからまだ迎えてくるというところにございます。今後いわゆる民間委託ではない民への移管が行われ、行政改革がさらに進み、よりスリムな行政を目指す必要があるんだと思います。民でできることは民に任せる、そういった決断が望まれるところでもあります。更なる財政健全化の施策を図るとともに、町民と町の状況と情勢・情報などを共有化し、町民が誇りを持ち住んでよかった、そんな飯島町であるように住民の目線に立った行政運営をされることを希望いたしまして、希望と期待を込めまして賛成とさせていただきます。

議長
11番
平沢議員

他にありませんか。

私は第19号議案平成22年度飯島町一般会計予算案について賛成の立場で討論を行います。税収入の減少など本当に厳しい財政状況の中ではありますが、財政健全化を目指した効率的な財政運営が求められております。住民の全てが満足する予算を編成することは至難であることは認識しております。ふるさとづくり計画と集中改革プランに基づいて健全財政維持の取り組みで効率的な財政運営は、これは高く評価するところでもあります。特に協働のまちづくり、子育て、若者定住、福祉充実、環境施策等の重点事項は、町の活性化とともに新しい活力と創造に満ちた町の将来の体系を確立するものと認識いたしました。しかしながら本町にとってはライフラインとして重要な153伊南バイパス、また竜東線と合わせて幹線道路整備等ハードな事業が山積しております。有利な交付金、補助金等の活用で債務負担行為を極力抑えて、自立のまちづくりの基本となる住民協働の更なる推進に心掛けて現下の経済を踏まえて住民福祉の増進に趣を置き、目に見える形の財政効果が現れる執行予算を願望いたしまして本予算に賛成するものであります。

議長
9番
竹沢議員

他にはありませんか。

私及び同僚議員が過去に提言した課題を具現化して予算化された、この点について触れながら今議会に提案された予算案に賛成する立場で討論に参加してまいりたいと思います。1つ、住民と協働のまちづくり予算、20,000,000程度でございますけれども、コンビニエンスストアでの税・料金等の納付について提案がありまして実現となりました。昨今の経済雇用情勢から滞納整理をさらに強化し現金化に努力をいただきたいと思います。滞納整理についてですが過去の私の経験で言うと生活困窮者は分割納付で良いわけですがけれども、支払い能力のある納税者につきましては強制執行、財産差し押さえ、積極的に実行していただきたいと思います。またこの支払い能力のある納税者ほど行政批判を行うものでありまして、税金を払って初めてまじめな普通の町民と同じでありますから、支払い能力のある滞納者には厳しく対応してほしいというふうに思います。

なお以前に提案いたしましたクレジットカードによる納税につきましても全国的には拡大されておるところでありますので、今後検討していただきたいというふうに思います。加えて税の電子申告が昨年12月14日より飯島町も開始いたしました。当時町内の税理士も要望してこの課題が実現したわけでありまして、うれしく思うわけでありまして、今後、固定資産税の償却資産申告も可能になるわけでありまして、未加入の事業所及び税理士会計事務所への普及拡大に努力をいただきたいというふうに思います。

2つ目、人口増活性化促進予算284,000,000ほどでありますけれども、妊婦検診の回数増、今後の事業計画について同僚議員提案によりまして事業継続をお願いするところでありまして。議員の提案のどおり地域優良賃貸住宅については9月までに入居募集を行っていただいて、町全体の活性化となるよう町外からの入居者獲得に努力をいただきたいと思います。併せて同僚議員提案のように町内アパート経営の厳しい経営状況を理解し、今議会にも同団体からの請願があるところでありましてけれども、それなりの措置を講じていただきたいと思います。

3つ目、福祉予算環境施策関係ですが43,810,000でありまして、議員提案の太陽光発電補助、同僚議員提案の長野県で初めて実施されますヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン接種などを町費全額費用負担ということで高く評価するわけでありまして。同ワクチンは近年のうちに我が国の政権が法定予防接種に法律改正をする計画のようでありましてけれども、それはそれとして長野県で一番早く実施をしたこの決意につきましてこの地方分権に即した対応でありまして、私が常に申し上げておるところの他市町村に負けない個性あるまちづくり、すなわちキラリ輝く飯島町ということで、こうした政策をおやりになっていることについてその町長の姿勢を高く評価するものであります。町としても普及活動を強化していただいて接種率を高めて、飯島町の宝であります子ども達を健康に元気に育てていこうではございませんか。このほかたくさん同僚議員の提案によりまして予算化や制度の改革など着実に行われていることを評価するところでございます。飯島町の平成22年度予算は合併せずに6年目を迎えるわけでありまして、町の将来を示す第5次総合計画の策定の年でもあり、高坂町長2期目の前半から後半に向けての仕上げを構築する意義と課題を持つ予算だというふうな受け止めております。従いまして平成22年度一般会計予算「町に元気を、みんなでつくる思いやり予算」に賛成をいたしまして討論いたします。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第19号議案平成22年度飯島町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。従って第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第20号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

7番

三浦議員

それでは平成22年度飯島町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論をしたいと思います。厳しい社会状況の中、保険料を払えない状況になると滞納後回収することがなかなかできない状況になってしまう。悪意での滞納は極めて少ないとみております。先ごろ、全日本民主医療機関連合会の調査結果が信毎にも載りました。経済的な理由で受診が遅れ結果として死亡に至ったことも考えられる事例が昨年43件に上ったことを発表し、保険料を払えないために無保険、資格証、短期証の人がお金がないために受診を控え、

病状の悪化で命を落としたと考えられるものが33例あったと発表しました。これは氷山の一角と考えられます。国民皆保険の目的はお金の有る無しにかかわらず、だれでも健康な生活を送るために医療が受けられるように設けられたものであります。先の調査のようなことがこの飯島町内でも起きてはなりません。今まで以上に配慮をお願いしたいと思います。特に無保険者を出さないこと、短期証の取り扱いは慎重にし、本人の手元に届かないことが無いように対応をしていただきたいということを申し述べまして賛成の討論いたします。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第20号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計予算について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。従って第20号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第21号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第21号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。従って第21号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第22号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第22号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。従って第22号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第23号議案平成22年度飯島町介護保険医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第23号議案平成22年度飯島町介護保険医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。従って第23号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第24号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第24号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。従って第24号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第25号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第25号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。従って第25号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に、第26号議案平成22年度飯島町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

3番

坂本議員

賛成の立場で意見を述べさせていただきます。上水道料金の未納者が2月1日現在148人もいまして、約2,580,000円余りの滞納額となっており、課を超えた収納対策に励んでもらいたいことと、また漏水等の改善に努めるためにも住民の方々に漏水カ所の通報に心掛けていただけるよう、啓蒙に取り組んでいただきたいと意見を付して賛成と致します。

議長

他に討論はありませんか

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第26号議案平成22年度飯島町水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立全員です。従って第26号議案は原案のとおり可決されまし

議 長 次に、第27号議案平成22年度飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第27号議案平成22年度飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第27号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第28号議案平成22年度飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第28号議案平成22年度飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第28号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 請願・陳情等の処理についてを議題とします。

去る3月4日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した請願・陳情等について、お手元に配布のとおり総務産業委員長及び社会文教委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。議事進行についてお諮りします。

各陳情等の審議についてはこれから委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論・採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

初めに竹沢総務産業委員長。

総務産業
委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました21請願第5号日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を求める請願につきましては、3月4日に委員会を開催し参考人として長野県平和委員会事務局長林茂樹氏の出席を要請し、説明を求め内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査

の過程で出された主な意見につきましては、裁判権放棄の日米密約の確かな証拠がない。従って廃棄を求めることは困難であり不採択とすべきである。一方、裁判権放棄の日米密約はあると判断する。日本の裁判権放棄は密約の存在を示すもので国家主権の根幹にかかわる重大な問題であり採択すべきである。などございました。

次に22請願第1号地域優良賃貸住宅建設事業等に関する請願につきまして3月4日に委員会を開催し、紹介議員である久保島委員が同席しましたので説明を求め、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、請願事項の中に町が今後検討しなければならぬ項目が多くあり採択すべきである。民間アパート活用は中期総合計画でも位置付けている。最近のアパート経営は厳しいが融資制度もあるので活用のPRは必要だが採択すべきである。などであります。

次に、22請願第2号地方自治の住民意思の尊重を日本政府に求める意見書提出に関する請願につきましては、3月4日に委員会を開催し、地方自治の本旨を伊那谷に実現する市民の会、竜援塾事務局長の中川氏の出席を要請し説明を求め、加えて紹介議員である坂本委員が同席しましたので説明を求め内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、憲法は明治憲法から現在の憲法に改正され、現憲法は平和主義と地方自治が付加された。地方自治は国と対等である。現官房長官の発言は遺憾である。地方自治の住民意思の尊重を日本政府に求めるため採択すべきである。一方外交問題にも関連する請願であり慎重に対応すべきであり不採択すべきである。などであります。

次に、平和市長会議会長、広島市長秋葉忠利他1名より提出があった21議第132号核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について、お願いすなわち要請につきましては3月4日に委員会を開催し内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、非核平和宣言を議会で過去に行っており、同種の意見書も過去に採択しており採択すべきである。核廃絶は国民の願いである。同請願は2020年までの目標年次を示しており今日的に意義があり採択すべきである。積極的に賛意を表し採択すべきである。21年9月議会でも同趣旨の陳情を採択しており採択すべきである。などあります。以上報告といたします。総務産業委員長。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

総務産業委員長自席へお戻り下さい。

議 長 次に宮下社会文教委員長。

社会文教
委員長 それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。3月4日の本会議において本委員会に付託されました、いずれも長野県社会保障推進協議会、代表委員、熊谷嘉隆氏ほか5名様より提出をされました、22陳情第1号市町村国保の改善を求める陳情、22陳情第2号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情の2件について3月4日午後委員会を開き、参考人として同協議会事務局長、平川氏、また担当課、中村課長並びに伊藤係長に出席を

求め内容を慎重審議した結果、お手元の配布のとおり、22陳情第1号については不採択すべきもの、22陳情第2号については不採択すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。なお審査の過程に出された意見などについて以下申し上げます。22陳情第1号では平川氏への質疑の中で、この医療制度改革をどのようにしたらよいかとの質問に、一元化、広域化ということが言われているが、むやみに広域化すると返って市町村間の格差を埋めずらくなるのでは。国保のように身近なところで運営し、その差を国の責任で財政調整を行うことが一番良いと思う。また長野県ではどのような滞納者の問題が起きているか、では、県の資格証明書の発行は全国と比較して少ない。ここ数年、短期保険証の発行が増えている。6カ月、3カ月、1カ月の種類があり、大きな市では窓口で止め置いている。手元にない人が増えている。受診を控えているのではと心配している。窓口に来るまでは渡さないということは問題ではないかとの答えでした。担当課の説明では現行6割、4割軽減を国では拡大してよいとのことで町長判断で22年4月より7割、5割、2割軽減を行う予定でいる。限度額も医療分と支援分で40,000円上がる。飯島町では1人当たり1世帯当たり約2%ぐらい下がる。また22年度より県単位で国保の広域化に向けて計画指針を立てると減額をペナルティーをなくすなどの説明を受けました。質疑では福祉医療の窓口無料化での減額ペナルティーはあるのか、では、窓口無料化はしないことになっていて、一旦2割、3割を支払ってもらい、後払いで福祉医療で戻すシステムになっている。長野県は窓口無料化はしていないのでペナルティーはないとのこと。その後の討論では陳情要綱のすべてが国の国保会計で既に取り組んでいる。飯島町の22年度の国保会計も7割、5割、2割軽減と630,000限度額引き上げで進んでいる。国保会計は制度上の中で運営していかなければならないもの、よって不採択とすべきなどの意見が出されました。

次に、22陳情第2号では平川氏への質疑の中で、広域連合の下で制度が行われているので市町村で声を上げることも大事だ。根本的にはそこへ陳情を持っていくべきでは。各市町村で参加しないと声を上げないと個別に上げたところだけ無保険者になってしまう。もう少し拡大した陳情で上げることが効果的ではないか。漠然とした内容ではなく陳情の内容をもう少し細く挙げる考えは、老健は今年で廃止になってしまう。また戻すということではなくもっと合理的な方法を視野に入れて内容を示した陳情を出す方が効果的ではないか。との質問に、理念として後期高齢者制度の基になっている高齢者の医療の確保に関する法律が根拠。これが老人保健法と老人福祉法の理念からは大きく外れている。老人福祉法は心身の健康保持及び生活の安定のためと謳っている。老人保健法でも国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保となっていたが、健康の保持が削られ高齢者の医療確保に関する法律は医療費の適正化の推進が目的となった。これは削減と抑制というニュアンスであるとみる。4月から診療報酬が改訂され75歳以上というのは廃止されるが保険料を取るだけという仕組みになっている。技術的な手法に関し老健に戻すことが必要とのこと。担当課への質疑では老健に戻した場合、町の現状にどう影響を及ぼすか、では、来年度新しい法律ができ2年後施行と決まっている。戻すことは事務作業がかなり膨大になる。20年度と同じことになる。当時システム改修を大規模に行った。そこにはかなりの税金が使われた。また戻すということは前にあったものを戻すという簡単なことではない。現制度については良い悪いは別にして町民に浸透してきたと思う。新しい制度でも徹

底して説明するにはかなりの準備期間が必要となる。現役世代と高齢者の負担が不透明ということで新しい制度になったもので、もう一度戻すことはどのようにするのか担当でも分からない。とのこと。また参考人の話では、以前のデータがあるから戻すことは簡単だということだがどうなのか、との質問では、国保連合会のレセプトも改修したのもう一度改修し直さなければならない。情報センターもすべて変わっているのでこれもまた変えなければならない。との答え。その後の討論では75歳以上の方すべてに保険料負担、診療報酬についても一般と差別すると、現制度の内容には問題もあるが本陳情は老健に戻すことを目的とした陳情だ。そのことについては加入者の方、行政の担当部所それぞれの皆さんに混乱を招くことになるので不採択にすべきである。また現制度の対象となる方にとって保険料や今後の医療の問題を考えると改善されているとはいうものの問題の多い制度である。老健に戻すことはシステム改修に経費や努力、エネルギーがいるということで大変だと思うが、対象者から見ると一日も早く制度を改善し負担を少なくするようなシステムに変えてほしい。不採択にも採択にもいささか問題を感じるので継続審査として取り扱うべきでは、との動議が出されましたが、その後否決され、その後現制度は広域連合の下で行っている制度、国会の改革会議の中では23年1月法案提出で進んでいる。老健は10年くらいかけて検討してきた過程がある。この場に来てまた戻すと医療制度に混乱を生じることになる。システム改修も税金に係る。事務的にも膨大な費用に係る。これらのことから老健に戻すことは当町にも大変不利な点があるので不採択とする。などの意見が出されました。以上主な内容を申し上げまして報告と致します。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。質疑を終わります。
宮下社会文教委員長自席へお戻り下さい。

議 長

以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから案件ごとに討論・採決を行います。

議 長

初めに、21請願第5号日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を求める請願について討論を行います。討論はありませんか。

7番

三浦議員

日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を求める請願について、私は賛成の立場で討論をいたします。この請願については紹介議員として意見書を関係機関に対し提出するために力を尽くすものであります。2008年10月23日国際問題研究者の新原氏が裁判権放棄の日米密約について発表をし、一般マスコミでも大きく取り上げられました。現在核持ち込みに関する日米密約が政府の解釈はともかく事実として存在することが明らかになっています。これらについてはアメリカの国立公文書図書館の開禁文書の中にあり、日本政府との間で取り交わされたものであることは明らかです。さてこの日米地位協定は安保条約を具体化するためのもので、日本国内であるにもかかわらず日本の法律の及ばない治外法権を補償することなどが盛り込まれたものであります。この地位協定の第17条の刑事裁判権で米兵の公務外犯罪について裁判権放棄の日米密約があったと

ということが、新原氏によって明らかにされたということです。今までに米兵による殺人事件、強姦、ひき逃げなどマスコミ報道されてきたものだけでも数知れませんが、しかし報道されるのはほんの一握りであります。治外法権を理由に日本の司法の手が及ばず泣き寝入りするしかない事件は日常茶飯事と聞いております。昨年沖縄県で男性が米兵にひき逃げされ死亡した事件がありましたが、犯人はアメリカに帰還してアメリカで裁かれるようです。日本国内で日本人が被害に遭っても日本の法律に基づいて裁くことができないことに、事件が起きるたびに日本中で何故なのかという憤りが沸き起ってきました。その理由が1953年10月28日の日米合同委員会裁判権分科委員会の非公開議事録の中で見つかったものです。アメリカ側と公式に約束した日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第一次裁判権を行使するつもりはないという内容であり、密約があったという裏付けであります。これまで歴代の政府は政府として密約に合意したことはないと否定してまいりました。しかしこの公式文書が存在する事実は否定できません。政府は公文書の存在が確認されている現実を認めるべきであり、米軍の犯罪や事故に関わる日本の裁判権を国民の権利を守るために取り戻さなければならないと考えます。このまま継続を許すことは日本の司法の責任と国家主権の根幹に関わる重大な問題を放置することになると考えます。よって請願事項の、日本政府は日米地位協定第17条の運用に関わる米兵公務外犯罪の第一次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めを公表し廃棄することを請願の趣旨に基づいて関係機関に飯島町議会として意見書を提出することに賛同するもので、日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を求める請願に賛成するものです。以上です。

議長
4番
浜田議員

反対討論はございませんか。
賛成討論は、

本請願を採択すべきとの立場から討論を行います。昨年11月の沖縄県でのひき逃げ事件、死亡事件は記憶に新しいところでありますけれども、この場合には日本の警察が事情聴取するまでに2カ月という期間を有したそういう事件でありました。それも多くの世論に押されてですねようやくそこまでとり着いたと。で2001年から2008年まで8年間の間に米軍人の公務外犯罪は約3,000件、そのうち83%が不起訴になっています。同じ時期に日本人の起こした事件その不起訴率は50%ほどです。深刻な犯罪になればなるほど米軍人のですね公務外の犯罪に対する不起訴率は低いと、明らかに不公平な取り扱いが行われているということはこの数字からみても明らかであります。もともと不平等な日米地位協定の下で日本に駐留する米軍の事件に関してですね、実質的に重要と認められる事件のみ裁判権を行使するとの通達が法務省の刑事局が1953年に全国の地検に送付しているということが明らかになりました。これはあの沖縄の地方紙である琉球新報がですね2008年に伝えています。ところがこの報道の数カ月前、国会図書館がですねこの書類を閲覧禁止にしています。本来閲覧禁止にするべきは非常に個人のプライバシーに関わるものに限定されるべきだと思いますけれども、逆に日本国民の主権に関わる文書がですね閲覧禁止にされたということで、これはある弁護士が現在係争中の出来事になっております。以上に述べたような根拠から密約の存在する蓋然性は極めて高く、これは国民が証明するというよりはこの蓋然性に沿ってですね政府が自ら調査して明らかにする必要がある

あるというふうに私は考えます。やや私事になりますけれども、私は高校までの17年間極東の中樞司令部がある神奈川県座間市で育ちました。たびたび爆音で授業が中断されるとまあそんな中で教育を受けてきた人間であります。でこの座間の町内での米軍の特権的な地位というのは子ども心にも明らかでありました。本件は外交問題である以前に日本国民の基本的な人権がですね正しく守られない、とりわけ基地を抱える自治体の日常的な不安にわれわれは心を寄せるべきであるというふうに考えます。で住民に最も身近な自治体こそがこぞってこの事実の解明と是正を求めるべきであるということをお願いして、これを採択すべきとの討論に変えたいと思います。

議長
1番
久保島議員

反対討論はありませんか。

反対の立場で討論させていただきます。この問題はですねわれわれ地方自治の飯島町議会です。密約があったか無かったかその辺のところはまだ釈然としないという中、またこれがですね地域協定の中での話であって、これは全く裁判権を放棄しているというものではありませんので、この地位協定の密約に関して公表をして廃棄するということについてはですねここで求めるべきではないと思います。また密約があったか無いかという調査については行っていただきたいということはおっしゃいますけれども、私どもでここで論議すべき問題ではないというふうに感じまして反対とさせていただきます。

議長
(なしの声)

他に討論ありませんか。

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

21請願第5号日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を求める請願についてを採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本案を採択することに賛成の方はご起立願います。

議長

[賛成者起立]

お座りください。起立少数です。従って21請願第5号は不採択に決定しました。

議長

次に、22請願第1号地域優良賃貸住宅建設事業等に関する請願について討論を行います。討論はありませんか。

10番
宮下議員

私は賛成の立場から申し上げます。私21年の3月の議会におきまして一般質問で新たな建設により返済と維持管理費を費やすよりも、民間アパートに対し特公賃住宅と同等に近い入居資格で家賃補助をして入居を推進することができないかといったような趣旨の質問をさせていただきました。その際には特公賃の性格から別次元の課題であるということの答弁をもらったわけですが、町長が進める人口増対策の施策を否定するわけではございません。しかし前回の検証とともに現在の経済状況、雇用状況などを総合的に判断し実行に移すということは行政として忘れてはならないことだと思います。町長がよくおっしゃる民間活力、これを削ぐようなことがあってはならないと考えます。今回の請願内容では見ていただくとわかるんですが、事項1の(1)町外からの転入者を最優先や町外で1年以上定住した者を条件とした入居募集。(2)の当選しなかった者について当会へ

の斡旋。事項3の現にある民間住宅のリフレッシュや活用に対しての支援。事項4のIターン者への500,000円補助事業を町外へ十分な広報活動。事項5の現在実施している空き家情報に合わせて空き室情報を取り扱う部門を専業強化。などこういったものは私は指示をいたします。ただ事項1(3)の3LDKで60,000円以上というのはグリーンリーフとの兼ね合いもありますので、事項の中に繰上償還や住民福祉サービス向上の事業に充てるという部分は理解はできますが、募集までの間に町として十分検討すべき事項であると思います。また事項2の入居率低下が経営を圧迫していると、こういったことは十分私も理解いたしますが、商売や経営にはリスクはつきものです。減免措置をとという気持ちは小さいながらも私も商売をしておりますので、少しでもという気持ちは100%わかりますが、今の経済状況ではほとんど全ての経営者が支援をしてほしいと思っているはずで、行政が全てこれらに全て対応していったとすればやはり財政は立ちゆかなくなってしまうということになります。残念ながらこの2点につきましては私は検討すべき問題と考えますが、総体的にはこの請願は町として十分考慮し配慮すべきものと私は判断をいたしましたので賛成といたします。以上です。

議 長 他にございませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
22請願第1号地域優良賃貸住宅建設事業等に関する請願を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って22請願第1号は原案のとおり採択することに決定しました。

議 長 次に、22請願第2号地方自治体の住民意思の尊重を日本政府に求める意見書提出に関する請願について討論を行います。討論はありませんか。

3番 坂本議員 賛成の立場で討論いたしたいと思います。戦後新憲法になり第8章に地方自治が新設されたことは誠に画期的なことでありました。が、その内容はわずか4カ条しか設けられておりません。平成12年4月1日より施行した地方分権一括法で立法原則及び解釈・運用原則が新たに織り込まれ、地方自治の本旨の意味内容を豊かにする方向でそれなりの努力が払われてきております。で政府は国と地方の協議の場設置法案を3月5日閣僚決定し、国会に提出する方向で現在準備を進めています。協議の対象の内容は国と地方の役割分担、地方の行政・財政・税制など自治に関する事項、経済・財政・社会保障・教育などの政策で地方に影響を及ぼす事項となっておりますので、よってこの地方自治体の住民意思の尊重を日本政府に求める意見書の具体的な、国においてはこのことを明確にするために、地方自治の本旨である団体自治と住民自治を実現することは私たちの願いであるという、これに対して賛成の立場で討論いたします。

議 長 他に討論はありませんか。
4番

浜田議員 本請願を採択すべきとの立場から討論いたします。本請願のきっかけになったのは名護市の基地移転の反対闘争に関わる官房長官発言でありました。しかし文面から明らかのように、ここでは基地の是非の問題を論じているわけではありません。地方自治体の住民の意思が住民投票や市長選挙を通じて、つまり行政トップや議会決議に加えてですね、それ以上に極めて濃厚に示されたことに対して政府の官房長官という重責にある立場の発言として、その結果を斟酌しないという姿勢を示したことに対して私は強く注目するものであります。でここには、この発言には国と地方が上下関係にあるという、非常にあるいは地方が国の支配下にあるというのに近い認識が示されているというふうには私は懸念しております。先ほど憲法に関する見解もありましたけれども、例えば50州の連合体であるアメリカ合衆国は言うまでもなく、ヨーロッパの各国においてもその強弱の程度はあれですね国と自治体が対等の位置に立って、国全体にわたって普遍性を確保するという国の役割と、一方で近接性の原理に基づいて住民福祉を具体的に進めていくという地方自治体が良い緊張関係を持って調整を進めていくという姿が共通のスタイルとして確立されているというふうに考えております。そういう意味で地方に示された意思はですね当然中央政府においても適切な形で考慮されるべきだということをこの際改めてわれわれは表明する必要があるのではないかと、そういう立場で賛成の討論にいたします。

議 長 反対討論はありませんか。討論はございませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
22請願第2号地方自治体の住民意思の尊重を日本政府に求める意見書提出に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに賛成の方はご起立願います。
[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立多数です。従って22請願第2号は採択することに決定しました。

議 長 次に、21議第132号核兵器の廃絶と、恒久平和実現に関する意見書の決議について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
21議第132号核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてを採決します。お諮りします。本要請に対する委員長の報告は採択です。本要請を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って21議第132号の要請は採択することに決定しました。

議 長 次に、22陳情第1号市町村国保の改善を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

7番 三浦議員 市町村国保の改善を求める陳情について反対の立場で討論をいたします。この陳情の内容については今まで国に要求してきたものでありますが、来年度の国家予算に陳情内容が

盛り込まれております。すでに町の来年度予算の中に国保税の7割、5割、2割軽減が盛り込まれるなど国の政策が変わってきているために、この陳情の内容では採択に賛成しかねるため反対をするものです。しかし自治体によって保険料に大きな格差が生まれていることについての是正や、国民皆保険の基礎となっている市町村国保の改善については引き続き行うことは必要と考えております。まあ今回のこの陳情について内容について現状と合わないということで反対をするものです。以上です。

議長

賛成討論はありませんか。
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

2 2 陳情第1号市町村国保の改善を求める陳情を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

起立ありません。従って2 2 陳情第1号は不採択に決定しました。

議長

次に、2 2 陳情第2号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

7番

三浦議員

後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情について私は賛成の立場で討論をいたします。民主党を中心とする政府は昨年総選挙で直ちに後期高齢者医療制度を廃止するとの公約で選挙戦を戦い、国民の支持のもと政権を担うこととなりました。一昨年の参議院では後期高齢者医療制度を老人保健制度に戻すとした廃止法案を、民主党を含む野党で提出をし成立をしております。このように国民に対し後期高齢者医療制度廃止を約束しており、公約通り老人保健制度に戻すべきであると考えます。役場担当課の話から老人保健制度に戻すためには大きな経費や労力が必要ということもわかります。また今のままでよいのではという意見も出ておりますが、私は議員の立場として住民の目線から見て高齢者を年齢で差別し医療に格差を持ち込んでいる後期高齢者医療制度は速やかに廃止すべきと考えております。また現在厚生労働省が見直そうとしている内容は更に医療差別の枠を広げるものであるというふうに私は理解しております。今は公正平等な医療制度に戻す一番の近道が老人保健制度に戻すことというふうに考えますので賛成をいたします。

議長

反対討論はございませんか。

11番

平沢議員

私は後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情に反対の立場で討論をいたします。ただいま三浦議員から何点かまあ理由を挙げて賛成討論がありました。もちろん私も住民負担を軽減することには反対はするものではありません。この制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まり、ただいま2年が経過しているところでございます。後期高齢者医療広域連合の下に上伊那広域では8市町村が足並みをそろえて行っているこの医療制度あって、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスの連携の強化など高齢者の生活を支える医療として取り組んでいると私は理解しております。従って将来を見据えて総合的に判断をしてこの制度の持

続可能な道を求めて進まなければなりません。高齢者の医療費を安定的に支えるための制度でありますから高齢者の方々にふさわしい医療を目指して進んでいきたいことを申し添えまして、同僚各議員のご賛同を求めるものであります。

議長

4番

浜田議員

他に討論ありませんか。

私はこの陳情を採択すべきとの立場から発言をいたします。この後期高齢者医療制度というのは病気のリスクの高い高齢者のみを囲い込んで、その中で保険制度をつくるという、世界でも類例を見ないまあいわば高齢者切り捨ての政策でありました。そして国民の圧倒的な批判を浴びて前回の総選挙の1つのテーマでもあった政策であります。先ほども賛成討論の中にありましたように、参議院ではこの廃止を決めております。しかしながらその後の動きについて私は非常に懸念をしております。ひとつは実際の次の案による実施がですね4年後に先送りされたこと、それからこの制度の結果ですね2年ごとに見直しが行われて、その結果、都道府県間の格差も広がりつつあると。今回の保険料の見直しによって全国の21都道府県では値上がりしが長野県も含めましてですね、原案の方向。で23の都道府県は現状据え置きもしくは引き下げということですね、本来ナショナルミニマムが保障されなければいけない国民の命と健康にかかわる出来事についてですね、県間に格差が生まれつつあるとこれも非常に重要な深刻な問題だというふうに思っております。何よりもまずそれと同時にこの引き上げに対して昨年10月政府はこれを、これに対してですねあの経済的な支援を与えるということを約束しましたが、それが実際に果たされなかった結果、今回の都道府県間の格差につながったものだというふうに私は理解しております。何よりもまず選挙にあたって公約としてこの制度の廃止を主張してきた政権与党自身がですね、これを速やかに自らの選挙前に表明した意思を貫くことが基本ではないかと。あのサラリーマン川柳の中に有名なものがございました。みなさんご存じかもしれませんが、「チェンジとは言ったことを変えること」こんなことを許してはいけないというふうに私は思っております。そういったことですね、あ、もうひとつこの制度の改革に対して今年の2月までに3次にわたって見直しの議論が厚生労働省で行われているということを知っております。そこには4つの案が出ておましてですね、その内の1つは75歳以上を65歳以上までに引き下げるとい、どちらかといえば改悪につながるような案も現在検討されているようであります。こういったものも含め現行の制度をですねそのまま延命させ、そして都道府県間に格差を生み、全体として保険料の値上りを招く、こういったことを放置するようなことをこれ以上続けてはならない、まあこういったことを申し述べてこの陳情を採択すべきという討論にいたしたいと思っております。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

2 2 陳情第2号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立少数です。従って2 2 陳情第2号は不採択に決定しました。

議 長

日程第13 議会閉会中の継続審査についてを議題とします。
初めに先の12月定例会において決定した議会閉会中の継続審査事件の報告を行います。
堀内議会運営委員長。

議会運営
委員長

議会運営委員会先進議会視察研修の報告をいたします。去る2月2日、3日の2日間、住民の皆さんに分かりやすい議会運営の先進議会であります三重県の東員町議会、明和町議会この2議会の研修視察を行いました。まず初めに訪れました東員町は四日市市に隣接し人口が25,600人、当初予算規模で70億円余という町でございます。四日市コンビナートに隣接しております地域でございます。東員町の議会での研修項目は町内を2つに分けて行っている議員と語る会、それから議会だよりの迅速な発行、政務調査費、対面方式による一般質問一問一答、この項目でございました。当日は東員町の正副議長、議会運営委員8名この皆様で対応していただきました。調査の結果ですが、町内を2つに分けて議員と語る会の開催、これにつきましては18年度から年1回2カ所で行ってきたというところでございます。質問事項の8割が行政の話であって、出席者が少なくなって固定化してきたために平成21年度、本年度から休止しているということで、どうも出席者が少なかったということのようでございます。それから次の議会報の発行の迅速性につきましては、ケーブルテレビの録画による放映が行われるようになりまして、できれば議会報をその前に発行して見ていただくようにしたいということで、議会があった月の翌月の第1金曜日に発行するという方法でやっております。それで原稿については質問者は質問事項をまとめて原稿を作成しまして、答弁については事務局で作成していると、まあ議事録から起こしていると思っております、そういうことでございます。またこの議会だよりの中では町民の皆様の声聞く手段としてクイズ欄を設けて、クイズに応募していただいてその時に意見も一緒に出していただくというふうにしているというところでございます。それから政務調査費につきましては従来月20,000円であったものを平成20年1月から月10,000円に減額してやっているということでもあります。議員の中で一人だけ政務調査費を使わない人がおるといことでありますが、使用目的としては資料の購入、研修費、研修会参加費等でございます。またこの議会ではこのほかに常任委員会研修の研修費が支給されているというところでございます。ただ政務調査費につきましては町民の皆さんの反応がどうもイメージが悪くて説明に苦慮する、まあそんなようにも申しておりました。それから次の一問一答対面方式ですが平成16年の12月定例会から試行を行いまして平成18年3月定例会から本格実施ということでもあります。議場は教室型、ここはまあ言ってみれば馬てい形の変則ですが馬てい形ですが、教室型であります。議員数が削減されたので教室型の一番前の中央の席を質問席として利用しているということでもあります。それから質問時間は答弁を含めて60分。で、対面方式のどうも欠点かなと思ってお聞きしてきたんですが、傍聴されている皆さんにずっと背を向けたまま、質問者の表情が傍聴者の皆さん、同僚議員にも見えないということがあるというところでございます。その他としましては町の各種委員会、審議会等の委員会については法定の委員会以外には参加しないということで、ここ何年か前からお願いしてきているということでもあります。なお参考までに議員報酬が250,000円、それに政務調査費が100,000円とそういう内容でございます。

それから次に訪れました明和町、これにつきましては松坂市と伊勢市に挟まれた伊勢神宮にかかわりが深い歴史のある町だということでもあります。また産業は農業が主体であってほとんどが2種兼業農家ということですので、一応農業ですかね、それが主体ということでございます。人口は23,000人、当初予算規模61億円余でございます。ここでの研修項目は休日議会の開催について、常任委員会傍聴について、一般質問対面方式について、この3点でございます。当日は議長さんと正副議会運営委員長、議会の関係者に加えまして町長さんもお出席をいただきました。研修内容については休日議会の開催について、これにつきましては平成11年の6月から日曜議会を開催してきておりましたが、平成15年の6月を最後に現在休止状態、もう5年くらいつんで休止状態ということ。でその休止状態になった原因につきましては、初めはもの珍しさが多くて多くの人に来ていただいたんですけど、一般質問のやりとりが傍聴の皆さんに理解できないということで傍聴の皆さんの減少、それから固定化が進んだということでもあります。また休日議会というのは事務局、また町当局等いろいろと負担が増してきたということが主な理由で休止の状態だということ。それから委員会の傍聴につきましては、希望があれば行うけれど実際は今のところ傍聴者がいないというのが現実だということ。それから一般質問の対面方式ですが、ここも議場が教室型でありまして、先程の東員町と同様、正面の議席を議員定数の減少により質問席にしております。ここの質問等の一般質問の時間は質問40分、答弁40分、でこれを事務局の職員がストップウォッチで時間を計っておるということ。で残りの時間はあの板に書いてこういうとこに表示するというような形でやっているというところでございました。また答弁につきましては、町長さんは答弁書によらず自分の言葉で答弁しているということをお聞かせしておりました。それから説明員の皆さん答弁は単刀直入に答えているということで、こういうことがあってこういうわけだからこうだというんじゃなくて、イエスカノーというような形の単刀直入に答えているということ。その他につきましては委員会の視察については隔年実施で行っているということで、ここでは事務局と執行部も同行して行っているというところでございます。それから議会だよりの一般質問につきましては、ここでも質問原稿は議員が作成し、答弁は事務局の職員が作成しているというところでございます。議員報酬につきましては220,000円でございます。あとこの町の特徴的なところでは、日曜日の窓口対応を実施しているということで、職員の3分の1が出勤して窓口を実施しておいて、来庁者は1日平均150人、まあ人口23,000人の中で150人ということですので飯島町でしたら約70人くらいかな、比率でいくとそんなふうになると思いますが、そんなことです。町民の皆さんには非常に評判が良いということと、効果としては収納率の向上につながったというふうに申しております。

今回の研修先につきましては全国議長会の優良議会表彰の資料を参考として選定をして行いました。いずれの議会でも住民に分かりやすい議会運営についていろいろと苦慮しておるようで、なかなか答えが見つからないというのが現状かなとそんなふう研修をした感想として持っております。当議会としましても今後も研鑽を深め、住民の皆さんに分かりやすい議会を目指していくことをお伝え申し上げまして、報告とさせていただきます。

ただいまの議会運営委員会報告に対する質疑は議会全員協議会において行います。
堀内委員長お席へお戻り下さい。

議 長

議 長 次に、会議規則第72条の規定によりお手元に配布のとおり、総務産業委員会、社会文教委員会及び議会運営委員会における所管事務調査等の処理について議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。

この申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時52分 休憩。
午前11時10分 再開。

[追加日程・追加議案配布]

議 長 休憩を解き会議を再開します。

ただいまお手元へお配いたしましたとおり、町長、坂本紀子議員、久保島巖議員から計3件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第3として上で議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って議案3件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第1 第29号議案平成21年度飯島町学校施設太陽光発電導入事業工事請負契約の締結についてを議題とします。

浜田教育次長。

教育次長 第29号議案について申し訳ございません、字句訂正をお願いいたします。2枚目でございます。4番目契約の相手方ですが契約の字が違っておりますので、申し訳ございませんがご訂正をお願いいたします。

議 長 事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは追加議案としてお願いをいたしました第29号議案平成21年度飯島町学校施設太陽光発電導入事業工事請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。今回の工事請負契約につきましては、地球温暖化等の環境問題への対策の一つとし、飯島、七久保両小学校と飯島町学校の3校に太陽光発電施設を設置をするものでございます。現下の厳しい財政事情ではありますが、従来の国庫補助に加え、公共投資臨時交付金を利用することによって、極力一般財源を抑えることに努力をいたしました。3月5日に業者より技術提案を受けまして、内容を審査の上、業者を決定し、この11日に仮契約を締結をいたしました。請負金額は消費税を含めて143,986,500円、請負業者は株式会社NTTファシリティーズ長野支店でございます。よって法の規定に基づきまして本議会の議決をお願いするものでございます。細部につきましては教育次長から説明を申し上げますので、内容を十分ご理解をいただきまして審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明といたします。

教育次長
議 長
11番
平沢議員

(補足説明)
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ちょっと1点お聞きしたいと思います。契約の方法でございますが、指定競争入札これはまあ今の細部的な説明で結構でございますが、この意向確認型、この件についてちょっと説明を願いたいと思えます。ということは先だって地元業者を使っていたきたいというようなひとつの形の中でできる範囲は、そういうまあ一括方式は一括発注は聞いておりましたんですが、この関係についてちょっと説明を願いたいと思えます。

教育次長

今あの議員さんのおっしゃる通り、通常の発注ですと町内業者発注が難しいということでございます。今回一括方式の中で指名競争入札、いわゆる業者を選定した中で一括方式の提案をさしていただきました。で、意向確認型の指名競争入札でございますが、指名業者への入札参加意欲及び技術的な適性を的確に把握するために、発注意欲の確認と簡易な技術資料に基づき審査を行うということでご理解をいただきたいと思えます。

議 長
3番
坂本議員

ほかに質疑はありませんか。

内容は分かりましたけど、この指名競争入札に決定するまでの過程は何社くらいの中で。その中での選定した結果はこのような形だったと思うんですけども、あの何故、先ほど平沢議員が言われましたように町内には該当する、町内にはなかったとしても隣町というか、近い近隣では無かったんでしょうか。

教育次長

業者につきましては、あくまでも町内業者というのを重視しました。近隣には資格等を持っている業者はおりますけれども、町の企業を使っていたきたい、いわゆる参入をさせていただきたいということで、今回このような方式をとらせていただきました。

議 長
10番
宮下議員

他にありませんか。

ただいまの件なんですけれども、今、次長の方からお話いただいてまあ町内業者ということなんですけど、結局この際には一応このNTTファシリティーズ、この会社は極力この飯島の地元の業者を使うんだという確認はまずとれているということで理解してよろしいわけですね。

教育次長

提案を受けるときに地元業者の参入についても提案をいただく中で審査をいたしました。使うということでお願いをいたします。

10番
宮下議員

今の話ですとそういうこちらからの要望が入るわけなんですけれども、それに対して今度締結した会社はそれを了解したということでよろしいんですね。確認です。

教育次長
議 長

その通りでございます。

他にありませんか。

議 長

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第29号議案平成21年度飯島町学校施設太陽光発電導入事業工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第29号議案は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第1号地方自治体の住民意思の尊重を日本政府に求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

3番 坂本紀子議員。

3番 坂本議員

それでは、地方自治体の住民意思の尊重を日本政府に求める意見書提出についての趣旨説明をいたします。沖縄県名護市ではこの1月24日に市長選が実施され、市民は普天間基地の辺野古移転に反対を掲げる市長を選びました。就任以来、普天間基地移転問題に慎重な発言をされてきた鳩山首相の姿勢は、地方自治の本旨を十分に認識されたものと理解しています。しかし官房長官はこの結果に対して斟酌してやらなければならない理由はないと発言されました。住民意思の実現に日々取り組んでいる自治体としてはこの発言に強い懸念を覚えます。地方自治は現行の日本国憲法において確立され、その目的は住民意思に基づいて住民福祉を実現するものです。国家の目的も国民の幸福の実現にあり、国は地方自治体に協力し支援することでそれを達成できます。その根本にあるのは住民の意思です。よって国においてはこのことを明確にするために下記の事項を速やかに表明するよう強く要請します。

国家政策の立案・実施に際しては、地方自治体において明示された住民意思を尊重し、その反映に最善の努力を尽くすこと。以上趣旨説明といたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

4番 浜田稔議員

4番 浜田議員

本案に賛成する立場から討論いたします。さまざまな考え方はあろうかと思いますが、今回の官房長官の発言はですね、中央政府と地方との関係に対して大変大きな問題を含んでいたというふうには私は考えております。で、すでに議論されておりますけれども、現行憲法は明治憲法の後継法というふうに政府の認識でもなっております。天皇から始まる章立てはそのまま現在の憲法に引き継がれています。でその例えば天皇の主権が国民に移り、あるいはそれぞれの条項が改正されるという形にはなっておりますけれども、ただその中でいくつかの条項が挿入されまして、それは例えば第2章の戦争放棄の条項、それと並んで重要なのが第8章の地方自治だというふうには私は認識しております。で、特にその地方自治の法の中でひとつ端的に考え方が示されているのが第95条、ここでは1の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところによりその地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ国会はこれを制定することができない。

つまりいかに国といえどもですね、一地方に限定される法律にあつては単にその首長の認識だけではなくて、住民の過半数の同意を得なければ国といえども施行することはできないというまあ法令であります。これは現実に広島、長崎の被爆地への特別法等々でいくつか適用事例はありますけれども、そういったことと並んでですね、中央政府と地方政府の関係というのを端的に示した法律であるというふうには私は考えております。で、すべてこれが適用されなければいけないというわけではありませんけれども、ここに典型的に示されているように、地方は国の従属物ではない。住民に密接した自治組織としてですね、それぞれ固有の立場の意見を表明する、一方、国はそれを尊重しなければならない。こういった関係は明らかであろうと思います。そういったことを改めてこの発言に関連してですね国に認識を求める、そういう意味で本案に賛成するものであります。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい

議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号地方自治体の住民意思の尊重を日本政府に求める意見書の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第3 発議第2号ヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1番 久保島巖議員

1番 久保島議員

それでは、ヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書提出について提案理由の説明を行います。地方自治法第99条の規定により衆参議長並びに内閣総理大臣および総務、財務大臣宛てに意見書を提出するものでございます。地球上唯一の被爆国である日本国民は宗教、イデオロギーにかかわらず、広島・長崎の議定書の趣旨に賛同いたすものでございます。オバマ米国大統領のプラハ演説以来、核兵器廃絶に向けた流れは加速を感ずるものになっております。この機をとらえ核兵器廃絶が早期実現するために明確な期限を決め、核保有国をはじめ各国政府が取り組む必要があります。このためヒロシマ・ナガサキ議定書が2010年のNPT再検討会議で採択されることが望まれます。よって国会および政府はこの趣旨に賛同し、同議定書を議題とし提案していただき、この採択に向けて働きかけていただくことを要請するものであります。ご審議いただきましてご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

8番 北沢正文議員

8番
北沢議員

私は核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議、これに対して賛成する立場で意見を申し上げてみたいと思います。ただいまのヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提案説明があった通りでございます。世界で唯一の被爆国であります日本、また忘れてはならないのはその後、初の水爆の犠牲者を出した第五福竜丸事件というのがございました。まあこの3つの被爆という大きな体験をしている日本にとりまして、世界に核廃絶を求めることはわれわれに課せられた使命であるというふうに考えるところでございます。今始めなければ核廃絶は地球上から廃絶するには20年かかるというふうに言われておまして、この時期を逃がせばこの実現はさらに遠のくのではないかとというふうに懸念するところであります。当飯島町議会におきましても、昭和59年12月14日に非核平和宣言の町を採択しております。この非核平和宣言は全町民の願いであり、よって平和市長会議の呼びかけに応じまして政府に対し核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすよう働きかけるこの意見書の提出に賛同するものでございます。議員各位の賛同を是非よろしく願いたいと思います。以上であります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。久保島議員自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第2号ヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第2号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
予算議会ということでご出席をいただきました林代表監査委員、市村教育委員長、杉原農業委員長、久保田財政係長におかれましては大変かありがとうございました。
ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町 長 それでは3月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る3月4日から開会をいたしました3月議会定例会におきましては、平成22年度の各会計予算をはじめ、諸施策の基本となる条例改正等、いずれも平成22年度のスタートにあたって重要な案件29議案を提案をさせていただきました。議員各位には本会議並びに特別委員会、常任委員会を通じて慎重審議をいただき、連日わたるそのご苦勞に対し心から敬意と感謝を申し上げます。おかげをもちまして平成22年度予算並びに提出案件をいずれも原案通り可決決定を賜りましたことに対しまして重ねてお礼を申し上げます。今後行政運営にあたりましては本会議や特別委員会、常任委員会の審議を通じて、

また一般質問において広範な行政課題に対して賜りました各位の貴重なご意見等を重く受け止め、多くの課題に対して町長以下職員が一丸となって、厳しい中にも希望の持てる元気で活力あるまちづくりのために一意専心努力をしまいる所存でございます。当面平成21年度の経済対策関連事業を初め、現在鋭意取り組みを行っているところでございますが、多くの部分で平成22年度への繰越事業となる見込みでございます。できる限り早期に事業を完了させるとともに、平成22年度予算とも連携をする中でその効果を上げてまいりたいと考えております。これに関連をいたしまして3月末までの会計年度内における国の法案成立との関係、補助事業等の年度末事業の確定精算とまた繰越にかかる各事業の事業枠等、今現在21年度の予算執行において未確定な部分がかかりございますので、年度内の確定数値をもって3月31日付の最終専決補正をさせていただきまして、後刻ご報告を申し上げさせていただきたいと思っておりますので、なにとぞあらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

さて議員はじめ住民各位の皆様方には、平成21年度の町政運営にご協力を賜りましたことに対して重ねて感謝を申し上げ、来る平成22年度が災害もなく経済も回復をして、未来に開かれたみんなで作るまちづくりが進められるよう一層のご理解とご協力を節にお願いをする次第でございます。近年は異常気象や大地震による災害が世界各地で発生をいたしております。つい先日はチリで大地震が発生し多くの住民の皆様が犠牲となりました。遥かに遠くからご冥福をお祈りを申し上げます。わが国でも津波の被害が生じ、東北地方では一部に被害が出ておまして、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、このことは東海地震の地震防災対策強化地域に指定をされております飯島町にとりましても他人事ではございません。当町といたしましては引き続き安全安心のまちづくりに向けた様々な取り組みをしまりたいと考えておる次第でございます。

さて、このところの寒さで春も少し足踏みの感がありましたが、それでも桜の便りは例年より1週間から10日も早く北上をしているというふうに報じられております。間近に卒業式、卒園式も控えております。それぞれに新たな希望を持って巣立って行ってほしいと心から念願をしておるところでございます。

最後になりましたが、本定例会にご出席をいただきました林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、杉原農業委員長さんには大変お忙しいところを誠にありがとうございました。私からも心からお礼を申し上げます。議員各位をはじめ皆様方にはいよいよご健勝でご活躍あらんことを心からお祈りを申し上げまして、3月議会定例会閉会のご挨拶と致します。長期間、誠にありがとうございました。

議 長 以上をもって平成22年3月飯島町議会定例会を閉会します。

午前11時48分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山 誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員